嬉野市都市計画マスタープラン

【素案】

嬉 野 市

序　章　～ はじめに ～

都市計画マスタープラン策定の背景と趣旨

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条第2項に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に位置づけられる計画であり、各市町村が創意工夫のもとに、市民の意見を反映させつつ、地域の特性を踏まえて定める都市計画の基本的な方針として、平成4年の都市計画法改正により創設されました。

その後、阪神・淡路大震災を契機とした都市の安全性に関心が高まるとともに、少子高齢化、経済のグローバル化、地球環境意識の高揚など、都市を取り巻く社会情勢が大きく変化し、都市計画についても、「線引き選択制、都市計画区域マスタープラン・準都市計画区域の創設」（平成12年5月改正、平成13年5月18日施行）や「まちづくり三法の改正」（平成18年5月改正、平成19年11月30日施行）などの制度改定がなされ、また、景観法の制定（平成16年6月18日公布）などの経済性や効率性以外の価値観が重要視されるようになりました。

嬉野市においては、平成18年1月1日に嬉野町と塩田町が合併して誕生した新しい都市であり、それまで個々で取り組んできたさまざまなまちづくりを踏まえながら、平成19年度（平成20年3月）に「嬉野市総合計画」を策定しており、これに基づき、都市計画・都市づくりの新たな方針が必要となりました。

このような背景を踏まえ、「嬉野市都市計画マスタープラン」は、総合計画で掲げる嬉野市の将来像や土地利用をはじめとする都市計画の基本的な方向を明らかにするとともに、都市づくりに関する各種施策・事業を体系的に整理し、将来像の実現に向けた都市計画の総合的・長期的な指針として示すことを目的とするものです。

まちづくりの背景（社会的動向）

嬉野市都市計画マスタープランは、以下に示す社会的動向を踏まえ策定します。

1．人口減少・少子高齢化の進行

我が国は、出生率の低下と平均寿命の伸長によって急速に少子高齢化が進んでいます。

(財)国立社会保障・人口問題研究所の予測では、平成27年には1億2,500万人に減少し、平成37年には1億1,900万人にまで落ち込むと予想しています。

また、人口の年齢構成も15歳未満の年少人口が減少する「少子化」と、65歳以上の老年人口が増加する「高齢化」が同時に進行している状況にあり、高齢化の傾向は今後ますます強まると考えられ、平成17年の国勢調査における高齢化率約20％に対し、20年後の平成37年には約31％にまで達するものと予想されています。

このような人口の少子高齢・減少傾向は、経済・社会などさまざまな分野に大きな影響を及ぼすことが予想され、特に、生産年齢人口の減少に伴う地域活力の低下や社会保障費の増加なども懸念されています。

このため、まちづくりにおいては、人口減少・少子高齢化を抑制する取り組みとともに、人口減少を前提として、これまでの「量」を重視する考え方から「質」を重視する考え方への転換が求められています。

2．地球環境問題・新エネルギーへの関心の高まり

近年、地球規模のさまざまな環境問題への関心が高まっています。特に気温・海水温の上昇などの現象「地球温暖化」は、森林破壊や水不足、砂漠化、海面上昇などを引き起こす環境問題の象徴となっており、その要因と考えられている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（GHG）の排出・蓄積量の削減は、国際的な課題となっています。

GHGの発生については都市化したライフスタイルによる化石燃料の消費量増大が主な要因とされており、大量生産・大量消費社会の見直しとともに、省電力家電や低公害車への買い替え、冷暖房温度の調節など、国を挙げての排出抑制策が推進されています。また、環境問題はエネルギー分野に大きな変革をもたらしており、太陽光発電や風力発電、バイオマス発電など再生可能エネルギーの実用化に向けた取り組みが推進されています。

したがって、都市づくりにおいても、環境負荷を抑制した持続可能な社会に向け、公共交通の利用促進・物流の効率化、集約型都市構造への転換等による低炭素型の都市・地域の形成、都市緑化の推進、並びに、多様な生態系を守る水や緑の保全・活用など、自然環境と調和・共生した取り組みが求められています。

3．経済活動のグローバル化、都市間・地域間競争の拡大

経済活動のグローバル化並びにアジアなどの新興国、資源大国の台頭と、それと比例した世界経済における我が国の地位・影響力の低下が進み、我が国の製造業も、現在は国際市場において海外メーカーとの厳しい価格競争に晒されています。一方、国内においては、金融や国際競争力の高い知識集約型産業など高度化した業種や職種が集まる大都市圏に、人や財・サービスの流入・集積が進み、工場立地によって雇用を支えてきた地方圏では、国際分業化による生産機能の海外移転の流れによって、誘致企業の閉鎖・撤退等が起きており、人口の減少や域内経済の衰退といった問題が生じています。

特に高速道路や新幹線などの国家的なインフラ整備に恵まれない地域は、都市間・地域間競争が拡大する中、企業誘致や定住促進などを進めるにも不利な条件下にあって、人口や都市機能の維持、都市運営が厳しい状況にあります。

このような社会背景を踏まえつつ、地方圏における都市づくりにおいては、自治の自立と都市サービスの維持に向け、産業基盤の整備をはじめとする都市の基礎体力強化が求められています。

4．安心・安全への関心の高まり

我が国では、「阪神・淡路大震災」や「東日本大震災」などの大地震・超巨大地震、「東海豪雨」や「中国・九州北部豪雨」などの局地的大雨・集中豪雨といった大規模化・複雑化する自然災害によって、国民の防災意識が変化しつつあります。

特に、「東日本大震災」では、津波による甚大な人的被害、広範囲にわたる社会経済インフラの破壊、福島第一原子力発電所の炉心溶融・水素爆発事故と政府や東京電力の対応の遅れなどを目の当たりにする一方で、被災者の自発的な助け合いや、多くの命が救われた岩手県釜石市の児童・生徒たちの避難行動などが報道されたことで、これまで醸成されてきた「防災は行政がやるもの」という潜在的意識に変化が起き、「自分たちの生命、地域は自分たちで守る」という自助・共助の意識が高まってきました。

同時に、我が国の地理的・気象的条件から、地震や大雨などの自然災害は、起こることを前提として、その被害の軽減を図る「減災」の重要性が高まっています。

さらに、国際化・複雑化が進む現代において、年々凶悪化・巧妙化する犯罪、人命だけでなく社会経済インフラを標的としたテロ活動の脅威など、社会の不安定要素は増大しており、安心して暮らせる社会の構築に向けた多角的な取り組みが求められています。

５．価値観の多様化・生活スタイルの変化

社会情勢の変遷に伴い人々の意識は多様化しており、都市や社会への要求も、これまでの社会（地域）全体で経済的な充足から、それぞれの価値観に基づく生活の質的向上へと変化してきました。また、男女雇用機会均等法の制定によって進んだ女性の社会進出や、長期の不況に伴う雇用環境の変化は、社会経済や生活スタイルに大きな変化をもたらしており、新たな経済活動機会の創出や、社会の仕組みの再構築、生活設計の抜本的な見直しなど、さまざまな影響を及ぼしています。

このような背景を踏まえ、社会活動の基盤である都市に対しては、個々の価値観に対応できるよう、選択肢が多く自由度の高い環境（条件）整備を図り、多様な活動機会を創出することが求められています。

６．市民参画・協働社会への移行

近年、市民のニーズや地域の課題は多様化しており、行政だけが担う旧来の自治のあり方では、市民が求めるサービスが提供できなくなっています。そこで、まちづくりへの市民参加・参画が重要視されており、全国各地で市民（地域住民）と行政（地方自治体）との協働のもと、さまざまな取り組みが進められています。

中でも公共事業については、国や地方の財政が逼迫する状況において市民の目も厳しくなっており、その計画策定段階から市民の意向を反映させることで、地域のニーズを反映させた、より必要性の高い事業の推進を目指すようになってきました。

このように、市民参画と官民協働の考えのもと、地方自治のあり方を見直し、さまざまな課題に対し市民自らが主体的に取り組むことが求められています。

都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定を根拠とし、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

都市づくりを進めるにあたっては、当該行政団体の運営指針に基づく必要があることから、都市計画マスタープランの策定に際しても、市町村の総合計画（嬉野市総合計画）に即するとともに、都市計画分野だけでなく都市づくりに関連する各種分野の計画などとも整合を図ることになります。さらに、市民と行政が「まちづくりのビジョン」を共有するため、市民の意見を反映しつつ地域の特性を踏まえ策定します。

今回策定する嬉野市都市計画マスタープランは平成20年3月に策定された嬉野市総合計画に即するもので、塩田町と嬉野町の合併を踏まえた都市づくりとともに、成長社会から成熟社会への転換に対応した都市の在り様を、その実現に向けた方針を示します。

図　都市計画マスタープランの位置づけ

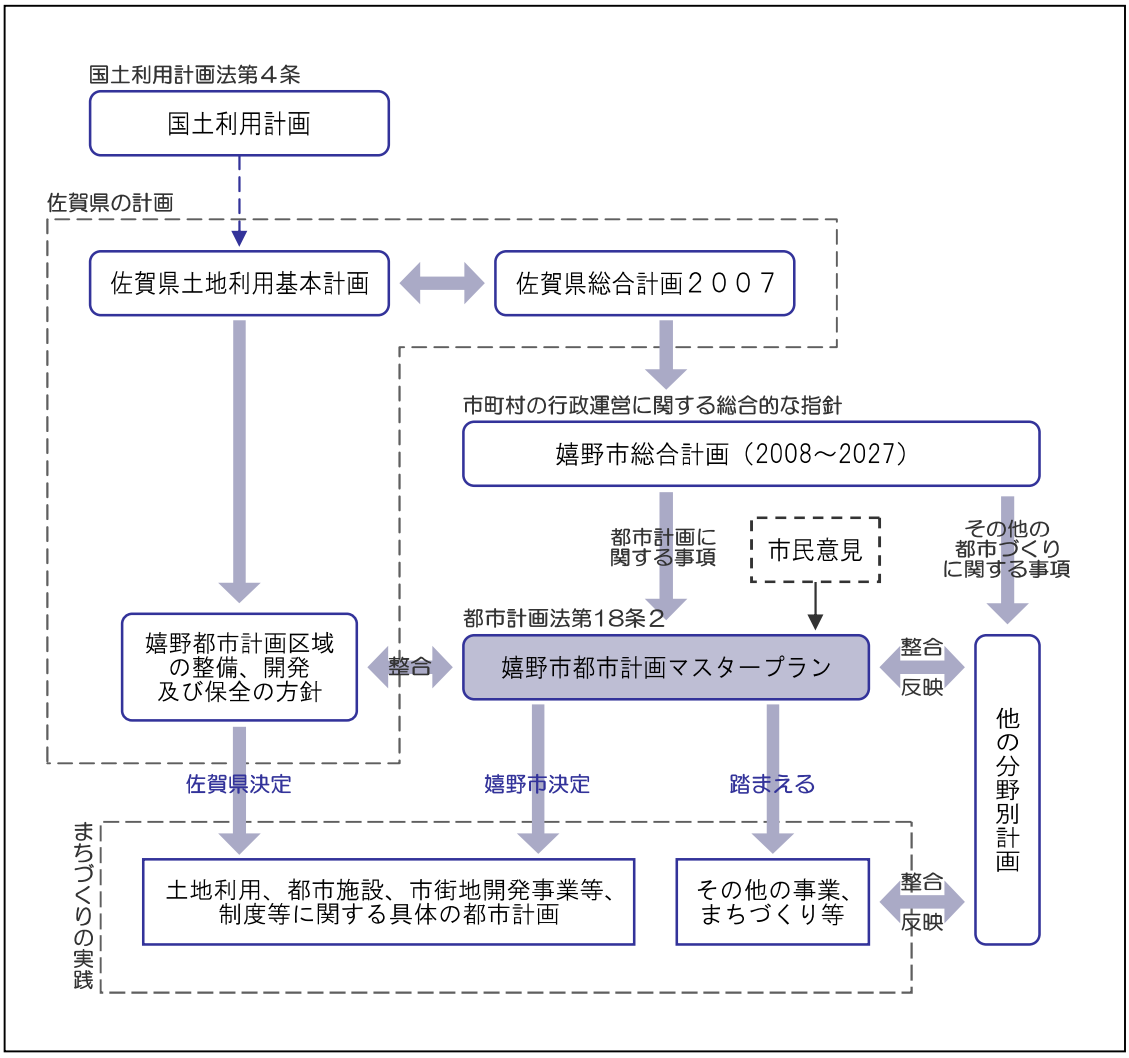

嬉野市都市計画マスタープランの対象区域

基本的に、都市計画法は都市計画区域に適用される法律で、嬉野市の市域面積126.51km2のうち都市計画区域は嬉野町内の一部のみに指定されています。

しかしながら、嬉野市は２町が合併して誕生した新市としてまちづくりを推進する必要があることから、都市計画マスタープランは、嬉野市全域を対象として策定します。

図　対象区域（※嬉野市全域）

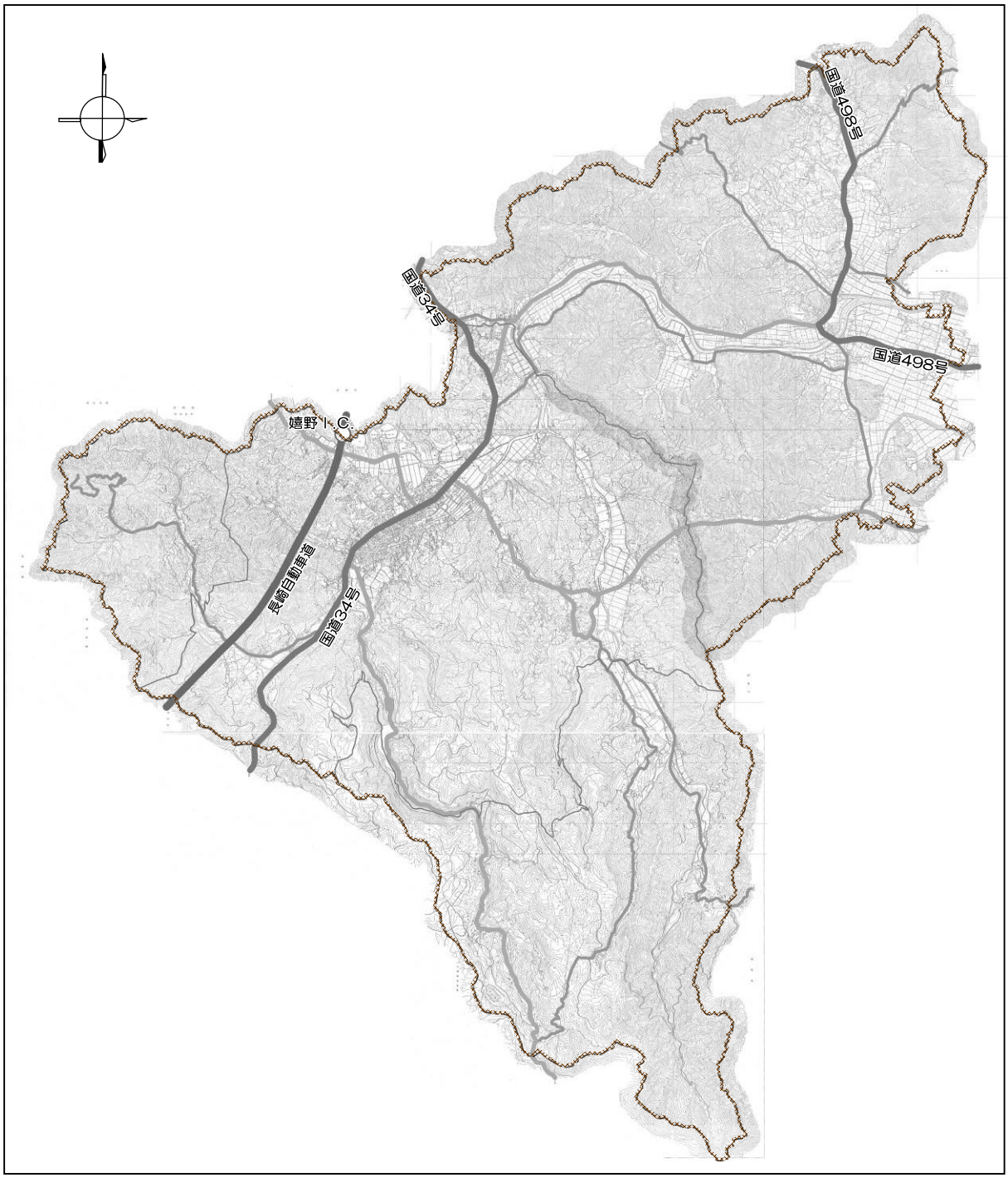

嬉野市都市計画マスタープランの構成

嬉野市都市計画マスタープランは、嬉野市全体の将来像や土地利用及び各種都市づくりのあり方を示す「全体構想編（第３～４章）」と、市内各地域の特性に応じた方針を示す「地区別構想編（第５章）」、その実現に向けた「計画実現に向けた管理方針（第６章）」、並びに、方針・計画策定の前提となる都市の「特性と問題点（第１章）」、「基本的課題（第２章）」で構成します。

図　嬉野市都市計画マスタープランの構成

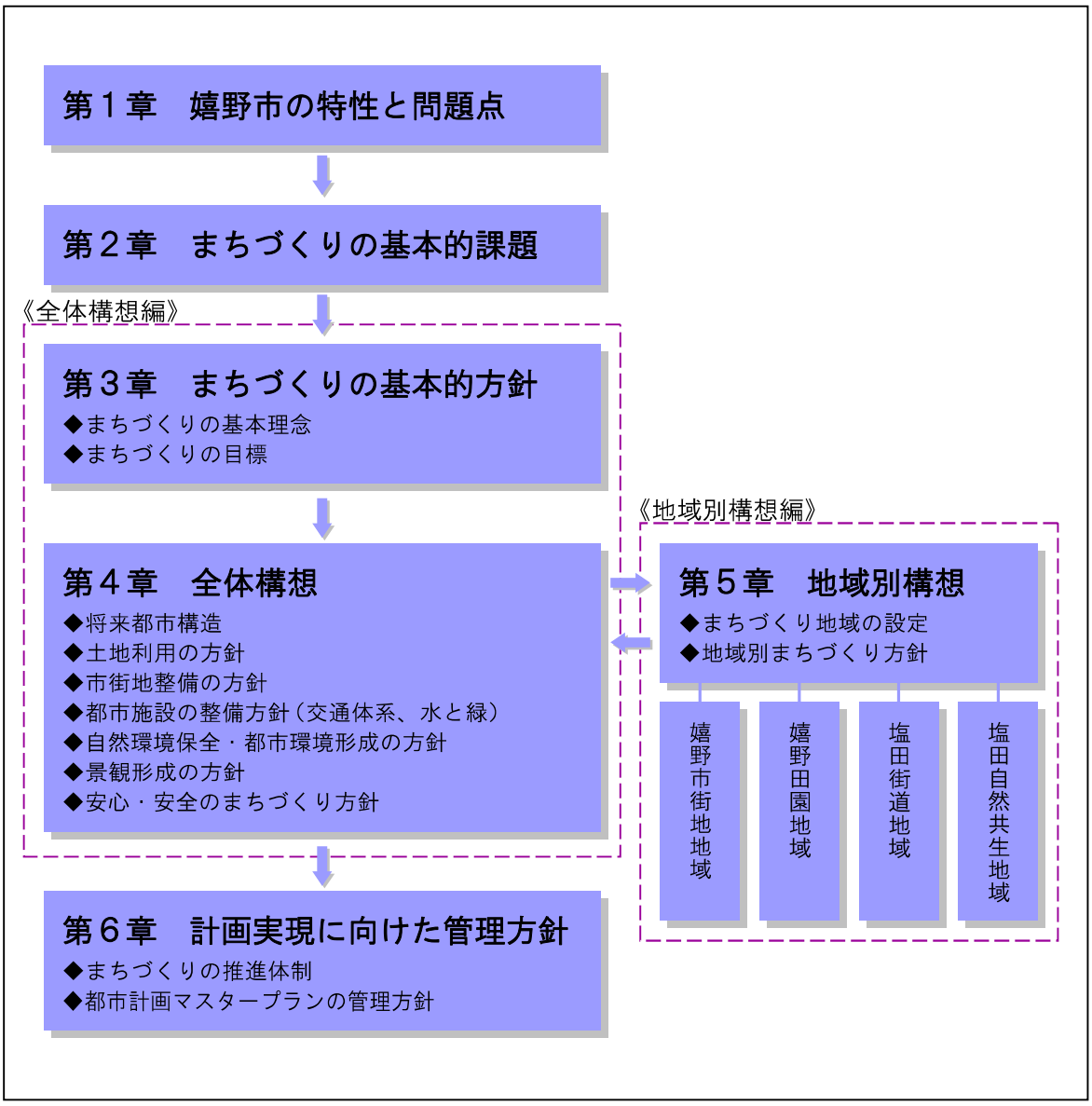

まちづくりの目標年次

嬉野市では平成20年３月策定の総合計画において、2017年（平成29年）に向けた行政計画を策定していますが、都市計画は長期的視点に立って取り組む必要があります。

したがって、嬉野市都市計画マスタープランは、関連計画の計画期間との調整を図りながら概ね20年後の2030年（平成42年）を目標年次とし、長期的視点に立った将来像や都市づくりの目標を設定します。また、都市計画や分野別都市づくりの取り組みについては前期・後期に分け、中間目標年次として概ね10年後の2020年（平成32年）を設定するとともに、関連する各種施策の計画の見直しに柔軟に対応するため、全体計画をⅠ～Ⅳの４期に区分し、具体のプロジェクトのスムーズな管理を行います。

さらに、今後、社会経済情勢に変化が生じた場合、及び嬉野市総合計画などの上位計画が見直された場合には、必要に応じて改訂を行います。

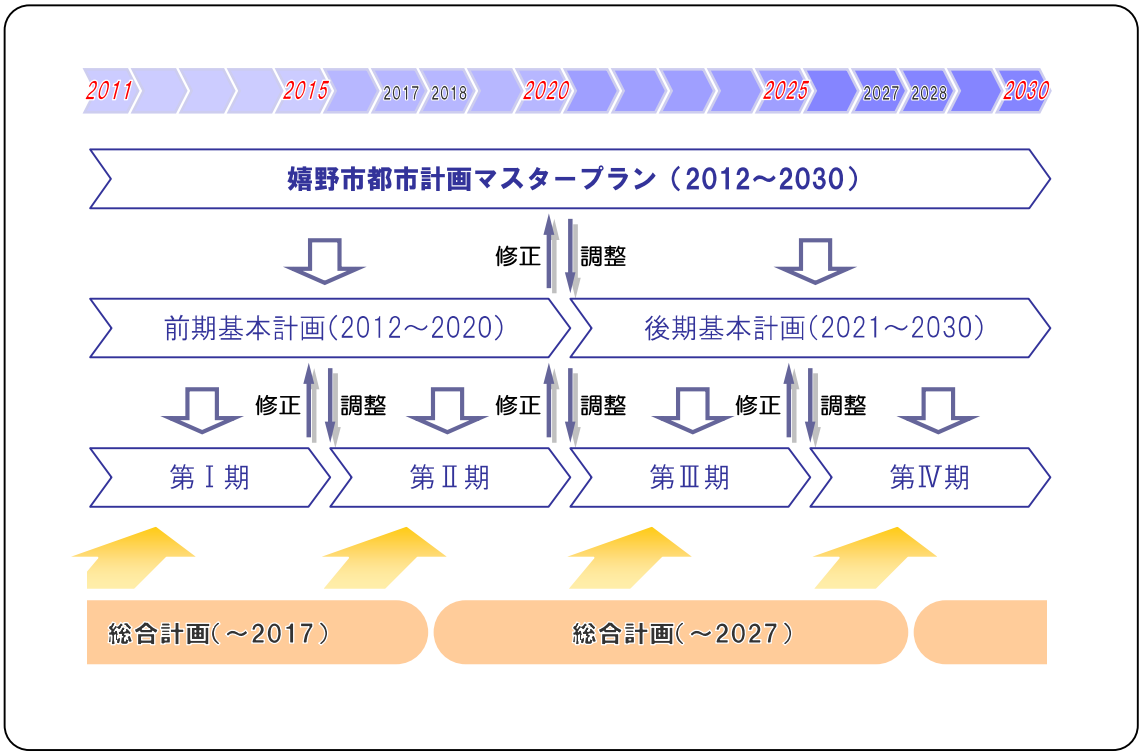

嬉野市都市計画マスタープラン

URESHINO-CITY Master Plan Concerning City Planning/ 2011-2030

第１章 嬉野市の特性と問題点 1
1-1 嬉野市の概況 1
1-2 上位関連計画の整理 8
1-3 嬉野市の現況診断 15
1-4 市民意向の把握 50

第２章 まちづくりの基本的課題 53
2-1 課題整理の流れ 53
2-2 論点別の課題解決の方向性 54
2-3 嬉野市のまちづくりの課題 58

第３章 まちづくりの基本方針 65
3-1 まちづくりの基本理念 65
3-2 まちづくりの目標 66

第４章 全体構想 75
4-1 将来の都市構造 75
4-2 部門別まちづくりの方針 86
4－2－1 土地利用の方針 86
4－2－2 市街地整備の方針 93
4－2－3 交通体系づくりの方針 96
4－2－4 水と緑の整備方針 101
4－2－5 自然環境保全・都市環境形成の方針 106
4－2－6 景観形成の方針 108
4－2－7 安心・安全のまちづくりの方針 111

第５章 地域別構想 115
5-1 まちづくり地域の設定 115
5-2 地域別まちづくり方針 117
5－2－1 嬉野市街地地域 118
5－2－2 嬉野田園地域 128
5－2－3 塩田街道地域 137
5－2－4 塩田自然共生地域 147

第６章 計画実現に向けた管理方針 155
6-1 協働・協同のまちづくりによる計画実現 155
6-2 都市計画マスタープランの管理方針 159

第１章 嬉野市の特性と問題点

1-1 嬉野市の概況

１．位置

嬉野市は、長崎県と接する佐賀県南西部地域に位置し、北を武雄市と長崎県波佐見町、東を鹿島市と白石町、西・南を長崎県東彼杵町と同川棚町にそれぞれ隣接しています。さらに、直線にして佐賀市から約27kmの距離に位置し、福岡市からは60kmの圏域にあります。

本市は北部九州有数の温泉地を擁するとともに、「うれしの茶」や長崎街道の面影を残す歴史的町並みなどの観光資源に恵まれており、主に観光地として発展してきました。

これに対し、現在の広域的な連携手段は長崎自動車道のみとなっていますが、現在建設が進められている九州新幹線西九州ルートにおいて、嬉野温泉駅の設置が予定されており、都市活動・交流圏の拡大によって、観光都市を機軸に広域圏における重要な地位を担うことが期待されています。

※法令上の名称は「長崎ルート」ですが、本都市計画マスタープランにおいては、JR九州が優先使用する呼称を用いることとします。

図　広域的位置

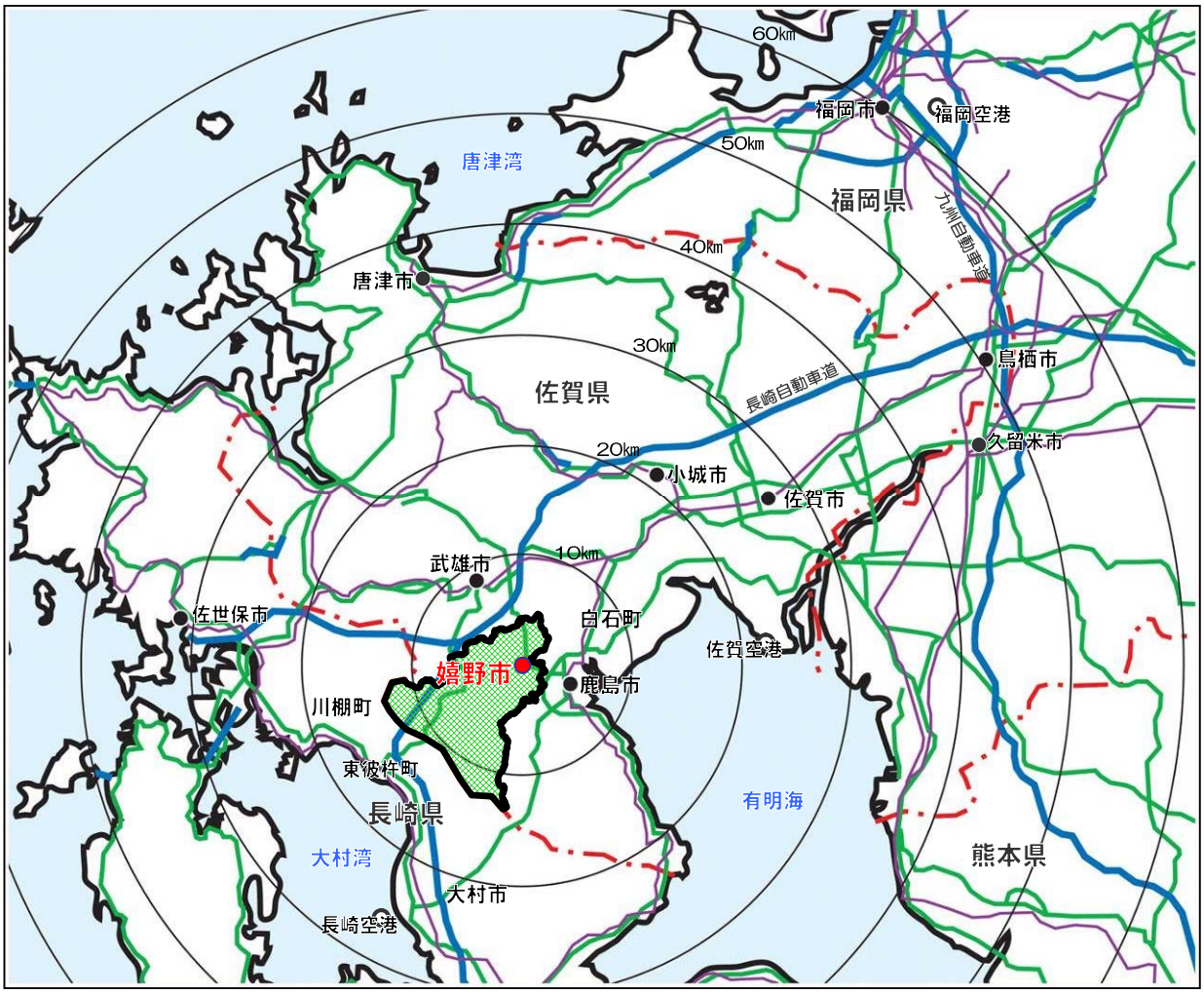

2．沿革

嬉野市は、平成18年1月1日に塩田町と嬉野町の2町の合併によって誕生しました。合併時点の市域面積は126.51km2で、佐賀県内20市町中9位の30,379人（佐賀県統計調査課）※の人口を有しています。

その沿革をみると、まず明治22年4月1日の町村制施行によって、塩田村、五町田村、久間村、西嬉野村、東嬉野村、吉田村が発足し、大正7年10月5日に塩田村が塩田町に、昭和4年4月22日に西嬉野村が嬉野町に、それぞれ町制へ移行しています。町制施行後も、嬉野町では昭和8年4月1日に嬉野町と東嬉野村と合併を行い、さらに昭和30年4月1日に町村合併法によって吉田村を合併し、新しい嬉野町となりました。一方、塩田町も昭和31年9月1日に久間村（昭和30年11月1日に牛間田を編入）と五町田村（昭和31年4月1日に殿ノ木庭を編入）を取り込んでいます。

その後、昭和62年に改正された市町村合併特例法（平成17年3月31日失効）と平成17年4月1日に施行された「市町村の合併の特例等に関する法律」によって進められた全国的な市町村合併の中、平成18年1月1日に塩田町と嬉野町が合併し、嬉野市が新設されました。

※平成17年国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし、動態の数値を加減して算出したものです。

図 沿革

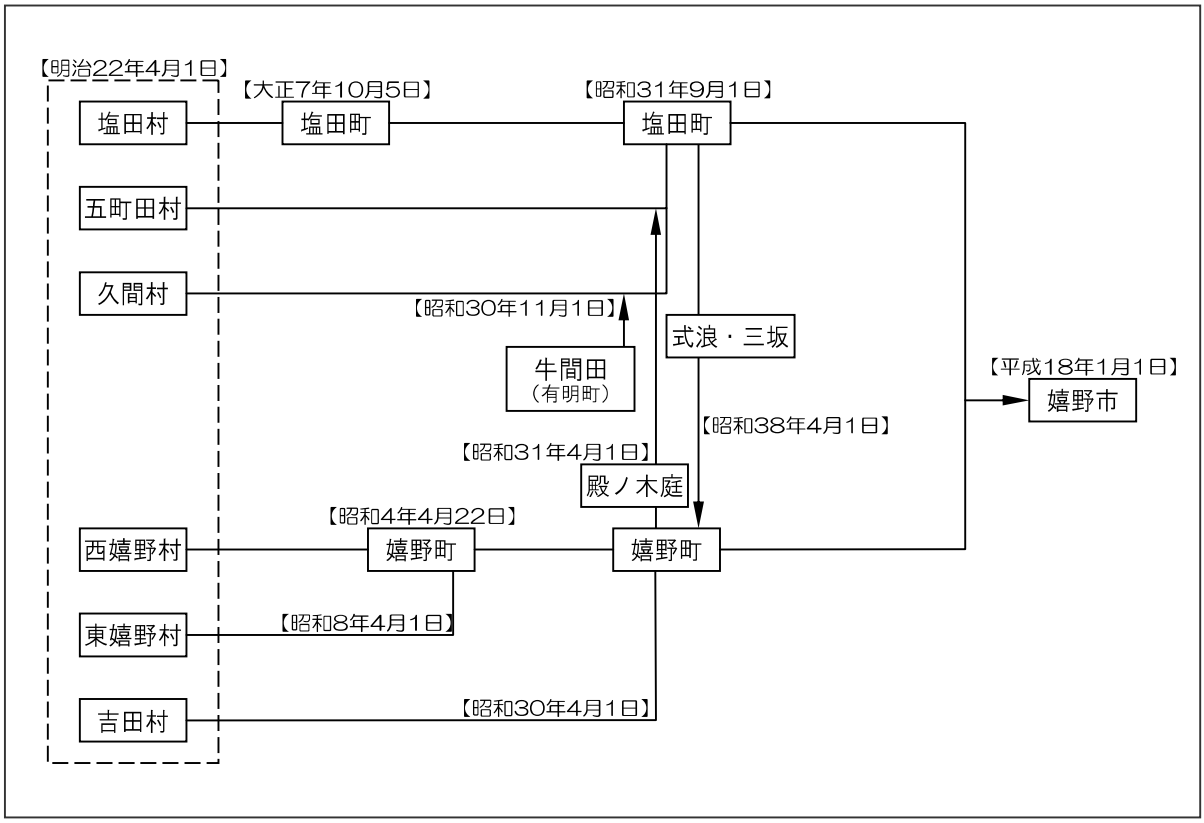

３．特色・地域資源

（１）歴史街道　～ 長崎街道の宿場町 ～

長崎街道は江戸期において豊前国小倉（北九州市）から肥前国長崎（長崎市）に至る旧街道で、嬉野市内には嬉野宿と塩田宿（塩田津）が置かれました。

塩田町の中心部に位置する塩田津は、長崎街道の宿場町であると同時に、有明海の潮汐を水運に利用した塩田川の川湊町として、焼き物などこの地方の物産が集積する物資輸送の中継点として発展し、「居蔵造り」と呼ばれる商家の重厚な建物が連なる商家町が形成され、佐賀南西部における政治・経済の中心となりました。一方、嬉野宿は大村領から佐賀領に入る重要な宿場であるとともに、大名から一般庶民まで多くの人々が利用する湯宿として栄えてきました。

しかしながら、塩田津については、塩田川の度重なる氾濫で、宝永2年（1705）からは現在の武雄市から嬉野宿に直接向かうルートに本道が切り替えられ、さらに江戸末期には次第に有明海沿いに物資輸送の経路が移ったことで、その地位が低下していきました。

現在、塩田津では、国道498号線西側の旧道沿いに長崎街道の面影が残っており、良好な歴史的景観として保存・整備が進められています。また、宿場町が栄えていた当時に台頭した「塩田石工」と呼ばれる石職人は、全国各地の寺社の仁王像などを手掛けていますが、嬉野市内にも独特な石垣や仁王像、恵比寿像などが点在しています。

（２）文化的原風景　～ 兎鹿野の棚田・岩屋川内の茶畑～

棚田は灌漑技術が向上し平野部で稲作が発達する以前の古い農地スタイルであり、はたして近年は日本の文化的原風景として再評価されていますが、嬉野市内各地にも多くの棚田が見られます。

まず、(主)鹿島嬉野線を国道34号との交差点から約2km鹿島方面に進んだあたりの山の斜面地に広がる兎鹿野地区には、佐賀南部地域最大級の棚田が広がっています。

一方、国道34号から(主)大村嬉野線を進んだ岩屋川内川沿いにも段々の茶畑が広がっており、本市の特徴的な風景を形成しています。

他地域でみられる棚田の多くは水田に利用されていますが、このように嬉野市の棚田には茶畑が目立ちます。

※本書では路線名称については主要地方道を(主)、一般県道を(一)と記します。

（3）観光保養地　～ 美肌の湯・嬉野温泉 ～

嬉野温泉は、傷を負った白鶴が湯浴みをしたという逸話が残り、奈良時代初期に編纂された肥前風土記にも万病に効く名湯として記録されていますが、はたして、その泉質は「にっぽんの温泉100選」においても高い評価を得ています。

江戸時代に長崎街道の宿場町として栄えた後、歓楽温泉としての特色が強く出てきており、塩田川沿いに並ぶ温泉旅館は温泉街独特の情緒ある風景を醸し出していますが、商店街には風俗店も多く立地しており、団体旅行から個人旅行へと旅行のスタイルが変化する中、結果として前述のランキングにおいても、泉質、知名度、施設面での高い評価に対し、温泉地・温泉街としての雰囲気は多少低くなっています。

にっぽんの温泉100選　観光経済新聞社が主催、日本政府観光局や日本観光協会をはじめ観光関連９団体が後援する旅行会社の投票（推薦）で決まる温泉地ランキング

> 一気にこゝまで来た、行乞三時間。
> 宿は新湯の傍、なか／＼よい、よいだけ客が多いのでうるさい。
> 飲んだ、たらふく飲んだ、造酒屋が二軒ある、どちらの酒もよろしい、酒銘「一人娘」「虎の児」。
> 武雄温泉にはあまり好意が持てなかつた、それだけこの温泉には好意が持てる。
> 湧出量が豊富だ（武雄には自宅温泉はないのにこゝには方々にある）温度も高い、安くて明るい、普通湯は二銭だが、宿から湯札を貰へば一銭だ。
> 茶の生産地だけあつて、茶畑が多い、茶の花のさみしいこと。
> 嬉野はうれしいの（神功皇后のお言葉）。
> 休みすぎた、だらけた、一句も生れない。
> ぐつすり寝た、アルコールと入浴とのおかげで、しかし、もつと、もつと、しつかりしなければならない。
>
> 『行乞記』（種田山頭火）より

（4）九州新幹線嬉野温泉駅への道のり　～県内初の電車～

嬉野市では、現ＪＲ長崎本線を鉄道不誘致によって逸した後、大正4年12月に県内初の電車・肥前電気鉄道が塩田～嬉野間に開業しましたが、同鉄道が昭和7年に廃止されて以降、交通利便性における不利な地理的条件にありました。

そして、平成30年春に予定している九州新幹線西九州ルート並びに嬉野温泉駅の開業は、念願の全国とつながる博多駅（福岡県）に直結する鉄道の誕生となります。

一方、肥前電気鉄道の軌道跡は、一部が道路として利用転換されているほかは、田んぼの中の小川をわたる石積みの橋台や路盤跡など、僅かにその面影を残すのみとなっています。

４．自然条件

（１）地形・地盤

嬉野市は山地・丘陵地とそれらに囲まれた盆地、並びに有明海側に開けた平地で形成されています。

本市の基盤となっている杵島層は約3000万年前に古第三期を通じて堆積したとみられており、地形構造をみると、北東の平野部と西部から南部にかけて山間部に分けられ、虚空蔵山を源として北東から南西に流れる塩田川が、嬉野地区と塩田地区を結んでいます。

市西部に位置する嬉野地区は、下宿丘陵が位置し、藤津層と呼ばれる安山岩の上に形成されています。その最西端には2000万年前に噴火した虚空蔵山（608ｍ）がそびえ、残丘（モナドノック）の孤峰を形作っています。

同地区は周囲を山、あるいは丘陵に囲まれた盆地となっており、塩田川が東西に横断し、盆地の中心部に広がる塩田川沿いの平坦地に温泉街を主とする市街地や農地が形成されています。また、周囲の山々の傾斜地や山麓部分では棚田や茶畑がつくられ、水田や茶栽培などに利用されており、特産品であるお茶が栽培されています。

一方、市東部の塩田地域は、唐泉山と杵島山の間に展開しており、なだらかな平野部では水田地帯が形成されています。有明海側に一部干潟の地層があるものの、その他は全域が比較的安定した地盤となっており、鹿島市に隣接する区域の東半分と塩田川沿いに広がる海抜50ｍ未満の平野部では、水稲を主とする農地が整備され、自然環境と共生した土地利用が図られています。

さらに市域中央部において嬉野地区と塩田地区両方のランドマークとなっている唐泉山（410ｍ）は、多良岳の寄生火山として生い立ちを同じくしており、地質的には虚空蔵山と同じく火砕岩と溶岩の互層となっています。

このように、本市には特に軟弱地盤はみあたらず、山間部も岩盤であるため地震による被害は比較的小さいものと考えられています。しかしながら、一部の平野部を除き、市域の多くが塩田川流域の狭い平坦地で背後に山々が迫っており、地震や大雨によって崩壊するおそれのある傾斜角30度以上の急傾斜地が多く分布しています。

図　地形・水系

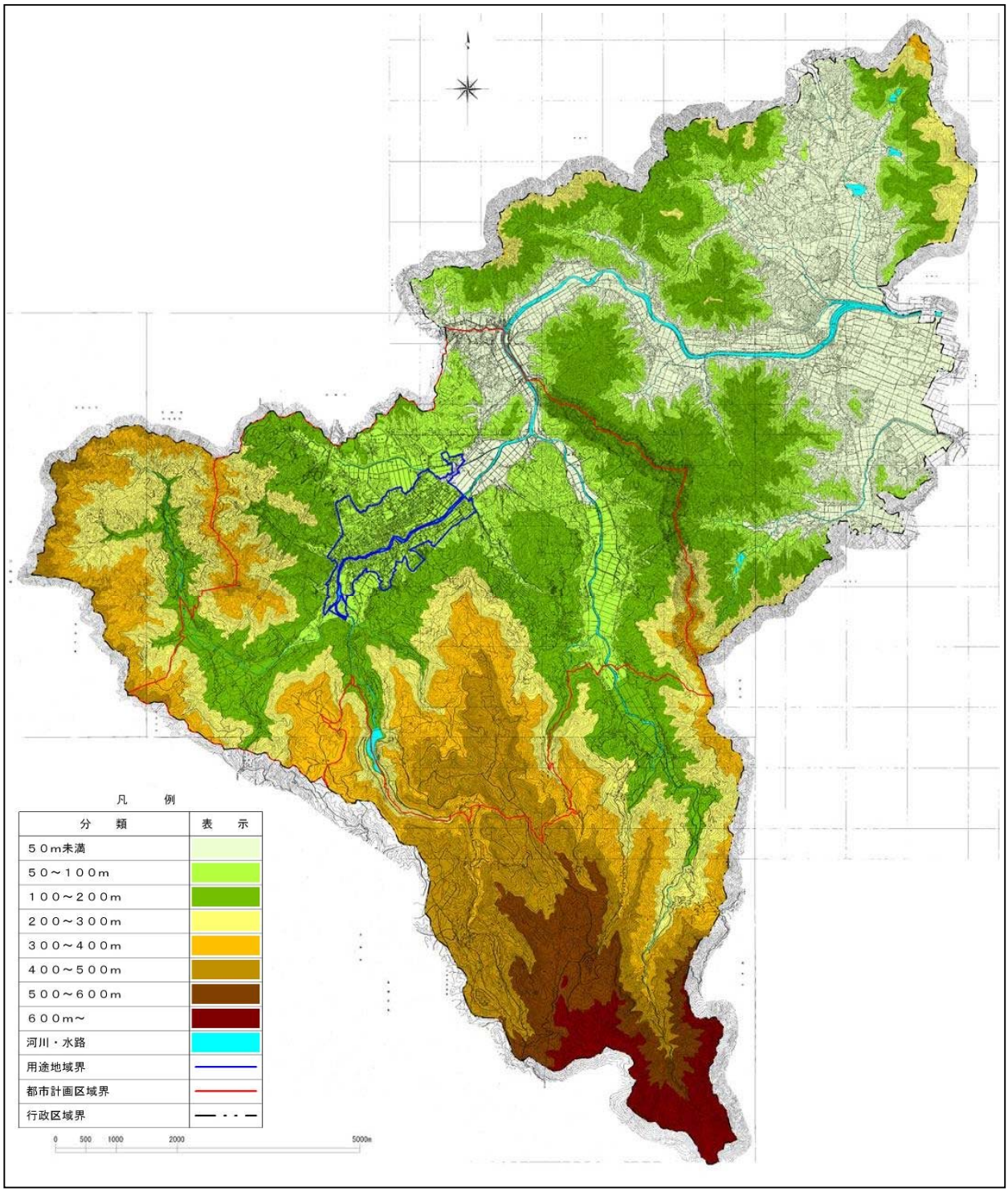
凡　例
分　類
表　示
５０m未満
５０～１００m
１００～２００m
２００～３００m
３００～４００m
４００～５００m
５００～６００m
６００m～
河川・水路
用途地域界
都市計画区域界
行政区域界
0 500 1000 2000 5000m

（2）気候

平成20年の気象データをみると、嬉野市は、夏場の7、8月頃に日平均気温が25℃を超え、最高気温は35℃前後まで上がっていますが、冬の2月前後になると日平均気温は5℃以下となり、最低気温も氷点下5～6℃にまで下がるなど、年間を通じて気温の変化が大きい地域となっています。

図　嬉野市の気候（降雨量・平均気温）

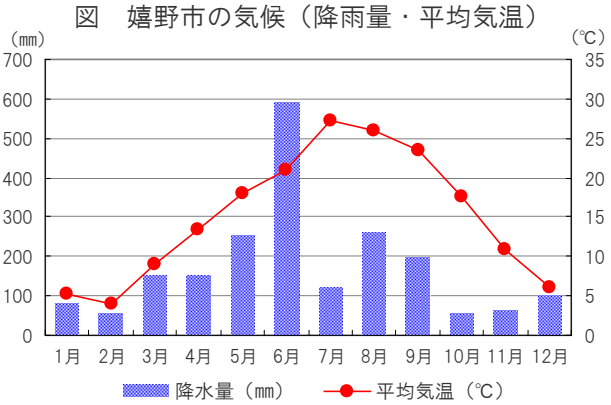

（資料：AMeDAS；気象庁）

最近20年間（平成元年～平成20年）における年平均降水量の状況は、平成6年の1,106㎜から平成5年の3,219㎜までと幅広く、概ね2,000㎜から2,500㎜の間で推移しており、平均して約2,150㎜と比較的降水量が多い地域に属しています。

また、年間を通じて北部九州では比較的穏やかな1～2m/sの風が、主に北北西から吹いています。

（3）植生

嬉野市では山間部においてスギやヒノキなど植林地が広がっているほか、クヌギやコナラなどの雑木林も点在しています。

また、平野部や山間の僅かな平坦地の多くは水田や畑に利用されており、その周辺には果樹林もみられます。

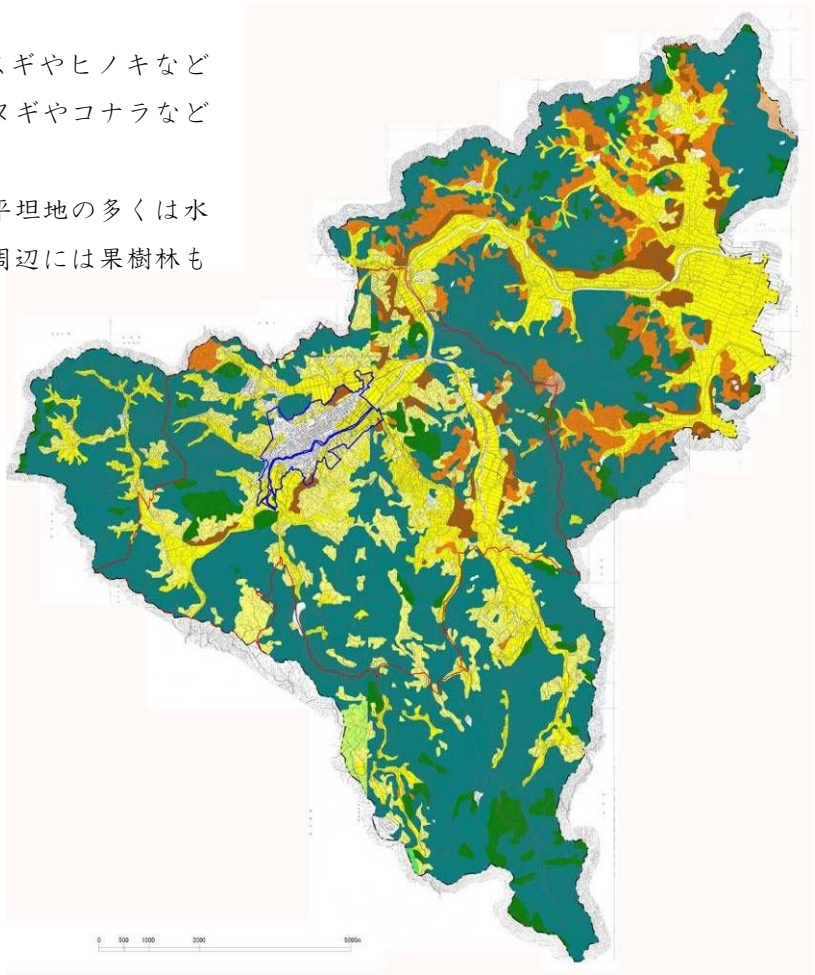

凡　例

分　類	表　示
自然林	該当なし
スギ・ヒノキ等の植林地	
クヌギ・コナラ等の二次林	
竹林	
ススキ・ササ等の草地	
水田	
畑	
果樹林	
住宅・公園等の植栽地	
その他	
用途地域界	
都市計画区域界	
行政区域界	

1-2 上位関連計画の整理

1．上位計画

●「歓声が聞こえる嬉野市」を将来像に、都市特性を生かした個性的なまちづくりを目指します。
●嬉野町においてのみ、都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）が示されています。

（1）嬉野市総合計画

【目標年次】

平成29年度

【目標人口】

目標値28,800人（平成29年）　※予想値27,000人

【将来像とまちづくりの基本目標（大綱）】

嬉野市に有する“資源”や“もの”は先人たちが築いてきた歴史として今に引き継がれ、嬉野市の資産であります。

これらのものを市民共有のものとし、守り育てながら、嬉野市ならではの特性を生かした地方の時代にふさわしい個性的なまちづくりと、市民が夢と希望を持って住み続けることができるまちづくりを進めるため、嬉野市の将来像を次のように定めます。

歓声が聞こえる嬉野市

①世代をこえて住み続けるまち

市民一人ひとりが尊重し合い、ボランティアの意識を持って互いに支えあい、全ての人にやさしく安心していきいきと暮らせるまちを目指します。

②個性輝く魅力あふれるまち

自然環境に配慮し、地域の特徴と立地条件を生かした個性あるまちづくりを進めます。

③活力ある自治先進のまち

「ひとにやさしいまちづくり」をはじめとする先駆的なまちづくりや良好な景観づくりを推進するとともに、地域力を高めるための自治組織の育成を支援し、地域情報化の環境整備を推進します。

④みんなで創る自立のまち

市民協働によるまちづくりを目指し、それぞれの地域や団体が自立できる体制づくりを支援します。

【土地利用の基本方針】

土地利用については、安心・安全な嬉野市をつくるために、市街地では利用の高度化、周辺地域では農用地と森林の適切な保全と有効利用を促進するとともに、地域の特性を踏まえながら土地利用計画を策定し、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

（2）佐賀県総合計画２００７

【位置づけ】

この計画は、10年後の佐賀県の姿を見据えながら、その実現に向けて、県知事のマニフェストサイクルに合わせた4年間に必要な方策を明らかにするもので、県政運営の基本となるものです。

【基本理念】

「くらしの豊かさを実感できる　佐賀県」の実現

【政策の柱】

- ●安心して子育てができる環境づくりや、チャレンジドが地域で自立できる環境づくり、誰もが暮らしやすいまちづくりなどを進める「健康で暮らしやすい　佐賀県」
- ●チャレンジドの雇用の拡大や、企業における労働力の正社員化、女性の社会参画の推進などを進める「誰もが活躍できる　佐賀県」
- ●新エネルギーの導入促進や研究支援、地球環境の保全などを進める「地球環境時代のトップランナー　佐賀県」
- ●こどもの個性を伸ばす教育環境や、県民の知的ニーズに応える「学び」の環境づくりを進める「学びきらめく　佐賀県」
- ●環境保全型農業の取組拡大など農林水産業の振興、企業誘致や県内企業の強化を進め、佐賀県ブランド力を高める「活力あふれる　佐賀県」
- ●九州新幹線西九州ルートや西九州自動車道、有明海沿岸道路の整備など、産業の発展や観光の振興のための基盤整備を進める「未来ひろがる　佐賀県」

（3）嬉野市国土利用計画

【位置づけ】

将来に向けた計画的な土地利用の推進に向けた指針であり、国土利用計画法第８条の規定に基づき策定された佐賀県国土利用計画を基本とし、嬉野市総合計画に即して定めています。

【基本方針】

１）美しい自然環境、農業的土地利用の保全と有効活用
２）貴重な歴史的資源・文化的環境の保全と景観形成
３）九州新幹線の整備効果を活かし、都市機能の集積、住宅地の整備等による魅力ある市街地形成、保養型、滞在型、体験型の健康保養地形成

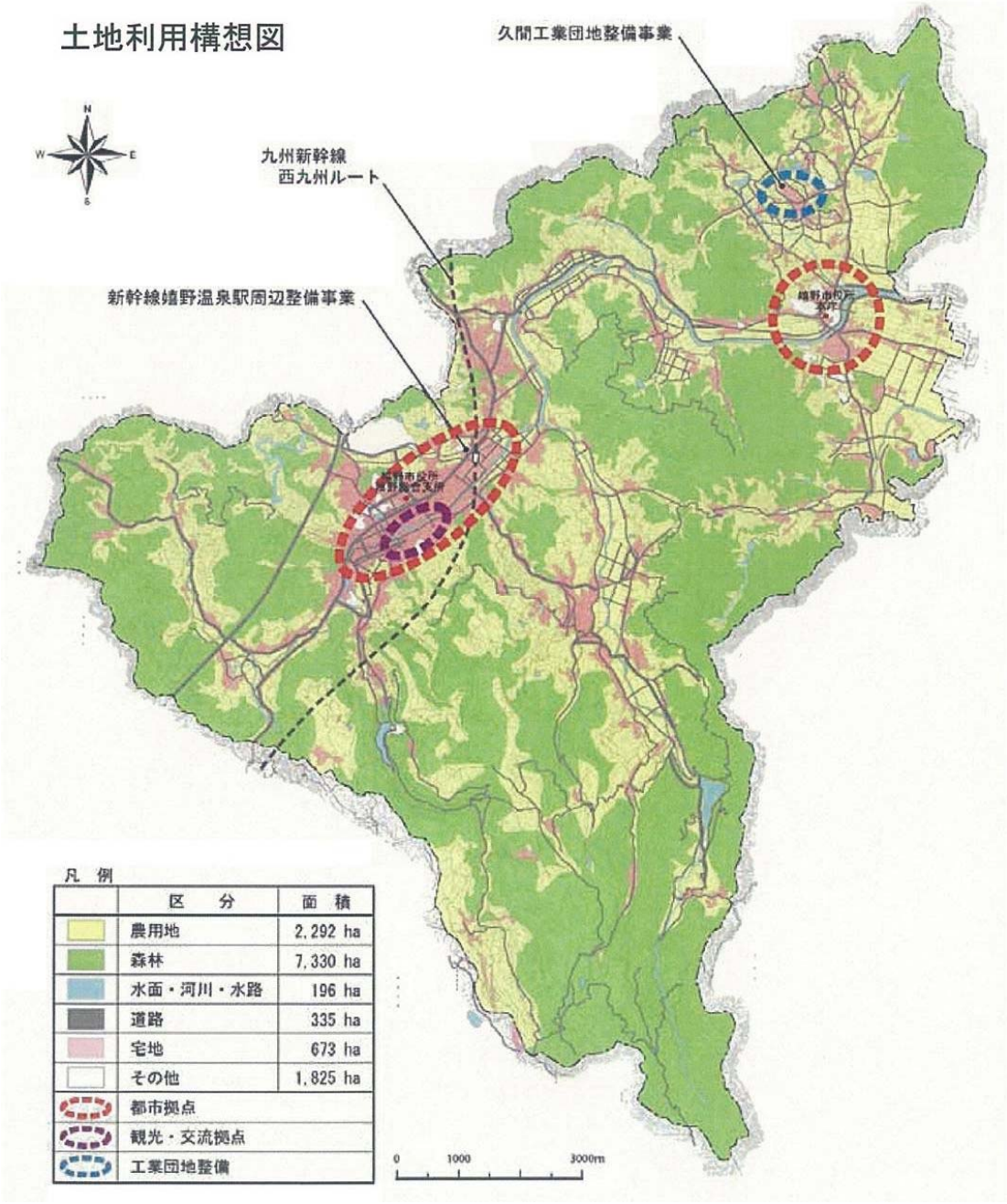

（４）嬉野都市計画区域マスタープラン（嬉野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

将来ビジョン	整備の方向
保養型観光地としての魅力を高め、武雄市・鹿島市など周辺都市との交流が盛んなまち	■保養型観光地としての特性を活かした中心市街地の活性化 ■鹿島市や武雄市をはじめ、周辺都市との連携・交流を促進する幹線道路の整備の促進
温泉などの特有の資源を活かした、良好な居住環境を提供できるまち	■良好な居住環境の形成 ■ユニバーサルデザイン（※）の理念に基づく安全で安心して暮らせるまちづくり
水や緑の優れた自然的環境を活かすまち	■山々の緑、棚田、優良農地などの保全と活用 ■潤いや安らぎの場としての河川空間の活用

※ユニバーサルデザイン：年齢、性別、身体、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの人が使いやすいように、建物、環境、製品などをデザインすること

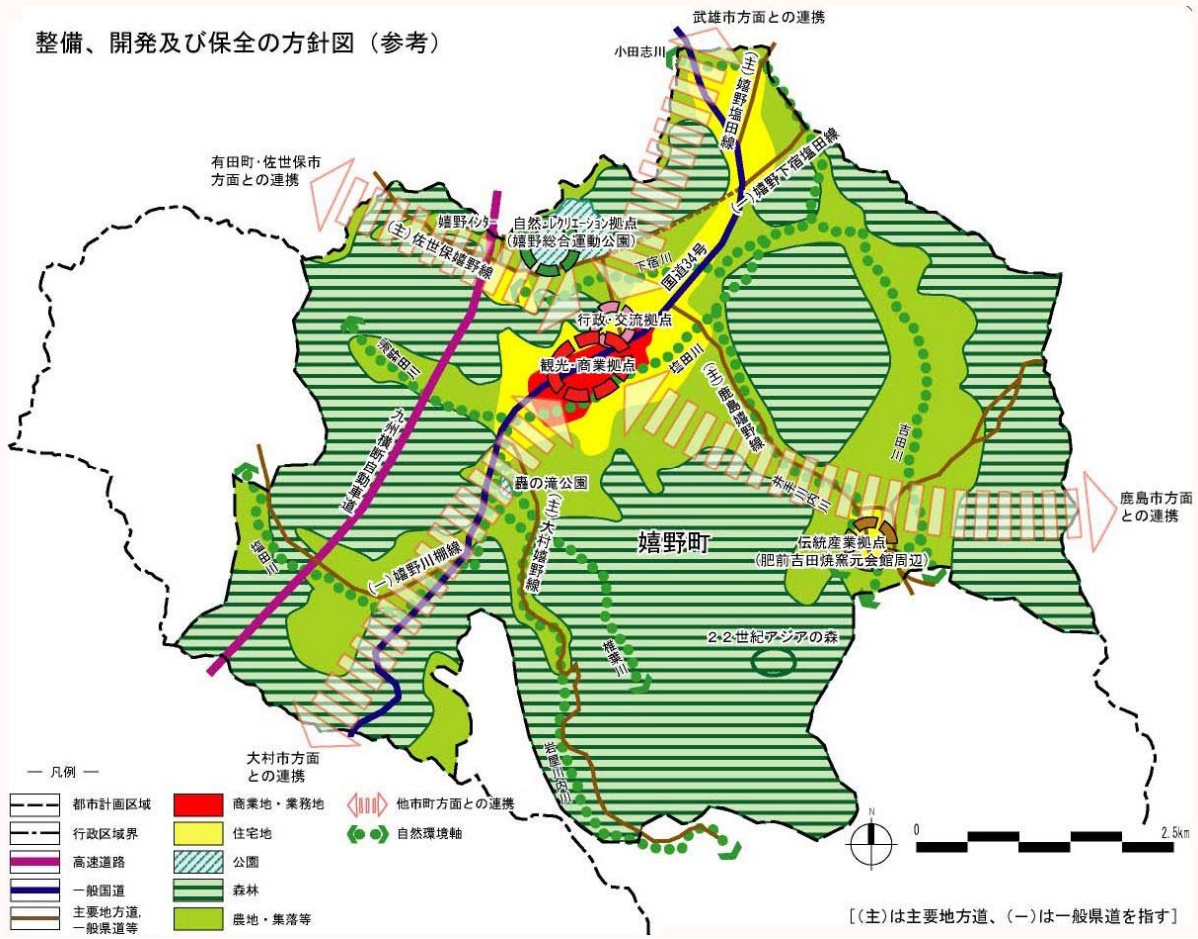

2．主要関連計画

（1）嬉野市公共下水道計画

【計画策定の趣旨】

嬉野市中心部を含む嬉野町内の区域を対象に、旅館及び住居からの汚水流入による塩田川の水質悪化や、周辺湖畔における排水管の露出等による景観阻害を改善し、観光都市としてのイメージアップと生活環境の向上を図るために策定した下水道整備の計画。

（2）嬉野市環境基本計画

【計画策定の趣旨】

嬉野市の良好な環境を維持し、次世代に引き継ぐための、取り組みの方向性と市民・事業者・行政の役割分担を定めた計画。

【環境像】

豊かな自然と共生する魅力あふれるまち　嬉野

【重点施策】

■河川環境の保全（河川工事に伴う生態系への配慮）

■３Ｒの推進（市事務事業における３Ｒの推進）

■地球温暖化防止対策の推進（市事務事業における温室効果ガス排出量削減対策の推進）

■環境美化活動の推進（環境美化に関する行事･イベント･講演会等の推進）

【生活基盤整備における環境配慮指針】

■大規模な自然改変を伴う開発は極力避け、自然を残すことにより生態系保全や緑化施工等、全環境保全に配慮した計画

■河川や池、地下水の水質保全に配慮した計画

■周辺景観との調和に配慮した計画

■文化財等の保全に配慮した計画

■環境負荷の少ない工法、材料を採用

■事前に地元の関係住民に計画内容を説明し、意見を反映

（３）嬉野町中心商店街地区市街地総合再生計画

【計画策定の趣旨】

嬉野町の中心部における市街地構造の再整備と、居住環境の改善、商業・観光機能の活性化に向けた施策・事業を体系的に整理した計画。

【まちづくりの目標】

住民が誇れる街・住んでみたいと思う街・また来てみたいと思える街

【整備構想】

■情緒ある「湯の街」の環境整備
■「中心商店街地区再生ゾーン」の活性化
■街の中心「シンボルゾーン」の整備と周辺ミニ拠点の整備
■「幹線道路沿道ゾーン」の環境・景観整備
■街区への「導入街路周辺ゾーン」の環境整備
■都心「居住ゾーン」の環境整備
■公共施設の整備
■地域防災上の整備
■「地域交流拠点ゾーン」の整備
■既存の地域資源の保全・再生・活用
■まちなみ景観の形成
■うれしのらしさの確立
■地域コミュニティの形成
■まちづくりソフト事業の同時展開

（４）嬉野市塩田津伝統的建造物群保存地区保存計画

【計画策定の趣旨】

長崎街道の宿場町や塩田川の湊町として栄え、商家が建ち並んだ塩田津の歴史的町並みの保全・回復に向け、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定に合わせ、伝統的な建物の構造・意匠や地区の構造的特徴を把握し、保存対象建造物等と、その保存整備に取り組む。

【計画概要】

名称：嬉野市塩田津伝統的建造物群保存地区
面積：約 12.8ha
区域：嬉野市塩田町大字馬場下甲の一部
方針：塩田津の景観を特徴付けている伝統的建造物群を構成する建造物、及びこれと一体を成してその価値を形成している環境要素の保存。また、伝統的建造物群を構成する建造物以外の建築物の修景等による保存地区の特性を活かした生活環境の整備。

※以後、重要伝統的建造物群保存地区を「伝建地区」と略す。

3．主要プロジェクト

（1）九州新幹線西九州ルート建設、並びに嬉野温泉駅周辺整備

■九州新幹線西九州ルート建設

博多駅～長崎駅の区間で営業運転を目指す九州新幹線西九州ルートは、長崎本線や佐世保線の一部を活用したフリーゲージトレイン方式で計画しており、博多駅で山陽新幹線に直結することで、観光をはじめ経済・文化などあらゆる分野における交流機会の拡大に寄与するものと期待されている。

■嬉野温泉駅周辺整備

九州新幹線と嬉野温泉駅の開業効果を最大限に発揮し、魅力あるまちづくりを進めるために、嬉野温泉駅周辺については、“人・もの・情報がふれあう『もてなし交流拠点』”をテーマとし、人の流れを誘導するとともに、観光や交通などの地域情報を発信する嬉野市の広域的な玄関口としてのまちづくりを推進する。

【期待される効果】

□観光交流（誘客）エリアの拡大

□企業誘致と雇用創出（企業流出の阻止）

□あらたなまちづくりの起爆剤（西九州地域の玄関口）

（2）嬉野市文化体育館建設、及び塩田中学校改築

■嬉野市文化体育館の建設

塩田地区に対し不足している地域の文化・交流機能の強化に向け、多様な交流イベントに利用できるよう体育館と文化ホールを合築した多目的施設を建設する。

■塩田中学校の改築工事

老朽化が進む塩田中学校の建替えに際し、教育システムの変化にフレキシブルに対応するとともに、環境負荷の軽減と快適性を両立し、地域に開かれた学校としての機能更新を行う。

（3）嬉野医療センター移転構想

【移転構想の概要】

医療技術の進歩に合わせた設備の更新に伴い、定期的に施設の建て替えを必要とする嬉野医療センターについて、佐賀西部地域の広域的な拠点医療機関としての位置づけを踏まえ、次期建て替えに合わせ、広域連携軸が結節する嬉野温泉駅周辺への移転を計画する。

【移転に伴う課題への対応】

□嬉野温泉駅周辺のまちづくり（嬉野医療センター立地を踏まえた土地利用・交通環境を検討）

□跡地の土地利用更新（隣接機能や温泉街との近接性を踏まえた広域生活圏機能を検討）

□嬉野医療センターへのアクセス機能強化（嬉野Ｉ.C.への連絡道路の新規整備を検討）

※広域生活圏機能：本計画では、市域を超え広域化した生活圏のニーズを対象とした都市機能を便宜上「広域生活圏機能」と呼称する。なお、生活圏を超えた県域や地域ブロック（旧州全域、北部九州、九州全域など）単位の圏域ニーズを対象とした都市機能は「高次都市機能」と呼称する。

1-3 嬉野市の現況診断

１．人口構造

●嬉野市の人口はこの25年間減少傾向にあります。また、世帯数は、近年、僅かながら減少傾向にあり、人口の減少率が大きい結果、世帯人員数は減少しています。

●用途地域内人口は横ばいで、都市計画区域内用途地域外の人口減少率が大きくなっています。

●10人中約3人が65歳以上の高齢者という高齢社会を迎えており、さらに人口動態における社会人口の流出超過がつづいていることから、今後、さらに少子高齢化が進むものと予想されます。

●昼夜間人口比率は塩田町で85%程度と低く、嬉野市全体でみても低下が進行しています。その要因となる就業・通学における流出入人口をみると、隣接する武雄市や鹿島市を中心に大きく流出超過となっています。

●産業別就業人口では第３次産業人口が最も多く、現在も増加傾向にありますが、その一方で、第２次産業人口は平成7年をピークに約3割も減少しています。

（1）人口

嬉野市の総人口は、平成22年の国勢調査時点において28,984人で、佐賀県内20市町中9位の規模を有しており、昭和60年をピークに減少傾向にあります。

嬉野市は平成18年に合併しており、人口の推移を旧町別にみると、比較的早い時点から塩田地区で人口の減少が進んできましたが、近年では、平成7年以降に横ばいから減少に転じた嬉野地区の減少率が大きくなっています。

また、都市計画区域内外及び、用途地域内外の人口の推移をみると、すべての区域・地域で減少傾向にあるものの、用途地域については減少幅が小さく、都市計画区域内用途地域外の区域が最も減少率が大きくなっています。割合は都市計画区域外が最も多いものの、経年的には用途地域内の人口割合が増加しています。

※旧嬉野町で用途地域を指定して以降、現在まで都市計画区域、用途地域の面積に変更はありません。

図 人口の推移（国勢調査）

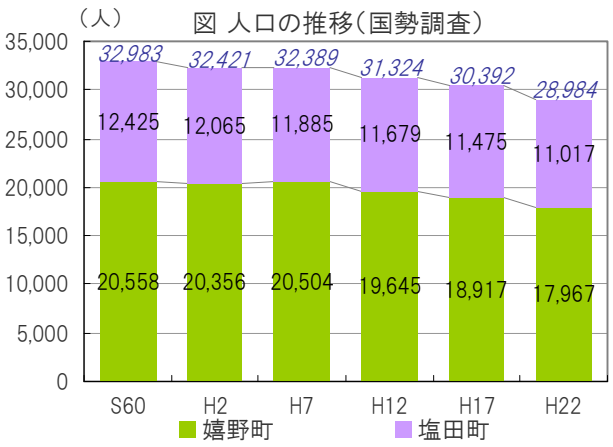

図 区域別人口の推移

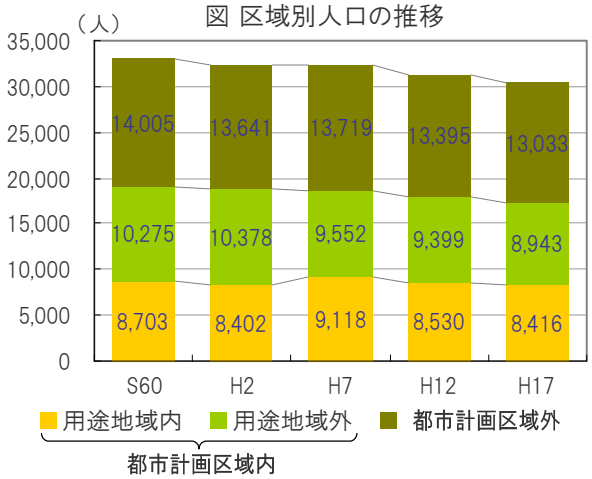

（2）世帯数・世帯人員

平成22年現在（国勢調査時点）の世帯数は9,314世帯で、昭和60年以降の25年間で約１割程度増加しましたが、嬉野町では平成7年以降、緩やかに減少しており、塩田町も平成12年からほぼ横ばいとなっています。

また、この25年間に人口が減少を続ける中、世帯数は緩やかながら増加してきたことから、世帯人員数は昭和60年の約3.9人から平成22年には約3.1人と大きく減少しています。

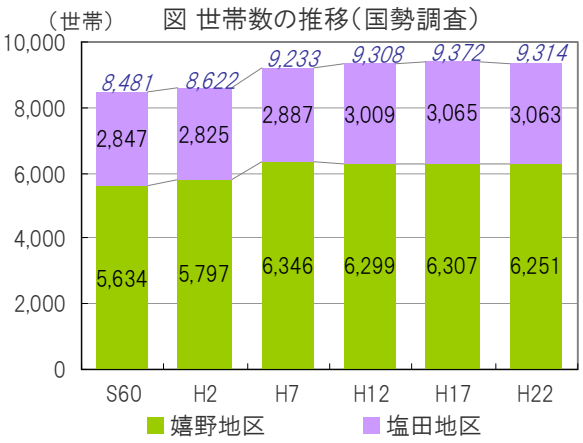

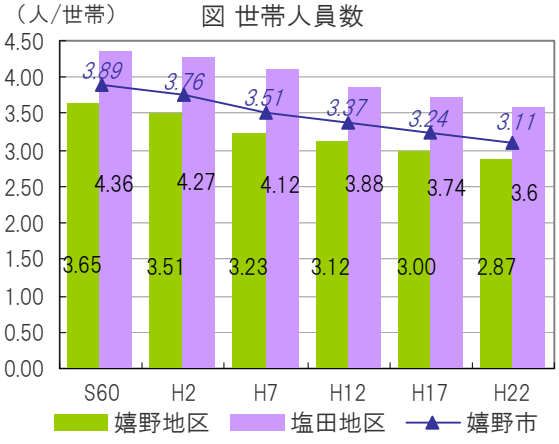

（3）年齢階層別人口

平成22年国勢調査時点の年齢階層別人口をみると、年少人口（14歳以下）が3,902人、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が16,844人、老年人口（65歳以上）が8,100人となっています。

昭和60年以降における年齢階層別人口とその構成比率の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、老年人口のみが増加しており、平成2年から同7年にかけて老年人口が年少人口を逆転するなど、少子高齢化の傾向が続いています。

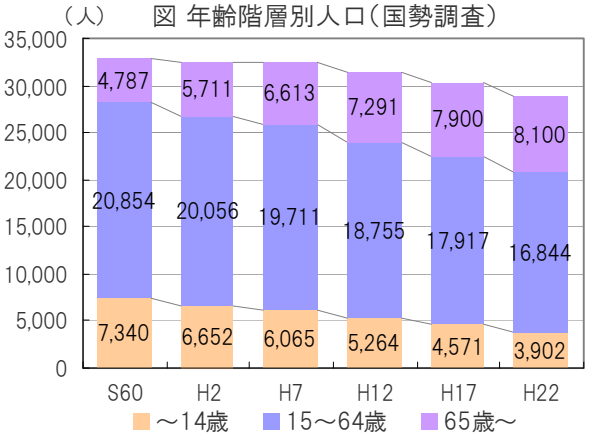

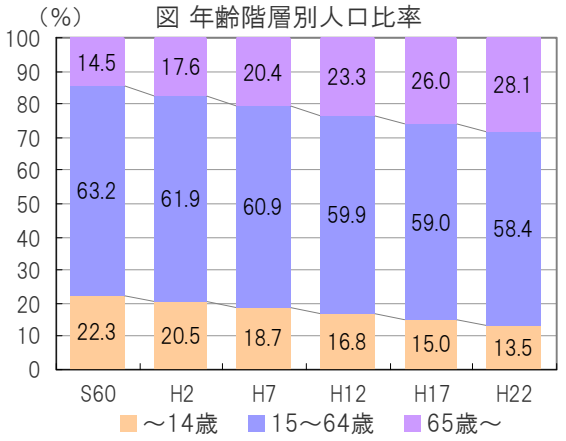

（4）人口動態

嬉野市の人口は、社会増減（転入・転出）、自然増減（出生・死亡）ともに流出超過傾向がつづいており、特に近年は社会減の幅が大きくなっています。

図　人口動態

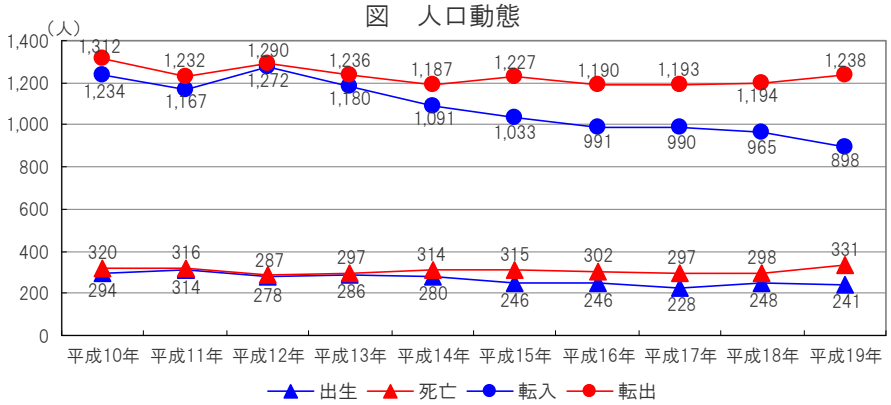

（資料：市民税務課）

（5）昼夜間人口比率

平成17年国勢調査に基づく嬉野市の昼夜間人口比率は93.5（昼間人口÷常住人口）で、就業･通学等による他都市への流出超過となっています。特に塩田町の比率が85.5と低く、嬉野町の98.3を大きく下回っています。

また、経年的にみると、昼夜間人口比率はわずかながら低下傾向にあります。

図　昼夜間人口比率（国勢調査）

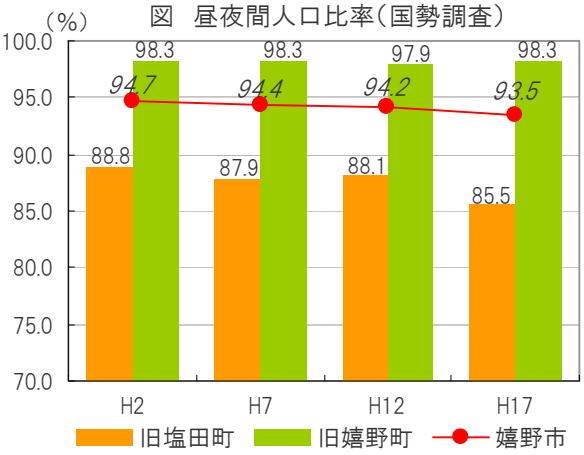

（6）流出入人口

平成17年国勢調査に基づく嬉野市に常住する就業・通学者数は16,635人で、従業・通学地の内訳をみると、市内での就業・通学者数は10,899人、市外に流出する就業・通学者数は5,736人で、流出率は34.5％に達しています。特に隣接する武雄市、鹿島市や、佐賀市、長崎県などへの流出が目立ちます。一方、同年における嬉野市の就業・就学者数は14,666人で、そのうち市外から流入する就業･通学者数は3,767人で市内就業･通学者数の約4分の1を占めます。また、主な流入元は流出先と同じく鹿島市や武雄市となっています。

その結果、嬉野市は1,969人の流出超過（平成17年時点）となっており、その主な要因として、流出入の関係が強い武雄市や鹿島市に対し大きく流出超過となっている点と、就業・通学に関する佐賀市や長崎県への一方的な依存が挙げられます。

図　流出入人口

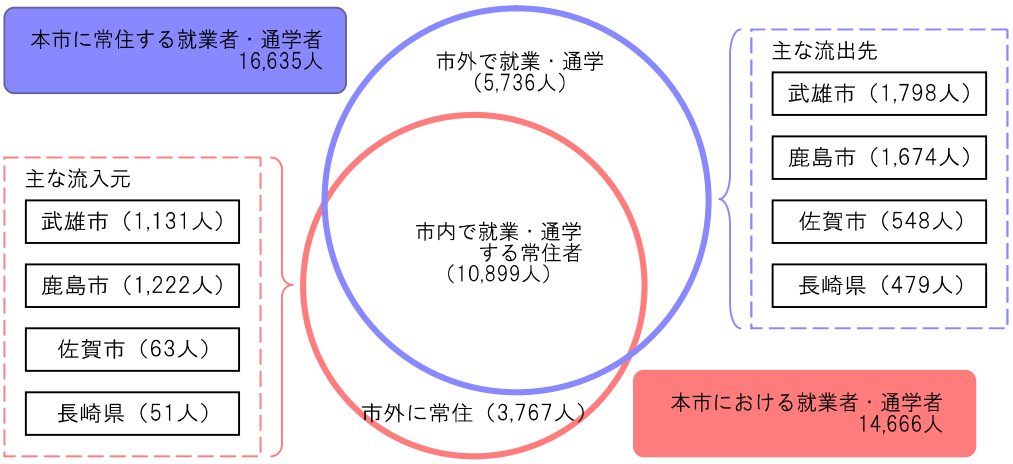

（資料：平成17年国勢調査）

（7）産業別就業人口

嬉野市の産業別就業人口構成は、平成17年国勢調査時点で第１次産業人口比率が12.1％、第２次産業人口比率が24.8％、第３次産業人口比率が63.1％となっています。

経年的にみると、第３次産業のみが増加をつづけており、第１次産業と第２次産業は就業人口を減らしています。特に近年の動向をみると、最も就業人口の少ない第１次産業の減少傾向が鈍化していますが、第２次産業の就業人口については、ここ20年間のピークである平成7年からから3割も減少しています。

図 産業別人口（国勢調査）

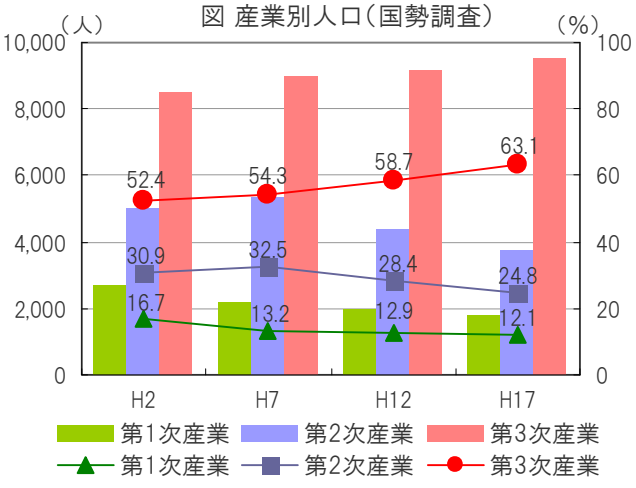

※人口比率は分類不詳を除外して計算

２．産業構造

●嬉野市は、収穫量、算出額ともに全国有数のお茶の生産地です。
●経営農家数・耕地面積から塩田町と嬉野町における経営規模の差異が見られます。
●嬉野市は事業所数、従業者数、製造品出荷額等、粗付加価値額のどの指標も規模は小さく、佐賀県内でも工業機能の集積が少ない都市となっています。
●商業は小売業の比率が高い特徴がありますが、その事業所数、従業者数、商品販売額すべて規模は小さく、市外への消費の流出が懸念されます。
●県内最大の温泉地を有する嬉野市は、観光入り込み客数は県内他市に比べ多くないものの、宿泊客数は佐賀県内随一の規模を有しています。

（１）農業

嬉野市の農業の特徴を、農業生産品目別の作付面積をみると、水稲（水田）の992haが最も多く、次いで工芸農作物（茶畑）の649haとなっています。一方、収穫量については、5,780tの生葉収穫量がある茶が米よりも多く、「うれしの茶」として産地ブランドを確立した主力農産物となっています（農林業センサス2005より）。

特に、本市は玉緑茶の国内生産量25％を占める全国有数の産地であり、農林水産省「平成18年生産農業所得統計」をみると、茶を主とする工芸農作物の産出額は10億1千万円に達します。

また、旧町別に経営耕地の状況をみると、農家数は塩田町、嬉野町ほぼ同数であるのに対し、耕地面積は３：２の比率で嬉野町が多くなっています（農林業センサス2005より）。

この結果から、就労としての農業の比率は塩田町の方が大きいものの、産業としては耕作規模、出荷額ともに大きい嬉野町の方が盛んであることが分かります。

図　経営耕地の状況

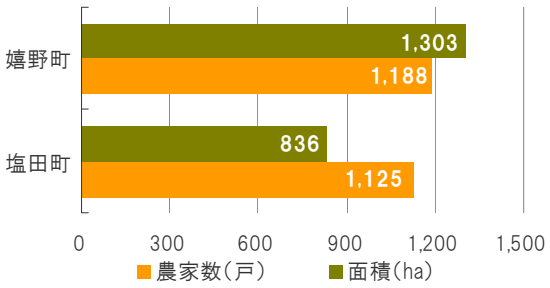

（2）工業

平成21年の工業統計調査では、嬉野市の事業所数は63、従業者数は1,270人、製造品出荷額等は約200.3億円、粗付加価値額は約68億円となっています。

平成14年からの経年変化をみると、製造品出荷額等と粗付加価値額は景気の影響を受けながら増減を繰り返していますが、事業所数と従業者数は減少傾向にあり、特に平成20年から平成21年にかけての減少幅が大きくなっています。

図　嬉野市の工業

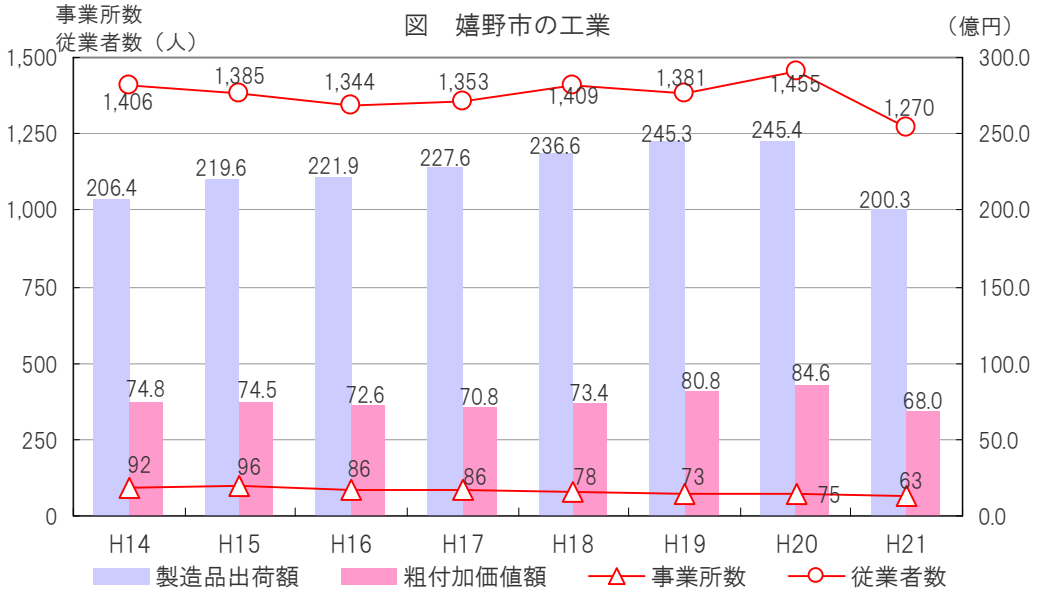

資料：工業統計調査（経済産業省）

〈産業中分類別規模〉

産業中分類別の製造品出荷額等をみると、平成21年時点でもっとも出荷額規模が大きい業種は食料品製造業で、全体の４割強を占める854,218万円の規模を有しており、飲料・たばこ・飼料製造業の297,856万円がこれに続きます。

図　産業中分類別製造品出荷額等（平成21年工業統計調査）

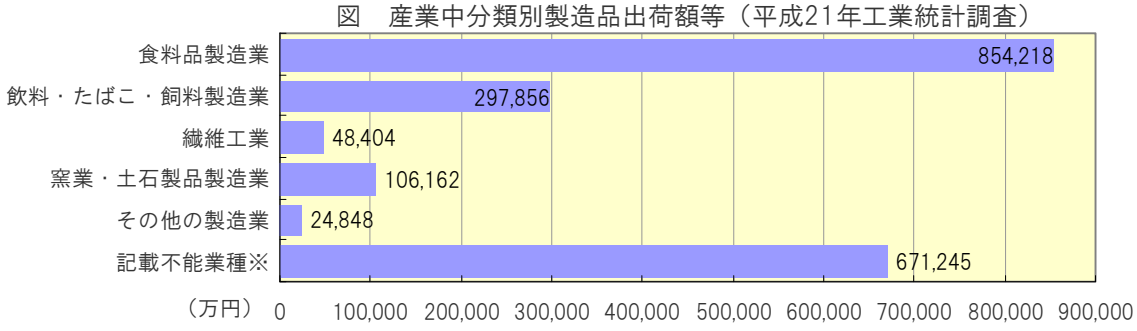

記載不能業種　木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

〈工業機能集積〉

嬉野市の工業規模を県内10都市※で比較すると、事業所の立地数が8位であるほかは、全ての指標で最下位となっており、工業規模の小さい都市であるといえます。

また、塩田町時代に久間工業団地（団地面積10.4ha/工業用地面積8.7ha）を整備するなど、これまでも企業誘致を進めてきましたが、他都市に比べ立地件数は多くありません。

※県内10都市：本計画策定時（平成21年4月1日）に市制を施行する佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、神埼市、本市の佐賀県内10市

図　事業所数

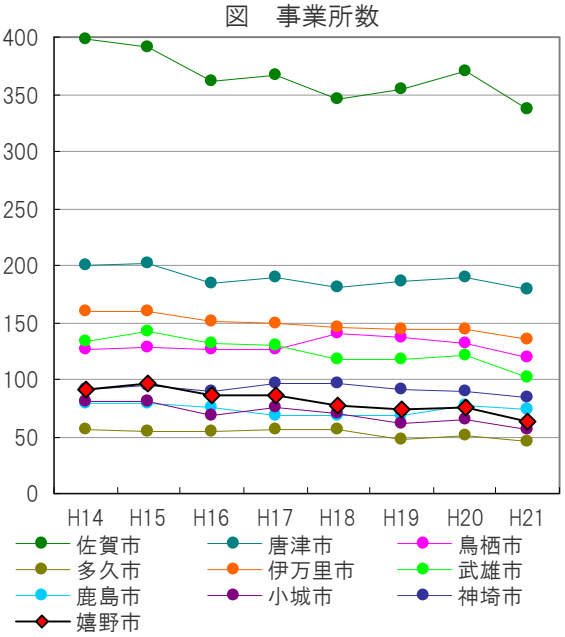

図　従業者数

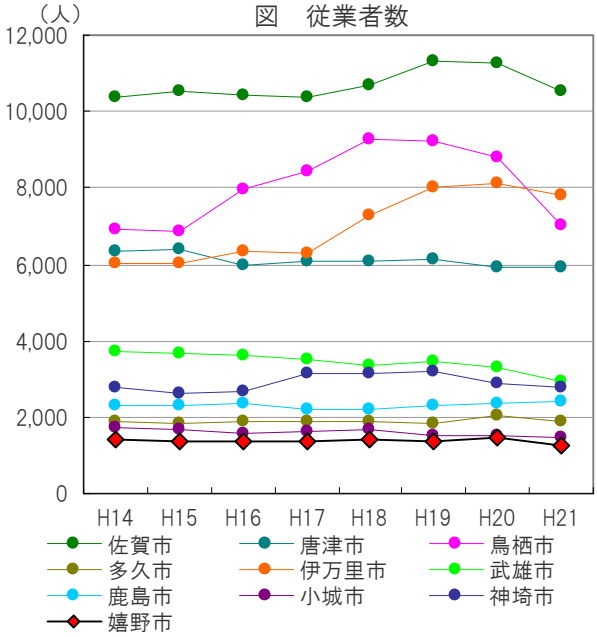

図　製造品出荷額等

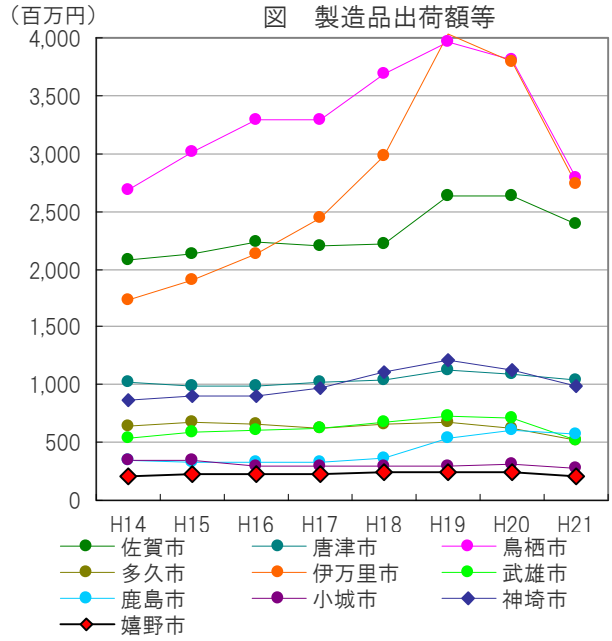

図　粗付加価値額

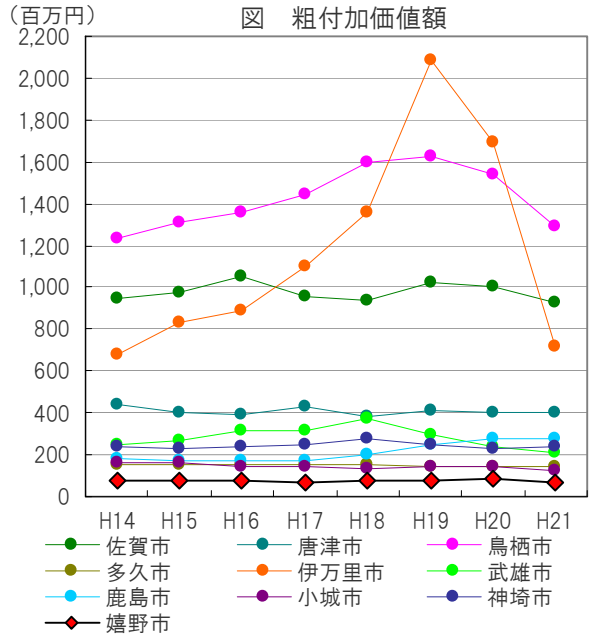

資料：工業統計調査（経済産業省）

（3）商業

〈商業機能集積〉

最新の商業統計調査（平成19年調査）をみると、嬉野市の小売業は事業所数が350、従業員数が1,550人、年間商品販売額が179億円、売場面積が25,637㎡で、県内10市で比較すると、事業所の立地数が8位、従業者数、年間商品販売額、売場面積がそれぞれ9位の規模であり、商業機能の小さい都市であることを示しています。

また、平成14年以降の商業統計の推移をみると、すべての指標が減少傾向を示しています。

図 小売事業所数（商業統計調査）

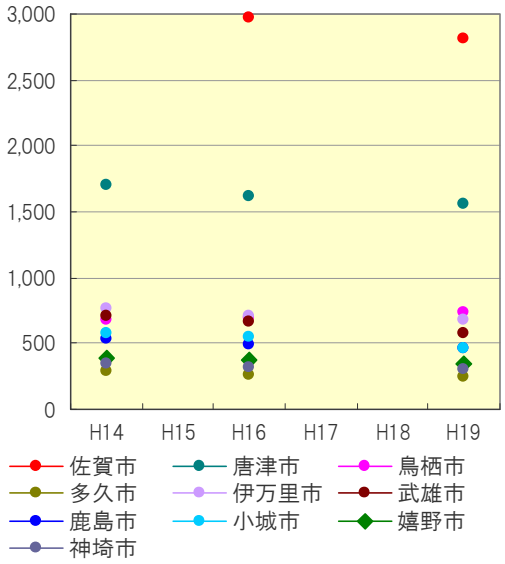

（人） 図 小売業従業者数（商業統計調査）

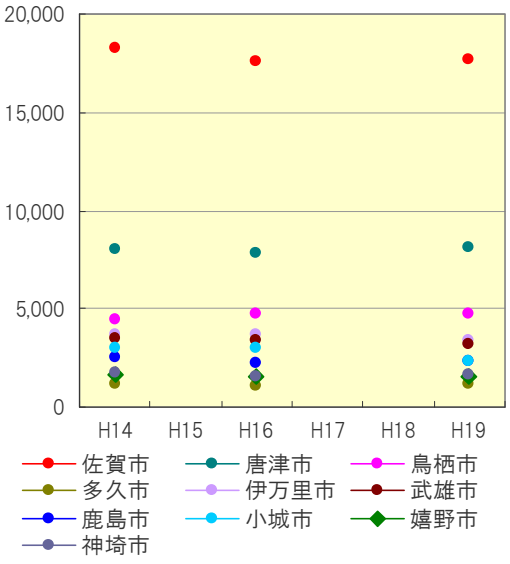

（億円）図 小売年間商品販売額（商業統計調査）

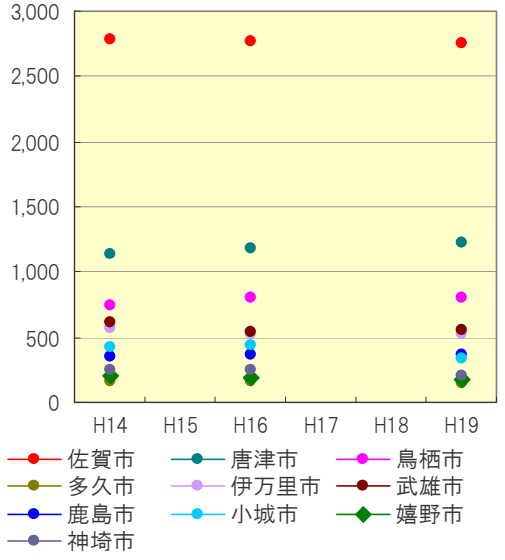

（㎡） 図 売場面積（商業統計調査）

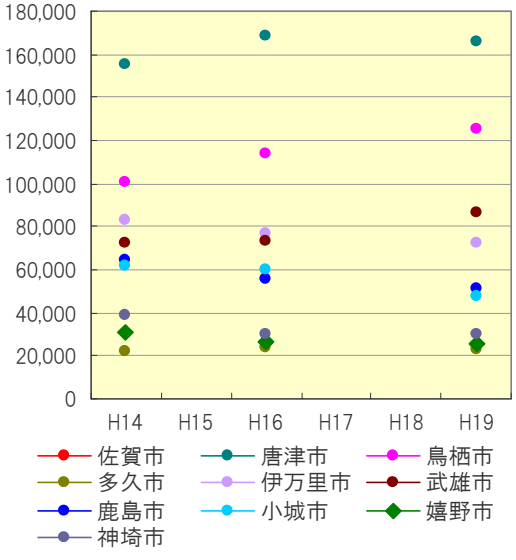

資料：商業統計調査（経済産業省）

〈小売業売場面積〉

平成19年時点の人口1人当たり売場面積は、隣接する武雄市や鹿島市に比べ極端に小さく1㎡/人にも満たない状況にあります。

近年は市内においても土地区画整理事業地区で商業施設の立地が進んでいますが、その一方で、武雄市には1万5千㎡規模、鹿島市には7千㎡規模のショッピングセンターをはじめ大型商業施設が立地しており、施設面において集客力が弱い状況にあります。

図　売場面積（平成19年）

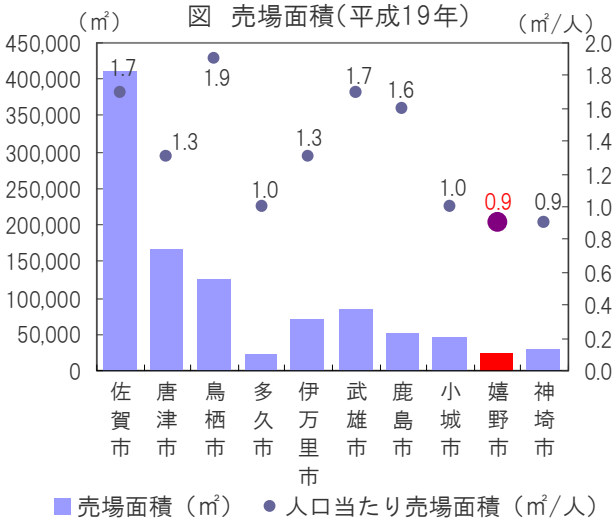

資料：商業統計調査（経済産業省）

〈小売・卸売比重〉

また、本市の商業の特徴としては、小売業の比率が高い点が挙げられます。平成19年調査における年間商品販売額における小売販売額比率（小売年間商品販売額÷総年間商品販売額）をみると、県内10市の平均が42.9％であるのに対し、本市は78.8％と10市中最も高く、2位の鹿島市（同68.2％）を大きく引き離し突出しています。

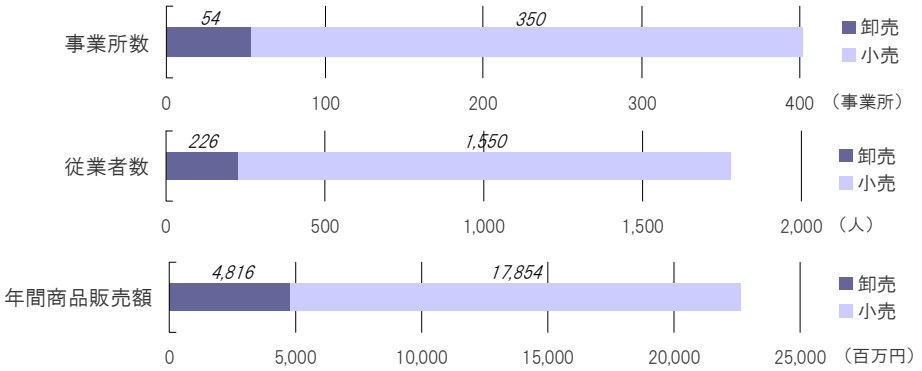

資料：商業統計調査（経済産業省）

（4）観光

〈観光客数〉

嬉野市の主な観光資源は温泉で、源泉数、利用許可施設数ともに佐賀県内の約3割を占めており、県内最大の温泉地を形成していますが、温泉（宿泊）以外の集客力が不足している状況にあります。

その結果、本市の観光客数181万人（平成20年／佐賀県観光動態調査）の内訳を宿泊の有無でみると、宿泊客数は65万人で県内20市町中1位の規模であるのに対し、日帰り客数では116万人と県内7位で、隣接する鹿島市の半分以下の規模となっており、総数でも県内5位の規模となっています。

宿泊客が多い最大の要因は嬉野温泉における宿泊施設の集積と温泉という集客資源であり、嬉野の市街地は一年を通じて住民以外に多くの来街者が滞在する状態にあるといえます。

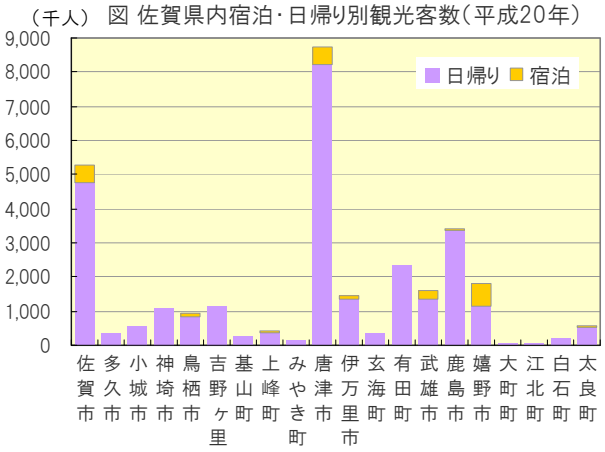

図 佐賀県内宿泊･日帰り別観光客数（平成20年）

ここ四半世紀の経年変化をみると、嬉野市（塩田町、嬉野町）を訪れる観光客数は、長崎自動車道嬉野Ｉ.C.（インターチェンジ）の供用を開始した平成2年頃に急増して以降、ハウステンボスが開園した平成4年、及び同8年をピークに年々減少していましたが、平成16年を底として、再び増加傾向に転じています。平成16年は九州新幹線（鹿児島ルート）の一部区間が開業しており、さらに、日本政府が訪日外国人旅行者数の拡大（平成22年に1,000万人）に向け、ビジット・ジャパン・キャンペーンを開始した年でもあります。

しかしながら、平成20年の本市の観光客数は前年から減少しており、また、同年後半からの世界的な不況によって、我が国を訪れた外国人観光客も、平成20年の約835万人が平成21年には約679万人と大幅に減少しています。

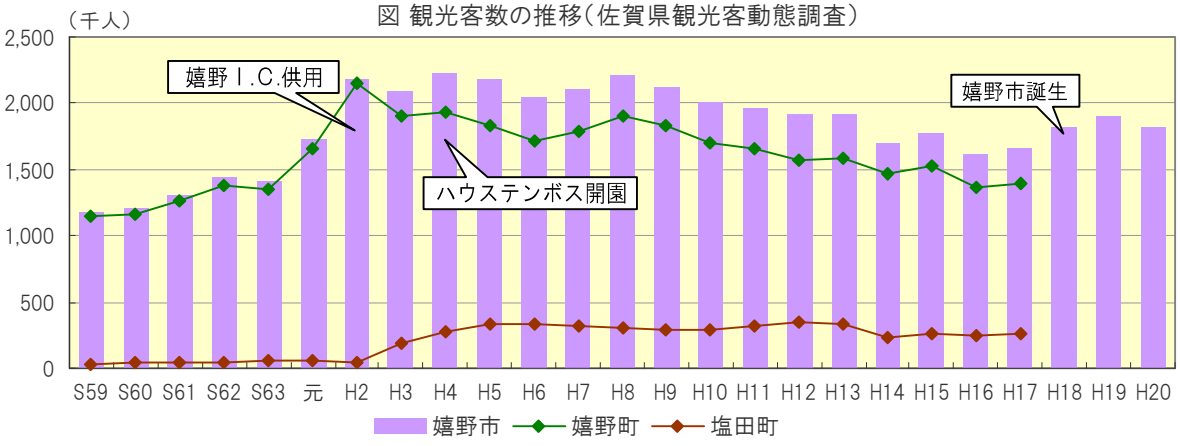

図 観光客数の推移（佐賀県観光客動態調査）

〈交通手段別観光客数〉

平成19年に嬉野市に訪れた観光客の交通手段は、自家用車及びタクシー利用が約7割の134.5万人、バス利用が約3割の554万人となっています。

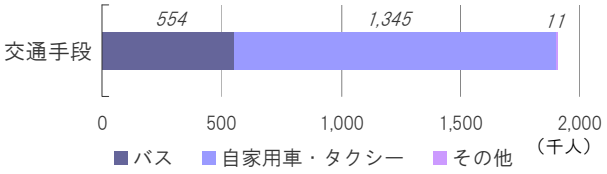

（資料：佐賀県観光客動態調査）

〈発地別観光客数〉

訪れる観光客の発地をみると、佐賀県を除く九州圏内が100.9万人で全体の約53％を占め、次いで九州圏外の50.9万人（同約27％）となっており、佐賀県内からの来客は約20％の39.2万人にとどまっています。

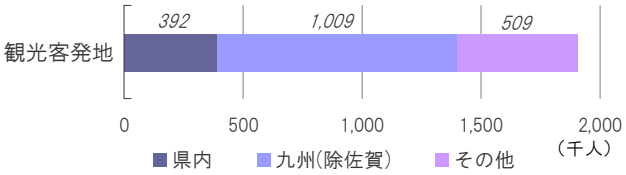

（資料：佐賀県観光客動態調査）

〈観光集客機能〉

嬉野温泉は現在約40のホテル・旅館が稼動しており、総客室数1,050室程度で約4,500人の収容人員数を誇ります。その結果、嬉野市の観光機能は、他市に比べ宿泊の比重が高くなっていますが、観光・旅行スタイルの変化や国際化などの時代に対応するため、温泉街の再生や特産物の活用など観光の多様化に取り組んでいます。

また、塩田町の区域内にも国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された古い町並みや、地場産業の窯業や酒造業といった歴史性・地域性を有した産業文化財など、集客が期待できる観光資源が多くみられます。

観光振興体制をみると、(社)嬉野温泉観光協会の企画・運営による嬉野温泉の各種観光事業に偏っており、現時点において嬉野温泉と市内の観光資源との連携は十分といえない状況にあります。

一方、現在、九州新幹線西九州ルート建設と嬉野温泉駅の設置が進められており、新たな集客インフラとして観光客数の増加が期待されています。

3．土地・建物利用

●嬉野市は市域面積の約２／３を山林が占めています。
●温泉街を核とする市街地が形成されています。
●都市計画区域は市域面積の約１／３の規模で、全域が嬉野町内に指定されています。
●市域の９割強の区域を農業振興地域に指定しています。
●市街地に隣接して地すべり発生危険区域が指定されています。
●面積比率で４割強の建物が都市計画区域外に立地しています。

（1）土地利用状況

嬉野市の市域は約２／３を山林（約7,804ha）が占め、その残りの約２／３も田畑（約3,018ha）などの農地に利用されており、住・商・工業用地などの宅地や道路用地、公共・公益用地といった都市的土地利用面積は約1,420haで、市域の１／８未満にとどまっています。

都市的土地利用は、嬉野温泉の市街地として一団の区域として形成されているほか、塩田庁舎周辺部や農地が広がる平野部などでも主要道路沿いや河川沿いに点在しています。

図　土地利用現況

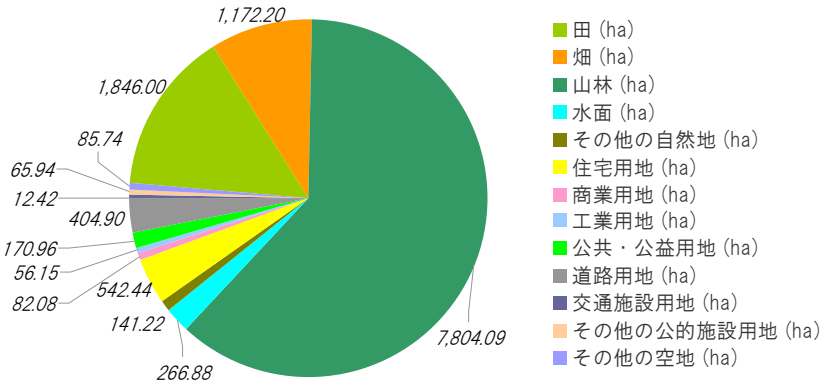

図　土地利用現況

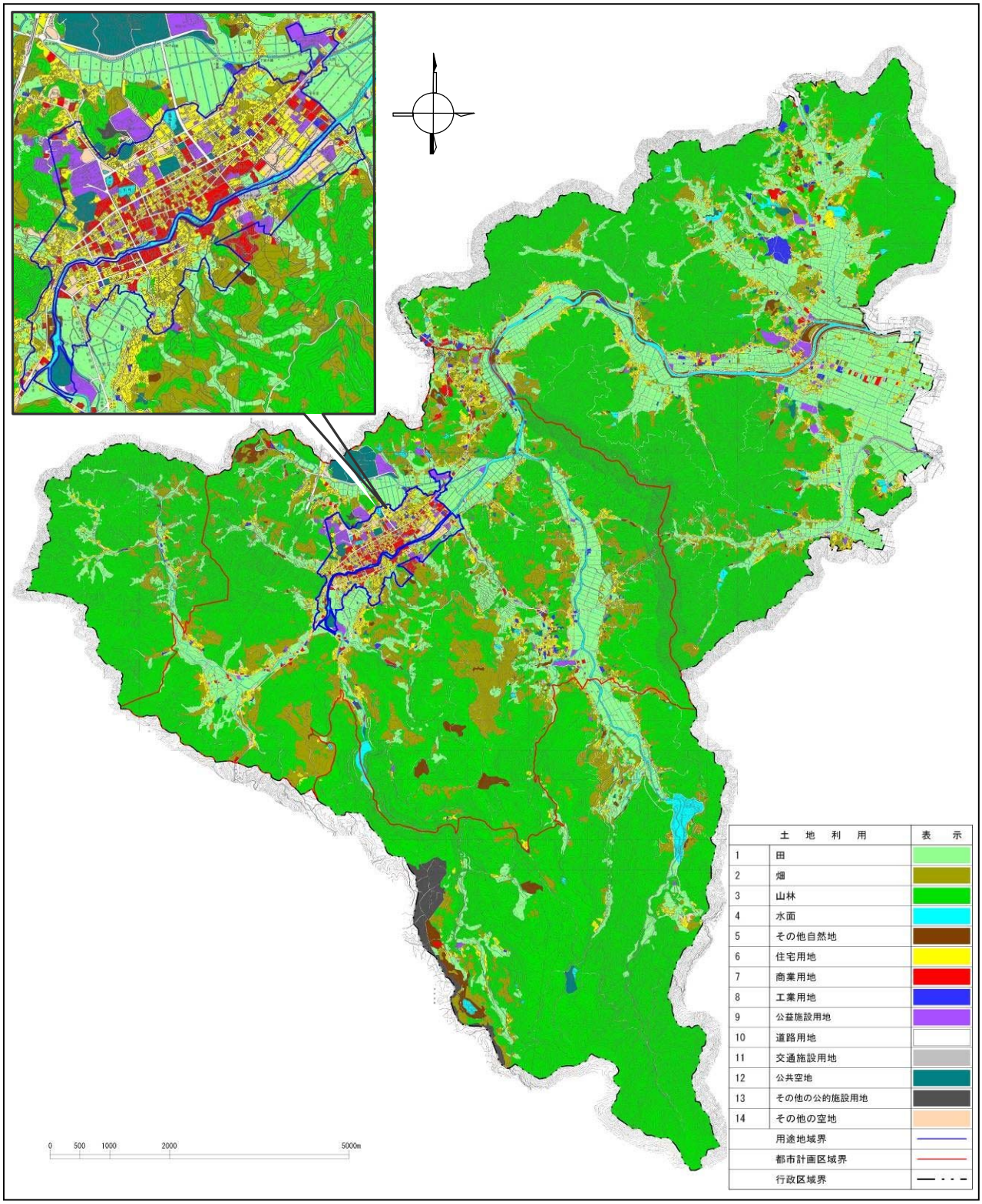
0 500 1000 2000 5000m
土地利用 表示
1 田
2 畑
3 山林
4 水面
5 その他自然地
6 住宅用地
7 商業用地
8 工業用地
9 公益施設用地
10 道路用地
11 交通施設用地
12 公共空地
13 その他の公的施設用地
14 その他の空地
用途地域界
都市計画区域界
行政区域界

（2）法適用状況

嬉野市の土地利用に関する法規制として、現在、「都市計画法」に基づく都市計画区域と、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農業振興地域（農用地）、「森林法」に基づく地域森林計画対象民有林及び保安林、並びに、急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険区域、地すべり発生危険区域などが指定されています。

本市の行政区域（市域）は12,651haですが、その約３分の１にあたる4,568haを都市計画区域に定めています。現在の都市計画区域は全域が嬉野町の地域に指定されており、その内、用途地域を指定している区域は274haのみで、市域全体の2%程度にとどまっています。

また、用途地域の地域区分をみると、温泉旅館が立ち並ぶ市街地の中心部に商業系用途地域72haが指定され、住居系用途地域202haがそれを取り囲むように配置されています。

図　用途地域

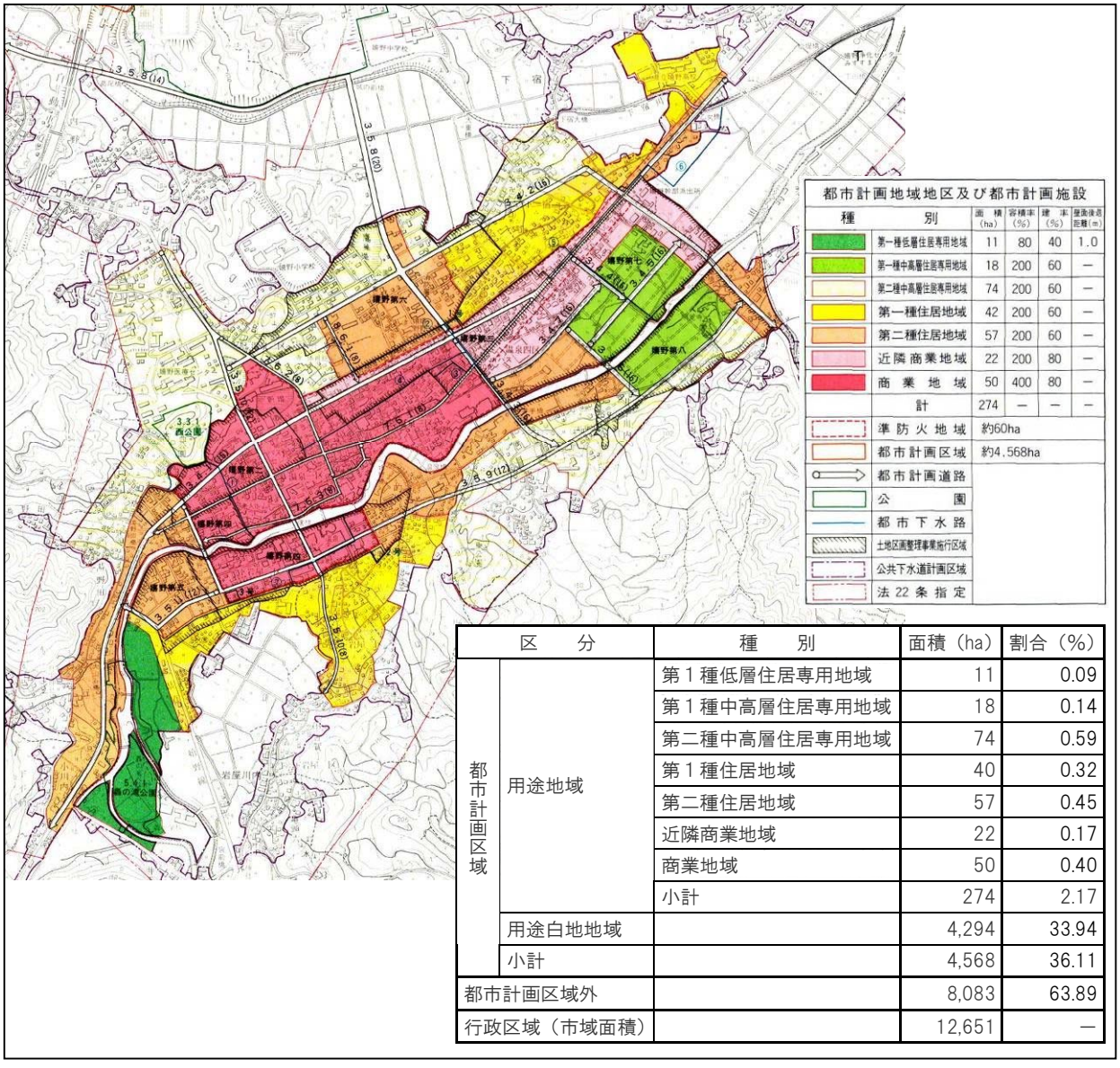

区分		種別	面積（ha）	割合（%）
都市計画区域	用途地域	第１種低層住居専用地域	11	0.09
		第１種中高層住居専用地域	18	0.14
		第二種中高層住居専用地域	74	0.59
		第１種住居地域	40	0.32
		第二種住居地域	57	0.45
		近隣商業地域	22	0.17
		商業地域	50	0.40
		小計	274	2.17
	用途白地地域		4,294	33.94
	小計		4,568	36.11
都市計画区域外			8,083	63.89
行政区域（市域面積）			12,651	—

都市計画以外の法適用では、農業振興地域が2,944ha指定されており、そのうち2,295haが農用地区域となっています。また、地域森林計画対象民有林6,508ha、保安林1,132haなどが重複指定されています。

さらに、嬉野温泉市街地の塩田川右岸側の一部など、主に嬉野地区において地すべり発生危険区域が指定されているほか、塩田地区では塩田川沿いに急傾斜地崩壊危険区域が点在しています。

（土地利用関連法適用状況）

適用法	面積（ha）	市域占有率（%）
準防火地域	59.8	0.5
農業振興地域	2,944	23.3
農用地	2,295	18.1
地域森林計画対象民有林	6,508	51.4
保安林	1,132	8.9
急傾斜地崩壊危険区域	63	0.5
土石流危険区域	56	0.4
地すべり発生危険区域	163	1.3

図　土地利用規制

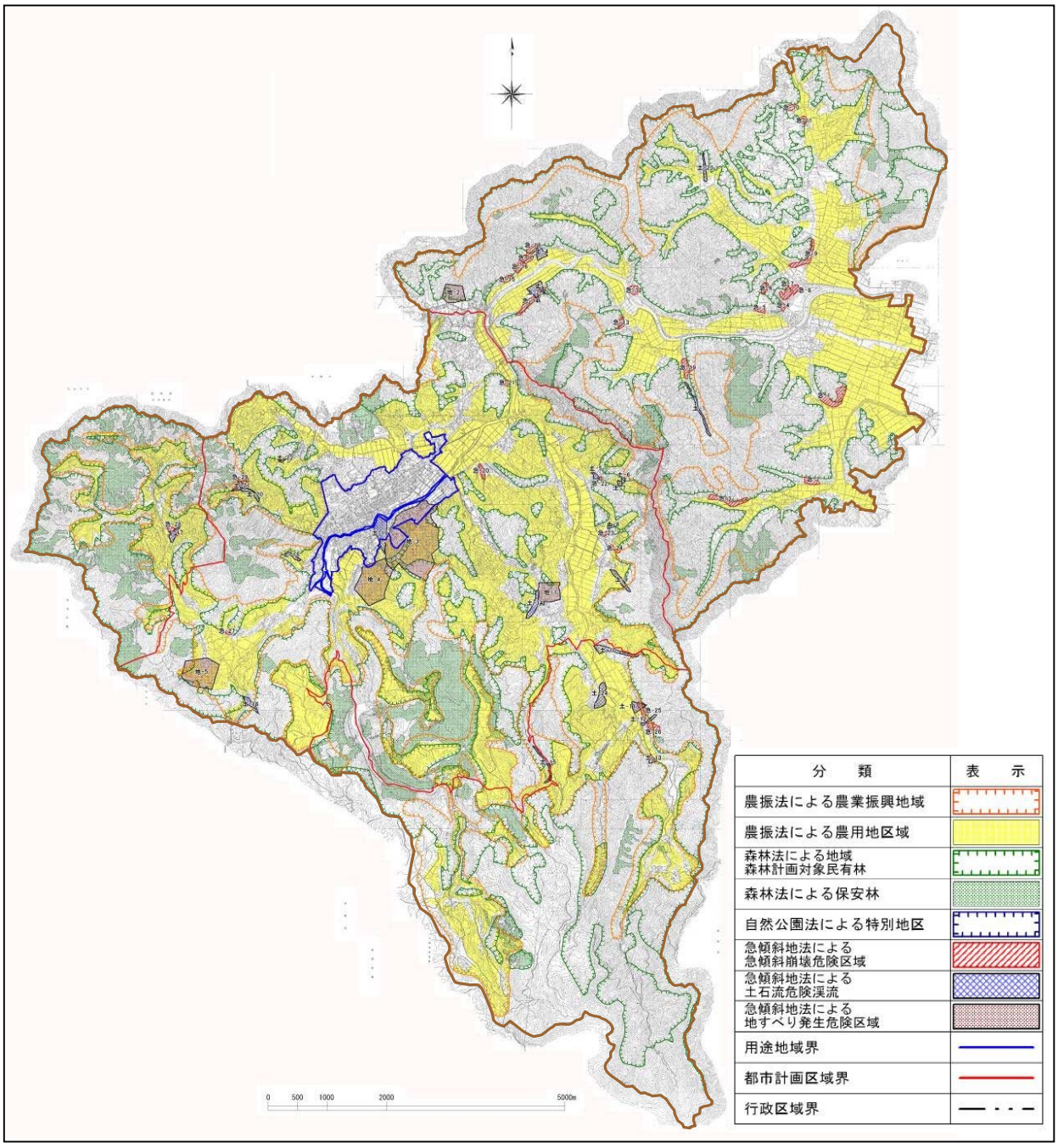

（3）建物利用状況

建物利用状況について、平成20年度に実施した都市計画基礎調査の結果をみると、市域全域を対象とした建物延べ床面積が約311万㎡あり、その内訳をみると、約３分の２を住宅施設が占めています。また、住宅施設以外では、商業施設が約48万㎡と最も多く、工業施設が約23万㎡、公益施設が約26万㎡、その他の施設が約15万㎡となっています。

これら建物の分布状況を都市計画区域内外でみると、都市計画区域内の約178万㎡、都市計画区域外の約133万㎡に分けられ、さらに都市計画区域について用途地域内外に分けると、用途地域内に約92万㎡、用途地域外に約86万㎡が分布しており、都市計画による規制・誘導の対象外となっている、または規制・誘導が緩い建築物が多く見られます。

図　建物現況

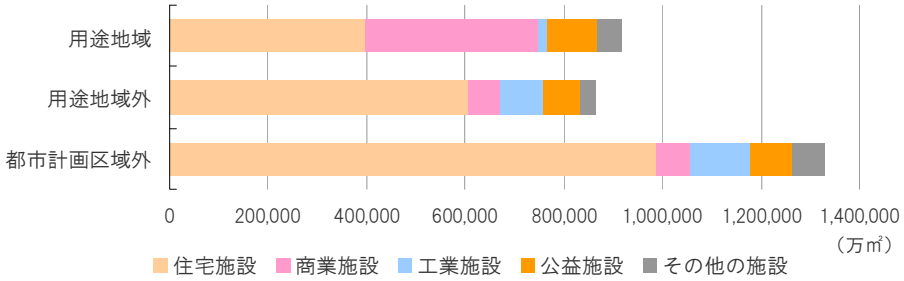

４．開発動向

●塩田町の区域を主とする都市計画区域外における建築行為の多くは、確認できない状況にあります。

●都市計画区域外を中心に農地転用が行われていますが、必ずしも宅地化が進んでいる状況にはありません。

●開発許可による宅地開発は都市計画区域外を中心に行われています。

（１）新築着工動向

本市の都市計画区域内では平成9年から同19年にかけて1,013件の建築着工がみられ、これを用途地域の内外に区分すると、地域内が490件、地域外が523件と新築物件の過半数が用途地域外で建てられています。

一方、同期間における都市計画区域外の状況については、建築確認申請がなされたもので17件が新築として確認されています。

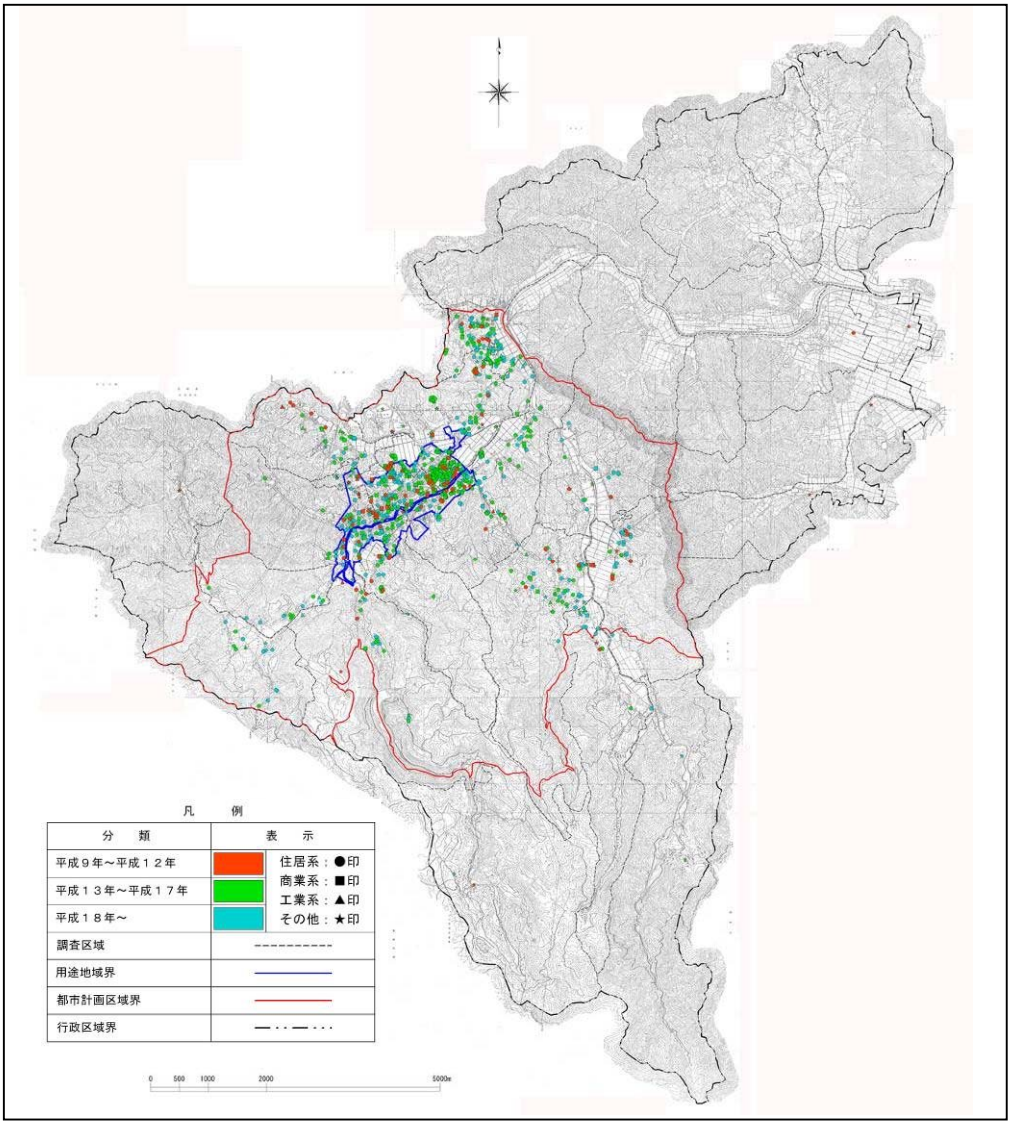

（2）農地転用

嬉野市でも農地転用許可制度によって優良農地が保全されてきましたが、その一方で、都市計画区域外を中心に農地転用が行われてきました。

平成10年から平成19年までの10年間に行われた農地転用は1,072件で、計95.5haに及んでいます。ただし、転用用途をみると、用途地域内は住宅用地等が中心ですが、用途地域外や都市計画区域外においては、住・商・工用地や公共用地以外に多く転用されています。これらの多くは農地から山林（植林）に転用しているもので、必ずしも宅地化の進展を示してはいません。

図　農地転用

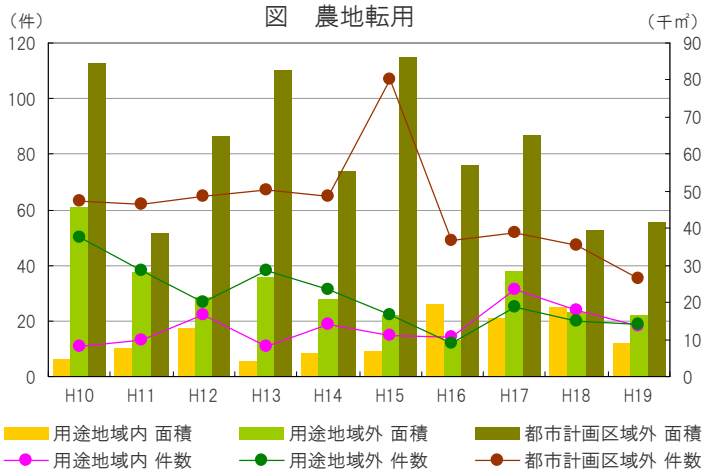

（3）開発許可

嬉野市では、非線引き都市計画区域と都市計画区域外の基準に基づき開発許可制度が運用されており、市域の各所において開発許可による宅地開発が進められてきました。

平成10年から平成19年までの10年間をみると、用途地域内では開発許可制度は利用されておらず、用途地域外で住宅開発の2件、約1.4ha、都市計画区域外で住宅開発をはじめ、工業やその他の開発などに22件、約19.7haの宅地開発が行われています。

図　開発許可状況

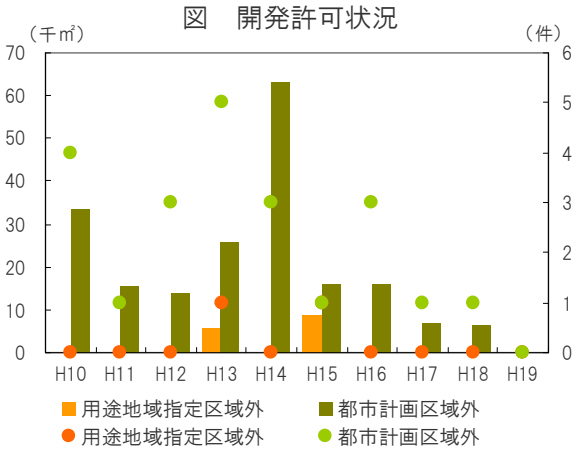

都市計画区域外における開発許可は平成4年より記録されていますが、平成19年までの開発状況を用途別にみると、住居系（計12.3ha）とその他の用途（計14.6ha）が大半を占めています。

また、年次別では平成8年の住居系と平成14年のその他の用途が突出しています。

図　都市計画区域外開発許可状況

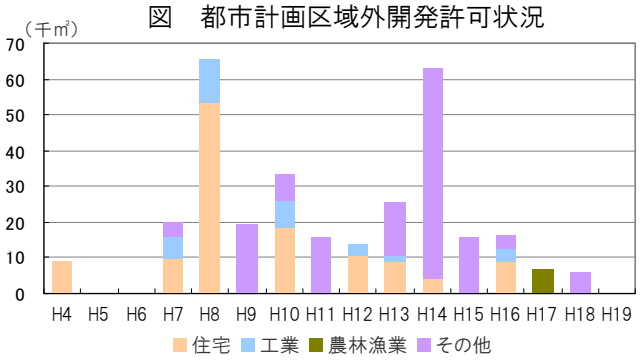

５．都市施設・都市基盤整備状況

●嬉野市では用途地域を指定する嬉野町の中心部において公共団体施行を中心に土地区画整理事業が進められてきました。

●商店街や温泉旅館が集まる市街地の中心部は、道路幅員が狭く、公園などの公共施設が不足しています。

●国道498号や(主)鹿島嬉野線など、鹿島市と連絡する国県道の交通量が増加傾向にあります。

●嬉野市にある都市公園15箇所は嬉野町内に偏って立地していますが、塩田町においては農村公園をはじめ都市公園に含まれない公園が整備されています。

●都市計画決定された道路や公園の大半は嬉野町の中心部に集中しており、その多くが整備済みとなっています。

●二級河川塩田川が岩屋川内川や吉田川、八幡川などの支流を集めて市域を東西に貫いています。

●塩田川はこれまでも河川改修が進められてきましたが、有明海の満潮時と台風などで気圧の低下による高潮の発生や大雨が重なる場合に、流域での氾濫が想定されます。

●公共下水道は嬉野町の中心部で整備を進めていますが、整備率は３割弱にとどまっています。一方、塩田町では農業集落排水施設の整備が進められています。

（１）市街地開発事業

嬉野市では、嬉野温泉の古い温泉街の周辺部において、昭和17年から土地区画整理事業を手法とする市街地開発事業に取り組んでおり、平成23年度までに9地区、計244.6haの区域が市街地として整備されてきました。

その結果、市街地内の大半の道路網は比較的整然と配置されていますが、温泉街の中心部など事業区域外では老朽・密集化した市街地が広がっており、昭和50年以前に施行された古い土地区画整理事業区域においても、道路幅員が狭く、公園も不足しているなど、近年、大規模化している地震や大雨などの災害に弱い市街地構造となっています。

また、本市では九州新幹線嬉野温泉駅の設置が決まっており、駅が整備される既存市街地の隣接地では、駅周辺のまちづくりに向け、土地区画整理事業を軸とした新市街地の整備が進められています。

その他、塩田町内において工業団地造成事業（久間工業団地／8.5ha）が実施されています。

図　土地区画整理事業実施状況

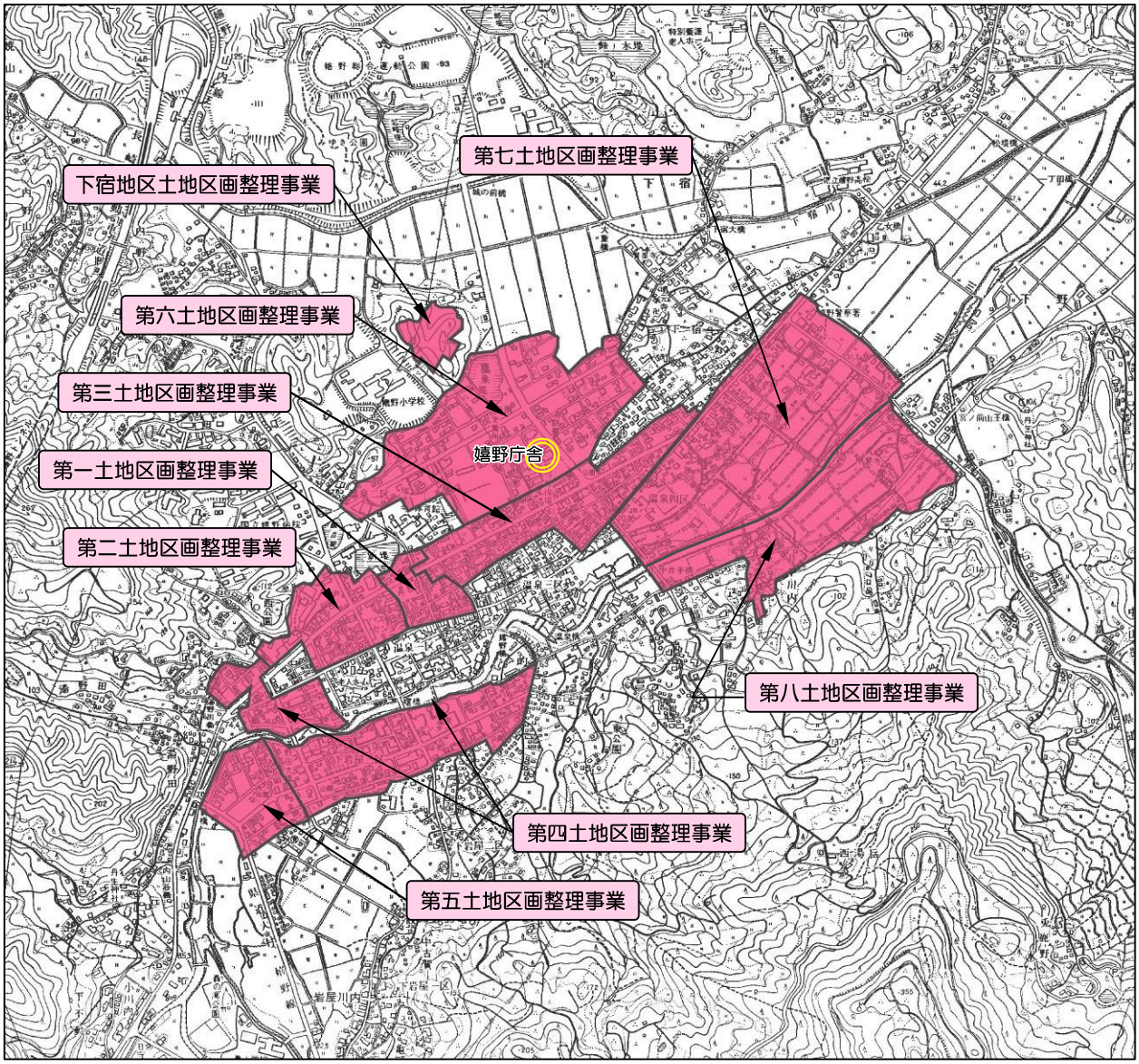

（土地区画整理事業）

事業名	事業主体	施行面積（ha）	事業期間	備考
第一土地区画整理事業	組合	5.7	S17～S25	
第二土地区画整理事業	嬉野市	8.5	S29～S33	嬉野町施行
第三土地区画整理事業	嬉野市	11.4	S32～S42	嬉野町施行
第四土地区画整理事業	嬉野市	17.8	S37～S48	嬉野町施行
第五土地区画整理事業	嬉野市	5.8	S46～S59	嬉野町施行
第六土地区画整理事業	嬉野市	24.0	S58～H2	嬉野町施行
第七土地区画整理事業	嬉野市	26.9	H6～H23	
第八土地区画整理事業	嬉野市	15.6	H9～H23	
下宿地区土地区画整理事業	個人	2.1	H19～H22	

（２）道路整備状況

嬉野市内を走る国県道の実延長は平成20年4月1日現在で95.3kmあり、国道が17.1km（100％改良済み）、主要地方道が33.7km（改良率75.8％）、一般県道が44.5km（改良率69.5％）、市道が286.8km（改良率67.5％）となっています。また、国道34号の嬉野市街地内区間において、景観性の向上と安全で快適な歩行空間の確保に向け、無電柱化推進事業、並びに交通安全施設等整備事業が進められています。

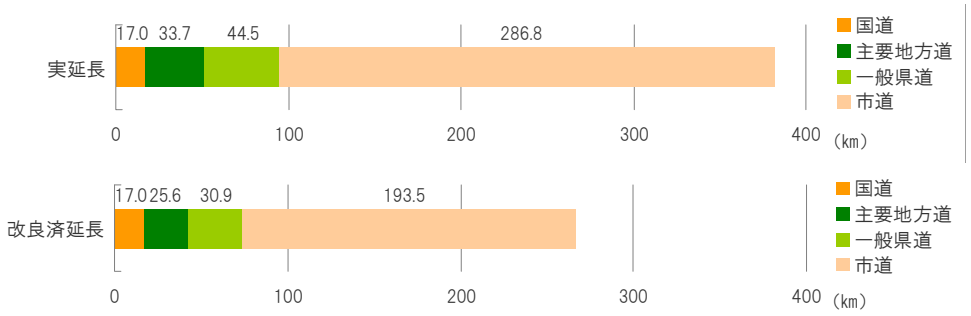

（資料：佐賀県道路課）

（主要道路機能）

道路交通センサスに基づいて嬉野市内における国県道など主要道路の断面交通量をみると、周辺都市と連絡する国道34号と同498号の一部区間で1万台/12時間を超えており、自動車の通行において渋滞が発生しているものと考えられます。また、平成11年から平成17年にかけて県道鹿島嬉野線の交通量が急激に増加しており、はたして武雄市、鹿島市との交通機能の強化や通行の円滑化に向けた整備の必要性が高まっています。

図　主要道路断面交通量

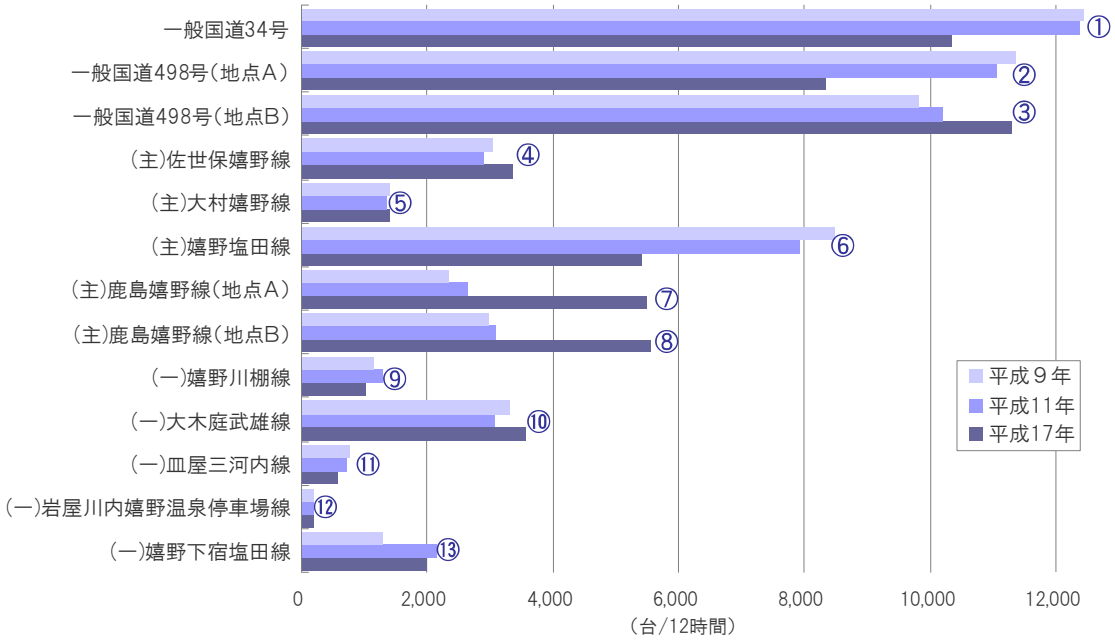

図　主要道路網・道路断面交通量

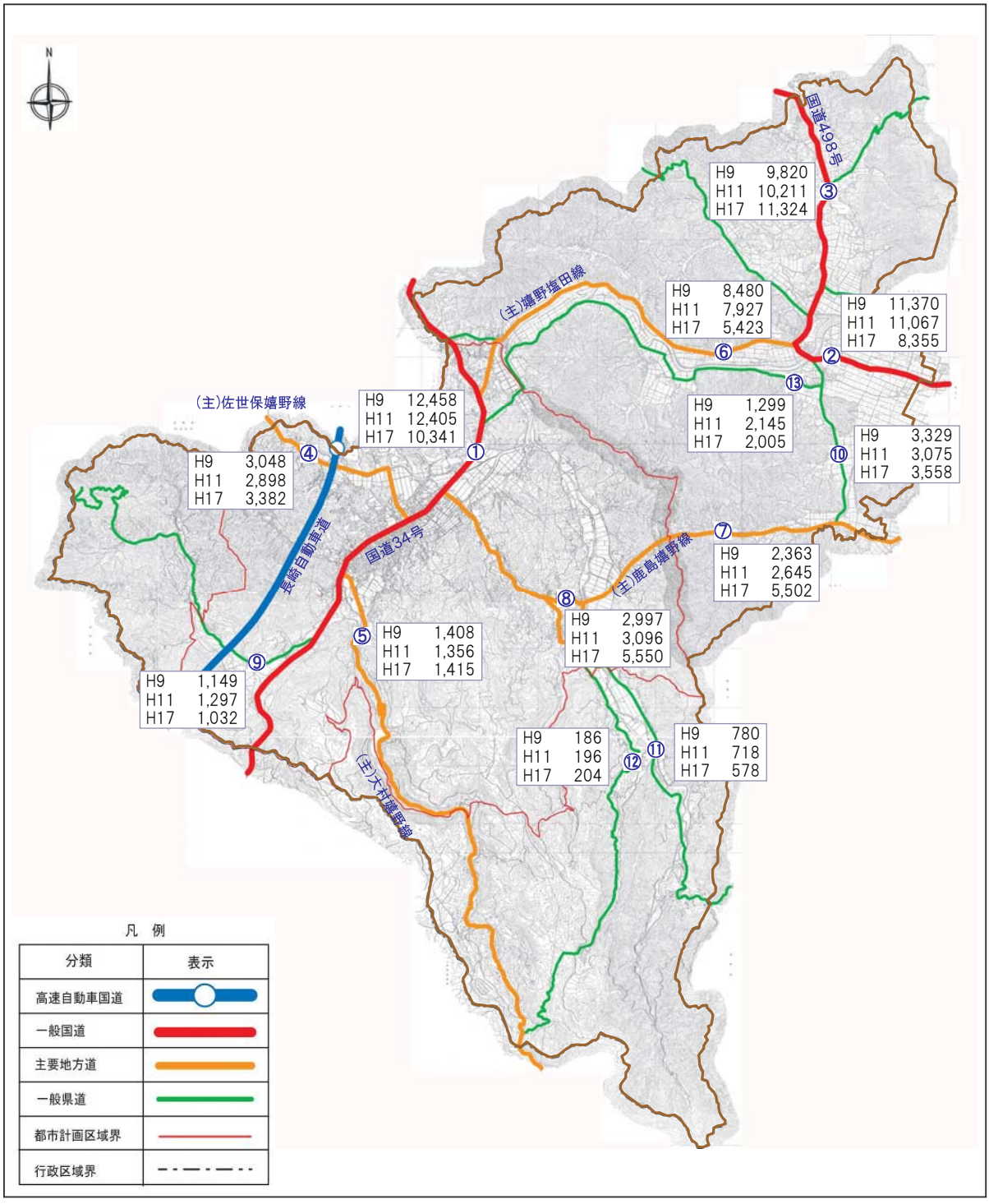

（3）公園・緑地整備状況

嬉野市内では、嬉野町の都市計画区域内で都市公園法第二条に定義する都市公園が15箇所設置され、約57haの整備が進められています。

一方、塩田町内には、都市公園に含まれない和泉式部公園、中央公園、イカダ記念公園、北部公園、西部公園のほか、農村公園が6箇所整備されています。

図　公園配置状況

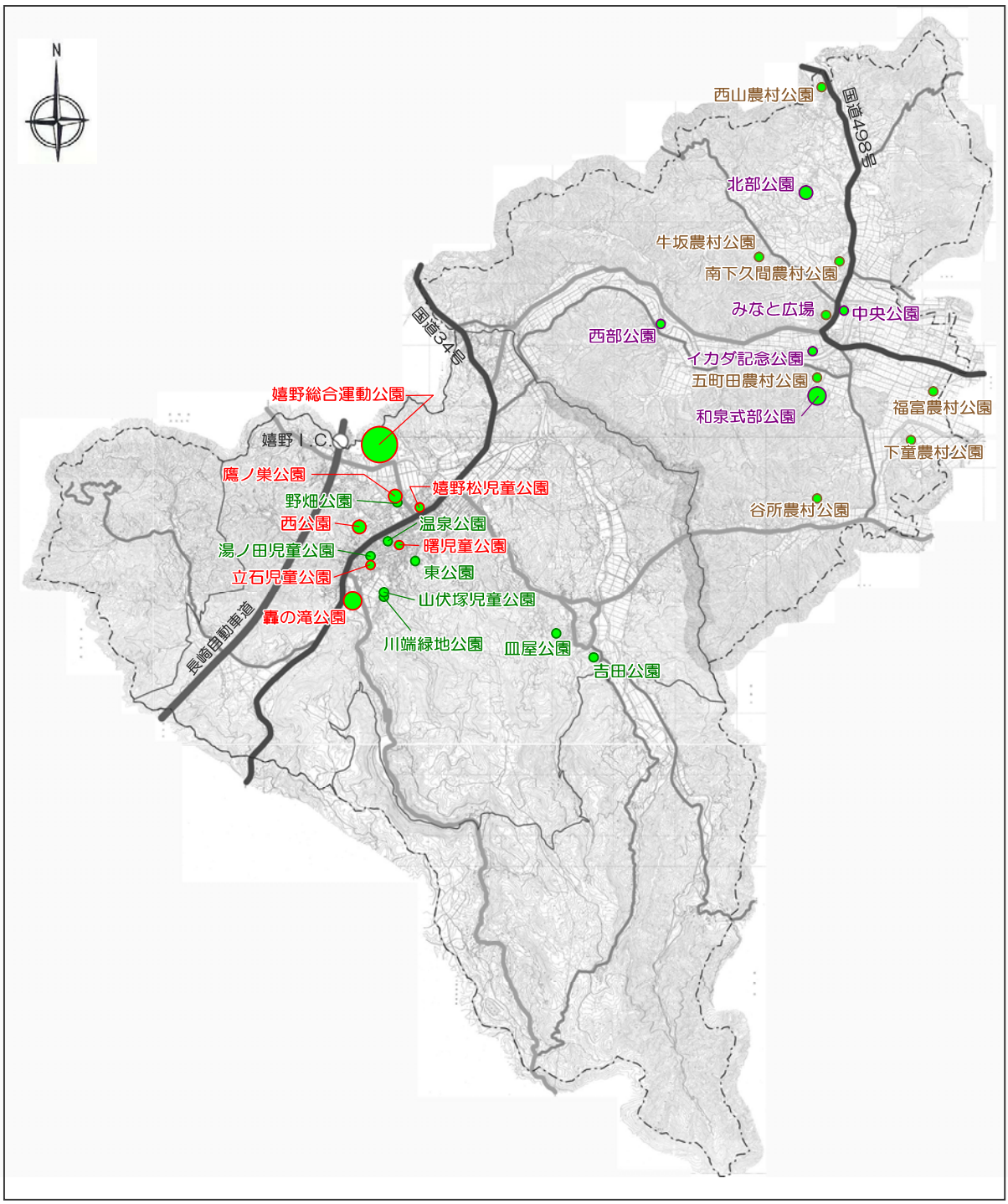

（都市計画道路率）

嬉野市では平成20年3月末現在、都市計画道路が15路線、計17.6kmが計画されており、そのうち整備済みと改良済みの区間が13.3km、概成済み区間が2.7kmで、概成済みを含めた改良率は91％（整備済み・改良済み区間のみの場合は76％）となっています。

種別	路線名	幅員（m）	延長（m）	整備済（m）	改良済（m）	概成済（m）	整備率（%）	図中番号
幹線道路	3･4･1 昭和通り線	16	3,600	1,640		1,960	45.6	①
	3･4･2 下宿大通り線	16	2,220	1,622			73.1	②
	3･4･3 中井手線	16	520			370	0.0	③
	3･4･4 八反角１号線	16	230	230	―	―	100.0	④
	3･4･5 八反角２号線	16	480	480	―	―	100.0	⑤
	3･4･6 八反角３号線	16	350	182	168		100.0	⑥
	3･4･7 八反角４号線	16	510	510	―	―	100.0	⑦
	3･5･8 総合運動公園線	14	2,180	2,180	―	―	100.0	⑧
	3･5･9 嬉野環状線	12	2,410	1,510	50		64.7	⑨
	3･5･10 病院通り線	12	1,570	1,210		360	77.1	⑩
	3･5･11 轟線	12	390	390	―	―	100.0	⑪
区画道路	7･6･1 旧本通り線	8	1,470	1,470	―	―	100.0	⑫
	7･6･2 楓ノ木通り線	8	650	650	―	―	100.0	⑬
	7･6･3 川端通り線	8	780	700			89.7	⑭
特殊道路	8･6･1 体育館通り線	8	250	250	―	―	100.0	⑮
計		―	17,610	13,024	218	2,690	75.2	

（都市計画公園）

都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設である都市計画公園は、平成21年4月時点で7箇所、計画総面積は54.05haであり、そのうち整備・供用済みは部分供用も含め7箇所、計52.33haとなっています。

種別	名称	面積（ha）	供用（ha）	整備率（%）
街区公園	1 嬉野松児童公園	0.16	0.16	100.0
	2 曙児童公園	0.14	0.14	100.0
	3 立石児童公園	0.21	0.21	100.0
近隣公園	3･3･1 西公園	2.80	2.80	100.0
	3･3･2 鷹ノ巣公園	1.84	1.84	100.0
地区公園	5･4･1 轟の滝公園	6.60	6.60	100.0
運動公園	6･5･1 嬉野総合運動公園	42.40	40.58	95.7
計		54.15	52.33	96.6

図　都市計画道路・都市計画公園

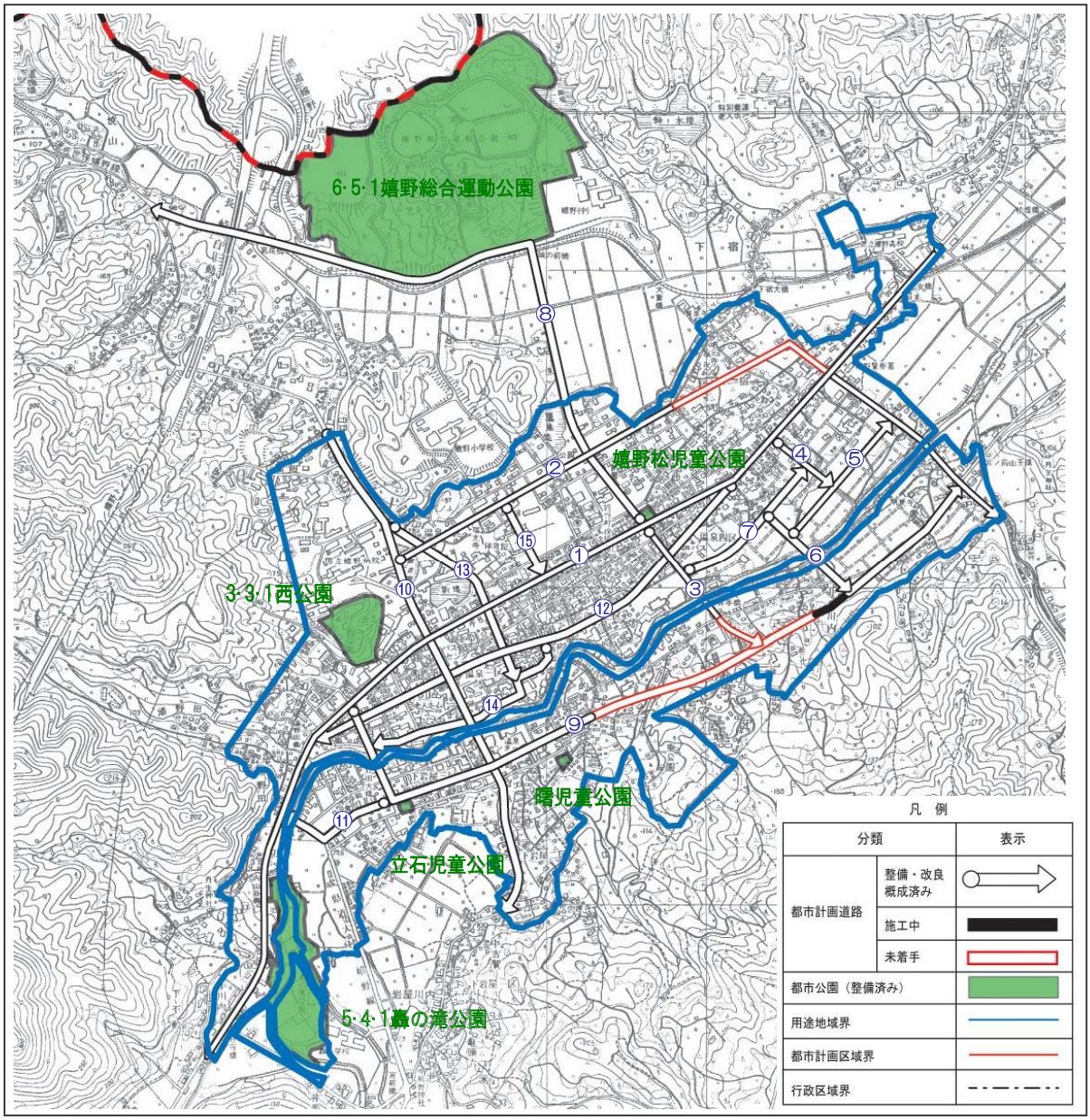

（4）河川・水路

嬉野市では、長崎県境にある虚空蔵山系に源を発する塩田川が、市域を貫流し、多良岳山系から流れる岩屋川内川や国見岳を源とする吉田川、武雄市堺から流れる八幡川など21の支流を集めて鹿島市沖の有明海に注いでいるほか、鹿島市との境付近に鹿島川が流れています。

特に塩田川は昭和に入る頃まで水運に利用されるなど、この地域の暮らしとの結びつきが強く、現在も嬉野温泉や塩田津の景観的な重要要素になっているなど、嬉野市のシンボル的な存在であり、また、その上流域では、ゲンジボタルの生息が確認されるなど、生物多様性が維持されており、自然の環境が残っています。

図　水系（塩田川流域）

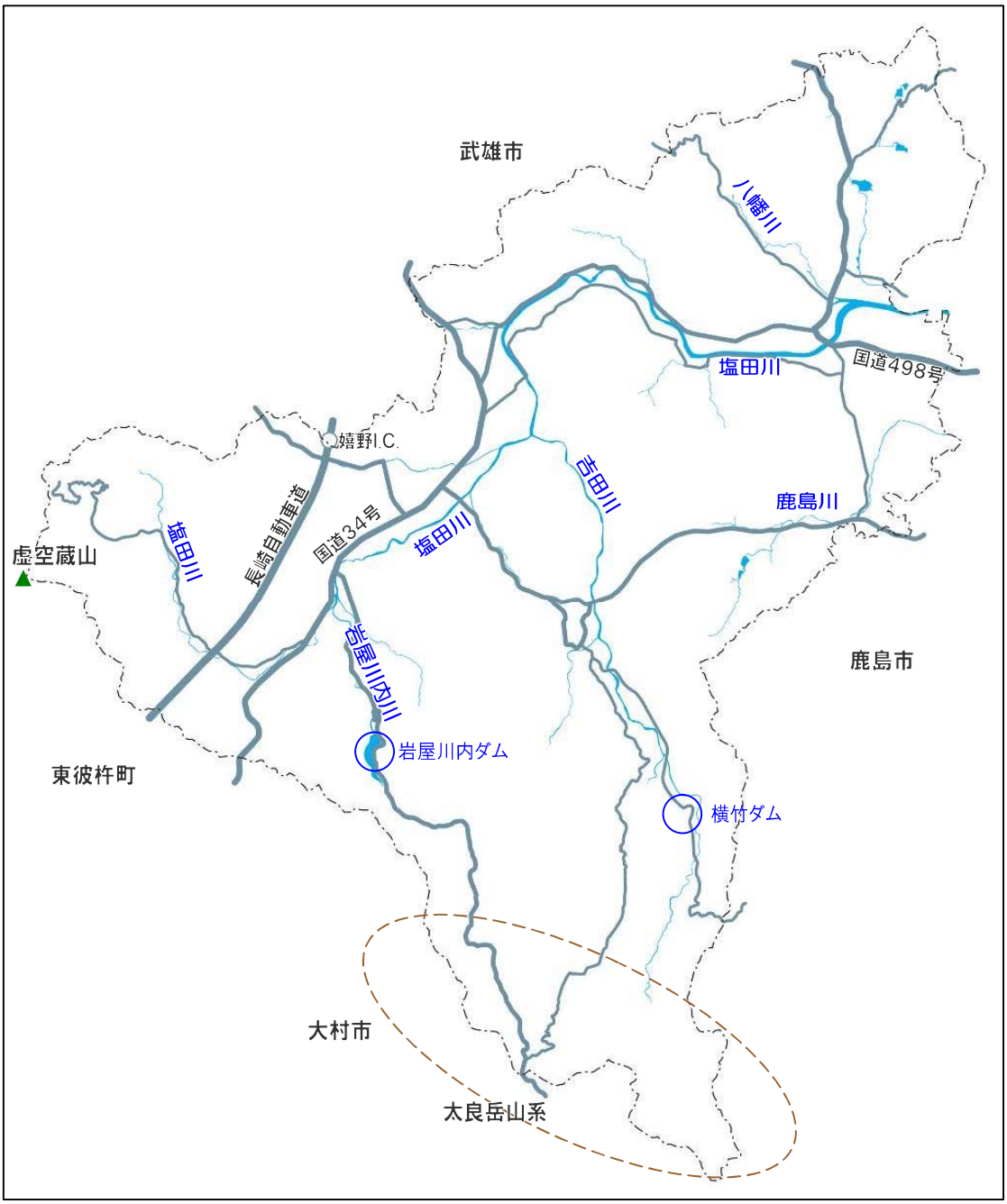

一方、塩田川とその支流は流域面積が狭く、また、塩田川が注ぐ有明海の潮汐が大きい影響もあり、これまで台風などの大雨と有明海の満潮時が重なることによって、たびたび河川が氾濫し流域の市街地や農地に大きな被害をもたらしてきました。

塩田川の河川改修や、岩屋川内川及び吉田川上流における洪水調節を目的とした岩屋川内ダムと横竹ダムの建設など、これまでも治水対策が進められてきましたが、現在も塩田地区を中心に洪水による浸水が想定されており、塩田川やその支流の整備は最も重要な課題となっています。

図　浸水想定区域

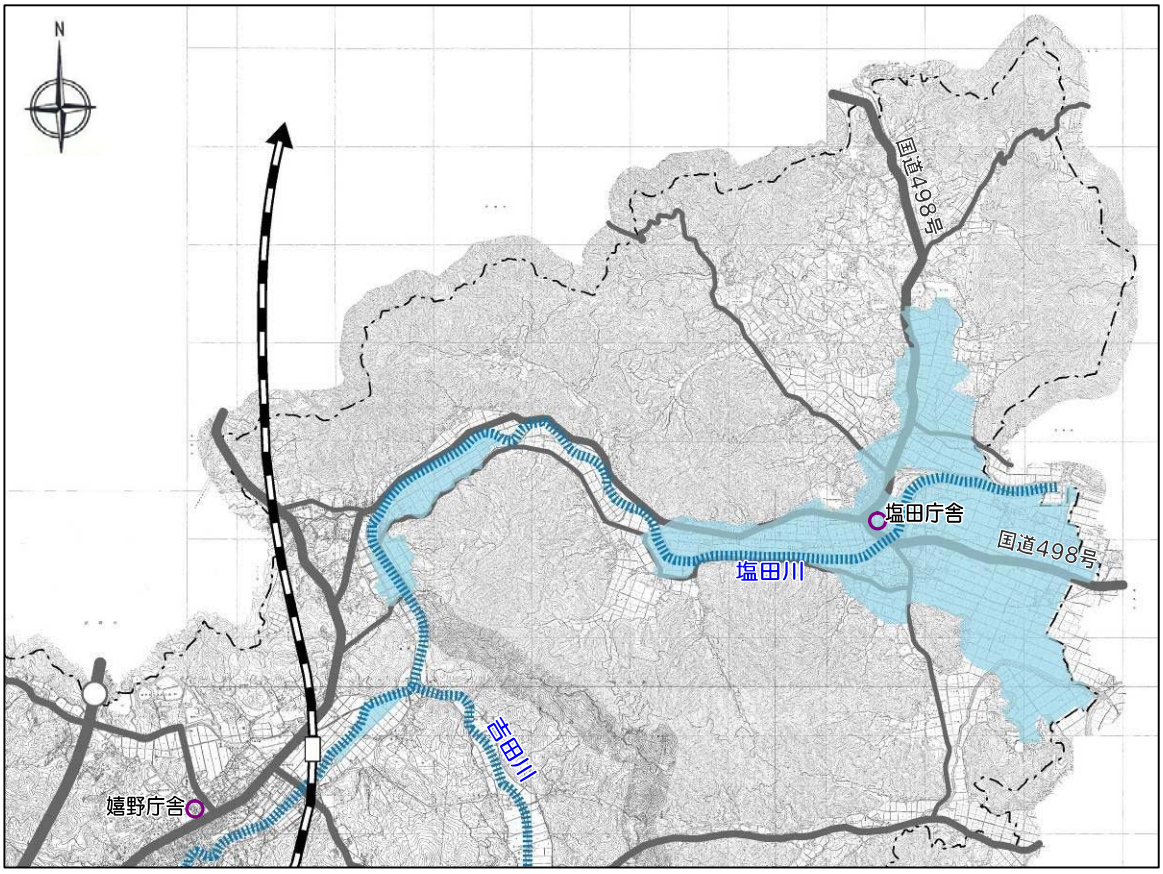

■ 整備諸元（ふるさとの川モデル事業）

塩田川は昭和 62 年度に「ふるさとの川モデル事業」の指定を受けており、「ぷれいリバーイン塩田」をメインテーマに、活気ある水辺空間の創出に向けた事業が進められています。

河川名	塩田川水系塩田川（２級河川）
流域面積	128km^2（計画地点流域面積102.1km^2）
延長	26.1km
整備計画策定区間	9.3km／　自 大字大草野地先（式南橋） 至 大字真崎地先（牛間田橋）

（5）下水道（排水処理）

嬉野市では、嬉野市公共下水道計画において平成30年度の嬉野市の人口を21,000人、公共下水道の対象となる計画人口を14,700人と設定し、嬉野町内の453haの区域を対象とする公共下水道の整備を進めており、平成23年3月末現在、供用済みの排水区域面積は191ha、整備率は42.2％となっています。

その下水排除方式については、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を基本に、汚水と雨水を別々の管路に流す分流式を採用しており、下水管渠の計画総延長は113,250mで、平成23年3月末現在45,050mが供用されています。さらに、下宿地区内の塩田川と下宿川に挟まれた27,000㎡の土地に浄化センターを計画しており、17,000㎡が整備済みとなっています。

また、公共下水道の整備に関連し、雨水浸水の防除を目的とする都市下水路の整備を実施しており、平成22年3月末時点において計画排水区域216haに対し都市計画決定した6水路、管渠総延長3,695ｍがすべて供用されています。

図　公共下水道（供用・事業実施状況）

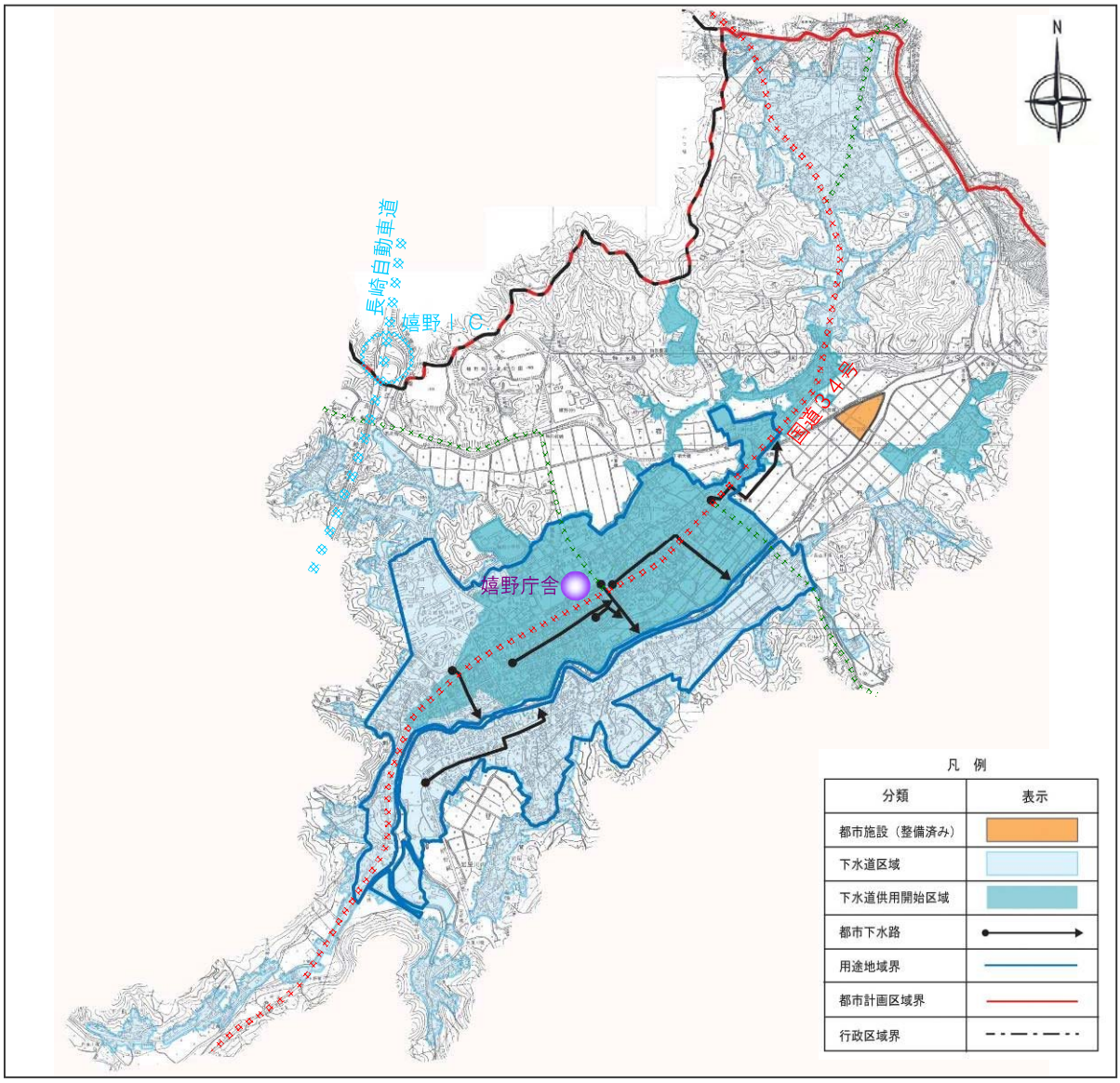

一方、塩田町内を主とする公共下水道区域以外では、農業振興地域において農村生活環境の改善と農業用排水の水質保全、公共用水域の水質保全を目的に、農業集落排水施設整備計画を策定し、汚水処理施設の整備を進めています。

図　農業集落排水施設（整備状況）

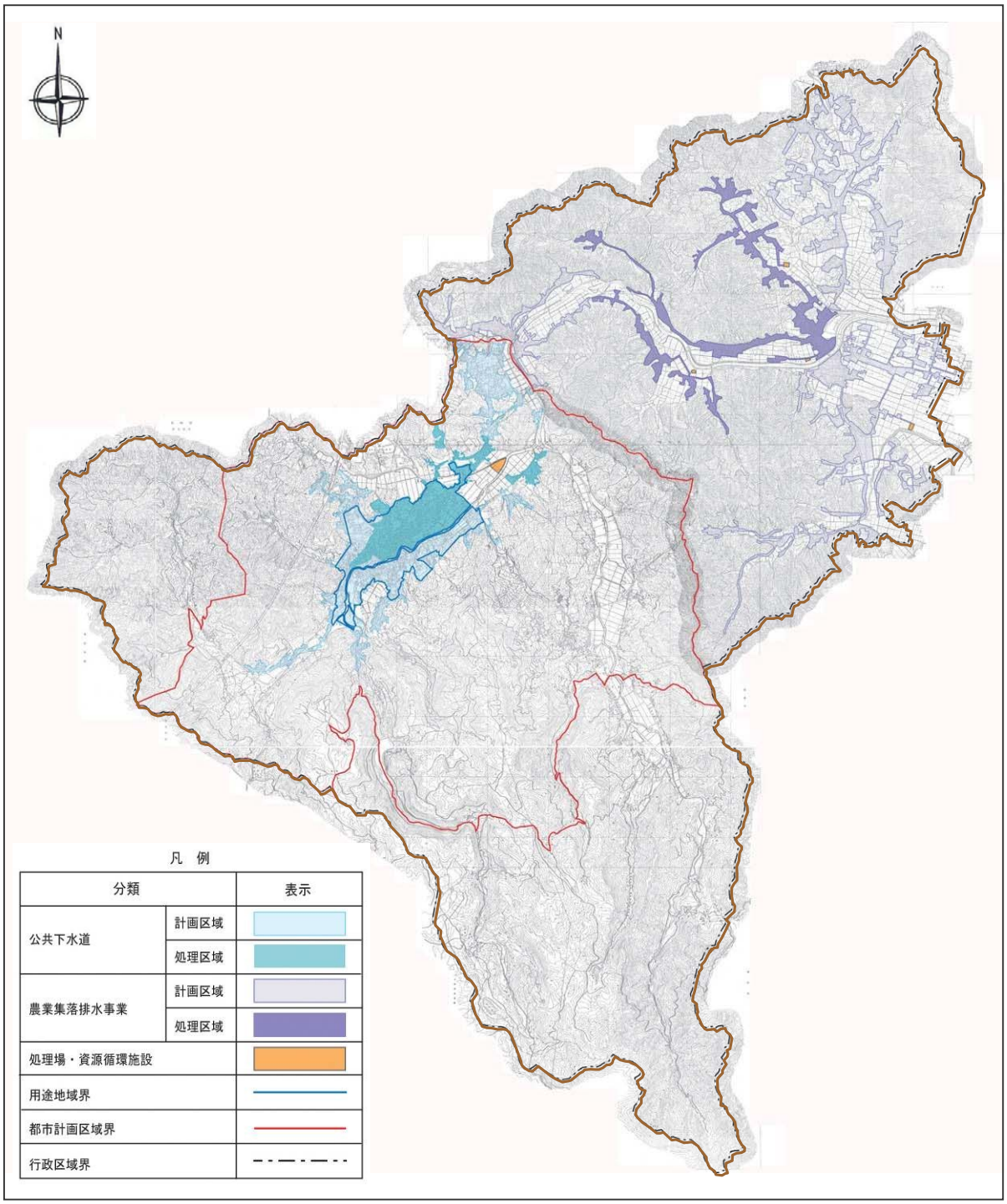

（6）上水道普及率

嬉野市では上水道事業、簡易水道事業によって山間部の除く居住可能な区域では上水道の普及が進んでいます。

図　上水道整備状況

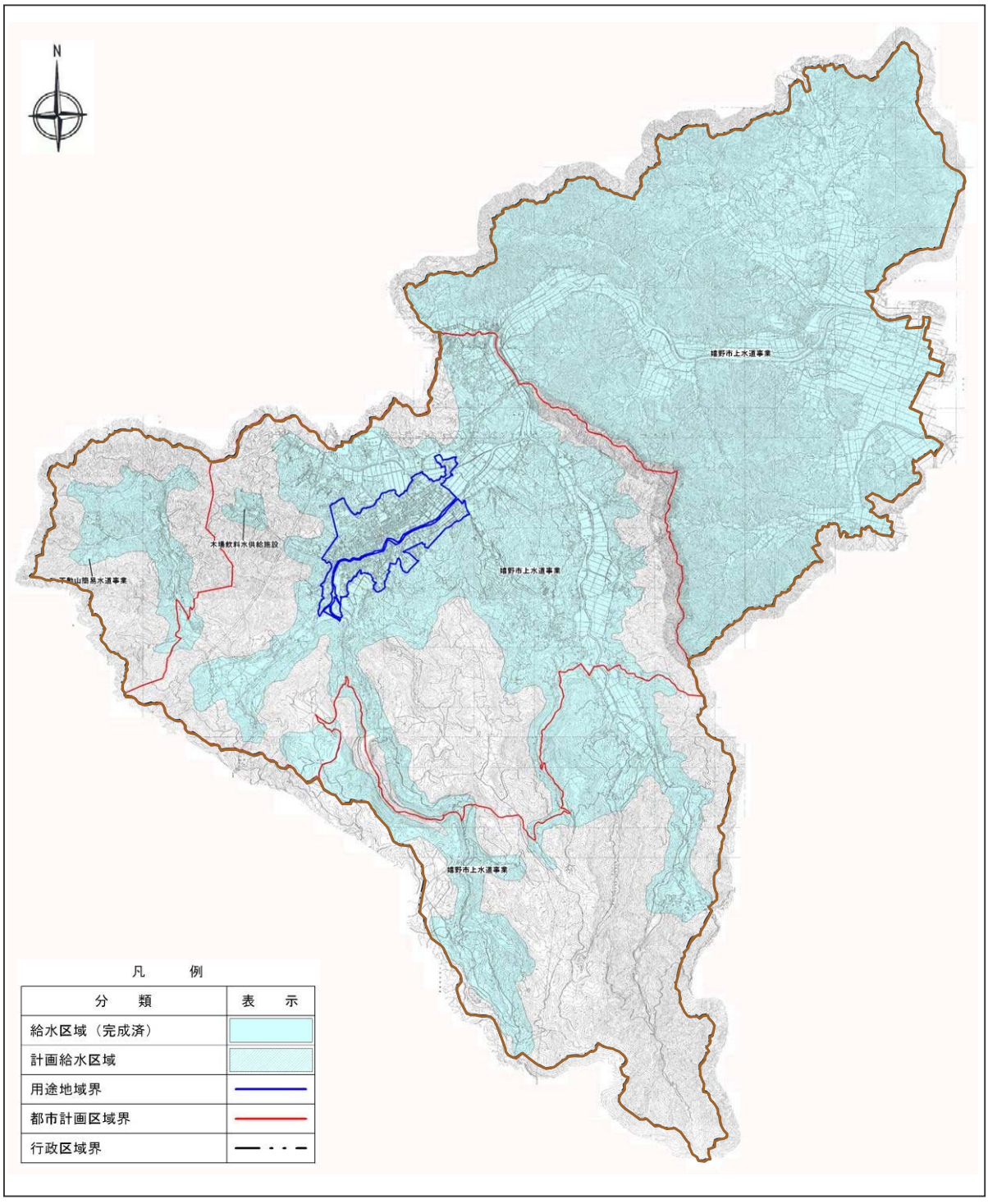

６．生活支援環境

●嬉野市は、塩田町と嬉野町が合併した都市であるため、公共公益機能・施設の重複がみられます。
●嬉野庁舎周辺に主要な公共公益施設が集中しています。
●九州新幹線西九州ルートの建設に合わせ、嬉野温泉駅の設置が予定されています。
●現在の主要な公共交通手段は定期バスですが、市内の旧町同士より武雄市など他市とのネットワークが基軸となっています。

（１）公共公益施設

嬉野市内では塩田町、嬉野町それぞれに主要な公共公益施設（機能）が立地していますが、構造的・社会的に老朽化が進んでいる施設も多く、また、消防署や警察署、医療・福祉施設の立地では嬉野町内への偏りがみられます。

	嬉野町	U-	塩田町	S-
行政施設	嬉野市役所嬉野庁舎	01	嬉野市役所塩田庁舎	01
	嬉野消防署	02	五町田駐在所	02
	鹿島警察署嬉野幹部派出所	03	久間駐在所	03
	今寺駐在所	04	塩田駐在所	04
	不動山駐在所	05	大草野駐在所	05
	吉田駐在所	06		
文化施設	嬉野市文化センター	07	嬉野市中央公民館	06
	嬉野市公会堂	08	塩田図書館・歴史民族資料館	07
	嬉野図書館	09	嬉野市コミュニティセンター	08
	嬉野交流センター	10		
	嬉野公民館	11		
	吉田公民館	12		
医療・福祉施設	国立病院機構嬉野医療センター	13	保健センター	09
	老人福祉センター	14	老人福祉センター	10
	保健センター	15		
	嬉野保育所	16		
	特別養護老人ホームうれしの	17		
	嬉野デイサービスセンター春風荘	18		
教育施設	県立嬉野高等学校	19	県立うれしの特別支援学校	11
	市立嬉野中学校	20	県立塩田工業高等学校	12
	市立吉田中学校	21	市立塩田中学校	13
	市立大野原中学校	22	市立五町田小学校	14
	市立嬉野小学校	23	市立五町田小学校谷所分校	15
	市立轟小学校	24	市立久間小学校	16
	市立大野原小学校	25	市立塩田小学校	17
	市立吉田小学校	26		
	市立大草野小学校	27		
スポーツ施設	嬉野市体育館	28	北部公園野球場	18
	嬉野総合運動公園	29		

図　主要公益施設

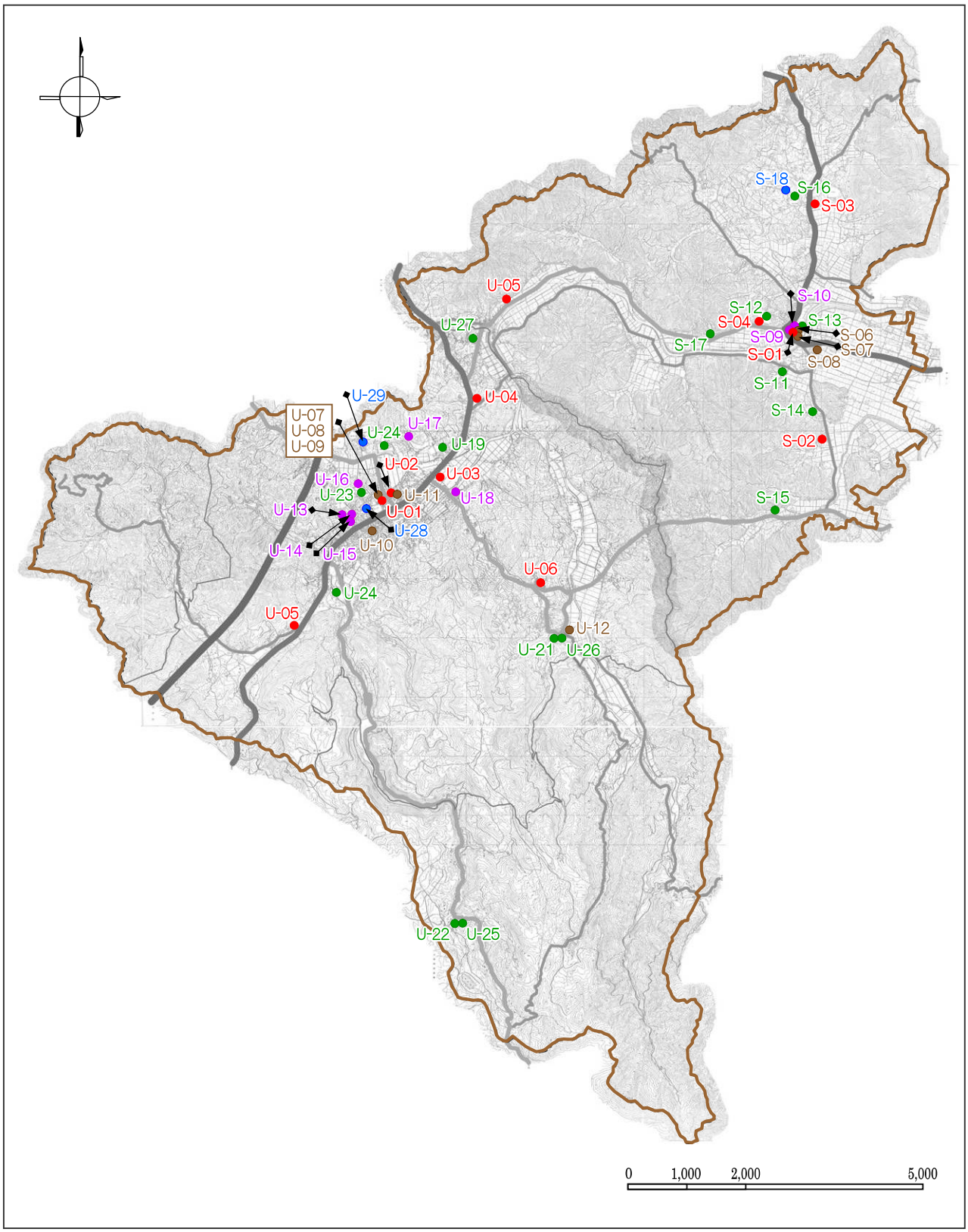
S-18
S-16
S-03
U-05
S-10
S-12
S-04
S-13
U-27
S-09
S-06
S-17
S-07
S-01
S-08
S-11
U-29
U-04
S-14
U-07
U-08
U-09
U-24
U-17
S-02
U-19
U-02
U-03
U-16
U-23
U-11
U-18
S-15
U-13
U-01
U-28
U-10
U-14
U-15
U-06
U-24
U-05
U-12
U-21
U-26
U-22
U-25
0
1,000
2,000
5,000

（2）公共交通

現在、嬉野市の公共交通手段はバスとなり、ＪＲ九州バス㈱が武雄温泉駅～彼杵駅間を結ぶ路線、西肥バス㈱が嬉野温泉バスセンターを起点・終点として佐世保市との本市を結ぶ路線、祐徳バス㈱が塩田町を経由し祐徳稲荷～武雄温泉駅を結ぶ路線、同じく塩田町経由で祐徳稲荷・嬉野温泉間を結ぶ路線、鹿島バスセンター・嬉野温泉間を結ぶ路線を運行しており、市民の生活の足として機能しています。

また、博多駅・天神・福岡空港と長崎市を結ぶ九州急行バス㈱の高速バスが、嬉野Ｉ.Ｃ.と嬉野温泉バスセンターを経由して運行しています。

さらに、現在建設が進められている九州新幹線（西九州ルート）は、平成10年2月3日に武雄温泉・新大村間ルートの公表と合わせ、嬉野市内に嬉野温泉駅の設置が認められており、平成20年3月26日に本市を経由する武雄温泉～諫早間の着工が認可されています。

図　路線バス網

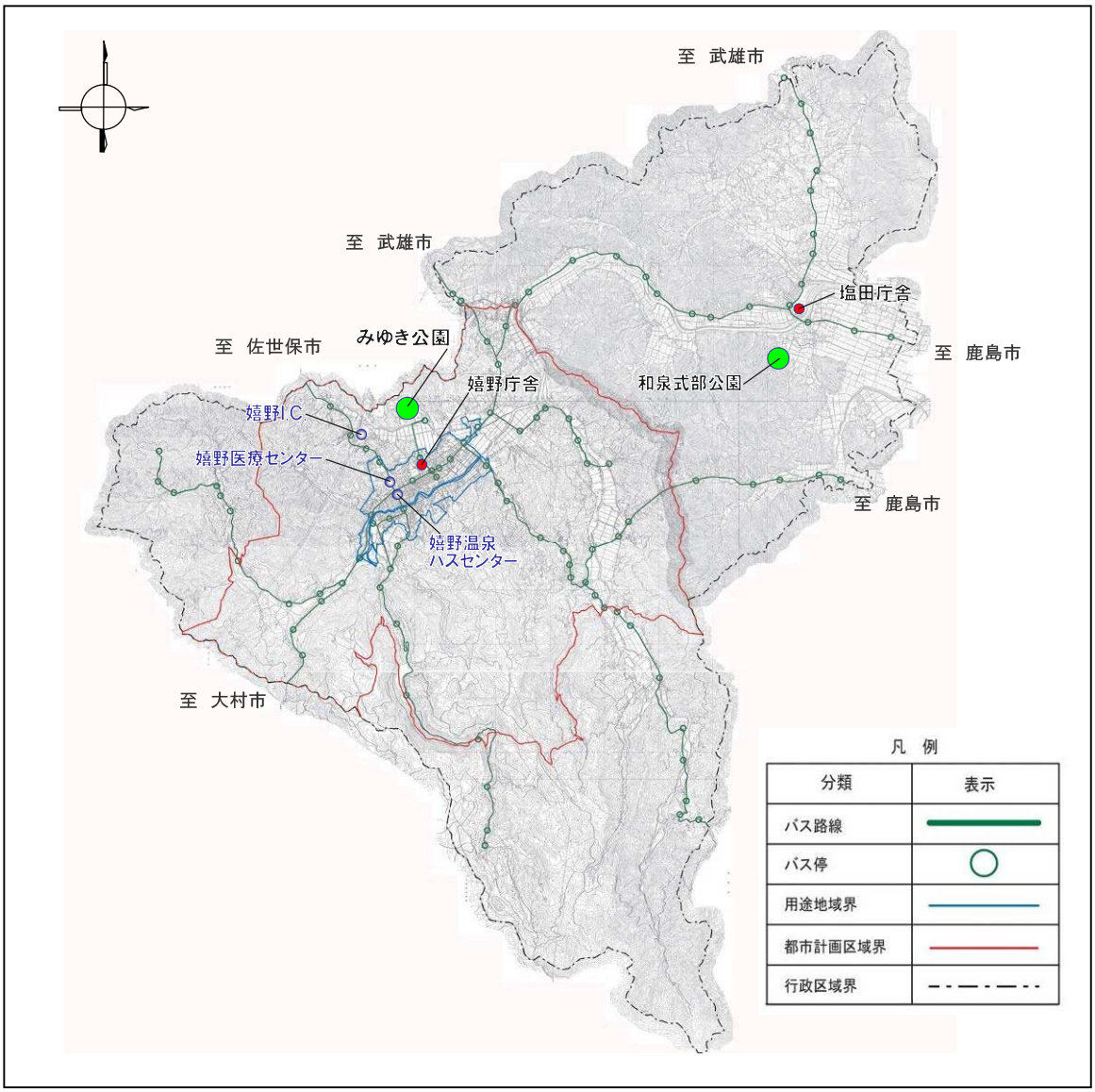

7．景観資源

嬉野市は、市域の多くを山林が占めていますが、同時に長崎街道の要衝として栄えた宿場町・商家町の歴史を有し、今も市内各地に当時の面影を多く残していることから、面的に広がる自然の風景とともに、田園や建造物・構造物など人の手でつくられた特色ある景観要素が分布しています。

特に国の選定を受けた塩田津伝統的建造物群保存地区（塩田津伝建地区）では、保存対策や塩田宿のボランティアガイド養成など、町並み保存が積極的に進められています。

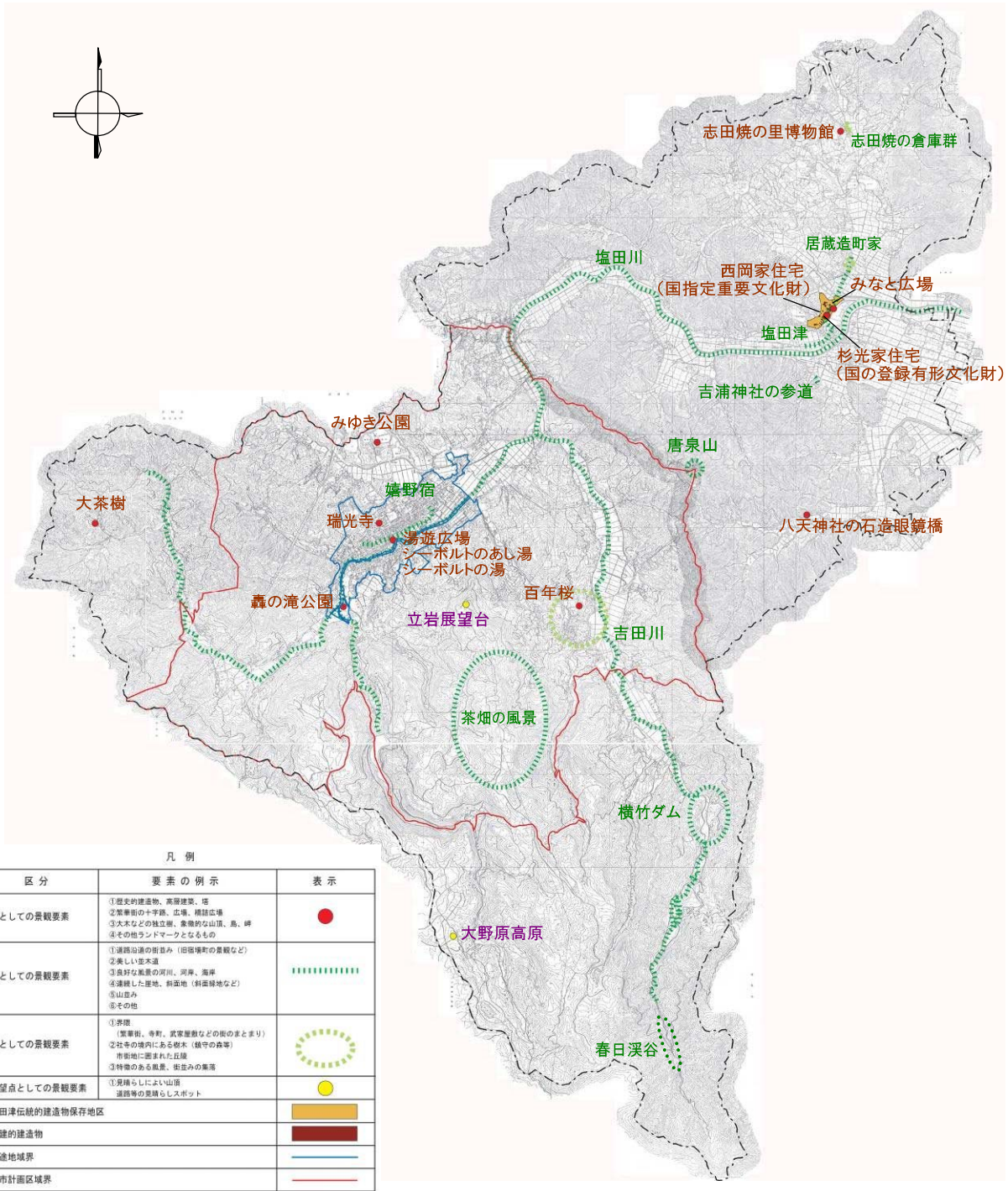

凡 例

区 分	要 素 の 例 示	表 示
点としての景観要素	①歴史的建造物、高層建築、塔 ②繁華街の十字路、広場、橋詰広場 ③大木などの独立樹、象徴的な山頂、島、岬 ④その他ランドマークとなるもの	
線としての景観要素	①道路沿道の街並み（旧宿場町の景観など） ②美しい並木道 ③良好な風景の河川、河岸、海岸 ④連続した崖地、斜面地（斜面緑地など） ⑤山並み ⑥その他	
面としての景観要素	①界隈 （繁華街、寺町、武家屋敷などの街のまとまり） ②社寺の境内にある樹木（鎮守の森等） 市街地に囲まれた丘陵 ③特徴のある風景、街並みの集落	
眺望点としての景観要素	①見晴らしによい山頂 道路等の見晴らしスポット	
塩田津伝統的建造物保存地区		
伝建的建造物		
用途地域界		
都市計画区域界		
行政区域界		

８．自然災害

（１）地震被害

本市は、約3000万年前に堆積したとみられる杵島層を基盤とし、塩田川が吉田川、八幡川など21の支流を抱えながら市の中央部を縦断し、有明海に注いでいます。

市西部の嬉野町では、藤津層と呼ばれる安山岩の下宿丘陵が位置し、市東部の塩田地域も、有明海側の一部干潟の地層を除く大半の地域が比較的安定した地盤となっています。また、虚空蔵山や唐泉山は、地質的には共に火砕岩と溶岩の互層となっています。

このように、本市においては、活断層に起因する内陸地震による被害は小さく、さらに、海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面から距離があることから、東日本大震災のような大規模な海溝型地震による被害も比較的小さいものと思われます。

しかしながら、我が国は世界有数の地震国であり、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖を震源とする地震では、本市でも震度５弱を観測し、屋根瓦の落下、壁面の亀裂、窓ガラス破損等の被害が記録されており、地震への備えは本市にも常に求められています。

さらに、本市には中山間地などにおいて急傾斜地崩壊危険地域が広く分布しており、地震の際には人口や建物が密集する市街地と共に注意を必要としています。

（２）風水害被害

本市は、自然的・社会的環境などから、台風、大雨、暴風雨等による風水害の被害を数多く受けており、特に有明海の満潮時における塩田川流域の氾濫が大きな被害をもたらしています。

また、本市には急傾斜地など地形的に不安定な山地丘陵が多くみられ、大雨等による土石流や斜面の崩壊が生じる危険箇所が多く分布しており、山崩れ、がけ崩れなどの危険性も高くなっています。

1-4 市民意向の把握

1．意向調査アンケートの概要

嬉野市都市計画マスタープランの策定に際し、市民を対象に意識調査を実施し、都市の現状や将来に向けたまちづくりの方向性について、幅広い意見集約を行っています。

調査は無作為に選んだ20歳以上の市民2,500人の方々にアンケートを郵送する方法を用い、本市の現状に対する満足度や、将来の都市づくり、緑の保全・整備に対する意見、アイデアをお伺いするもので、その結果は、全体構想並びに地域別構想における問題点・課題の抽出や、まちづくりの方針・取り組みの設定の評価材料となります。

（実施計画）

調査対象：満20歳以上の市民2,500人（比例配分法による層化無作為抽出）

実施期間：平成21年11月1日　～　平成21年11月15日

調査方法：郵送配布・郵送回収

回収率　：有効回答率28%（有効回答数：702）

図　アンケート（設問）構成

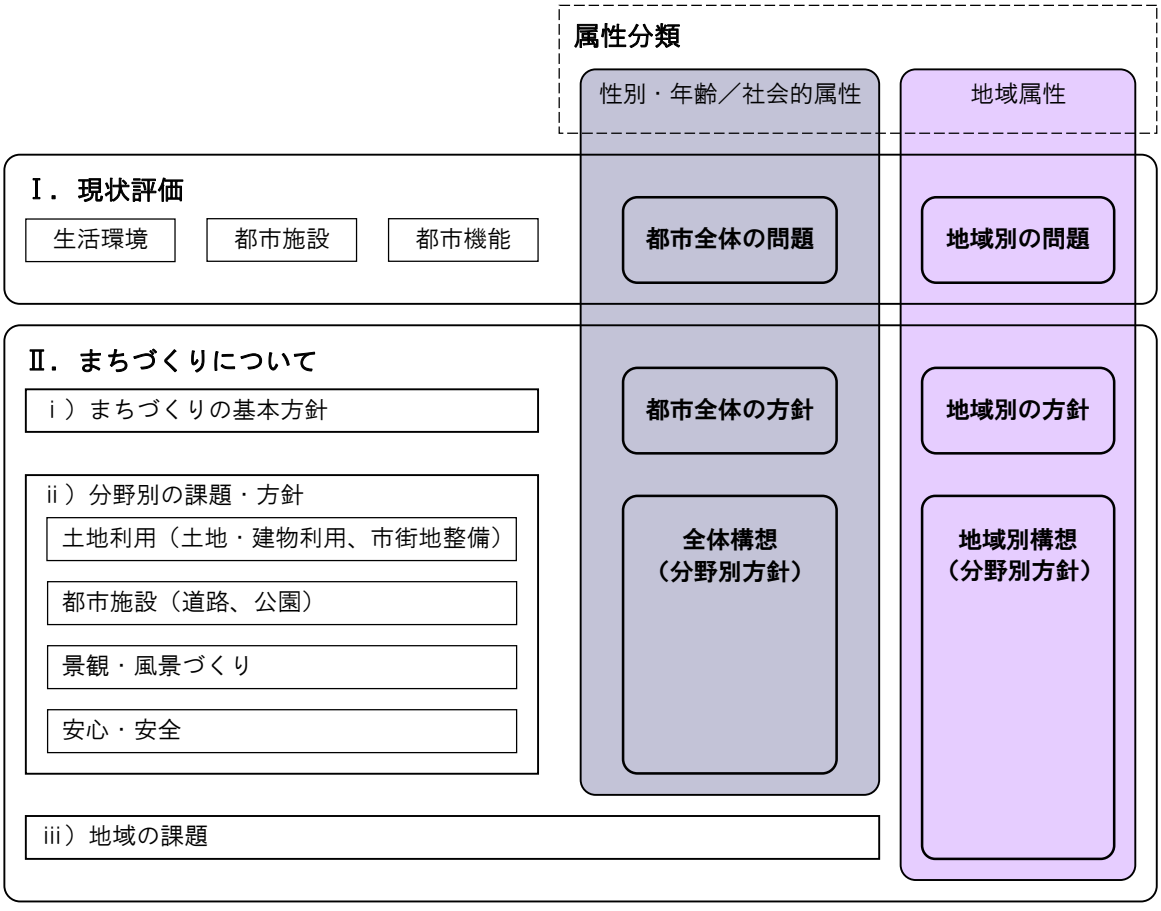

２．市民意識（アンケート結果）

（１）現在の嬉野市の状況について

身近な生活環境や自然環境、自然や農の風景に対する満足度が高く、道路網については市外と連絡する幹線道路、市街地や集落内の生活道路ともに比較的満足している結果となりました。その他、医療施設や救急医療体制、コミュニティ施設については50%以上の割合で概ね満足しているようです。

一方、市内での働く場や余暇施設、バスなどの公共交通機関については不満とする割合が高く、中でも市内での就業・就労機会については、極端に満足度が低い結果となっており、実際の現況データでも示されている低い中夜間人口比率や小規模な商工業規模が、市民の視点からみても明確に示されています。

その他、まちの景観や身近な公園、歩行者交通環境や地域防犯対策や、文化・教養施設の充実、自然災害や社会災害対策、生活サービスの利便性などへの不満がみられます。

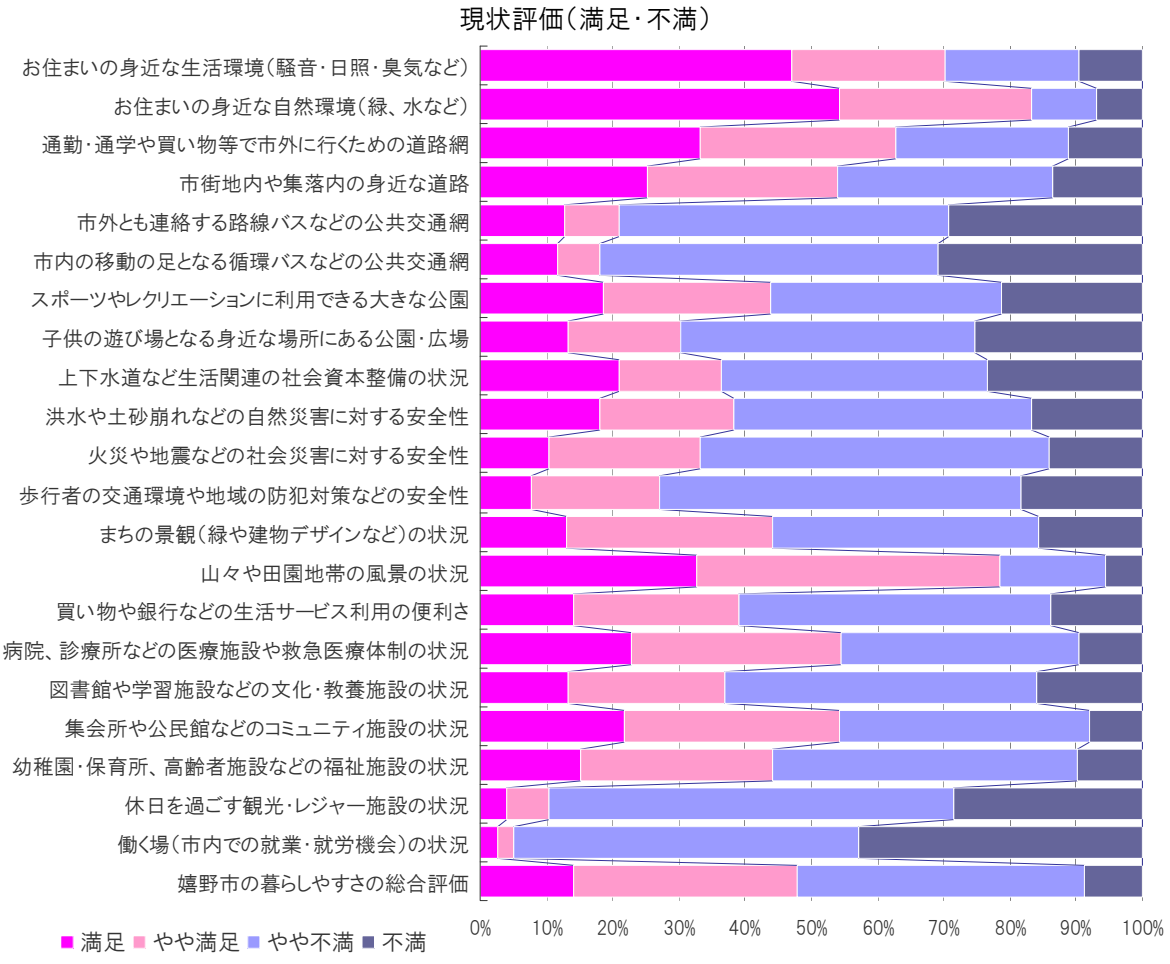

（2）都市づくりの基本方針について

都市づくりの基本方針に対する市民の考えは「嬉野らしさを引き出す都市づくり」が最も多く、次いで「生活環境を改善する都市づくり」、「自然環境と共生する都市づくり」となっています。

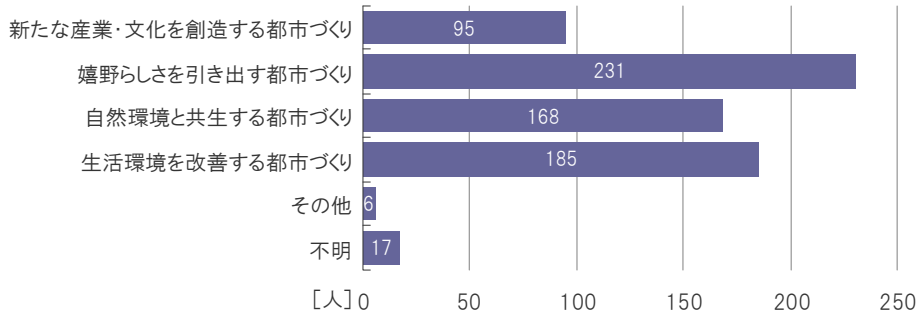

（3）整備・開発・保全に方針について

都市の整備・開発・保全に関しては「農業の保全」が最も多く、僅差で「工業地の整備」がつづいています。また、「商業地の整備」を希望する意見も一定数みられますが、「住宅地の整備」を希望する意見は多くありません。

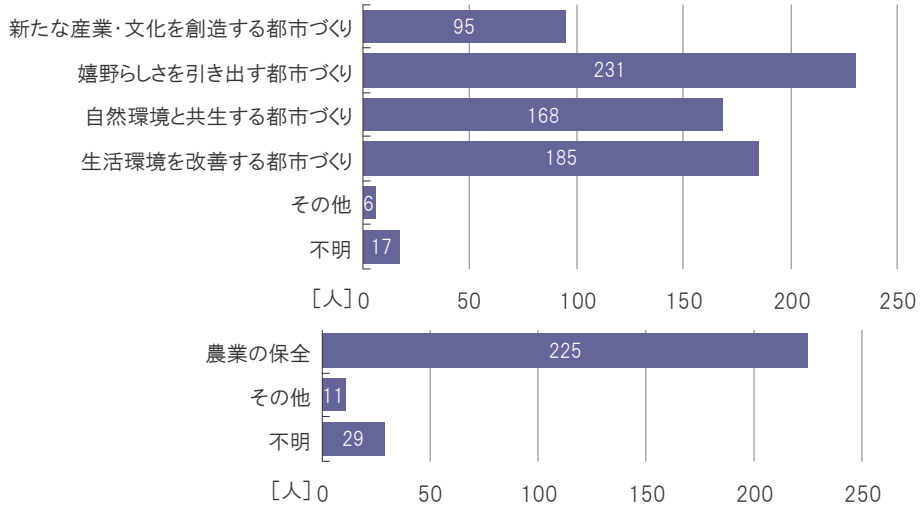

第２章 まちづくりの基本的課題

2-1 課題整理の流れ

嬉野市都市計画マスタープランは、整備・開発・保全の方針という都市計画上の基本的な位置づけられるとともに、嬉野市のまちづくりの指針としての役割を担います。

したがって、その策定にあたり、社会的動向や関連法制度の改正等に基づく「都市づくりの視点」と、嬉野市の概況・現状、上位・関連計画やプロジェクト、市民の意向を踏まえた嬉野市独自の「まちづくりの論点」から、まちづくりの課題を整理します。

上位・関連計画，プロジェクト

■嬉野市総合計画
■佐賀県総合計画2007
■嬉野市国土利用計画
■都市計画区域マスタープラン
□嬉野市公共下水道計画
□嬉野市環境基本計画
□嬉野市景観計画
□嬉野町中心商店街地区市街地総合再生計画
□塩田津伝統的建造物群保存地区保存計画
★新幹線嬉野温泉駅周辺整備
★嬉野市文化体育館建設
★嬉野医療センター移転構想

嬉野市の概況・現状

○塩田町と嬉野町が合併して誕生した新市
○県内一の宿泊機能を擁する日本有数の温泉地
○自然や長崎街道の歴史･文化（風景）の継承
○お茶の産地で棚田など特徴的な農業が発達
○社会的要因を主とする人口減少の進行
○人口構造の少子高齢化の進行
○就業･就学の近隣市への依存
○集積と生産規模の小さい工業機能
○観光･宿泊系に偏り生活面で不足する商業機能
○都市計画区域内外で異なる制度･施策要件
○土地区画整理事業（保留地処分）の遅れ

社会的動向，関連法制度の改正等

■日本社会全体の人口減少･少子高齢化の進行
■地球環境問題･新エネルギーへの関心の高まり
■経済活動のグローバル化
■都市間･地域間競争の拡大
■安心･安全への関心の高まり
■価値観の多様化･生活スタイルの変化
■市民参画･協同社会への移行
□まちづくり三法の改正（平成18年5月）
□景観法の制定（平成16年6月）

市民の意向（平成21年11月実施アンケート結果）

■市内に就業･雇用機会が不足している
■市内に余暇･消費機能が不足している
■公共交通手段･機能が不足している
■自然･田園に対し、まちの景観が良くない
■安心･安全や生活利便性が不足している
□嬉野らしさを引き出すまちづくりが必要
□これからのまちづくりは生活環境の改善を重視
□住宅地よりも商業地･工業地の整備が必要
□農業･農地の保全に努めるべき

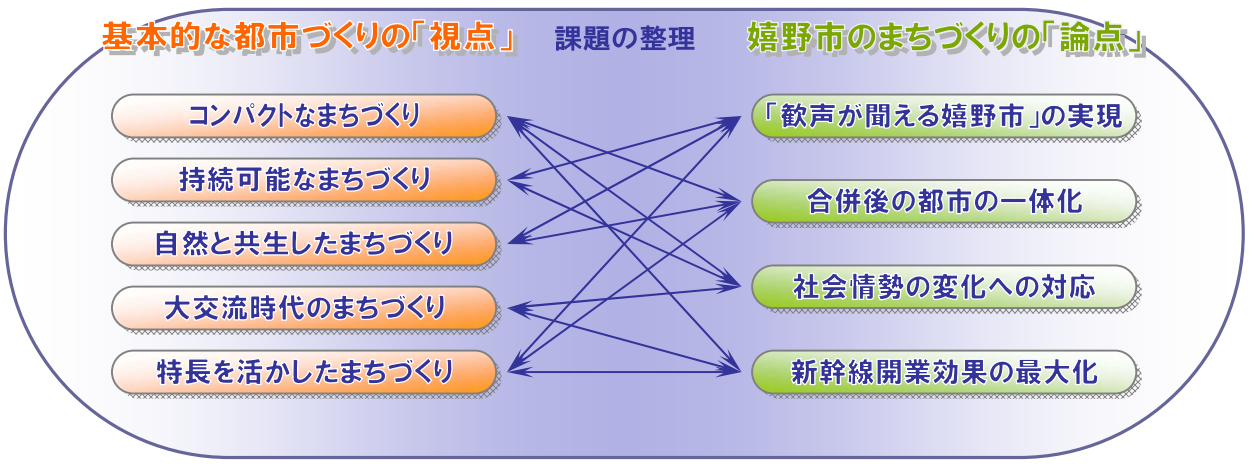

2-2 論点別の課題解決の方向性

論点Ⅰ

「歓声が聞こえる嬉野市」の実現

嬉野市総合計画では、将来像を『歓声が聞こえる嬉野市』と定め、嬉野市ならではの特性を活かした地方の時代にふさわしい個性的なまちづくりと、市民が夢と希望を持って住み続けることができるまちづくりを進めるとしています。

また、まちづくりの基本方針（施策の大綱）として「世代をこえて住み続けるまち」「個性輝く魅力あふれるまち」「活力ある自治先進のまち」「みんなで創る自立のまち」を設定しています。さらに、目標年次（平成29年）の人口を28,800人と設定し、少子化対策や生活環境整備、企業誘致等の施策に取り組むとともに、人と自然が共生できる土地利用を図りながら、その実現を目指しています。

しかしながら、現状における嬉野市は、人口構造の少子高齢化の進行とともに、主に社会的要因によって人口の減少傾向が続いています。また、都市の産業・経済規模が小さく、就業機会（生産機能）や消費機会（商業機能）が不足していることから、就業者や消費者の市外流出等によって都市活力の低下が進んでおり、歴史・文化を継承し、安心した暮らしを支え合う地域コミュニティの維持が困難になっています。

したがって、「歓声が聞こえる嬉野市」の実現に向け、「持続可能なまちづくり」、「自然と共生したまちづくり」、「特長を活かしたまちづくり」、「安心安全のまちづくり」を視点として、嬉野市に必要な課題解決の方向性を次のとおり設定します。

〈視　　点〉	〈課題解決の方向性〉
持続可能なまちづくり	○人口の減少傾向の抑制と少子・高齢化する人口構造の是正 ○本市で暮らしを営む上で必要な基礎的都市機能の維持 ○市民が参画できる社会の環境づくり
自然と共生したまちづくり	○塩田川及び流域の環境・景観の整備・活用 ○農林業及び農地・森林の保全と活用 ○生活に身近な自然や緑の環境の充実
特長を活かしたまちづくり	○嬉野温泉の集客力の有効活用 ○長崎街道の歴史的景観・文化資源の活用 ○茶畑・棚田の文化的景観（風景）の活用
安心安全のまちづくり	○地域社会を支えるコミュニティの形成・維持 ○住み続けられるための安心の生活環境整備

論点Ⅱ

合併後の都市の一体化

嬉野市は平成18年1月1日に共に長崎街道沿いに発展してきた旧町制の嬉野町と塩田町が合併して市制施行した都市です。

嬉野市総合計画では、先人が培ってきた嬉野町と塩田町それぞれの特長を活かし、嬉野市として個性あるまちづくりが掲げられており、北部九州有数の温泉地を有する嬉野町と、長崎街道の宿場町の古い町並みや農の風景を残す塩田町の一体化は、観光立国を目指す我が国の政策とも一致する本市の重要な施策となります。また、塩田川流域という共通する条件によって、文化・交流、環境・景観、防災、福祉など、都市全体で取り組むべき課題が多く存在します。

その解決には、旧行政区域における都市計画区域・用途地域指定区域の有無によって異なってきた土地利用等の法制度・要件の整理や、道路や公園、排水処理施設などの社会資本整備に関する施策・事業等の重複や整備水準の地域格差の解消など、都市計画の役割が重要となります。

したがって、合併後の都市の一体化に向け、「コンパクトなまちづくり」、「自然と共生したまちづくり」、「特長を活かしたまちづくり」、「安心安全のまちづくり」を視点として、嬉野市に必要な課題解決の方向性を次のとおり設定します。

〈視　　点〉	〈課題解決の方向性〉
コンパクトなまちづくり	○都市機能の重複・分散状況の是正 ○都市機能立地や都市活動機会の集約化と拠点形成 ○都市機能・サービスや都市活動機会へのアクセス性の向上
自然と共生したまちづくり	○塩田川や唐泉山など両町に共通する自然資源の活用 ○水と緑を活かした生活環境の形成 ○田園居住における自然保全と生活向上の両立
特長を活かしたまちづくり	○地域の魅力の発掘・活用に向けた取り組みの検討 ○嬉野温泉と塩田津の歴史・文化資源の連携 ○「うれしの茶」や焼き物などを活かした新しい地域創造
安心安全のまちづくり	○塩田川流域の特徴を踏まえた総合防災対策の構築 ○官民が一体となった地域連携型の防災体制の整備

論点Ⅲ

社会情勢の変化への対応

人口減少･超高齢社会の到来や､経済のグローバル化における我が国の相対的地位の低下、地球環境問題や安全・安心への意識の高まりなど、都市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。特に地方圏の都市については、首都圏など経済的に豊かな地域との都市・地域間格差はますます広がっており、産業構造も中国をはじめとする新興国と競合するなど、経済的に厳しい状況にあります。

その一方で、経済が急成長しているアジア各国では、旺盛な消費拡大とともに海外旅行者も大幅に増加しており、我が国においても、外国人観光客を取り込むことで、従来までの輸出産業に替わり、地域資源を活かした新たな分野での成長が期待されます。

このような情勢において、嬉野市は、卸売・小売業などの商業や製造業などの工業の規模が小さく、戦後の経済成長期においても、国家レベルの社会資本整備や産業振興といった国土開発の面で後塵を拝してきたため、厳しい都市・地域間競争に晒されています。また、水田や茶畑などの美しい農の風景、歴史ある温泉、古い町並みがなどの地域資源を有するものの、都市形成や観光振興における資源の連携・相互活用は十分ではなく、さらに、山間地域においては高齢化の進行によって地域の共同体の維持が困難になるなど、地域資源の基盤である風土の保全・継承も困難になっています。

したがって、社会情勢の変化への対応に向け､「コンパクトなまちづくり」､「持続可能なまちづくり」､「大交流時代のまちづくり」､「人にやさしいまちづくり」､「安心安全のまちづくり」を視点として、嬉野市に必要な課題解決の方向性を次のとおり設定します。

〈視　　点〉	〈課題解決の方向性〉
コンパクトなまちづくり	○都市機能や土地利用の拡散の抑制 ○既存の都市機能・集積の有効活用 ○既存市街地の再生・活性化
持続可能なまちづくり	○人口減少と少子高齢社会に対応した生活環境づくり ○環境負荷の軽減に向けた公共交通の活性化 ○風土を守り育てる条件や環境、体制の整備
大交流時代のまちづくり	○広域的圏域からの交流人口の受け入れ環境・基盤の整備 ○観光振興に向けた歴史・文化資源の発掘・活用 ○嬉野らしい生活文化に根ざした個性・魅力づくり
安心安全のまちづくり	○交流の広域圏化に対応した安全な都市活動環境の整備 ○住み続けられるための安心の生活環境整備（再掲）

論点Ⅳ

新幹線開業効果の最大化

九州新幹線西九州ルートの建設及び嬉野温泉駅の設置は、優れた観光資源を有する嬉野市において、新たな観光需要の掘り起こしが期待されます。嬉野温泉駅には1時間に上下各1本程度の停車が予定されており、広域圏からの移動利便性が飛躍的に向上し、これまで鉄道駅が無かった本市の都市構造や社会環境を劇的に変化させることになります。

しかしながら、同じく新幹線駅を設置する肥前山口駅や武雄温泉駅が、在来線と接続し、利用環境の優位性を有しているため、嬉野温泉駅の拠点性は相対的に低くなるものと想定されます。塩田町については、国道498号で結ばれている武雄温泉駅と乗降客が競合する可能性があり、鹿島市や太良町など新幹線ルートから外れた周辺都市についても、嬉野温泉駅の駅勢圏に取り込むには、道路などのアクセス機能が不足している状況にあります。

さらに、新幹線は嬉野温泉への交通手段としての利用が期待される一方で、駅周辺の開発ポテンシャルが高まることで、既存市街地からの都市機能や都市活動主体が流出し、市街地の空洞化が進む可能性もあります。また、新幹線ネットワークで広域圏とつながることから、福岡市へのストロー効果をはじめ、消費や産業の市外流出も懸念されます。

したがって、新幹線開業効果の最大化に向け、「コンパクトなまちづくり」、「大交流時代のまちづくり」、「特長を活かしたまちづくり」、「安心安全のまちづくり」を視点として、嬉野市に必要な課題解決の方向性を次のとおり設定します。

〈視　　点〉	〈課題解決の方向性〉
コンパクトなまちづくり	○嬉野温泉駅周辺の交通（交流）拠点性強化 ○嬉野温泉駅と市内外各地とのネットワークの強化 ○新幹線需要を呼び込む集客拠点づくり
大交流時代のまちづくり	○人・財の流入を促す広域交流に対応した都市機能の整備 ○嬉野温泉駅利用拡大に向けたビジネス・観光需要の創出 ○嬉野温泉駅を中心とした周辺都市とのネットワークの強化
特長を活かしたまちづくり	○嬉野温泉市街地や塩田津伝建地区における観光機能の強化 ○観光振興に向けた歴史・文化資源の発掘・活用（再掲）
安心安全のまちづくり	○交流の広域圏化に対応した安全な都市活動環境の整備（再掲） ○官民が一体となった地域連携型の防災体制の整備（再掲）

2-3 嬉野市のまちづくりの課題

嬉野市のまちづくりの原則として検討すべき「論点」と、これからの都市づくりにあたって踏まえるべき「視点」から、嬉野市に求められるまちづくりの取り組みを設定します。

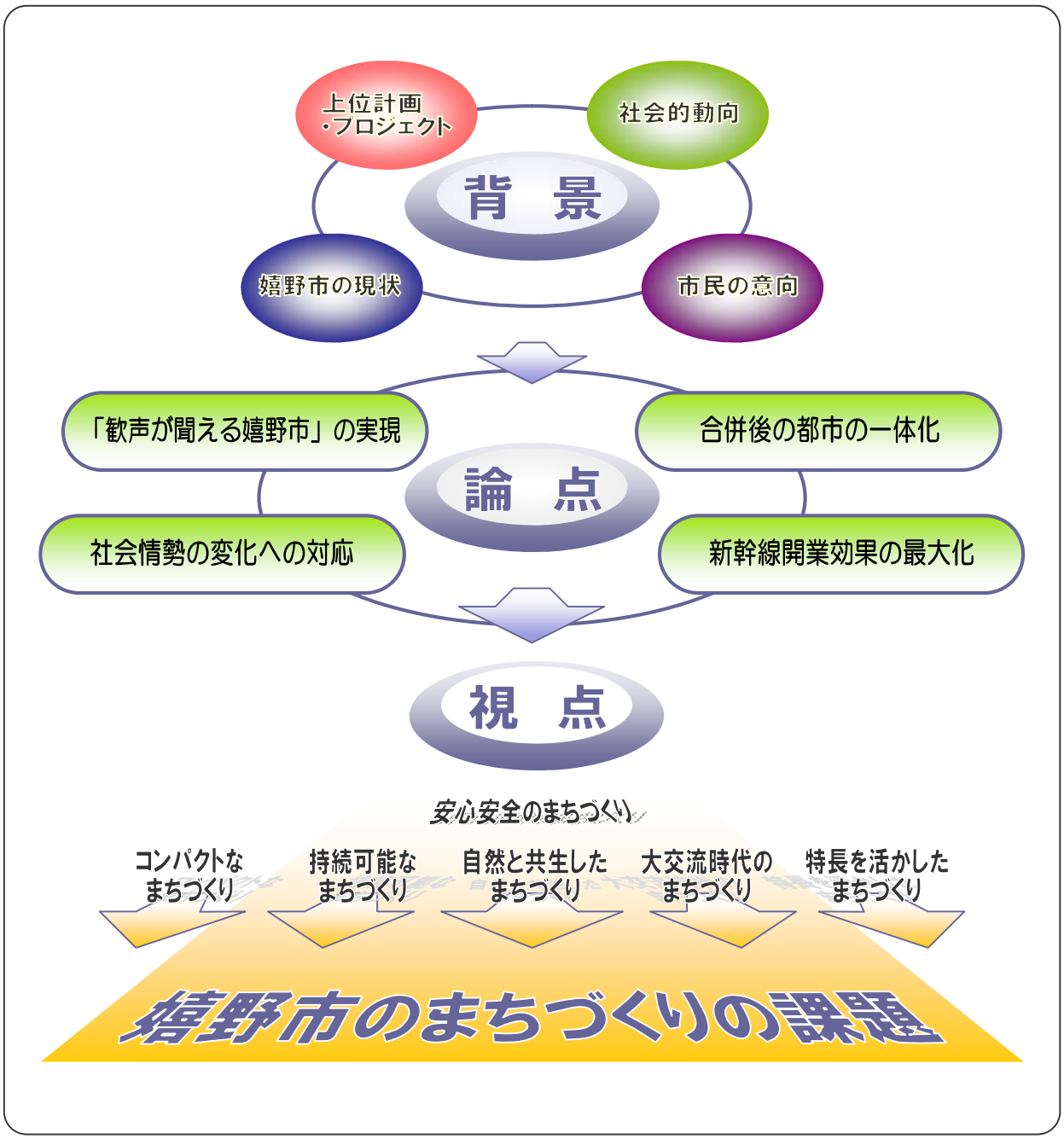

１．コンパクトなまちづくり

日本社会は人口減少と少子高齢化の流れにあって、今後は右肩上がりの拡大型成長が期待できないことから、多様な都市サービスや都市活動機会の確保には、嬉野市の将来の都市規模や財政力、並びに既存の都市機能や都市集積を踏まえ、拠点地区の形成と各種都市機能の立地誘導によって、集約型都市構造への再編・再構築を図り、規模の小さい市場（ニーズ）を最大限に活用する必要があります。

○都市機能の重複・分散状況の是正
- 重複する両町の施設の用途・機能の再編に合わせた土地利用の見直しが必要
- 開発や都市機能の分散立地の抑制に向けた土地利用誘導が必要

○都市機能立地や都市活動機会の集約化と拠点形成
- 都市全体の活動主体を対象とした都市機能を集積する拠点地区の整備が必要
- 地域住民の日常生活の必需機能を集積する拠点地区の整備が必要

○都市機能・サービスや都市活動機会へのアクセス性の向上
- 市内外の都市機能を結ぶ幹線道路網など交通基盤整備が必要
- 公共交通網の充実と利用環境の整備が必要

○都市機能や土地利用の拡散の抑制
- 都市づくり施策の共通化に向け都市計画区域の見直しが必要
- 同一目的の施策に対する各種法制度や事業要件の再整理が必要

○既存の都市機能・集積の有効活用
- 塩田、嬉野の両市役所庁舎を中心とした市民交流基盤の再構築が必要
- 嬉野温泉の多面的利用と新たな需要創出に向けた開発誘導が必要

○既存市街地の再生・活性化
- 嬉野温泉市街地における中心商店街の再生（商業の活性化）が必要
- 嬉野温泉市街地などにおける空き家・空き地の跡地利用が必要

○嬉野温泉駅周辺の交通（交流）拠点性強化
- 嬉野温泉駅を経由する公共交通網の整備が必要
- 嬉野温泉駅における乗り継ぎ環境と施設整備が必要

○嬉野温泉駅と市内外各地とのネットワークの強化
- 嬉野温泉駅を基点とした幹線道路網の整備が必要
- 新幹線と接続する嬉野温泉駅の二次交通手段の充実が必要

○新幹線需要を呼び込む集客拠点づくり
- 嬉野温泉駅周辺における都市の顔（玄関）づくりが必要
- 嬉野温泉駅周辺において集客機能の立地に向けた都市基盤整備が必要

2．持続可能なまちづくり

人口の減少や高齢化に際しても、将来にわたって安心して住み続けられる嬉野市であるためには、災害に強い安全な都市空間の形成や田園・自然環境の維持、就業・就学の機会の確保、消費・医療などの生活サービスの享受、そして文化的な豊かさや生きがいを実感できる暮らしが可能となるよう、住環境の改善に向けた都市基盤の整備や、雇用の創出や各種生活サービス機能の立地に向けた受け皿づくり（立地条件の整備）、各種市民交流の機会・仕組みづくりなどが必要となります。

○人口の減少傾向の抑制と少子・高齢化する人口構造の是正
- ・雇用の創出に向け企業立地に寄与する都市基盤整備が必要
- ・良好な住環境形成と生活機能立地に向けた土地利用誘導が必要

○本市で暮らしを営む上で必要な基礎的都市機能の維持
- ・生活関連機能（施設）の立地に向けた都市基盤整備が必要
- ・日常における生活行動と需要の集約を誘導する都市基盤整備が必要

○市民が参画できる社会の環境づくり
- ・市民（住民）主体の都市計画やまちづくりに対する支援が必要
- ・地域マネジメントに関する官民連携や地域協働の仕組みづくりが必要
- ・地域コミュニティの維持に向けた田園集落の住環境整備が必要

○人口減少と少子高齢社会に対応した生活環境づくり
- ・都市の規模縮小に合わせた地域維持の仕組み・体制づくりが必要
- ・日常生活における社会基盤のバリアフリー化が必要
- ・自然災害や都市の安全性の強化に向けた都市基盤整備が必要

○環境負荷の軽減に向けた公共交通の活性化
- ・公共サービスの利用における公共交通手段の利用利便性の整備が必要
- ・都市機能と公共交通を組み合わせ、需要を効率的に誘導することが必要

○風土を守り育てる条件や環境、体制の整備
- ・耕作放棄された農地や維持できなくなった森林の保全・管理の仕組みづくりが必要
- ・嬉野市の風景・景観を守り、育てる体制や制度の整備が必要

３．自然と共生したまちづくり

地球規模で深刻化する環境問題への対応が叫ばれる中、特に温室効果ガスの発生を抑制した生活スタイルへの転換が求められますが、嬉野市は塩田川流域に広がる平野部や山の斜面で営まれている農業など、これまでも自然とバランスのとれた地域社会が形成されており、今後も本市の特長として自然との共生がなされるよう、地場産業としての農業の振興（農地の保全）や、自然環境や景観に配慮した美しい都市空間の形成が必要です。

○塩田川及び流域の環境・景観
- ・塩田川流域における河川と一体的な地域づくりが必要
- ・嬉野温泉における塩田川と一体となったまちなみ整備が必要

○農林業及び農地・森林の保全と活用
- ・農林業の観光などへの多面的な利用が必要
- ・後継者不足の林業に代わり森林を保全する地域づくりが必要

○生活に身近な自然や緑の環境の充実
- ・既存公園の改修と利用に合わせた整備が必要
- ・市街地・集落内の宅地内緑の保全と緑化誘導が必要

○塩田川や唐泉山など両町に共通する自然資源の活用
- ・良好な自然的風景や眺望の保全に向けた規制誘導が必要
- ・塩田川などの自然の一体的な整備・管理に向け法制度の見直しが必要

○水と緑を活かした生活環境の形成
- ・市街地などにおける市民・事業者等の緑化の取り組み支援が必要
- ・水環境の保全に向けた下水道整備が必要

○田園居住における自然保全と生活向上の両立
- ・集落の住環境整備が必要
- ・集落の維持に向けた生活機能の整備が必要

4．大交流時代のまちづくり

九州新幹線西九州ルートと嬉野温泉駅の開業をひかえ、都市間・地域間の交流と競争が拡大する時代において、市域を越えた広域的圏域からの人や財の流入を図り、活力ある嬉野市を創造するため、広域交流に対応した駅周辺のまちづくりをはじめ、温泉を核とした観光振興や、歴史・文化などの地域資源を活用した広域交流の促進など、活力と賑わいの創出に向けた地域の活性化が必要です。

○広域的圏域からの交流人口の受け入れ環境・基盤の整備
- ・産業（企業）や広域交流機能の立地に向けた受け皿となる都市基盤整備が必要
- ・誰もが利用しやすい都市基盤・都市空間の整備が必要

○観光振興に向けた歴史・文化資源の発掘・活用
- ・農業や地場産業などの体験観光に向けた環境整備が必要
- ・社寺仏閣など市内の歴史資源を活かすため景観整備が必要

○嬉野らしい生活文化に根ざした個性・魅力づくり
- ・長崎街道のまちなみを活かした都市環境整備が必要
- ・地域の特産品の市民生活への積極的な活用機会が必要

○人・財の流入を促す広域交流に対応した都市機能の整備
- ・都市計画道路の未整備区間の整備促進が必要
- ・嬉野温泉駅周辺において集客機能の立地に向けた都市基盤整備が必要（再掲）

○嬉野温泉駅利用拡大に向けたビジネス・観光需要の創出
- ・企業誘致に向けた都市基盤整備が必要
- ・周辺都市との広域観光の連携及び圏域整備が必要

○嬉野温泉駅を中心とした周辺都市とのネットワークの強化
- ・嬉野温泉駅の交通結節点機能強化に向けた都市基盤整備が必要
- ・嬉野温泉駅を基点とした幹線道路網の整備が必要（再掲）

５．特長を活かしたまちづくり

地方分権や地域の自主性が求められる時代において、嬉野市が市民の誇りと愛着の下で、自立した都市を確立するため、塩田津に代表される長崎街道の名残の町並みや傾斜地につくられた棚田などの特長ある風景、特産物であるお茶や歴史ある温泉など、嬉野市が有する地域資源を活用することで、都市魅力と生活文化の向上を図り、社会的・文化的価値を創造・発信することが必要です。

○嬉野温泉の集客力の有効活用
- ・温泉の多面的利用に向けた再生が必要
- ・嬉野温泉を核とした市内観光ルートの開発・啓発が必要

○長崎街道の歴史的景観・文化資源の活用
- ・塩田津伝建地区におけるまちなみ整備の促進が必要
- ・嬉野温泉市街地における長崎街道を意識したまちなみ整備が必要

○茶畑・棚田の文化的景観（風景）の活用
- ・良好な棚田風景の形成・維持を踏まえた耕作放棄地の解消が必要
- ・茶畑や棚田とともに遠景を形成する山並み全体の保全が必要

○地域の魅力の発掘・活用に向けた取り組みの検討
- ・農業や地場産業の交流を中心とした多面的活用への支援体制が必要
- ・市民の主体的なまちづくりに対する支援が必要

○嬉野温泉と塩田津の歴史・文化資源の連携
- ・嬉野地区と塩田地区を結ぶ道路網の整備が必要
- ・嬉野温泉を核とした市内観光ルートの開発・啓発が必要（再掲）

○「うれしの茶」や焼き物などを活かした新しい地域創造
- ・生産地としてだけでなく、使う（消費する）文化の振興が必要
- ・農業などの地場産業と観光産業の連携が必要

○嬉野温泉市街地や塩田津伝建地区における観光機能の強化
- ・歩いて観光できる温泉街（嬉野温泉市街地）の整備が必要
- ・塩田津伝建地区における観光活用に向けた歴史的建造物の活用支援が必要

○観光振興に向けた歴史・文化資源の発掘・活用（再掲）
- ・農業や地場産業などの体験観光に向けた環境整備が必要（再掲）
- ・社寺仏閣など市内の歴史資源を活かすため景観整備が必要（再掲）

6．安心安全のまちづくり

交流の促進が重要となる時代において、嬉野市は長崎街道の優れた歴史・文化的資産や嬉野温泉の集客機能に恵まれていますが、同時に人口の高齢化や交流圏の拡大・国際化を踏まえると、これからの魅力ある観光地づくりは、多種多様な観光資源だけでなく、防災面においても、災害に強く、また、災害に遭遇した場合でも安全が確保された安心できる観光地づくりが必要です。

○地域社会を支えるコミュニティの形成・維持
・市民や地域住民が主体となって進めるまちづくり組織が必要

○住み続けられるための安心の生活環境整備
・高齢者が孤立しないよう地域社会への参画機会を増やすことが必要

○塩田川流域の特徴を踏まえた総合防災対策の構築
・大雨に弱い地理条件を踏まえた多角的な治水対策が必要
・災害発生を前提に、被害を最小限に抑え、速やかに復旧させる対策が必要

○官民が一体となった地域連携型の防災体制の整備
・防災学習・情報機能を備えた防災センターの整備が必要（消防署の建替え）
・災害への即応能力としての消防団（民間ボランティア）の充実が必要

○交流の広域圏化に対応した安全な都市活動環境の整備
・観光案内と避難誘導のユニバーサルデザイン化が必要

第３章 まちづくりの基本方針

3-1 まちづくりの基本理念

集約と連携による新しい嬉野市の構築

嬉野市に「住む」人、「訪れる」人のためのまちづくり

嬉野市では、多様なニーズに対応した都市機能や、就業・就学や消費などの都市活動機会が不足し、市民の生活行動も広域化（市外流出）していることから、市内に分散する既存の都市活動基盤・機能や、歴史・文化資源といったストックを有効活用するとともに、周辺都市との連携・相互補完により、活力あるまちづくりを進めます。

また、嬉野市の都市活動主体（生活者、事業者、行政など）のニーズと、都市機能や都市の可能性をすり合わせ、“未来の嬉野を創る”ため、行政と市民・事業者等の協働によるまちづくりを進めます。

嬉野市の特性、魅力、可能性を結集したまちづくり

■既存ストックを活かし、集約型の都市構造の構築と、地域コミュニティや嬉野の風土の維持を図る。

■産業・文化における人や物、財の流動に対応した都市拠点の形成を図る。

■使い慣れた既存ストックを活用し、誰にでも解かりやすく、安心かつ効率的に暮らす（使う）ことができるコンパクトな都市の構築を図る。

嬉野市の位置づけ・役割を見据えた広域圏のまちづくり

■周辺都市との広域的な連携と、多様なニーズに対応した都市機能の相互補完を図る。

■塩田地区並びに嬉野地区の資源、特長を結びつけ、地域の環境や景観、主要産業である観光への活用を図り、個性を生かした社会的・文化的価値の創造を図る。

■交流の拡大・活発化を目指し、年齢・性別・身体的能力・言語などによって行動範囲が制約されない、誰もが暮らしやすい、活動しやすい都市の構築を図る。

多様な都市活動主体が自ら創り出す自分たちのまちづくり

■市民・事業者等の自発的なまちづくり活動により、魅力的な嬉野の創造を図る。

■嬉野市や各地域の自然・歴史・文化資源を活かしたまちづくりを通じて、地域社会における主役としての市民の自覚を促し、市民活動の活性化を図る。

■市民や事業者が主体となって取り組むまちづくりを支える環境整備に向け、市民・事業者・行政が協力しあえる体制づくりを図る。

3-2 まちづくりの目標

まちづくりの理念と、及び総合計画で掲げる将来像「歓声が聞こえる嬉野市」を踏まえて、嬉野市の特長・魅力を活かしたまちづくりを推進するものとし、まちづくりの基本目標（将来の都市像）と、目標実現に向けた基本戦略、及びその社会成果を設定します。

1．まちづくりの基本目標　～ 都市の将来像 ～

嬉野市が目指す20年後の都市像は、まちづくりの理念を踏まえるとともに、嬉野市内外それぞれの視点から「住むひとを信頼で支える生活安心都市」、「訪れるひとを癒しで迎えるホスピタリティ都市」と掲げ、全体像として『誘う・魅せる・親しむまち 嬉野』と設定し、その将来像を構成するキーワードから、まちづくりの基本目標を定めます。

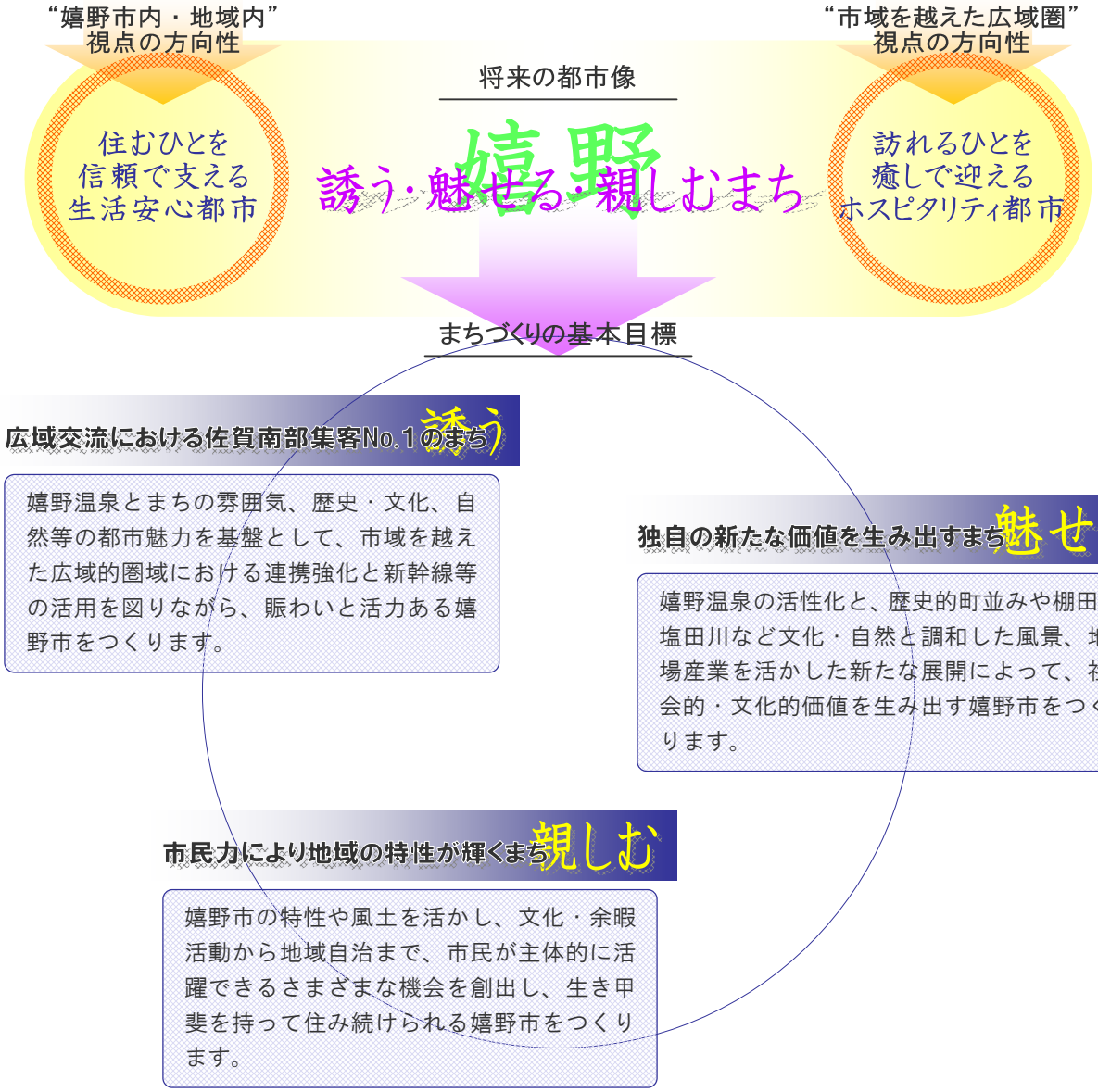

２．まちづくりの基本戦略

まちづくりの目標実現に向け、『長崎街道』、『嬉野温泉』、『うれしの茶』、『九州新幹線』をまちづくり活動の源泉に位置づけ、これらを相互に連携させ活用の場・機会の拡大を図ることで、生活文化の創造や産業振興・経済活動を促し、自ら社会的・文化的価値を生み出す魅力ある都市を目指すことを、本市のまちづくりの基本戦略とします。

図　まちづくり基本戦略

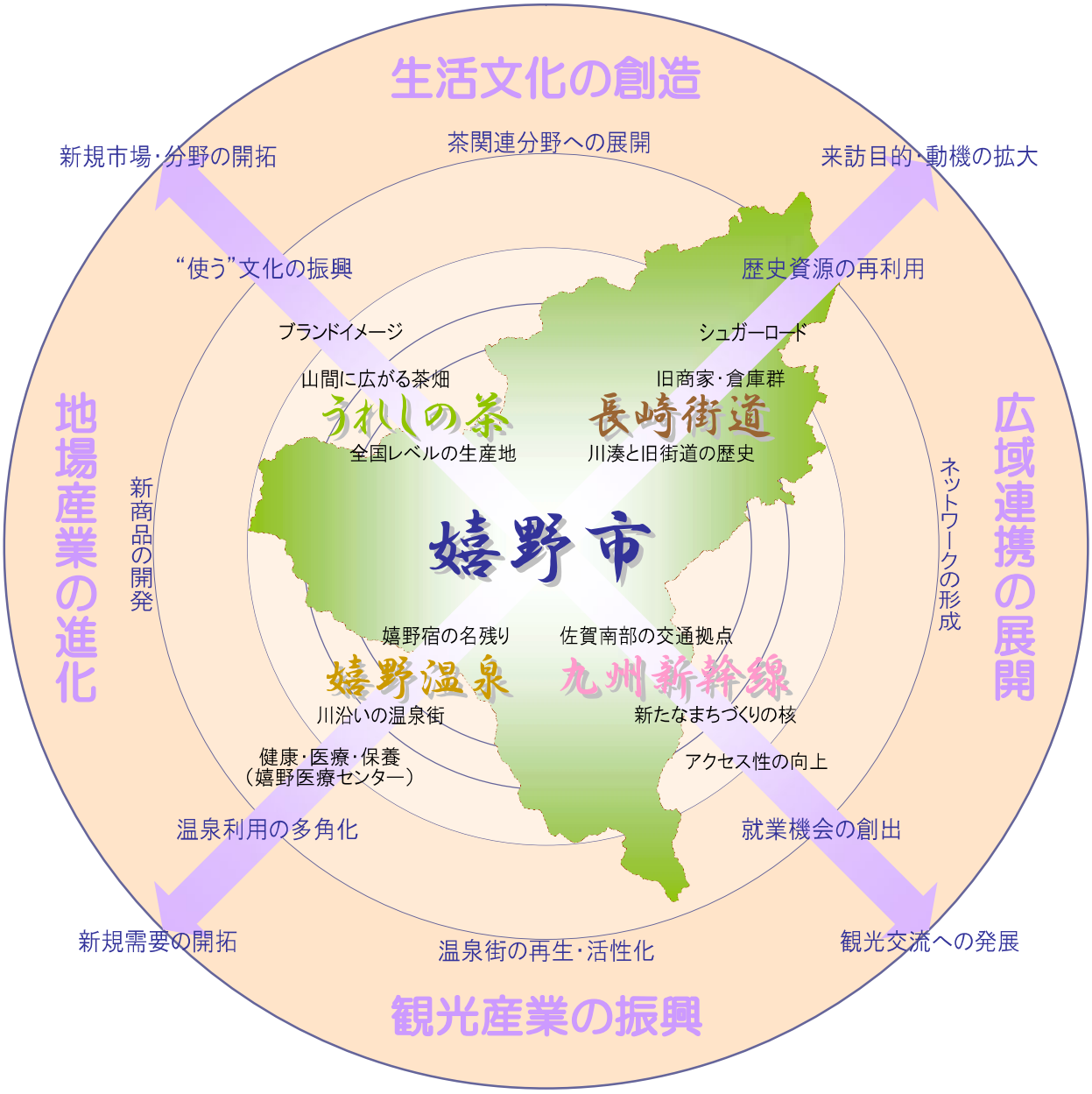

【 まちづくりの展開 】

『長崎街道』、『嬉野温泉』、『うれしの茶』、『九州新幹線』の連携によって引き出される可能性や魅力を活用し、目標実現に向けたまちづくりを展開します。

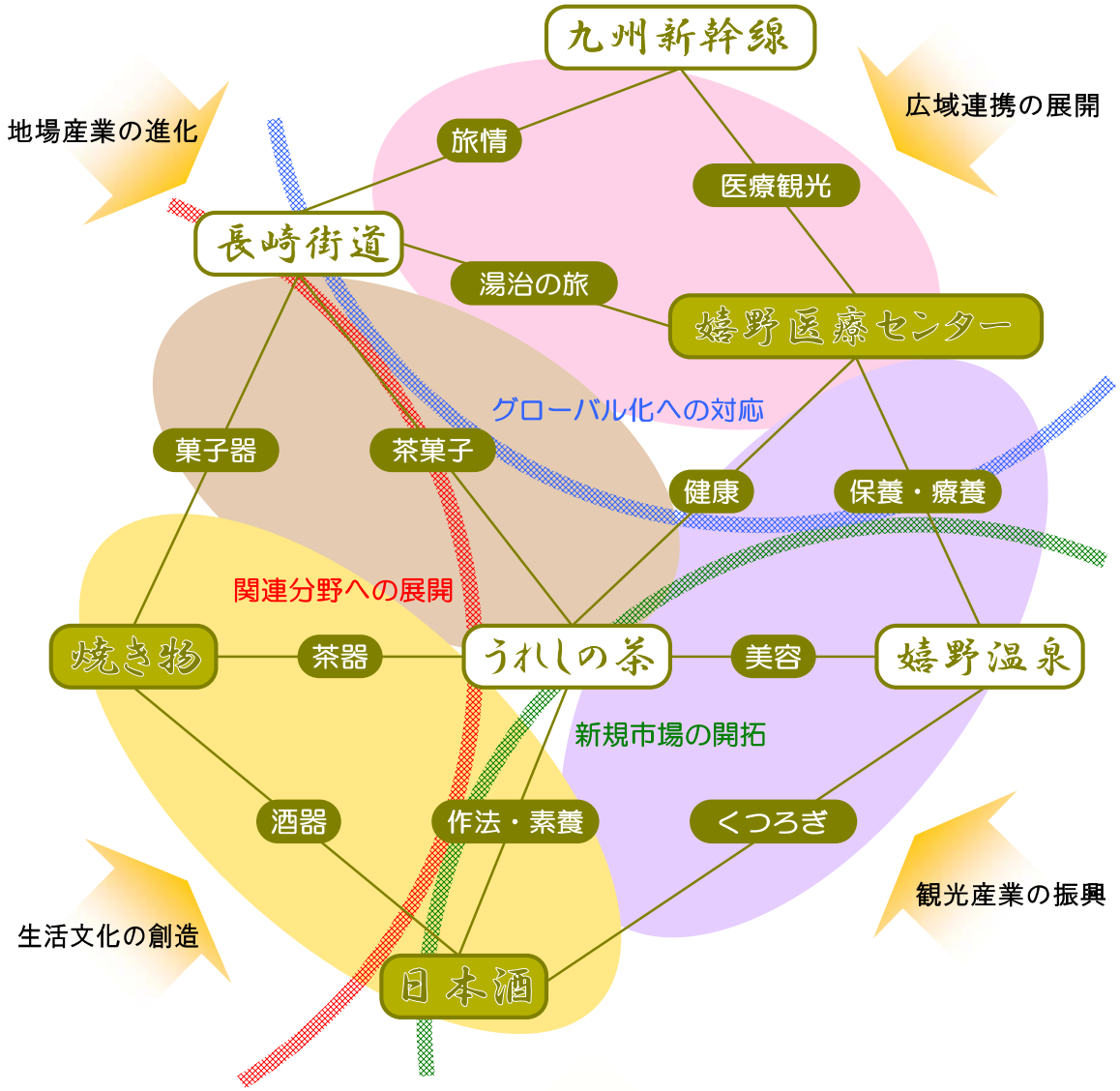

市民力により地域の特性が輝くまち

独自の新たな価値を生み出すまち

広域交流における佐賀南部集客No.1のまち

３．社会成果の設定

まちづくりの基本戦略に基づく行動目標（まちづくりの方向）を示し、その取り組みによって得られる社会成果と、具体的な施策を設定します。

図　まちづくりの行動目標

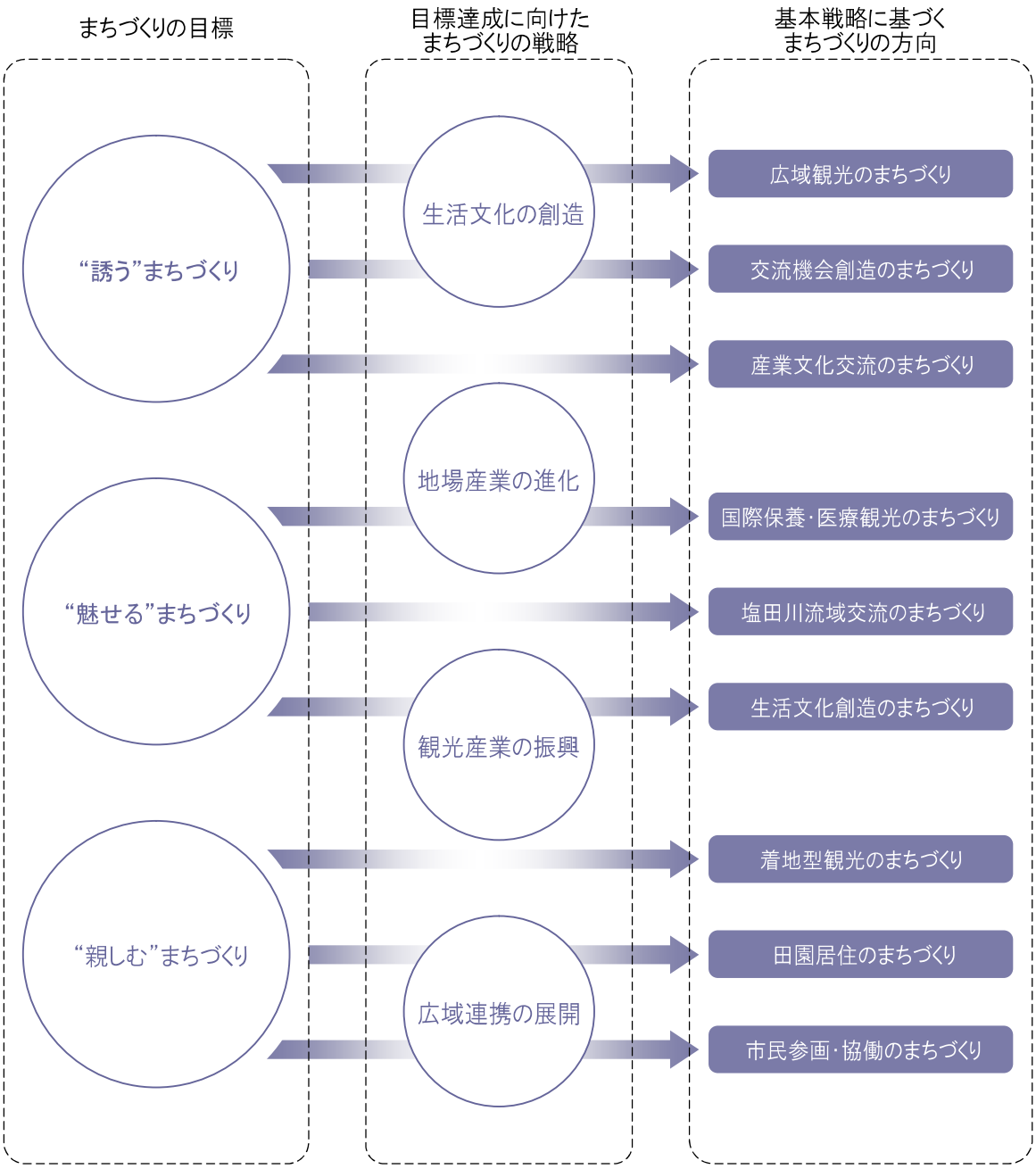

広域交流における佐賀南部集客No.1のまち

広域交流における佐賀南部集客No.1のまち

嬉野市がこれまで育成、蓄積してきた地域資源・ブランドと、豊かな自然や農業、広域交通の要となる新幹線（嬉野温泉駅）を活用し、嬉野市の魅力の結集と広域連携によって、新たな誘客と多様な都市活動機会の創造を目指します。

■ 広域観光のまちづくり

社会成果①

佐賀西部地域や長崎県などの周辺都市・地域と連携し、広域観光圏としての一体的な魅力向上に努め、観光誘客における地域間競争力の強化を図ります。

さらに、その観光圏において、嬉野市を観光交流の拠点とするため、西九州有数の宿泊機能を有する嬉野温泉やお茶などの地域ブランドと特色ある自然・農業の多面的活用、そして広域交通網の要となる新幹線・嬉野温泉駅の整備を推進します。

具体的な施策

- 広域観光振興事業の開発・推進
- 九州新幹線西九州ルートの建設促進
- 幹線道路網の機能強化（周辺都市への連絡網の整備）
- 嬉野温泉駅交通結節点機能・情報通信基盤整備

■ 交流機会創造のまちづくり

社会成果②

嬉野温泉は、集客の「目的」ではなく「機能」として位置づけ、その宿泊機能を活かし、嬉野市に訪れる新たな需要を開拓します。

その需要を生み出す新たな都市活動機会として、嬉野市または嬉野市を中心とした広域圏におけるＭＩＣＥの誘致を目指し、大都市圏と異なるこの地域の特性を踏まえた誘致力強化に向け、誘致・開催機能（施設）や環境の整備を推進します。

具体的な施策

- コンベンション・ビューローの設置
- ＭＩＣＥ関連施設の整備、関連施設の一体的管理運営
- 市街地整備（空地・空家の再開発）
- 商店街活性化（商業再生）
- 景観整備（街並み環境整備）

■ 産業文化交流のまちづくり

社会成果③

嬉野市は、既存機能・資源を活かした交流産業都市を目指し、生産活動の場や消費活動の場の確保など都市機能集積に努め、新たな都市活動機会の創出を図ります。

特に嬉野温泉駅周辺地区を産業・文化の広域交流における連携拠点と位置づけ、新幹線を核として広域的な交通需要が結節する交通拠点性を活かし、多様な都市機能・施設の立地に向けた受け皿となる都市基盤や都市環境の整備を推進します。

具体的な施策

- 都市的土地利用誘導環境の整備（都市計画制度の弾力的な活用）
- 嬉野温泉駅周辺市街地(都市基盤)整備
- 計画的な土地利用、機能立地誘導
- 企業誘致
- 地域公共交通網の整備

独自の新たな価値を生み出すまち

嬉野温泉や塩田川を活かした地域文化に対し、従来の利用にとどまらず、多面的かつ有機的な活用を図る多様な産業・文化活動の環境・基盤を整備することで、新たな交流機会と経済活動の需要の開拓を目指します。

■ 国際保養・医療観光のまちづくり

社会成果④

嬉野温泉については、従来の温泉地から、温泉を核として多様なニーズに対応した観光地への転換を目指し、多様な機能と連携し高付加価値化を図ります。

新たな観光市場の創造に向け、アジア圏からの集客も視野に入れた長期滞在需要の開拓を目指し、基幹的な取り組みとして、嬉野温泉の効能に優れた泉質と医療機関の高度医療を連携させ、保養・療養分野と連携した観光分野の育成を推進します。

具体的な施策

・医療観光の運営体制整備
・市街地整備（機能の受け皿整備）
・温泉旅館の再生
・景観整備（療養環境整備）
・道路整備（広域医療の拠点化）
・商店街活性化（商業再生）
・嬉野医療センターの建て替え

■ 塩田川流域交流のまちづくり

社会成果⑤

塩田川が有する環境機能・空間の活用と、過去に有してきた物流機能の再生によって、嬉野町と塩田町を塩田川ブランドで統合し、新たな観光交流機会を創出します。

嬉野温泉と塩田津伝建地区の区間においては、２つの観光拠点を結ぶ軸として、都市消費型の観光の連携を図るとともに、塩田川上流や吉田川、岩屋川内川流域の渓谷や棚田などを活かし、自然体験型観光や市民のレクリエーション活動を推進します。

具体的な施策

・河川整備（親水整備）
・景観整備
・道路整備（山間部のアクセス）
・商業機能整備（非宿泊系観光商業）
・観光ボランティア育成・活動支援

■ 生活文化創造のまちづくり

社会成果⑥

嬉野に暮らす人、訪れる人双方を繋ぐ、魅力的な都市の形成に向け、新たな社会的・文化的価値を生み出す社会構造を構築します。

価値創造の源泉には「うれしの茶」をはじめとするブランド力やイメージが確立している地域資源・産業を位置づけ、生産だけでなく使う機会や活動の場をつくり、例えば、お茶に対しては器や茶菓子など関連分野を拡大させるなど、地域文化としての価値の創造を推進します。

具体的な施策

・地場産業の振興・関連分野の開拓
・地域文化体験施設の整備
・市街地整備（温泉街再生）
・景観整備（街並み環境整備）
・観光圏整備実施計画の策定

市民力により地域の特性が輝くまち

地域・人のつながりの構築と、市民が活躍する多様な機会の充実を図ることで、自己実現が可能な質の高い人生“クオリティオブライフ”が送れる社会環境を創出し、市民が主役となった嬉野市の新しい魅力の創造を目指します。

■ 着地型観光のまちづくり

社会成果⑦

自然と農業を活かした地域文化を活かし、市民が主体となって来訪者をもてなす活動を促進し、新たな交流需要を掘り起こします。

新規需要開拓に向けた観光開発ついては、地域が主体となって誘客し、市民がさまざまなかたちで参画できる観光地を目指し、農業や焼き物など地域の文化を体験・学習できる場・機会をつくり、住む人と訪れる人の交流機会の拡大を推進します。

具体的な施策

・計画的な土地利用（自然地の保全）
・景観整備（文化的景観の保全）
・農業の多角化（交流機能整備）
・農村集落の整備（まちなみ環境整備）
・地域文化体験施設の整備
・市民参加の協働体制の整備

■ 田園居住のまちづくり

社会成果⑧

市街地の“外”において多くの市民が生活を営む田園地域の既存集落において、祭事、コミュニティなどの地域文化の活性化や農業経営の維持を図ります。

市街地と一体的な生活圏を形成する農業・里山集落においては、都市部との生活サービスを享受する環境格差の解消や、魅力的な生活スタイルの提案によって定住を促進するとともに、市民参加型の休耕田の活用や自然生態系の保全活動の推進に取り組みます。

具体的な施策

・適正な土地利用誘導
・農村集落の整備（まちなみ環境整備）
・農業経営支援

■ 市民参画・協働のまちづくり

社会成果⑨

市民生活の豊かさを高めるために、社会参画の機会を増やし、生き甲斐や満足感のある暮らしの場と、主体性のある地域コミュニティを構築します。

その主体づくりにおいては、景観形成、観光ボランティアなどのもてなし活動、防災・防犯活動、公共空間のバリアフリー化など市民（住民）の身近な都市政策に関し、その実施に向けた計画づくりの段階から市民が積極的に関与・監視する地域自治を育てます。

具体的な施策

・地域組織（自治会）の強化
・ＮＰＯ法人の立ち上げ
・里山づくり（棚田の共同管理）
・景観整備（協定、ルールづくり）

４．将来の見通し

まちづくりにあたって、将来における都市の人口規模、産業振興の方向性を想定し、適正なまちづくりを推進します。

（１）居住人口

平成17年現在、嬉野市の人口は30,392人（国勢調査）で、平成12年（同調査）から932人減少しています。この状況を踏まえ、国立社会保障・人口問題研究所がコーホート要因法を用いて推計した目標年次（平成42年）の本市の推計人口は約24,500人となります。また、人口構造も現在からさらに少子高齢化が進行し、同目標年次における65歳以上の高齢化率は40％近くに達しているものと予想されています。

総合計画において、急速な人口減少と少子化の対策として生活環境の整備や企業誘致に取り組み、平成29年における目標値を28,800人と掲げていることから、その方針を踏襲し、平成42年における目標人口を26,000人と設定します。

図　将来人口

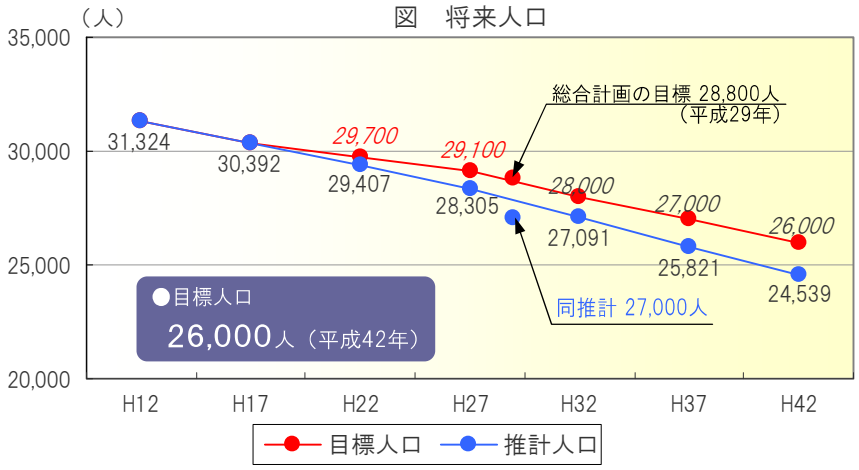

（人口単位：人）

		2000年（H12）	2005年（H17）	2010年（H22）	2015年（H27）	2017年（H29）	2020年（H32）	2025年（H37）	2030年（H42）
目標人口		—	—	29,700	29,100	28,800	*28,000*	*27,000*	*26,000*
実績値		31,324	30,392	—	—	—	—	—	—
推計値		—	—	29,407	28,305	27,000	27,091	25,821	24,539
高齢化率	65歳以上	—	—	28.2%	31.5%	—	35.2%	37.5%	39.1%
	75歳以上	—	—	16.7%	18.7%	—	19.7%	22.4%	25.7%

出典：国立社会保障・人口問題研究所

※コーホート要因法：ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や異動率などの仮定値を当てはめて将来人口を推計する方法。平成17年までの実績値（国勢調査）をもとにして推計を行っている。

（2）交流人口

嬉野市は佐賀県下で宿泊観光客が最も多い観光地であり、観光は嬉野市のまちづくりに大きく影響する重要な産業となっています。しかしながら、近年は嬉野温泉に訪れる観光客が減少・停滞傾向にあるなど厳しい状況が続いており、従来までの団体旅行主体の誘客のみでは、この地域の観光産業の維持が困難になってきています。

一方で、国の新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）の７つの戦略分野に、観光立国・地域活性化や、健康（医療・介護）が位置づけられるなど、温泉や医療・保養施設が集まる本市にとっては、既存ストック（資源・機能）を活用したまちづくりの推進が期待されます。

したがって、当面の目標として平成10年当時の水準まで宿泊観光客数の回復を目指すこととし、閉鎖した旅館・ホテル等の再生によって宿泊機能の強化を図るとともに、観光市場のグローバル化も見据え、コンベンション・ビューローを設置し、行楽だけでなく、新たに学術・文化・スポーツをはじめとする各種会議、大会、イベントなどＭＩＣＥ需要の誘致、さらに、嬉野医療センターをはじめとした医療施設との連携による保養・療養など連泊型の滞在需要を掘り起こしに努めます。

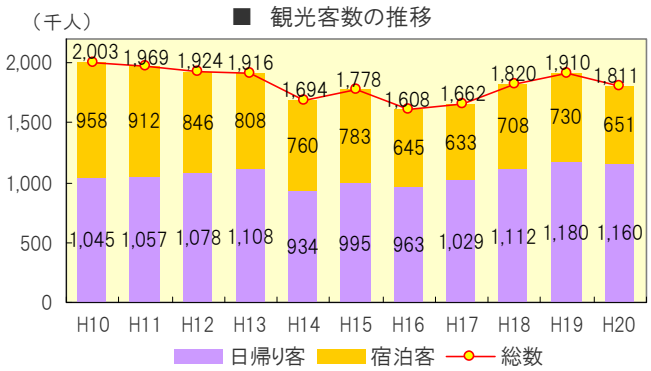

また、温泉街の活性化・まちなみ整備と、市内各地域の歴史・文化資源の発掘・活用、並びに鹿島市や武雄市、有田町など隣接する、又は歴史的に関係のある都市の観光資源との広域連携によって、これまで取りこぼしてきた周辺都市に訪れる観光客の誘客に取り組み、日帰り観光客数の増加を図ります。

〈解説〉ＭＩＣＥと誘客のイメージ

ＭＩＣＥとは、Meeting、Incentive、Convention、Exhibitionの４つの市場単位の頭文字をとった造語であり、嬉野市が取り組む新たな誘客の市場として、飲食や宿泊を伴った少人数の企業・団体の会議の誘致を目指します。

ＭＩＣＥの区分	概要
Meeting	企業等の会議、セミナー等
Incentive(Travel)	招待・優待・視察などの旅行。企業報奨・研修旅行。
Convention(Conference)	大会、学会、国際会議等
Exhibition/Event	文化・スポーツイベント、展示会・見本市

第４章 全体構想

4-1 将来の都市構造

都市の将来像「誘う・見せる・親しむまち　嬉野」を実現するため、嬉野市の豊かな自然や歴史的･文化的背景に配慮しつつ､人や財の流動や都市形成を踏まえた都市骨格を設定し、その骨格軸を踏まえて、まちづくり戦略の重要な資源や市民生活・都市活動の中心的な「場」となる都市拠点（コア）と、それら都市拠点のネットワークを形成し、広域的圏域や地域・主要都市機能の連携支える都市軸（ネットワーク）、並びに、都市を形成する地域や自然環境を保全する地域といった土地利用骨格（ゾーニング）の配置を行います。

図　都市骨格図

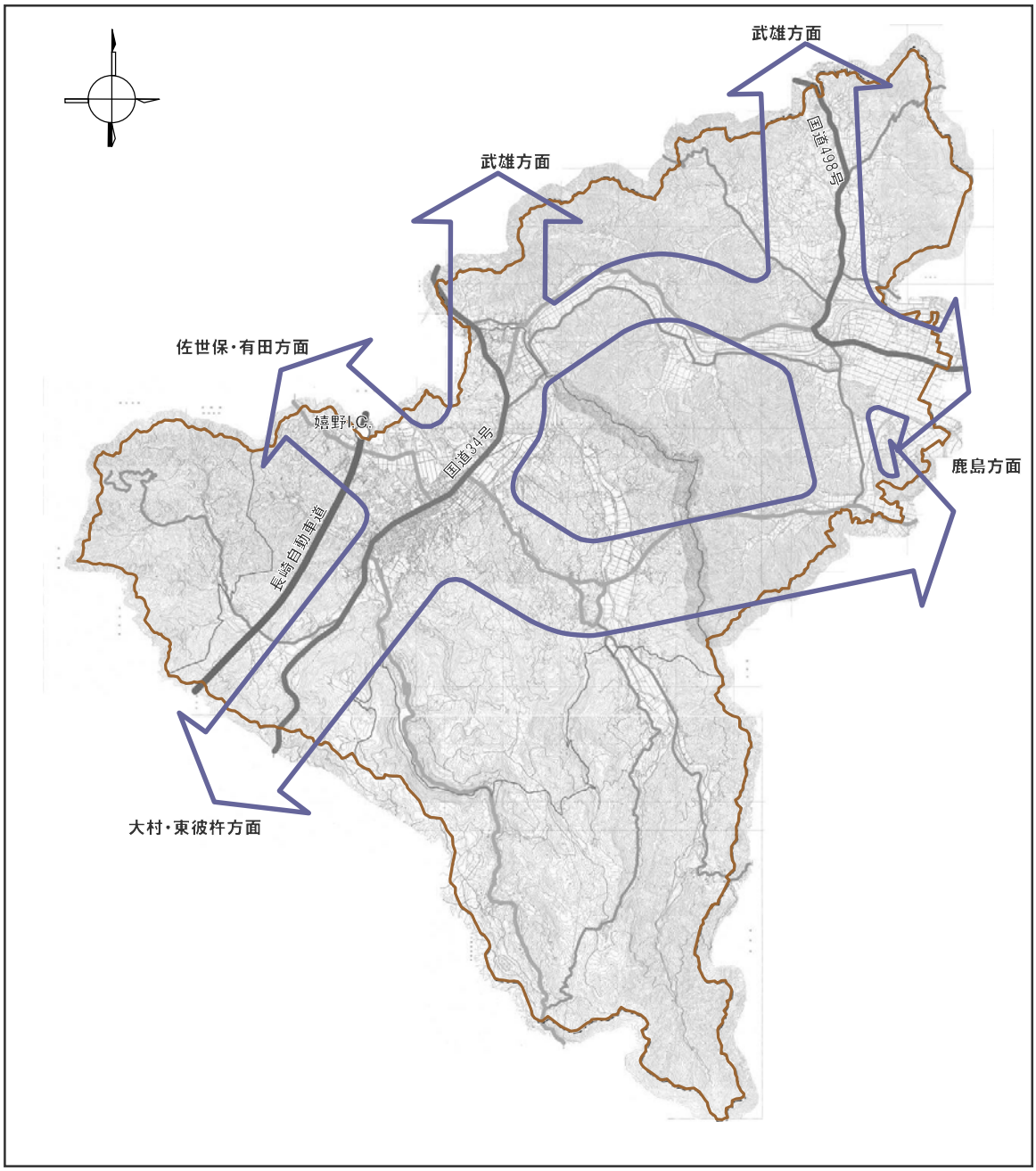

1．都市拠点

都市拠点は、広域圏や日常生活圏における都市活動・交流の中心的な「場」であり、集約型都市構造の構築を基本とし、都市・地域間ネットワークにおける位置的特性や、既存都市機能・施設等・主要プロジェクトの状況などを踏まえ、その配置と構成機能を定めます。

また、都市機能や各種都市活動機会については、嬉野市の都市特性や都市規模を踏まえ、効率的・効果的な集約を図る必要があり、各都市拠点の設定あたっては、対応する都市活動・生活行動のニーズや圏域（広域・市域全域・地域）と、交流・生産・余暇など特化した位置づけを重層的に組み合わせることとし、特色を持った都市拠点で構成した多核都市構造の形成を図ります。

（1）都市活動拠点（都市観光拠点）

嬉野温泉市街地地区（用途地域を指定する既存市街地）と塩田津市街地地区（塩田津伝建地区を含む塩田庁舎周辺部）については、集積する既存の都市機能や観光資源などの都市魅力を活かし、近隣地域並びに嬉野市全域を対象とする市民生活行動と市域を越えた広域圏の都市活動における都市機能ニーズを対象とした、多様な交流を促進する都市活動拠点として位置づけます。

温泉文化交流拠点 （嬉野温泉市街地地区）	嬉野温泉市街地は、日常生活に対応した消費機会や文化交流、行政サービス等の市民生活に密着した都市機能と、観光商業・宿泊、総合医療といった広域型の都市機能を重層的に内在しています。 したがって、これらの既存機能を呼び水とし、広域的圏域のニーズに対応した新たな都市機能の立地・集積を図ることで、市外から財や需要の流入を促し、多様な都市活動機会を提供する地区を形成します。 また、嬉野温泉の知名度やブランド力の活用と、医療・保養や地場産業と連携した多角的展開によって、新たな社会的・文化的価値を生み出す場としての拠点性を高めます。
歴史文化交流拠点 （塩田津市街地地区）	嬉野市は平成18年に市町村合併した経緯から、行政機能など重複機能の解消が課題となっていますが、市民サービスや都市活動機会に関しては市内を一定水準で平準化させる必要もあります。また、観光振興による広域交流の促進に向け、塩田地区にも都市観光拠点としての役割が求められます。 そこで、公共サービス施設が集中する塩田庁舎周辺部に、新たに塩田地区の多様な住民ニーズに対応した文化・交流活動の拠点機能を整備し、この地域から社会的・文化的価値を生み出し、広域圏に発信する都市活動拠点としての地区形成を図ります。 また、塩田津の歴史的文化資源を活かし、特色ある暮らし・生活様式等の維持を支えることで、生活文化を発信する観光地としての拠点性を高めます。

（２）広域連携拠点

嬉野温泉駅は、農地が広がる嬉野市街地の郊外部に位置するものの、温泉街とのアクセス性に優れ、今後、新幹線の駅（嬉野温泉駅）が設置されることで、広域高速交通網と接続する広域都市圏の玄関口となることから、その周辺部において都市的土地利用や都市機能立地等の開発圧力が高まります。

したがって、駅前広場やアクセス道路などの施設整備によって、新幹線による広域交通と地域の二次交通を繋ぎ、嬉野温泉駅の駅勢圏を拡大させるとともに、集客と機能立地を牽引する広域的都市拠点機能・施設を誘致し、同施設を牽引役として多様なニーズに対応した都市機能の集積を促進することで、賑わいを創出する空間・場としてのポテンシャルを引き出し、嬉野市やこの地域（広域圏）の顔に相応しい魅力ある地区を形成します。

（３）地域連携拠点

大草野・下野国道地区（国道34号と(主)嬉野塩田線の結節点）と吉田中心地区（(主)鹿島嬉野線と吉田川の結節点）、谷所塩田分岐地区（(主)鹿島嬉野線と(一)大木庭武雄線の結節点）の３地区については、市内の地域間を結ぶ交通の要衝という位置的特性を活かし、その地域の住民生活に必要な基礎的ニーズに対応し、かつ、地域資源を活かした交流活動を創出する連携拠点として位置づけます。

塩田・嬉野連携拠点 （大草野・下野国道地区）	国道34号と(主)嬉野塩田線が合流する下野付近は、塩田町と嬉野町の地域を結ぶ中継点という交通の要衝に位置するとともに、住宅を中心として、店舗・事業所などを内在した集積が見られます。 したがって、地域間の交流連携を促す拠点地区として位置づけ、集約型都市構造を踏まえた生活行動圏の市域一体化に向け、地域住民の日常生活に必要な基礎的都市機能の維持・集積を図ります。
吉田川流域連携拠点 （吉田中心地区）	(主)鹿島嬉野線と(一)皿屋三河内線、同岩屋川内嬉野温泉停車場線が合流する吉田地区では、吉田川流域の中山間地にあって、隣接して佐賀南部最大級の兎鹿野棚田が広がっており、また、吉田川上流には春日渓谷、広川原池などの自然観光資源が点在しています。 したがって、山間部への中継点として自然観光交流を促す拠点地区として位置づけ、地域住民の日常生活に必要な基礎的都市機能の維持・集積を図ります。
谷所連携拠点 （谷所塩田分岐地区）	(主)鹿島嬉野線と(一)大木庭武雄線が合流する谷所地区は、鹿島市との市境にあって、嬉野温泉と塩田津、吉田川流域の自然観光資源、そして鹿島市の祐徳稲荷を結ぶ交通の要衝となっています。 したがって、広域観光連携の中継拠点として位置づけ、その立地特性を活かし、交流促進地区としての都市機能整備を図ります。

（4）産業振興拠点、産業文化交流拠点

久間工業団地地区と嬉野インター周辺地区（嬉野Ｉ.Ｃ.～嬉野市街地）の２地区については、嬉野市の生産規模の強化や就業機会（雇用の場）の創出に向け、工場などの企業誘致を図るとともに、人の交流を活発化し新たな産業文化を創出するための生産支援機能や、コンベンション等の各種イベント機能等が集積した産業振興・産業文化交流拠点の形成に努めます。

産業振興拠点 （久間工業団地地区）	田園地域への無秩序な開発や工業機能の散在を抑えつつ、企業誘致を図るため、久間工業団地の隣接地への拡張を基本に、自然環境の保全と両立した産業集積地の形成を図ります。
産業文化交流拠点 （嬉野インター周辺地区）	温泉街に近接し充実した都市サービス機能と、お茶や温泉などの嬉野ブランドが有する文化的環境と都市魅力を活かし、スポーツイベントやＭＩＣＥなど多様な広域交流機会誘致の受け皿となる産業文化交流機能の集積核の形成を図ります。

（5）自然共生拠点（自然観光・レクリエーション拠点）

佐賀南部最大級の規模を有する兎鹿野地区の棚田、並びに岩屋河内川に傾れる斜面に広がる茶畑を、嬉野の農業の特徴を体現化した代表的風景として注目し、市民から来訪者まで幅広い交流機会を生み出す文化資源としての地域の農業の保全に努めつつ、特徴的な農業と農の風景を通じて、緑の拠点として位置づけ、適切な法規制や保全的活用を図っていきます。

また、嬉野総合運動公園、轟の滝公園、和泉式部公園、北部公園といった都市公園等や、吉田川上流に点在する春日渓谷並びに広川原池は、都市構造上の拠点に位置づけ、観光やレクリエーション等に活用します。

兎鹿野棚田地区	嬉野温泉市街地の背後に位置する(主)鹿島嬉野線沿いの山間の斜面には、嬉野の特徴的景観（棚田）が広がっており、観光集客や地域学習など、さまざまな活動への活用を図る自然共生拠点を形成します。
岩屋川内茶畑地区	岩屋川内川と(主)大村嬉野線に沿って嬉野温泉市街地の背後に広がる山間の斜面には、この地域の特徴的風景（茶畑）が広がっており、観光や地域学習など、さまざまな活動への活用を図る自然共生拠点を形成します。
不動山大茶樹地区	塩田川の上流付近の皿屋谷は、国の天然記念物である大茶樹を中心に、周辺の茶畑を含めた観光農業の拠点を形成します。
広川原池	森と湖で構成された自然地では、キャンプ場などが整備されており、自然共生型の広域交流の促進に向けた観光・レクリエーションの集客拠点として、利用利便性を高めます。
春日渓谷	吉田川上流に位置する渓谷で、既に遊歩道の整備がなされ、観光スポットとなっており、自然共生型の広域交流の促進に向けた観光・レクリエーションの集客拠点として、利用利便性を高めます。

※公園等の施設以外

図　都市拠点配置図

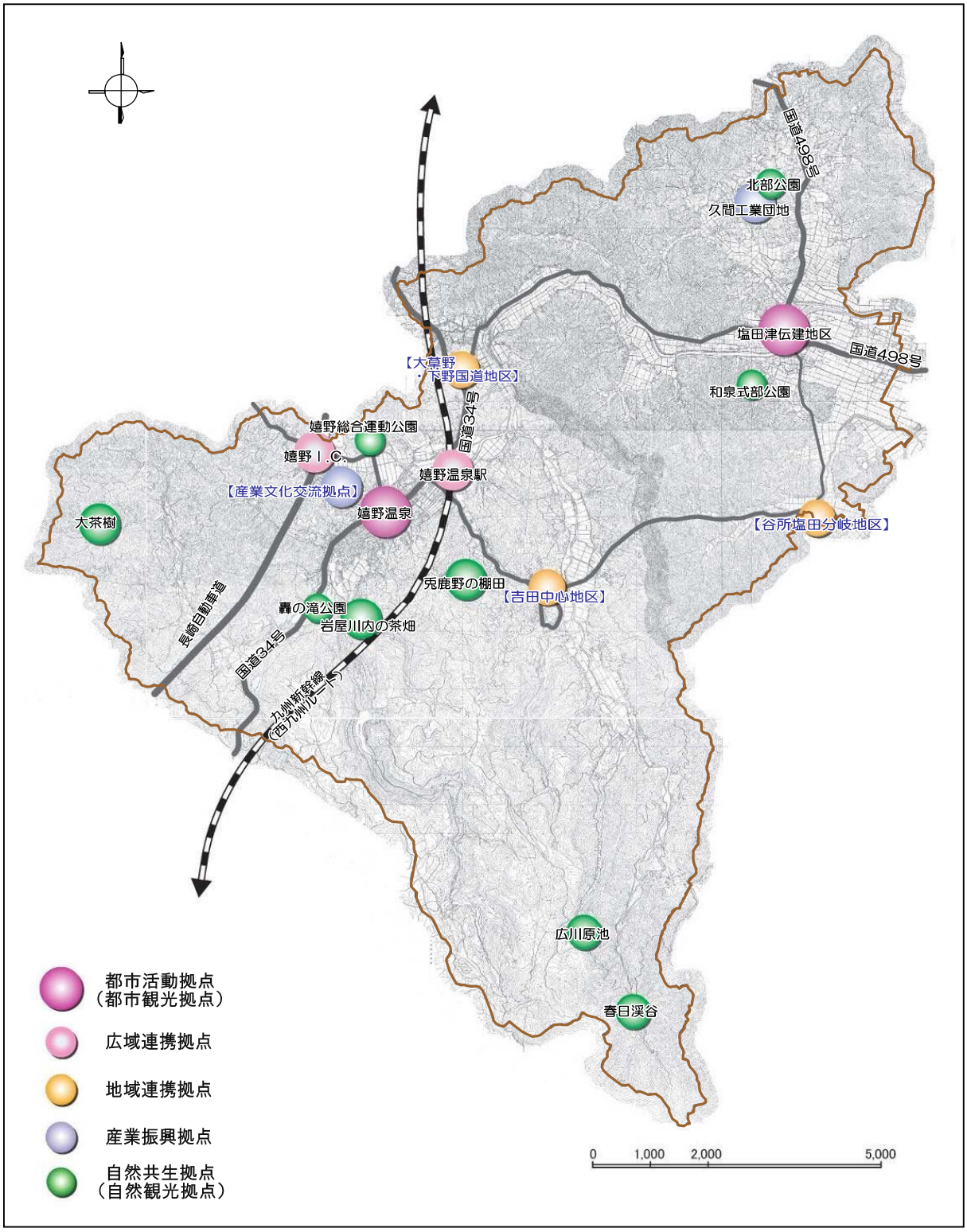
国道498号
北部公園
久間工業団地
塩田津伝建地区
国道498号
【大草野・下野国道地区】
和泉式部公園
嬉野総合運動公園
嬉野Ｉ.Ｃ.
国道34号
嬉野温泉駅
【産業文化交流拠点】
嬉野温泉
大茶樹
【谷所塩田分岐地区】
長崎自動車道
兎鹿野の棚田
【吉田中心地区】
轟の滝公園
岩屋川内の茶畑
国道34号
九州新幹線（西九州ルート）
広川原池
春日渓谷
都市活動拠点（都市観光拠点）
広域連携拠点
地域連携拠点
産業振興拠点
自然共生拠点（自然観光拠点）
0
1,000
2,000
5,000

2．都市軸（ネットワーク）

都市間、地域間の都市活動の場を結び、人や財、サービスなどの流入を促す動線として、さらに地域連帯を形成する交流のネットワークとして、都市軸を設定します。

この都市軸については、国道、主要地方道・一般県道、長崎自動車道（高速自動車国道）、九州新幹線西九州ルートなど交通軸を位置づけるとともに、河川や山並みなど嬉野市の特徴となる景観を形成する連続した自然空間を定めます。

（1）広域連携軸

観光をはじめとする広域的な都市活動における人や財の流動を促す広域的なネットワークを踏まえ、長崎自動車道、並びに九州新幹線西九州ルートを広域連携軸として位置づけます。

（2）都市間連携軸

嬉野市における都市機能の立地や土地利用、開発を誘導する都市形成の拠点の配置、並びに、武雄市や鹿島市、東彼杵町・大村市、有田町・佐世保市などの周辺都市と本市との交流強化に向けた交通ネットワークの構築を踏まえ、国道34号、同498号、(主)佐世保嬉野線、同鹿島嬉野線を、各都市の特長・魅力の相互連携や都市機能の相互補完を促す都市連携軸として位置づけます。

（3）地域間連携軸

都市間連携軸を補完するとともに、都市骨格上にあって唐泉山を中心に塩田町と嬉野町を結び環状軸を構成する(主)嬉野塩田線と(一)大木庭武雄線を、歴史・文化などの地域資源や機能・ニーズを連携し、嬉野市発の新たな社会的・文化的価値を生み出す地域連携軸として位置づけます。

（4）塩田川交流圏形成軸

塩田川及び支流の岩屋川内川、吉田川による自然空間の連続性を活かし、環境保全・共生と景観形成を図るとともに、特にその本流である塩田川については、水際空間と周辺土地利用を調和させ、塩田と嬉野を結び地域の文化的交流を促す骨格軸とします。

軸の形成にあたっては、防災（治水）・環境・市民交流を柱とし、各種事業を推進します。

（５）長崎街道文化連携軸

長崎街道の歴史的経緯と文化的価値をまちづくりに活かすため、同街道を嬉野市の文化連携の軸として位置づけ、嬉野宿（嬉野温泉市街地地区）と塩田宿（塩田津市街地地区）の地域資源の相互活用をはじめ、市内の各地域におけるコミュニティ活動の起爆剤となり、その交流を促す骨格軸とします。

したがって、街道の有する交通機能をはじめ、町内会など地域単位のコミュニティを連携する交流ネットワークの構築を図るものとします。

図　都市軸配置図

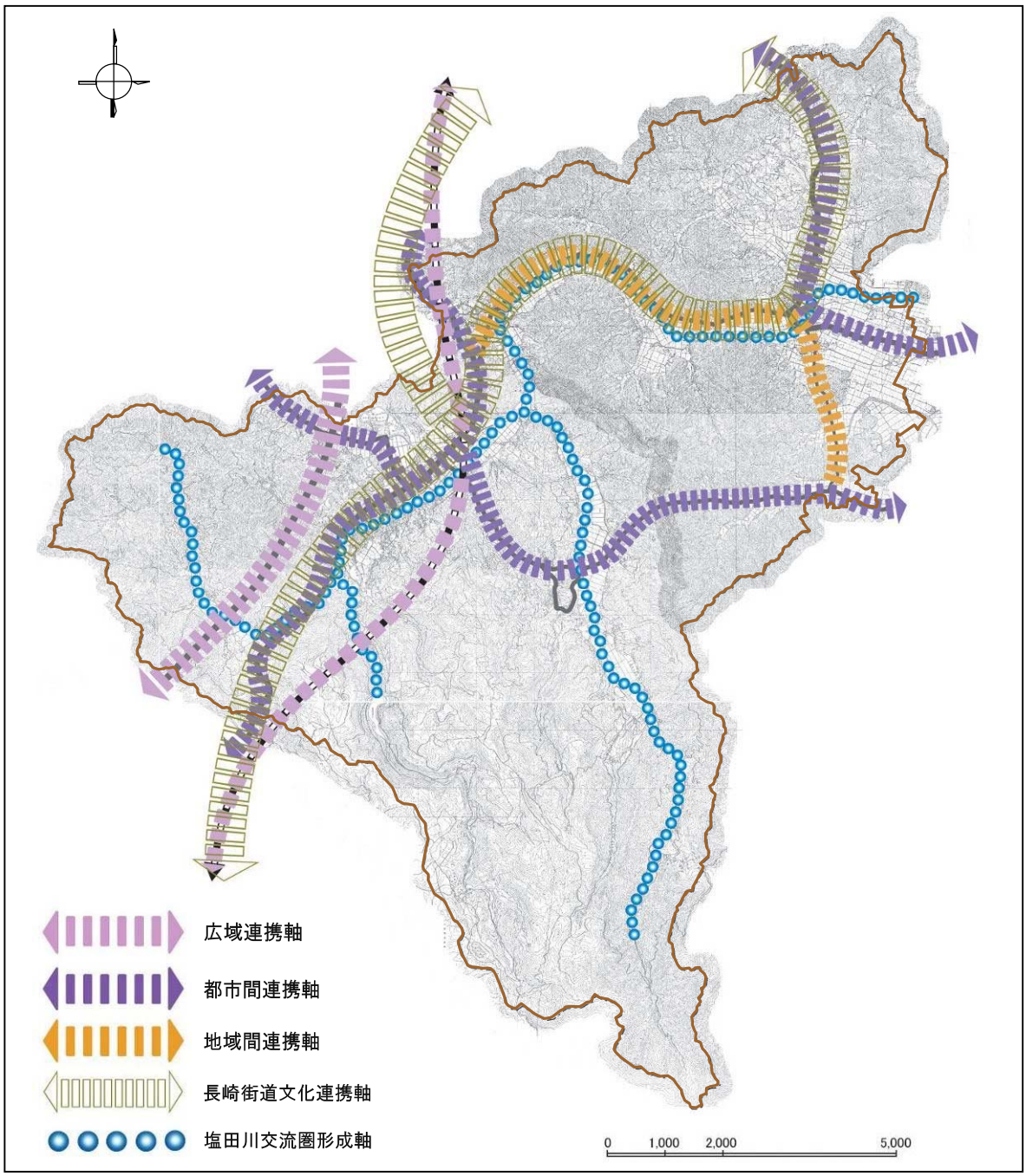

（6）唐泉山眺望軸

嬉野市の都市形成において、その風景は市民生活の背景となり、また、観光資源として重要な役割を果たすことから、嬉野市のランドマークである唐泉山を視対象（基準点）として位置づけ、市民が特にイメージする風景や、本市を訪れる人々への印象を踏まえた視点場と眺望軸を定めます。

その視点場については、嬉野温泉駅や嬉野Ｉ.Ｃ.などの本市の玄関口、並びに塩田津伝建地区（塩田庁舎周辺）、塩田川（公園・広場等）を位置づけ、視点場からの眺望景観の保全に向けた規制誘導も想定して眺望軸を設定します。

図　視点場と視対象

３．土地利用骨格（ゾーニング）

嬉野市の市域を、都市的土地利用を誘導する区域と自然的土地利用を保全・活用する区域に分け、さらに、都市計画をはじめとする法規制や、各種都市機能・施設の既存ストックの状況等を踏まえ、市街地を形成するゾーンと自然を活用し共生を図るゾーン、そして森林など開発を加えず保全・活用すべきゾーンに区分し、将来像の具体化に向けた土地利用の基本的方向性を示します。

（１）市街地形成ゾーン

コンパクトな都市形成に向け、嬉野温泉の既存市街地と、塩田庁舎周辺部を市街地形成ゾーンとして位置づけ、無秩序な市街地の拡散を抑制します。また、本市は市街地外において市街地と同様の都市機能立地や生活行動がみられることから、都市活動拠点を中心に市街地とその周辺部で構成する都市活動のエリアを設定し、コンパクトなまちづくりを推進します。

まず、嬉野温泉を中心とした既成市街地と嬉野温泉駅周辺部や嬉野Ｉ.Ｃ.周辺部については、佐賀南部や長崎県を含む広域圏を見据えた「広域都市交流の拠点エリア」と位置づけ、既存市街地における都市活力の活性化を目的とした土地利用用途の再構築と、嬉野温泉駅（予定）と嬉野Ｉ.Ｃ.が有する開発ポテンシャルの効果的な活用によって、都市機能立地と都市的土地利用の集約化誘導を図ります。

一方、塩田津伝建地区を含む塩田庁舎周辺の市街地相当の地区と、久間工業団地や国道498号沿道については、現状の都市的土地利用状況を踏まえ、「地域文化創造の拠点エリア」として位置づけ、歴史的町並み整備等と連携した地域形成を図ります。

（２）田園環境共生ゾーン

塩田川流域において農業を中心に生活圏が形成されてきた地域においては、優良農地やこの地域の特徴である棚田など自然と共生した田園生活環境の保全に努めるとともに、都市拠点の位置づけ・配置を踏まえ、居住空間や生活基盤の整備を進め、嬉野市の暮らしの特徴を活かした環境配慮型居住の維持を図ります。

また、田園集落の中でも、国道34号や(主)鹿島嬉野線の沿道など都市・地域交流のネットワーク上おいて一定の集積がみられる集落等については、市内地域間連携の中継点となることから、地域コミュニティの形成・維持に向け、それぞれの位置条件や特性・資源を活かしながら、土地利用（都市機能立地）を適正に誘導するエリア（「地域生活文化の連携エリア」/「里山生活文化の拠点エリア」）として位置づけ、既成市街地を核とする「広域都市交流の拠点エリア」と連携した地域形成を図ります。

（3）自然環境保全ゾーン

平野部の市街地や田園を取り囲み、豊かな緑を保ってきた山林については「森林自然の保全エリア」として位置づけ、嬉野市の豊かな自然環境を守り育てるとともに、「大茶樹」の周辺部や吉田川上流にみられる渓谷一帯などについては、「自然観光交流の活用エリア」として位置づけ、自然体験型レクリエーションや着地型観光の基盤として活用します。

また、丘陵地に広がる茶畑・果実畑など都市計画区域内の緑は、市街地など都市活動の場に対する背後の風景であり、地域が自然と共存し築いてきた文化的財産であることから、生活環境の身近な緑として市民の憩いと安らぎの空間に活用するとともに、観光交流の資源として、保全だけでなく、積極的に整備・開発するエリアとして位置づけます。

図　将来都市構造図

武雄方面
武雄方面
国道498号
森林自然の保全エリア
北部公園
久間工業団地
地域文化創造の拠点エリア
塩田川
塩田津伝建地区
塩田川
国道498号
地域生活文化の連携エリア
塩田川
【大草野・下野国道地区】
佐世保・有田方面
和泉式部公園
鹿島方面
国道34号
嬉野総合運動公園
嬉野Ｉ.Ｃ.
自然観光交流の活用エリア
嬉野温泉駅
森林自然の保全エリア
吉田川
【産業文化交流拠点】
唐泉山
嬉野温泉
大茶樹
【谷所塩田分岐地区】
鹿島方面
塩田川
広域都市交流の拠点エリア
長崎自動車道
兎鹿野の棚田
【吉田中心地区】
轟の滝公園
里山生活文化の連携エリア
岩屋川内の茶畑
国道34号
岩屋川内川
吉田川
九州新幹線（西九州ルート）
森林自然の保全エリア
大村・東彼杵方面
横竹ダム
自然観光交流の活用エリア
広川原池
春日渓谷
0
1,000
2,000
5,000m
都市活動拠点（都市観光拠点）
広域連携拠点
地域連携拠点
産業振興拠点
自然共生拠点（自然観光拠点）
広域連携軸
都市間連携軸
地域間連携軸
長崎街道文化連携軸
塩田川交流圏形成軸
市街地形成ゾーン（既存）
市街地形成ゾーン（新規）
田園環境共生ゾーン
自然環境保全ゾーン（都市計画区域）
自然環境保全ゾーン

4-2 部門別まちづくりの方針

4-2-1 土地利用の方針

1．基本的な考え方

嬉野市は国道34号、(主)鹿島嬉野線、(主)佐世保嬉野線、並びに塩田川と吉田川を骨格とする嬉野町の中央部において、一体的に開発・整備、保全を図るため、嬉野都市計画区域を指定し、無秩序な市街化の防止に努めてきました。また、同区域は区域区分（市街化区域・市街化調整区域）を定めていないものの、温泉街が形成されているその中心部においては、用途地域を指定し、計画的な土地利用形成を進めてきました。

一方、塩田町は全域が都市計画区域外にあり、農地を保全し、周辺環境と調和した生活空間の形成に努めてきましたが、開発ポテンシャルの高い国道498号沿道などでは、散発的な開発と施設立地がみられ、塩田庁舎周辺部においては市街地と変わらない土地利用がなされています。また、都市計画区域外には総人口の半数近くの市民が生活していることから、生活の基盤や機能の維持・整備を必要としています。

したがって、前項で設定した将来都市構造に基づき、居住だけでなく生産・消費などの都市活動の場となる地域については、既存区域を含め都市計画区域の指定見直しを行うことで、適正な都市的土地利用の誘導と農地や生活周辺の緑の保全を図るとともに、都市計画区域外においては、自然的土地利用の保全に努めます。

また、以下のとおり重点的な土地利用方針を定めます。

- ●嬉野温泉市街地の再生・活性化に向け、市街地・都市的用途の無秩序な郊外分散を抑制し、コンパクトな土地利用誘導を図ります。
- ●嬉野温泉駅周辺部や嬉野Ｉ.C.周辺部において、広域交流の結節点としての特性を活かし、都市の活力を創造する土地利用を図ります。
- ●塩田庁舎周辺部においては、地域の文化と調和した良好な住環境の形成に向け、適正な土地利用誘導を図ります。
- ●市民の生活・都市活動の場となる市街地等については、良好な環境・景観の形成や、がけ崩れや水害などの自然災害に対する防災対策に向け、適正な土地利用誘導を図ります。

２．都市計画による土地利用形成の誘導方針

将来の生活行動圏や観光・交流分野における広域圏の形成を踏まえ、都市計画区域の再編、並びに市街地整備を伴う用途地域の拡大を検討します。

（１）都市計画区域の再編

都市計画区域は、人や物の動き、都市の発展の見通し、地形を踏まえ、一体の都市として土地利用の規制・誘導や都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域であり、地域の実情や周辺都市との整合性に配慮し、都市計画区域の拡大を検討します。

【現在】

平成22年9月1日現在、嬉野町の一部4,568haの区域が「嬉野都市計画区域」に指定されていますが、塩田町においても国道34号や国道498号の沿道などで都市化が進んでおり、特に塩田庁舎周辺部には、商業用途は少ないものの、主要都市施設が立地し、嬉野町の既成市街地に準ずる市街地の形成が見られます。

【将来】

塩田町内において既に市街化が進行している地域や、今後、市街化の進展が予想される立地ポテンシャルの高い国道沿道については、土地利用の適正な規制・誘導による健全な市街地形成が必要であり、コミュニティや地形等の条件を踏まえ、優先的に都市計画区域への編入を検討します。

また、嬉野市周辺の武雄市や鹿島市など隣接都市との都市計画区域の連担や、嬉野市内での一体的な都市地域の形成、並びに将来都市構造の都市骨格の配置を踏まえ、２つの区域を結ぶ地域についても、都市計画区域への編入を検討します。

（2）用途地域の指定見直し（拡大）

嬉野市には現在274haの用途地域がありますが、そのすべてが温泉街を中心とした嬉野町の既成市街地とその隣接地で実施している土地区画整理事業区域に指定されています。

今後、嬉野市では嬉野温泉駅の設置によって、広域交流の拡大が期待されると同時に、広域交流圏における連携拠点となる駅周辺部については、効率的な都市基盤整備と、さまざまな都市活動の展開に向けた都市機能の立地誘導が求められます。したがって、駅周辺部における無秩序な開発を防止し、嬉野市の玄関口として相応しい街並み形成を図るため、適正な用途地域を指定し、土地利用の計画的な誘導を図るものとします。

また、用途地域外で進めてきた下宿土地区画整理事業地区についても、隣接する市街地との整合を図りながら、適正な用途地域の指定を行います。

さらに、温泉街などの中心部の商業地と相乗的発展の関係を保ちつつ、嬉野市街地全体としての広域的な拠点性の強化を図るため、併せて地区計画を定めます。

図　用途地域

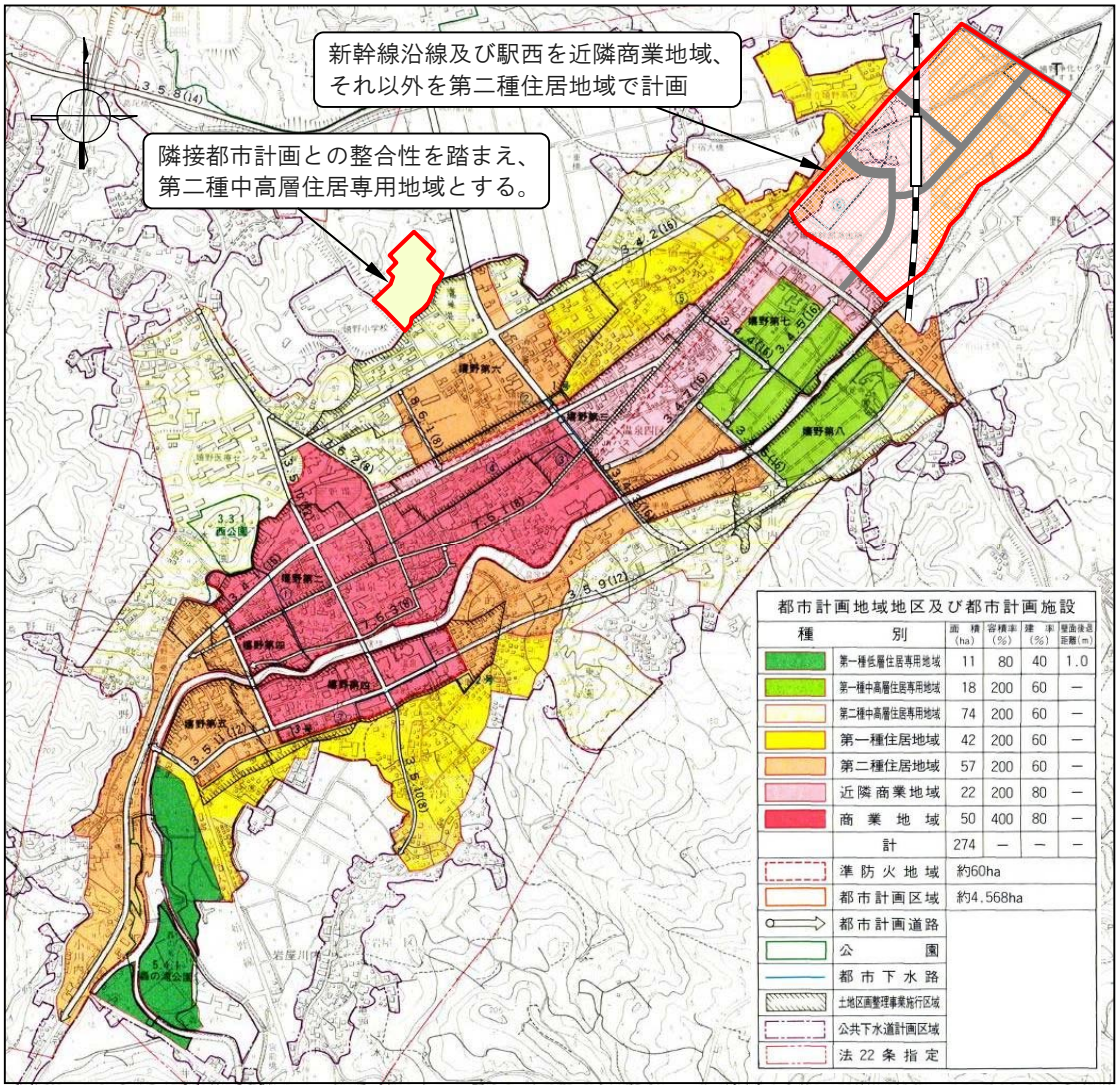

３．土地利用の配置・形成方針

都市構造で掲げた地域形成のイメージ、並びに前述の基本方針に基づき、嬉野市らしい住・商・工の土地利用区分、及び、地域の実情・必要とする都市機能の立地に応じた誘導方針を設定します。

（１）商業業務ゾーン

配置・形成方針	施策の想定
○温泉街（温泉旅館と商業店舗が集積する既成市街地内の中心部）については、温泉旅館を含む既存の商業機能の維持と、都市観光拠点としての誘客強化に向け、商業用途の適正な立地誘導を図ります。 ○既成市街地内の国道34号や(主)鹿島嬉野線など幹線道路の沿道においては、都市活動拠点における商業・業務機能の強化に向け、商業用途の適正な立地誘導を図ります。 ○嬉野温泉駅周辺部においては、広域交流の結節点として都市活動機会の創出や、既成市街地内の機能補完を目的に、業務機能の立地誘導を図ります。 ○周辺の自然環境や田園との調和した商業市街地の形成を図ります。	○用途地域（商業地域・近隣商業地域） ○地区計画 ○緑化地域

嬉野市の商業は規模が小さく、さらに縮小傾向が続いています。この傾向がこのまま推移すると本市における商業機能の立地は困難となり、市内における消費機会を失うことにもなりかねません。一方、本市は嬉野温泉や歴史的町並みなど観光資源に恵まれており、観光客などの来街者を対象とした商業が発達しており、観光商業地としての魅力向上を図ることで、商業の活性化が期待できます。

したがって、嬉野温泉（嬉野市街地）における観光商業の促進、並びに生活行動の中心となる地区の整備によって、商業機能・集客力の強化と、市内における消費機会の創出に努め、商業規模の拡大を図るものとします。

（億円）図 小売年間商品販売額（商業統計調査）

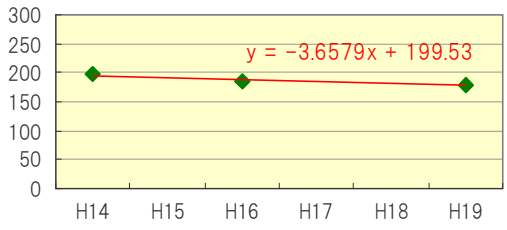

図 売場面積（商業統計調査）

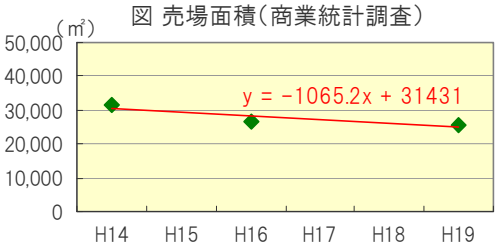

（2）職住複合ゾーン

配置・形成方針	施策の想定
○温泉街を取り囲む既成市街地や、嬉野温泉駅周辺部の外縁については、周囲の田園や自然環境と調和を図りつつ、居住を主な用途とした土地利用の誘導を図ります。 ○塩田津の塩田庁舎周辺については、周辺の田園環境共生エリアとの調和、並びに農業をはじめとする自営業者の居住に配慮し、居住を主な用途とする土地利用と住環境の維持・保全を図ります。	○都市計画区域（拡大） ○用途地域（住居・専用系住居地域） ○地区計画 ○伝統的建造物群保存地区 ○緑化地域

（3）産業振興ゾーン

配置・形成方針	施策の想定
○久間工業団地については、今後も雇用の創出と安定した収入の確保に向けた拠点として位置づけ、さらなる産業立地に向け、産業集積地の形成を推進します。 ○嬉野Ｉ.C.周辺部において、その広域交通拠点機能や温泉街との近接性と、緑豊かな周辺環境との調和といった「嬉野らしさ」を生かし、広域的な産業経済活動や交流機会の創出を図る広域生活圏機能拠点として位置づけ、必要な機能の立地・集積を促す土地利用を推進します。	○都市計画区域（拡大） ○用途地域（工業地域） ○地区計画 ○工業立地法第２条 ○緑化地域

平成19年現在、嬉野市の製造品出荷額等は24,526百万円（工業統計調査）で、平成14年以降、僅かながら増加傾向をつづけています。この状況を踏まえ、平成14年からの実績値の推移に一次回帰を用いて推計すると、本市の製造品出荷額は平成32年で約340億円、目標年次の平成42年においては約410億円と算出されます。

製造品出荷額は経済情勢や企業の進出が推計値に大きく影響するため、これまでの実績値どおり推移するとは限りませんが、概ねこの伸びで工業規模が拡大するよう企業誘致や地場産業の振興に取り組み、市内での雇用の創出に努めます。

したがって、目標とする都市像を支える生産規模を見据え、都市計画区域や工業系用途地域の指定などによって、産業ゾーンの拡大を図ります。

図 製造品出荷額等（一次回帰）

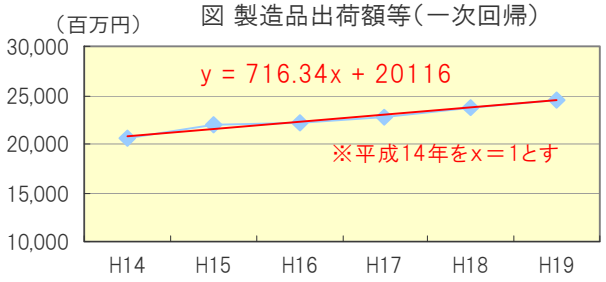

推計値（単位：億円）

	2020（H32）	2030（H42）
製造品出荷額	*340*	*410*

（４）大規模公園ゾーン

配置・形成方針	施策の想定
○嬉野総合運動公園や轟の滝公園、和泉式部公園、北部公園など大規模な都市公園は、スポーツや観光、大型イベントなどの総合的なレクリエーション機能を基本に多様なニーズに対応した土地利用を図ります。	○都市計画区域（拡大） ○公園施設長寿命化計画の策定

（５）自然共生ゾーン

配置・形成方針	施策の想定
○塩田川流域に広がる田園地域については、生産性の向上など農業の振興に努めるとともに、宅地への転換などの開発を抑制し、優良農地の保全に努めます。 ○農業従事者の高齢化によって耕作放棄地が増加している山間地域の農地については、土地利用の新たな担い手への譲渡・貸借や緑地等への転換等によって、山間の景観とともに、その土地利用と機能の維持に努めます。	○都市計画区域（拡大） ○特別用途制限地域 ○緑地保全地域 ○風致地区

（６）自然保全ゾーン

配置・形成方針	施策の想定
○嬉野市の山地・丘陵地に広がる森林は、自然環境の保全はもちろんのこと、水源涵養、治山・治水等の多面的役割を担っており、今後もその機能が維持されるよう、保全に向けた土地利用の規制誘導を図るものとします。 ○吉田川などの上流において優れた景観を有する地域では、その美しい自然を守りつつ、観光や自然学習・レクリエーション等への活用を図るものとします。	○国有林の保全 ○森林計画対象民有林（拡大）

図　土地利用計画図

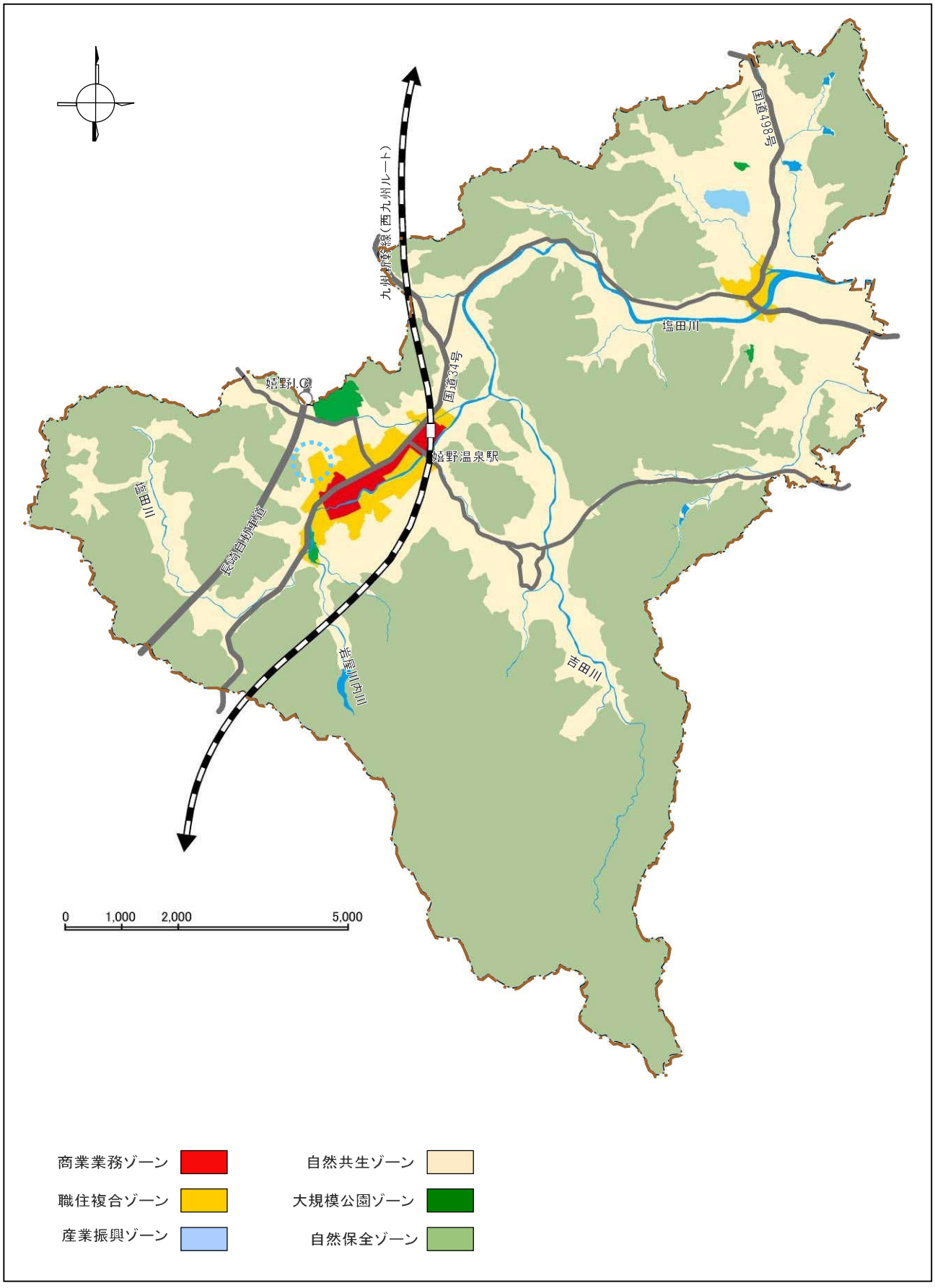
九州新幹線（西九州ルート）
国道498号
塩田川
嬉野IC
国道34号
嬉野温泉駅
鈴田川
長崎自動車道
吉田川内川
吉田川
0
1,000
2,000
5,000
商業業務ゾーン
職住複合ゾーン
産業振興ゾーン
自然共生ゾーン
大規模公園ゾーン
自然保全ゾーン

4-2-2 市街地整備の方針

１．基本的な考え方

人口減少や少子高齢社会の到来、厳しい財政的制約、地球環境問題の高まりなど都市を取り巻く社会経済情勢が変化し、市街地整備・開発の重点が、新市街地を開発する拡大型から、住環境改善や商業活性化といった再生・拡充型にシフトしている状況を踏まえ、既存市街地を活かした拠点集約・機能連携型都市構造の構築を基本とした市街地整備を推進します。

また、嬉野市並びに拠点市街地地区の機能的役割や地域の歴史・文化の継承に配慮し、地域の特徴を活かした整備に努めます。

- ☐ 温泉市街地の観光交流機能の再構築に向けた交流機能拠点の整備（嬉野温泉市街地地区）
- ☐ 新たな都市交流拠点の形成に向けた広域生活圏機能の集積核の整備（嬉野温泉駅周辺地区）
- ☐ 温泉市街地の広域拠点性維持に向けた広域生活圏機能拠点の整備（嬉野医療センター跡地）
- ☐ 観光地の安心・安全と交流を支える都市機能拠点の再整備（嬉野庁舎周辺地区）
- ☐ 地域の伝統や生活文化と観光を繋ぐ文化交流機能拠点の整備（塩田庁舎周辺地区）

２．拠点地区の整備方針

（１）嬉野温泉市街地地区

嬉野温泉市街地地区では、多くの土地区画整理事業が進められてきた一方で、社会の変化に伴う機能や定住者の流出によって、嬉野温泉センター跡地から商店街の空き地・空き家まで、大小さまざまな未利用地が発生しています。また、新幹線の開業によって、嬉野温泉バスセンターの既存施設や土地利用等の転換の可能性も高まってきます。

したがって、都市活力に大きな影響を有する大規模未利用地等については、宅地の所有権等の整序を促進し、利用価値を高めることで、新たな観光・交流機能の立地誘導を図ります。

また、観光ニーズの変化に対応した温泉街の再生も急務となっており、シーボルトの湯・温泉公園を中心とし、豊玉姫神社、瑞光寺を巡る回遊性のある市街地形成を基本に、空き家・空き店舗の改修や再開発、地区計画等による街なみ環境整備を推進します。

（2）嬉野温泉駅周辺地区

嬉野温泉駅周辺地区では、交通結節点機能の整備と、嬉野医療センター及び関連施設の誘致、交流センターの整備等をまちづくりの核とし、隣接する嬉野温泉市街地との機能分担・連携を図りながら、広域生活圏機能の集積核の形成と、広域連携拠点に相応しい顔づくりを推進します。

そこで、土地区画整理事業によって、広域的な交通結節点に求められる都市基盤の整備や、嬉野医療センターなど広域生活圏機能拠点の立地に必要な大規模用地の確保を図るとともに、地区計画制度等による街並み誘導を促進し、良好な都市景観や環境に配慮した土地利用・施設誘導に取り組みます。

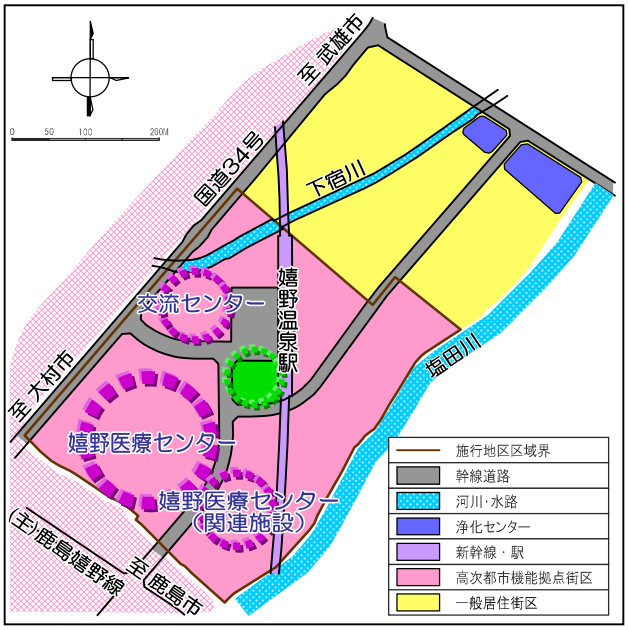

（3）嬉野医療センター跡地

嬉野医療センターの移転によって生じる約10haの跡地では、宿泊機能や観光資源が集積する温泉市街地に隣接した立地条件を活かし、スポーツ、展示会・見本市等の大規模イベントや、企業・団体等の会議、研修・セミナーなど多様なＭＩＣＥ誘致を柱に、新たな広域生活圏機能拠点の形成を目指します。

対象となる土地については、医療センター跡地の地盤面を活用しつつ、地区整備計画を定め道路等の都市基盤施設の再整備を計画的に進めます。また、導入施設は、各種大規模イベントやＭＩＣＥの受け皿となる交流センター機能と、市民活動を支援し、新たな社会的・文化的価値を創造する情報センター機能で構成した多用途・多目的な拠点施設を目指します。

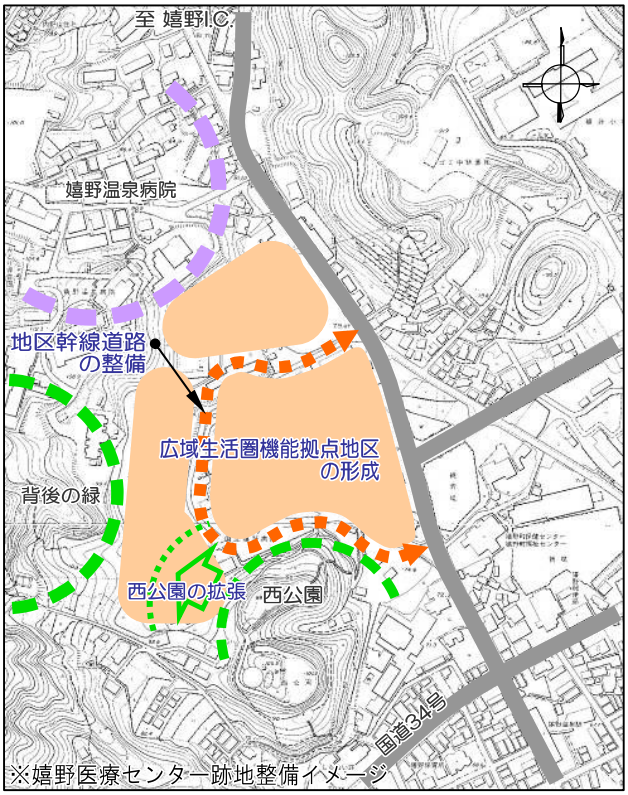

また、隣接する西公園を拡張し、一時避難地となるスペースを確保し、温泉街の防災機能強化を図るとともに、背後の山林と調和した緑豊かな都市環境の創出に努めます。

（４）嬉野庁舎周辺地区

市役所嬉野庁舎周辺に立地する消防署や体育館、公会堂等の公共施設は、構造的、社会的に老朽化が進んでおり、本計画の期間内にも改築等の再整備が望まれます。

また、これら既存施設の敷地は手狭になっており、すべての施設を現地で建て替えることは困難な状況にあるほか、社会経済情勢の現状を踏まえ、市民サービスの質を維持しつつ、経済的な施設更新が求められます。

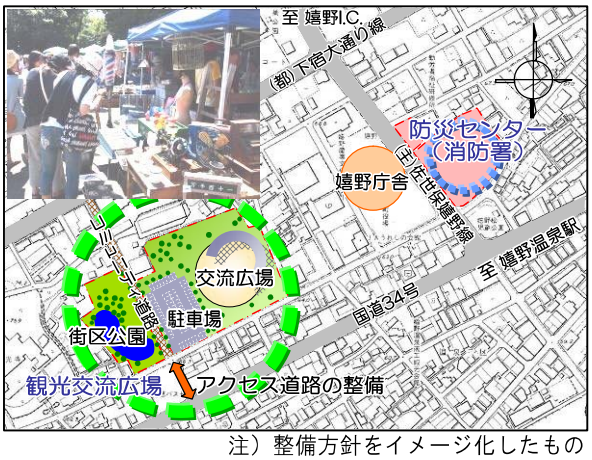

注）整備方針をイメージ化したもの

本地区は嬉野温泉市街地に位置していることから、既存施設用地においては、地域生活と観光の両面の安心・安全を支える防災機能と、市民が主体となった観光客のもてなし・交流機能の拠点形成を基本に、消防署を核とした防災センターと、各種イベントに利用する観光交流広場・公園、並びに温泉街のイベントに対応した駐車場等の整備に取り組みます。

（５）塩田庁舎周辺地区

塩田庁舎周辺地区は、塩田津伝建地区に代表される長崎街道の旧商家町・宿場町を基礎とし、国道498号沿道に地区形成が進んできました。

本地区は、公共サービス機能が集中立地する一方で、民間施設の集積は弱く、市外への消費・生産活動の流出・他都市依存の傾向が固定化しています。また、塩田川の氾濫被害を受けやすく、その対策が求められています。

したがって、本地区の整備にあたっては、塩田津伝建地区において、保存整備計画に基づく「保存修理事業」により、伝統的建造物の保存・復原や、伝統的建造物以外の建造物や新築建造物の修景整備を促進するとともに、それらの建造物を活用した民間投資･開発を誘致し、観光振興に対応した商業系都市機能の充実を図ることとします。

一方、塩田庁舎などが立地する国道498号と塩田川に挟まれた地区については、文化体育館の建設と塩田中学校の建て替え、中央公園の整備を連携させ、この地域の文化交流拠点の形成を図るとともに、塩田津伝建地区の眺望に配慮した街並みバッファゾーンを設定し、都市計画や景観法、まちづくり協定等を活用し、伝統的街並みと調和した環境･景観の創出に努めます。

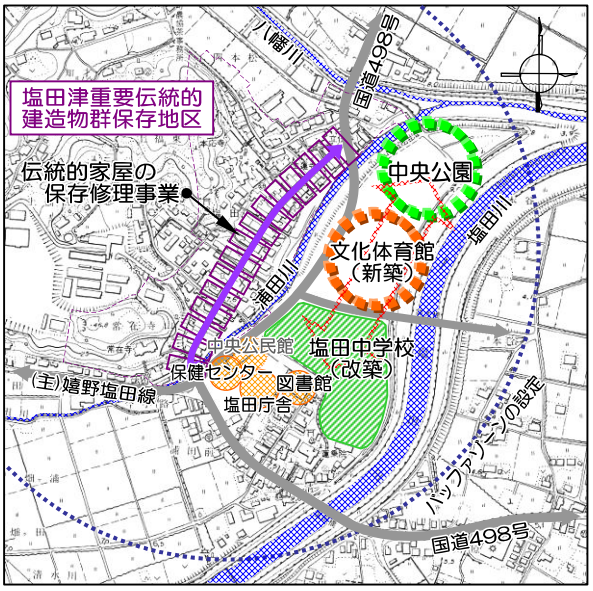

4-2-3 交通体系づくりの方針

1．基本的な考え方

嬉野市は、嬉野温泉駅の開業によって、長崎自動車道と新幹線の２つの高速交通体系において広域的圏域との連携機能が強化されることから、これらの交通拠点と広域圏、都市・地域圏との連携機能を強化し、地域活性化に向けた交通体系の構築を図ります。

また、嬉野温泉市街地など、生活交流や観光交流によって賑わいを創出すべき拠点地区においては、歩行者・自転車交通の安全かつ快適な環境形成など、人にやさしい交通環境整備に努めるとともに、景観性や回遊性の充実に努めます。

さらに、高齢化や地球環境の観点から、公共交通機能の充実に努めます。

2．交通施設等の整備方針

交通施設等の整備にあたっては、将来都市構造における広域連携軸や都市間連携軸を地域間連携軸の配置を基本とし、将来の九州新幹線西九州ルートの開業を見据えた都市間・地域間の交流促進や観光地へのアクセス向上、市民生活の利便性を確保に取り組みます。

また、高齢社会に対応した道路のバリアフリー化や、老朽化した道路の改修・橋梁の長寿命化等を図るため、計画的な整備に努めます。

（1）広域的な交流・連携に向けた道路整備

市域や行政圏といった都市圏を越えた広域的圏域における機能連携、社会的・文化的交流の促進に向け、長崎自動車道や九州新幹線西九州ルートとの連結を踏まえ、武雄市や鹿島市をはじめ、周辺都市と連絡する都市間幹線道路の強化を図ります。

同幹線道路については、国道34号と同498号、(主)鹿島嬉野線、同佐世保嬉野線、並びに嬉野温泉駅へのアクセス道路を位置づけ、広域交流・物流の主軸として、郊外部において車両の走行空間としての機能を確保するとともに、市街地など都市の中心部においては交差点処理の円滑化や歩車道分離による安全性の確保、並びに通過交通処理に向けたバイパスの建設促進に努めます。

（2）地域間の交流・連携に向けた道路整備

塩田地区と嬉野地区の交流促進、機能連携、市民サービスの向上に向け、２地区の中心部を結ぶ地域間幹線道路の強化を図ります。

同幹線道路については、(主)嬉野塩田線及び(一)大木庭武雄線を同幹線道路に位置づけ、道路線形や幅員拡幅等の整備によって円滑な車両の走行空間の確保を図るとともに、都市間幹線道路との結節部においては、渋滞軽減に向けた交差点改修に努めます。

（３）都市拠点形成に向けた道路整備

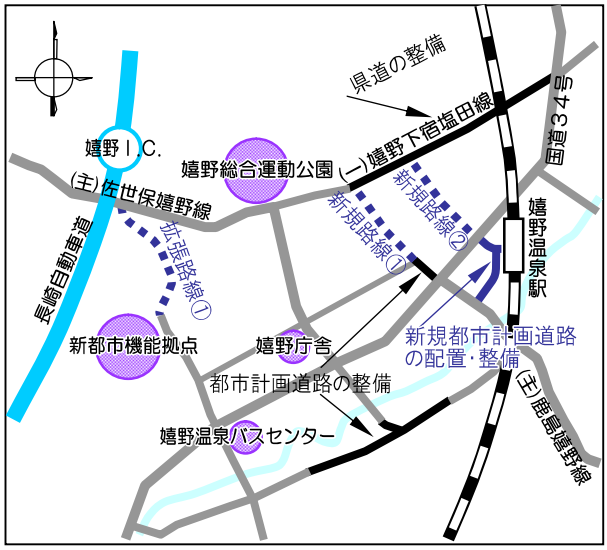

都市活動拠点に位置づける嬉野温泉市街地を中心とした嬉野Ｉ.C.から嬉野温泉駅周辺部に至る拠点エリアについて、本市の２つの玄関口（嬉野温泉駅、嬉野Ｉ.C.）の連携と、市街地内の主要都市施設への連絡機能の強化、市街地内への通過交通の流入抑制、エリア内の回遊性の充実を図るため、市街地の外縁部において、現在進めている都市計画道路や県道の整備を促進するとともに、新規の道路整備や、現道における安全な歩行空間や円滑な走行空間の確保を図り、環状道路網の構築に努めます。

また、嬉野温泉駅周辺部においては、国道34号や(主)鹿島嬉野線からのアクセス動線として、新規の都市計画道路を配置し、広域的な交通結節点機能の強化、並びに機能・施設の立地と市街地形成を誘導します。

路線	整備方針
新規路線①	国道34号と(主)鹿島嬉野線の交差点から(都)下宿大通り線の一部区間を経て(一)嬉野下宿塩田線まで延伸する新規路線を整備し、市街地環状線を形成する。
新規路線②	嬉野温泉駅から(一)嬉野下宿塩田線まで北上する新規路線を整備し、嬉野温泉駅と嬉野Ｉ.C.を円滑に結ぶことで、広域的な交通結節点を形成する。
拡張路線①	(都)病院通り線から嬉野Ｉ.C.に伸びる現道の機能強化（拡幅、歩行者空間確保）を図り、市街地環状線を形成する。

（４）人にやさしいまちなか道路網の整備

嬉野温泉市街地では、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、多くの人が利用する主要な公共施設や各種集客施設の周辺部を中心に、狭隘道路区間の解消や、歩道のバリアフリー化によって、高齢者･障がい者などすべての歩行者が安全に移動できる歩行者空間の確保に努めるとともに、温泉街としての風情あるまちなかの再生に向け、温泉客や地域住民が温泉街のそぞろ歩きや散策をできるよう、歩行者優先の道路空間の確保や、まちなみと一体的な整備に努めます。

また、塩田庁舎周辺部においても、塩田津伝建地区の歴史的町並みに調和し、かつ観光客の集客強化を図るため、美装化などの修景整備やバリアフリー化に取り組み、安心して楽しく歩ける歩行空間の創出に努めます。

（5）観光ネットワークを形成する道路網の整備

吉田川上流では、紅葉の名所である春日渓谷やキャンプ場など自然とふれあえる観光・景勝地やレクレーション施設・空間が点在しているものの、アクセス道路は車一台がようやく通行できるような危険な区間が多いことから、嬉野市の自然を活かした観光交流の促進に向け、年間を通じた交通量など費用対効果を踏まえながら、安全な走行が可能な幅員の確保や退避所の設置など1.5車線的道路整備を推進します。

（6）道路施設の維持管理

老朽化した道路に対し計画的な改修を進めるとともに、道路橋については長寿命化修繕計画に基づき、定期的な点検や予防的な修繕に努め、安全性・信頼性を確保します。

また、街路樹については、都市緑化と財政の健全化の両立を図りながら、適正な維持管理に努めます。

3．地域交通体系の維持・再構築

九州新幹線西九州ルートの開業による鉄道を機軸とした生活行動・都市活動を踏まえ、この地域の新たな玄関口となる嬉野温泉駅を起点（基点）とした交通体系の構築と、交通需要を円滑に集散させる機能整備に努めます。

また、地球環境問題への意識の高まりや高齢化が進む時代を踏まえ、自動車社会の見直しと高齢者など移動制約者の生活の足の確保に向け、塩田地区と嬉野地区の都市機能の連結に対応した交通需要の集約化を図りながら、利便性の高い公共交通網の整備に取り組みます。

さらに、観光振興やＭＩＣＥ誘致等の施策に合わせ、一時的な交通需要の増大に対応した交通手段の確保と、利用促進策の整備に努めます。

（1）嬉野温泉駅を中心とした交通体系の構築

嬉野温泉駅の利用促進に向け、駅前広場や駐車場等の施設整備を推進するほか、駅周辺部において都市活動機会（都市機能）の集積を促進し、新幹線需要の創出に努めます。さらに、バスなどの二次交通手段の交通事業者に対し、嬉野温泉駅に乗り入れる路線網の構築を働きかけるなど、交通結節点機能の強化し、新幹線利用に向けた環境整備を図ります。

なお、九州新幹線西九州ルートについては、建設の遅れが西九州地域発展の機会の喪失にもつながることから、沿線都市とともに関係機関に働きかけ、早期完成を目指します。

（２）交通結節点機能の強化

嬉野温泉駅と嬉野温泉バスセンターについては、本市の玄関口として広域交通網の中継機能を整備するとともに、市内・地域の生活行動や都市活動から発生する交通需要を効率的に集約することで、交通結節点としての機能強化を図ります。

まず、嬉野温泉駅については、新幹線開業に合わせ、整備を推進するとともに、鉄道と二次交通手段の中継だけでなく、バスなどの地域公共交通機関の乗り継ぎ需要にも対応した交通ターミナルとして整備を推進します。

一方、嬉野温泉バスセンターは、嬉野温泉駅開業後も温泉街のアクセス性や中心市街地の生活行動における利便性が低下しないよう、需要や利用者の要望を踏まえながら、施設管理者・バス事業者と行政が連携して機能の再構築や施設の再開発を図ります。

（３）利便性の高い生活の足の確保

嬉野地区と塩田地区に分散、重複、または偏在する都市機能に対し、市内のどこに暮らしていても都市サービスが享受できる「生活水準の平準化」に向け、公共交通網の整備を図るとともに、各種モビリティ・マネジメント施策を実施し、通院や買い物、通学・通勤等において、過度なマイカー利用から公共交通機関へのシフトに取り組みます。

地域公共交通の柱となる路線バスについては、『嬉野市地域公共交通総合連携計画』を踏まえ、都市部を中心に周辺都市と結ぶ広域基幹バス路線への需要の集約、既存路線の再編・充実、定時性の維持、車両・施設のバリアフリー化等によって利用促進を図るとともに、新幹線や長距離バスと地域公共交通との乗り継ぎ利便性の向上に努めます。

一方、山間集落など需要不足によって路線バスなどの運行維持が困難な地域や公共交通空白地域においては、地域の実情に即したきめ細かな運行が可能となる公共交通が必要であり、コミュニティバスや利用者のデマンド（要望）に応じて運行している乗合タクシーなど、高齢化が進む地域性や住民ニーズに柔軟に対応した地域密着型の公共交通を検討します。

（４）一時的な交通運用への対応

本計画では、九州新幹線開業効果と既存の温泉・宿泊機能や医療機関、自然・歴史資源等を連携・活用し、スポーツ大会や国際会議の誘致・開催などＭＩＣＥ市場の開拓による、交流機会創造をまちづくりの基本方向としています。

この方針に基づくＭＩＣＥ誘致施策の一環として、大規模イベント開催時における円滑な人の輸送と駐車場の確保や交通混雑の解消、並びに新幹線利用と嬉野温泉駅での乗降車の促進に向け、嬉野温泉駅と温泉街やイベント会場を結ぶバス路線の一時的な料金値下げ、無料チケットの配布、一般車両の時限的な通行規制といった一時的な交通運用改善施策の導入を検討します。

図　道路・公共交通ネットワーク

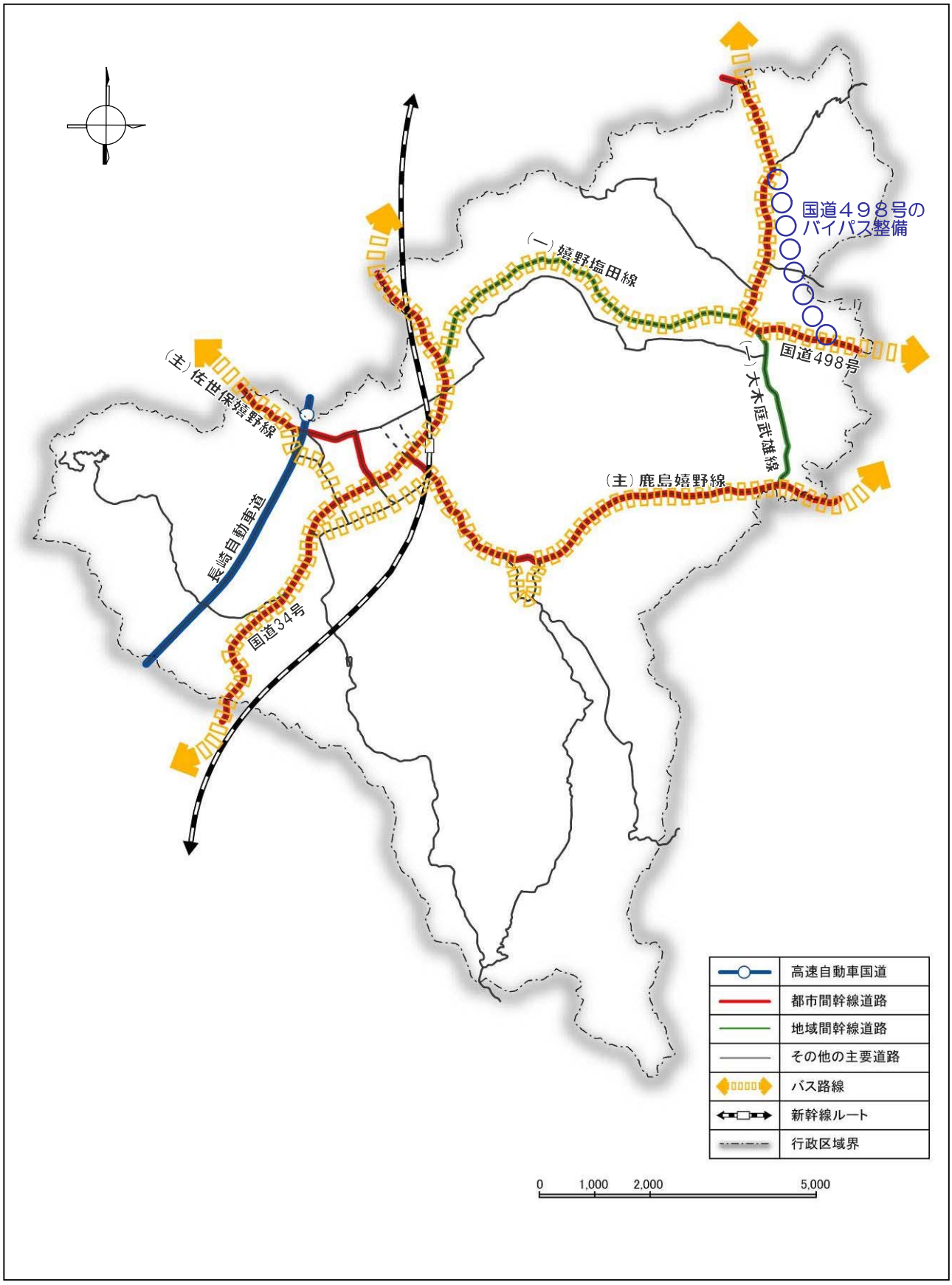

4-2-4 水と緑の整備方針

１．基本的な考え方

公園や緑地、河川などの水際空間などは、市民生活に潤いや安らぎをもたらすとともに、レクリエーション活動や健康づくりの場、災害時における避難場所の提供、地域住民のコミュニティ形成など、さまざまな機能・役割を担っています。

嬉野市では、公園は概ね都市の中心部で整備が進められてきたため、集落が点在する郊外や山間部の地域では、配置・整備量に対する不足感があります。さらに、既存施設についても、設備の老朽化が進むとともに、公園に対する社会的ニーズが変化してきたことで、有効に利用されているとは言えない状況にあります。

また、自然文化交流軸に位置づける塩田川については、塩田町の一部の区間においてイカダ記念公園など親水空間の整備が進められていますが、市域を結ぶネットワークは形成されていません。

したがって、既存公園の維持管理や充実に努めるとともに、適正な配置や緑のネットワークの構築に向け、公園・緑地の整備を図ります。

２．公園・緑地の拡充

既設の公園の機能更新・再整備や緑地の保全、新規の公園整備、公共施設・民有地の緑化、市民の緑化活動の促進などにより、公園施設の充実と緑豊かな都市空間の創出を図るとともに、官民が一体となった公園・緑地の維持管理体制の構築に努めます。

（１）公園・緑地の適正配置

公園・緑地は市民の憩いの場となるとともに、災害時には一次的な避難地ともなることから、市民の身近な場所における配置を基本に、嬉野総合運動公園や轟の滝公園など都市や地域の基幹となる公園の配置の現状と、人口分布や交流機会の状況を踏まえ、適正な配置と整備に努めます。

（２）嬉野総合運動公園の機能強化

嬉野総合運動公園は市民の運動・レクリエーション拠点として野球場や多目的運動広場を備えていますが、公園利用に対する市民のニーズは多様化しており、老朽化した施設・設備の改善を含む再整備を進め、機能の充実を図ります。

また、広域圏のレクリエーション需要の取り込みや新たな公園利用の需要創出など、市域を越えた広域交流の促進に向け、宿泊を含む温泉機能や総合病院と連携し、健康増進やスポーツイベントの拠点となる施設整備を推進します。

（3）公園施設長寿命化計画に基づく公園の予防保全的な維持管理

既存の公園については、公園施設長寿命化計画を策定し、老朽化した施設・設備の改修を進め、事故の未然防止に努めるとともに、時代に対応した機能更新に努めます。

また、地域の身近な公園・緑地や広場等については、それぞれの地域のニーズにあった利用を促進するため、地域住民が参画して公園の再整備を進めるとともに、市民ボランティアや地域活動による定期的な清掃活動など、地域住民による適正な維持管理活動を促進します。

（4）もてなしと交流促進に向けた公園機能の充実

観光による広域交流をまちづくりの重要な柱とする本市では、嬉野温泉や塩田津伝建地区、各種観光施設とともに、集客力のある公園の整備が求められます。

轟の滝公園

イカダ記念公園

したがって、嬉野総合運動公園や轟の滝公園、和泉式部公園、イカダ記念公園などの都市拠点・地域拠点となる公園と、兎鹿野の棚田や百年桜などの自然・緑の観光資源において、観光・交流ニーズに対応した施設・機能の充実を図ります。

温泉公園

湯けむり広場

また、観光誘客の拠点となる嬉野温泉市街地では、温泉公園を中心に各種交流や憩いの空間、レクリエーションの場となるポケットパーク・小公園を配置・整備し、観光や商業などの都市活動や地域の生活文化、塩田川の親水性、地域の歴史・文化を取り込みながら、瑞光寺や豊玉姫神社などの都市緑地、温泉街の風情を演出する塩田川の親水空間とともに、観光回遊ネットワークの形成を図ります。

一方、嬉野温泉市街地は、そこに暮らす市民の生活の場であるだけでなく、多くの温泉客が滞在している観光地であることから、公園の災害時における避難地としての役割が重要になります。同じく、塩田地区においても塩田川流域の水害に対する市民の安全確保が課題となっています。

したがって、嬉野地区の西公園や塩田地区の北部公園などは、防災活動拠点や避難所などとの役割分担を踏まえながら、避難地としての用途を想定した機能強化に努めます。

（５）主な公園・広場の重点整備機能

主要な公園等		位置づけ・主用途	整備する重点機能			
			環境	レクリエーション	防災	景観形成
嬉野町	嬉野総合運動公園	市民の健康増進と大型イベント、防災活動の拠点となる公園	◎	◎	◎	○
	轟の滝公園	景勝地（轟の滝）として来訪者をもてなす公園	○	◎	◎	◎
	西公園	嬉野医療センター跡地の利用と一体となった憩いの公園		○	◎	○
	鷹ノ巣公園	近隣住民が余暇・休養など日常的に利用する公園	○	◎	○	○
	温泉公園	温泉街回遊の核となる、塩田川沿いに形成された温泉街の雰囲気を活かした、来訪者をもてなす公園		○		◎
	(仮)駅前交流広場	嬉野温泉駅前において、本市の玄関口として来訪者をもてなす市民活動の拠点		◎	○	◎
塩田町	和泉式部公園	市民が余暇・休養など日常的に利用する公園。		◎	◎	○
	北部公園	近隣住民が余暇・休養など日常的に利用する公園		◎	◎	
	中央公園	市民の健康増進と近隣住民が余暇・休養など日常的に利用する公園		◎	○	
	イカダ記念公園	近隣住民の余暇・休養と市民イベントの拠点となる公園	○	◎		
	みなと広場	浦田川（旧塩田川）の親水空間を活かした、塩田津伝建地区と一体となって来訪者をもてなす公園		○		◎

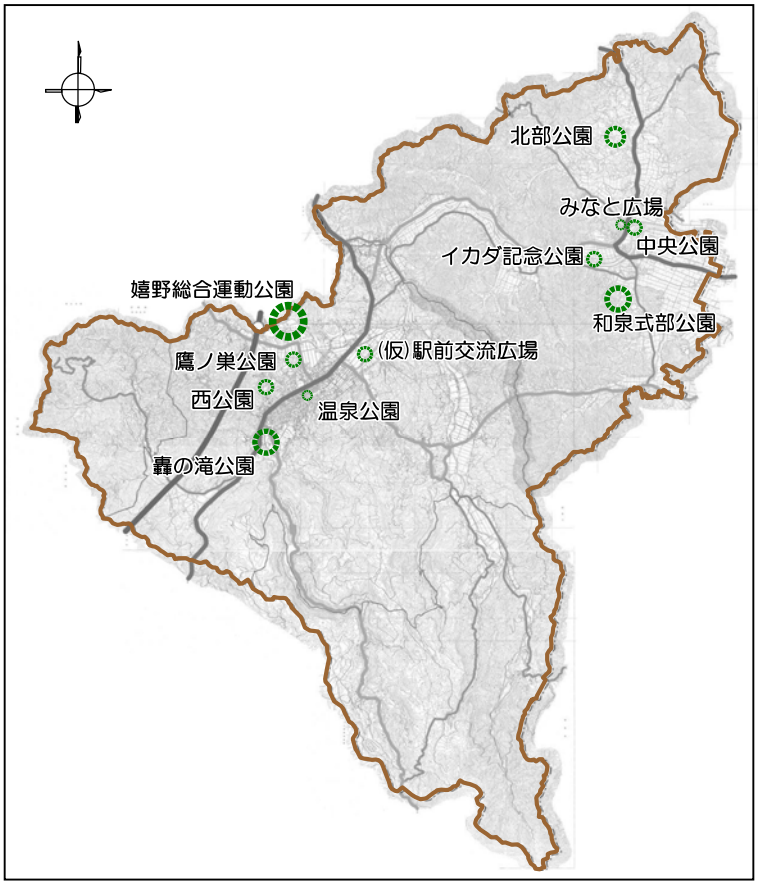

3．河川の整備

将来都市構造において嬉野市の都市軸（環境軸）と位置づける塩田川と吉田川、岩屋川内川は、治水対策としての整備とともに、貴重な動植物等の保護に向け生物多様性に考慮した多自然型の川づくりに努めます。

（1）親水整備

塩田川を水環境共生軸として位置づけ、自然生態系に配慮した多自然型の河川整備に努めるほか、嬉野温泉の市街地など生活や都市活動に接する区間においては、塩田川に面した土地利用との関係性を加味し、生活環境の改善や商店街の活性化などと合わせ、河川とふれあえる親水空間の創出に努めます。

また、上流域においてホタルが棲息する環境の保全など生物多様性の保護に努めるとともに、観光資源としての活用に向け、環境に配慮しつつ人々が利用できるよう、公園・広場や遊歩道等の親水空間の整備を推進します。

（2）治水整備

塩田川流域では、塩田川の河川改修は進んでいるものの、有明海の満潮と大雨による河川の増水が重なることで、塩田川に流れ込む八幡川などの支流河川が越水氾濫を起こすなど、浸水・水害の危険性が高い箇所がみられることから、これら支流河川の改修や、洪水調節機能を担う岩屋川内ダムや横竹ダムなどの治水ダムの管理、並びに不動ダムの建設推進によって、治水機能の強化に努めます。

また、河川の治水機能の補完として、平野部の水田、山間地の森林、茶畑・果樹園等の農業利用の保全によって保水機能の維持を図ります。

４．供給処理施設の整備方針

市街地・集落における安全かつ快適な生活環境の確保、並びに農地の水質保全に向け、下水道や上水道などの供給処理施設の計画的な整備を進めます。

（１）下水道

公衆衛生の改善と水質汚濁の防止による良好な水質の保全に向け、嬉野市公共下水道基本計画に基づき、集合処理（公共下水道、農業集落排水）及び個別処理（浄化槽）の区域を見直し、地域の実情に適した効率的な面整備を推進します。

また、集中豪雨による浸水を未然に防止するため、都市排水路や雨水幹線の整備を、市街地や氾濫想定区域から順次進めます。

（２）上水道

上水道については、今後の人口減少によって給水人口の減少が想定されますが、市民に対し安全で良質の水を安定的に供給するため、今後とも清水浄水場をはじめ市内に５箇所ある浄水場の浄水能力の維持と定期的な水質検査を徹底するとともに、給水管等の施設の老朽化に対し更新整備に努めます。

また、塩田町と嬉野町で進めている上水道事業と給水区域を統合的に管理・運用し、水道事業地区間の連絡管の整備等によって相互に浄水を融通させることで、水源と供給能力の安定性を確保します。

嬉野市水道ビジョン（平成19年）より

4-2-5 自然環境保全・都市環境形成の方針

1．基本的な考え方

塩田川流域の平野部や丘陵地に広がる水田・茶畑・果樹園などの農地、山間部に広がる豊かな森林などは、嬉野市での暮らしや地域の産業を支える財産であり、この豊かな自然を守り、活かし、育てることにより、自然災害に強く潤いのある環境を創出し、さらには、地球温暖化防止や生物多様性などの環境対策に努めます。

2．自然環境の保全

海に面しない内陸部に位置する嬉野市の特性を踏まえ、有明海に注ぐ塩田川と市域の大部分を占める森林及び農地を対象として、自然環境の保全を目指します。

したがって、塩田川流域における自然生態系や景観の保全・整備と、山間部における森林の保全に取り組み、本市の豊かな自然を未来に継承するとともに、市民の憩いの場として適切な利用を図ります。

（1）塩田川水系・田園地帯

塩田川やその支流は都市骨格を構成する都市軸の一角を成しており、流域の農業を支える灌漑用水の機能を果たすとともに、都市生活に潤いをもたらす役割を担っており、この機能を十分に発揮させるため、洪水対策などの治水機能の充実と合わせ、護岸・堤防を活用した修景や遊歩道の整備を推進します。

また、上流域における河川整備に際しては、ゲンジボタルをはじめ、河川流域に棲息する野生動植物や魚類、昆虫類、鳥類等の生息環境の保全に向け、元の環境の回復など自然環境との共生に努めます。

（2）山間部・丘陵地

塩田川とその支流の上流に位置する山々は、貯水機能や生態系の維持などの公益的な役割を担っており、また、市街地の背後に広がる丘陵地では、茶畑や棚田が整備されるなど、地域の生活に深く関わってきました。

この公益的機能の維持・向上を図るとともに、生活形態・産業構造の変化、人口減少・高齢化の進行に伴い維持が困難となっている里山の環境や景観の保全に向け、所有者に代わって市民や企業等が参加する維持・管理の取り組みを検討します。

また、関係機関と連携して山間部等における廃棄物の不法投棄の監視を徹底するなど、本市の豊かな自然環境の保護に努めます。

３．都市環境の形成

地球環境問題の深刻化や人口の減少傾向などの社会情勢を踏まえ、市民や事業者が周辺の豊かな自然環境との調和を図り、その特性を活かしながら生活や生産・消費などの都市活動を適切に営むことで、生活空間として潤いのある都市環境の形成を目指します。

（１）嬉野市らしい緑のアメニティ空間の創出

市街地内や集落内に点在する境内地（社寺林）や、歴史的建造物の敷地の庭園（屋敷林）などのみられる地域の生活や文化に基づく樹木等は、市民・住民が代々受け継ぎ、それぞれの記憶にとどまり続け『嬉野市のアイデンティティ』となる緑であり、歴史的価値の高い地域共有の財産として、その保全に努めるとともに、地域の身近な自然要素として、観光や交流などのまちづくりに活用します。

（２）生活に連動した緑のネットワークづくり

緑豊かな都市環境の創出に向け、住宅や業務施設等の敷地の緑化や、建物壁面の緑化などに対する土地・建物所有者の理解を得ながら、官民が一体となって都市緑化に取り組む仕組みをつくるとともに、公園や道路、河川などの公共施設の緑を充実させ、暮らしや生活行動に密着した緑のネットワークの形成を図ります。

（３）住みやすい自然と共存した都市環境の保全

快適な市民生活を守るため、市民自らによるまちの清掃活動や美化運動などを推進するとともに、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭の発生源となる施設・事業者への指導を徹底するなど、生活環境の悪化を未然に防止するなど、潤いのあるまちづくりに努めます。

（４）環境負荷の軽減による持続可能な社会の構築

社会的な課題である地球温暖化の抑制など地球環境の保全を考慮し、省資源・省エネルギー化などGHGの排出や廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、市民や市内の事業者のごみの減量活動、３Ｒの推進を促進するなど、環境負荷が少ない生活行動・都市活動によって、持続可能な社会の構築を図ります。

4-2-6 景観形成の方針

1．基本的な考え方

嬉野市は、山々に囲まれた内陸部の嬉野町と、佐賀平野に拓けた塩田町で構成されており、塩田川流域に広がる田園や、同河川上流部の狭い平坦地における中山間地、平野部を取り囲む丘陵・山地など、緑豊かな自然的景観が形成されています。

また、嬉野温泉市街地における温泉街特有の都市景観や、塩田津に代表される長崎街道の歴史的景観、そして、棚田や茶畑などの文化的景観で構成されています。

これら嬉野市の特徴的な景観は、豊かな生活の背景となっているほか、観光地として多くの来訪者をもてなす重要な役割を担ってきました。

したがって、嬉野市景観計画に基づき、行政と市民、事業者等が一体となって景観のルールづくりや景観整備事業に取り組むなど、景観の保全・育成・創造に努め、良好な景観形成と、多様な人々が気持ちよく使える都市や生活環境の創出を図ります。

2．嬉野市の特徴的景観の形成方針

（1）もてなしのまち嬉野市の新しい顔づくり

嬉野温泉駅は、海外も含めた広域的な圏域から来街者を迎える新しい嬉野市の玄関口であり、その駅前は都市の顔となることから、特産品のお茶や温泉のイメージ、周辺の田園、山並み、塩田川との調和を踏まえつつ、もてなしの空間整備と、シンボル性の高い景観づくりを推進します。

また、嬉野Ｉ.C.周辺についても、優れた立地ポテンシャルを有する一方で、山地・丘陵地を背後にした周辺環境を踏まえ、それら自然景観と調和を図りつつ、本市の顔となる景観づくりを進めます。

（2）旅情をそそる温泉街のまちなみづくり

本市の中心部である嬉野温泉市街地には、大型温泉旅館が建ち並び、その周辺の市街地中心部には観光客を相手とした店舗が立地していますが、観光スタイルの変化に合わせ、温泉街の再構築が求められています。

また、本市は観光都市であり、観光地のまちなみとして訪れた人々の記憶に残る景観づくりが重要となります。

したがって、温泉情緒を味わえるよう、塩田川を軸とした水と緑が織り成す風情を活かし、そぞろ歩きができる公共空間・施設とまちなみ景観の整備に努め、訪れた人がまた来たくなる観光地を目指します。

（３）歴史的景観の保全・育成

一部区間が旧長崎街道にあたる国道498号の沿道には、塩田宿の商家や志田焼倉庫群など伝統的意匠･構造で建てられた建造物が点在しており、観光資源として、これら歴史的町並みの保全・活用を図ります。

特に塩田津伝建地区は塩田川の川湊と長崎街道の商家町の歴史に基づく町並みが残っており、特に重点的に景観の保全・形成・育成を図るべき地区として、建築物や工作物、開発行為等に対する規制・誘導や修景整備、指定文化財の保全に努め、統一感のある魅力的な景観形成を図ります。

また、単に景観づくりだけでなく、観光振興など広域交流の促進に向け、同地区周辺を含め、景観の連続性や見る人に想像を促す物語性に配慮した景観整備に取り組みます。

（４）山並みと眺望の保全

本市の山間部には緑豊かな森林が広がっており、気温の変化が大きいこの地域の気候によって、晩秋には鮮やかな紅葉で染まる美しい山並み景観が形成されています。また、本市のシンボルである唐泉山の眺望では、田園など手前の面的な景観要素との複合的な景観が広がります。

この貴重な景観資源を活かし、訪れるひとをもてなし、住むひとに豊かな生活環境を提供するため、嬉野・塩田の市街地や公園・広場等の主要施設、さらに嬉野Ｉ.Ｃ.や嬉野温泉駅など本市の玄関口に視点場を設定し、眺望を保全すべき範囲における建築形態・意匠や開発行為を規制・誘導し、嬉野市らしさを印象づける景観の保全・創出に取り組みます。

（５）塩田川流域のふるさとの風景・水辺景観の保全

塩田川は嬉野市の都市骨格を構成する自然軸として、山間の自然がつくりあげた景、温泉街を流れる情緒のある景、嬉野町と塩田町を結ぶ山里の景、佐賀平野の田園地帯を流れる農の景とさまざまな表情があり、この連続して変化する水辺の景観を、ふるさと嬉野市の特徴として守り育てます。

また、河川敷には市の花である桜で並木をつくるなど、河川を活かした特色ある景観形成に努めます。

（6）塩田川流域のふるさとの風景・田園景観の保全

大規模施設や高層建築物が少ない嬉野市では、塩田川を軸とする平野部に点在する集落と農地で構成された田園の大パノラマが広がっており、ふるさと嬉野市の風景として、景観を阻害する建築物の規制や、地域や民間が参画し官民が協働で進める景観づくりの普及などに取り組みます。

また、岩屋川内川や吉田川沿いをはじめ山間部などの里山においては、周辺の棚田や茶畑、果樹園を背景とする地域の生活行動と自然が共生した里山の風景として、地域生活圏の維持とともに、その保全を図ります。

（7）景勝地の保全

吉田川上流に広がる春日渓谷については、森林の適切な保全・管理によって、美しい自然景観を守り育てます。また、塩田川上流の大茶樹周辺や、岩屋川内川沿いに広がる茶畑については、嬉野市の農業を基盤とした特徴的な文化的景観として、農業（地場産業）とともに、その保全に努めます。

さらに、これら優れた景観資源については、その魅力を観光交流に活かすために、散策路や眺望ポイントを整備するなど、観光施策との連携によって有効活用を図ります。

3．ユニバーサルデザインに基づく公共空間の景観形成

嬉野温泉のまちなか（温泉街）や塩田津伝建地区、嬉野温泉駅周辺地区など、市民の生活行動だけでなく観光客などさまざまな人が訪れる地区の街並み整備においては、地域の自然や歴史・伝統、生活文化などがつくる景観的特徴を活かすとともに、観光案内版や避難誘導案内版等の設置に際し、多言語表記や誰もが解かりやすいピクトグラムなどのサインを用いるなど、年齢、性別、国籍、人種、障害の有無等に関わらず、はじめて嬉野市を訪れた人も理解でき利用しやすい公共空間の創出に努めます。

4-2-7 安心・安全のまちづくりの方針

１．防災まちづくりの基本方針

我が国は地震大国であり、嬉野市においても巨大地震への備えは重要ですが、本市では、大雨や台風と、これを誘因とする土石流やがけ崩れ、大雨による増水と有明海の満潮時が重なって起きる塩田川流域の氾濫など、風水害被害が多い傾向にあり、その地域性を踏まえた上で、災害発生阻止に向けた治水機能の強化、各種災害に対する防災機能の強化、災害発生への人的対応力の強化など、ハード・ソフト両面から災害に強いまちづくりを推進します。

また、嬉野市は嬉野温泉や塩田津伝建地区などを擁し、観光を主要産業とする都市であり、市民だけでなく本市に訪れる多くの観光客も想定した災害への対応が求められることから、誰もが迅速な危険回避行動をとれるよう、避難誘導等におけるユニバーサルデザイン化に努めます。

さらに、平常時から防災戦略を立て、小中学校における防災教育や、地域の防災意識の向上、自主防災組織の育成等に取り組むなど、行政と市民、事業者等が一体となった災害に強いまちづくりの取り組みを計画的に推進します。

（１）被害発生阻止に向けた治水機能の強化

嬉野市で最も発生が想定される大雨や台風による風水害と、塩田川流域の河川氾濫や山間部のがけ崩れに対し、河川改修や遊水地整備、不動ダム建設促進、がけ崩れが想定される箇所における擁壁工事等を推進するとともに、保安林等の保全・育成による森林の保水機能の向上を図るなど、災害被害発生の阻止を目的とした治水機能強化に努めます。

（２）各種災害に対する防災機能の強化

自然災害と、それらが誘発する建物倒壊や火災などの都市災害は、完全に防ぐことは困難であり、被害拡大の阻止や災害規模の軽減に取り組む必要があり、被害の拡大抑制に向け、市内各地域の実情に応じた災害に強い都市基盤整備を推進します。

嬉野温泉や塩田津伝建地区周辺など、多くの人々が訪れる市街地では、市民だけでなく観光客の避難も想定した防災対策が必要であり、大規模地震の発生に備え、建築物の耐震化や耐火・不燃化、老朽密集市街地の環境改善を促進するとともに、避難路や避難場所、延焼遮断帯となる道路、公園等の整備、避難所や医療機関等への緊急輸送道路（通行機能）の確保を推進します。

また、塩田川流域の山裾や山間に形成される集落地においては、急傾斜崩壊危険区域では、開発行為を規制し、「嬉野市地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例」に基づき危険地域からの住宅移転を促進するとともに、緊急性の高い地区から順次整備を進め、がけ崩れ災害による被害の軽減を図ります。

（3）災害発生への人的対応力の強化

大規模化・多発化する災害に対し迅速な情報収集、避難誘導、救出活動が図られるよう、国・県等の関係団体や、嬉野医療センターをはじめとする医療機関等との連携・協力体制を構築するとともに、市内各地域の消防団や自主防災組織、地域ボランティア等を充実・強化し、大規模災害の初動期において、迅速かつ的確に対処できる体制の整備を図ります。

災害発生への対応機能として、各種自然災害に対する警戒・避難勧告区域を設定し、防災無線の整備や連絡体系の構築、ハザードマップ等による情報提供・防災知識の普及など、平常時から被害の未然防止や減災などの災害予防対策に取り組みます。

特に、東日本大震災において大多数の児童・生徒が生き延びた岩手県釜石市の教訓を踏まえ、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高めるための防災教育・防災管理等の充実を図りながら、これら学校教育との連携を図りながら、発災時における避難行動を想定したまちづくりに努めます。

さらに、本市は観光を地域の主要産業として位置づけていることから、観光客など嬉野市に詳しくない来訪者も迅速な危険回避行動をとることができるよう、避難誘導のユニバーサルデザイン化に取り組むものとし、ピクトグラムを用いた情報案内板の設置など高いコミュニケーション支援機能を備えたまちづくりを進めます。

（4）災害発生後の都市機能復旧

都市機能の復旧については、市民生活への影響を最低限に抑えるため、道路等の公共施設について応急措置を講じ、早急な社会・経済活動の回復に取り組んだ後、各被災状況を踏まえた公共施設等の改良・再建計画を策定し、災害に強い施設整備とまちづくりに努めます。

また、本市は温泉や長崎街道の伝統的様式が残る町並み、茶畑などを資源とした観光都市であり、観光産業が地域経済を支えていることから、風評被害の発生を抑制するとともに、単に防災機能強化だけでなく、観光復興にも十分に配慮した被災地の再建に努めます。

なお、本市は玄海原子力発電所が重大な事故を起こした場合は、放射能汚染の被害だけでなく、農業や観光など主要産業が風評被害を受ける可能性があり、国や県の原子力防災計画を踏まえながら、本市の条件や想定される被害状況に応じた対策を講じていきます。

２．生活安心のまちづくりの方針

人口減少や少子・高齢化の進行によって独居老人世帯が増加し、過疎地や限界集落が発生する今後を踏まえ、犯罪や事故から市民を守り、また、生活インフラの維持に努め、安心して生活・都市活動を営むことができる社会の実現に向けたまちづくりを推進します。

（１）防犯環境の整備と地域の防犯力強化への取り組み

安全で安心な生活を営むことができるよう、市街地や集落の住宅街における死角の解消に向け、障害物の除去や塀などの設置の工夫を行うとともに、公園や駐車場・駐輪場などの公共空間における防犯灯の設置、空き地・空き家対策など防犯に配慮した環境整備に取り組むなど、犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。

また、社会の高齢化に伴い高齢者を狙った詐欺が増加するなど、専門知識を歪め巧妙化した犯罪が増加しており、犯罪情報のアナウンスを行うなど意識啓発に取り組み、市民の知識や情報を充実させ、地域の防犯力の向上を図ります。

（２）交通安全の取り組み

市街地内や集落内においては、通過交通の流入を抑制するとともに、市民生活や都市活動に不可欠な交通量の多い幹線道路については、歩道を設置するなどして歩行者と車を分離し、安全な歩行空間と円滑な自動車通行空間の確保に努めます。

また、視界不良な交差点など交通事故の危険性が高い場所について、信号機や車両感知器、道路標識等の設置を県（公安委員会）や施設管理者に働きかけるほか、高齢者や観光客などの歩行者が多い温泉街や住宅密集地においては、自動車の走行速度が出ない道路構造上の工夫と、通過交通を発生させない交通規制手法を組み合わせ、自動車の速度を出せないようにするなど交通鎮静化に取り組みます。

（３）生活インフラ維持への取り組み

人口減少と少子・高齢化によって進行が想定される、山間地域を中心とした過疎化と、日常レベルにおける消費機能の弱体化といった社会情勢の変化に対応し、高齢者が地域から孤立したり、地域の日常生活に過度な負担がかかったりすることがないよう、地域コミュニティの維持に努めるとともに、小売業者や流通業者、各種サービス事業者など連携して、市内各地域において生活を持続できる生活インフラの構築に取り組みます。

第５章 地域別構想

5-1 まちづくり地域の設定

地域別まちづくり構想の策定にあたって、その構想単位については、市域を既存のコミュニティが継続している旧行政界と、現時点における都市計画の指定状況（都市計画区域・用途地域の内外）で地域区分し、これまでに形成された地域社会のまとまりを尊重するとともに、全体構想で設定した将来都市構造上の位置づけや、地域住民による主体的なまちづくりの実現性（域内における都市機能の集積、一定の生活行動・都市活動機会の確保など）を踏まえ、「まちづくり構想地域」として設定します。

なお、地域単体でのまちづくりが困難で、かつ嬉野市全体のニーズからまちづくりを考えるべき地域については、全体構想においてその方針を定めるものとします。

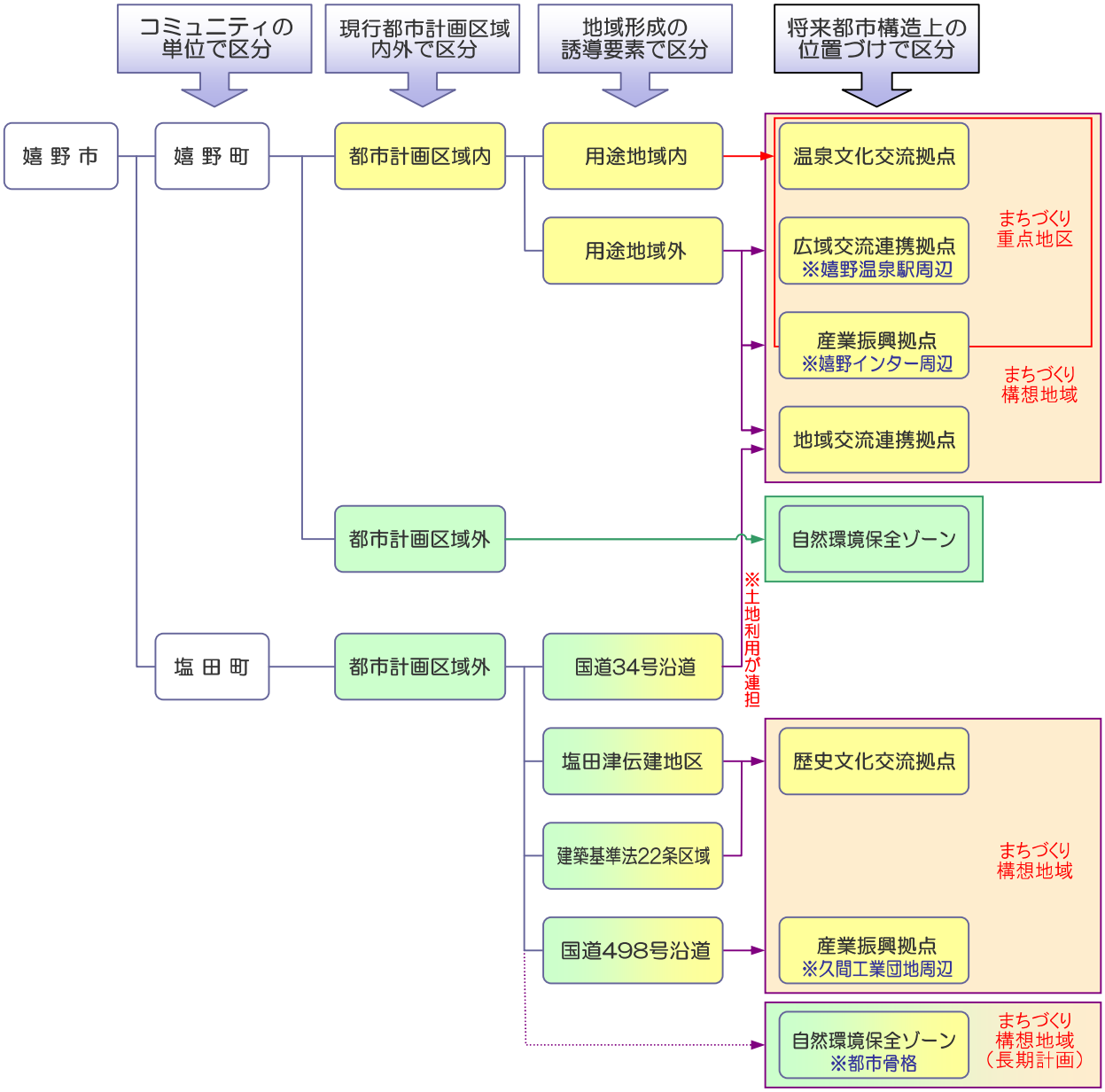

本計画では、嬉野市を４つのまちづくり構想地域（うち１地域は重点地区）として区分し、それぞれの地域特性を活かした地域別まちづくり構想を策定します。

図　地域区分図

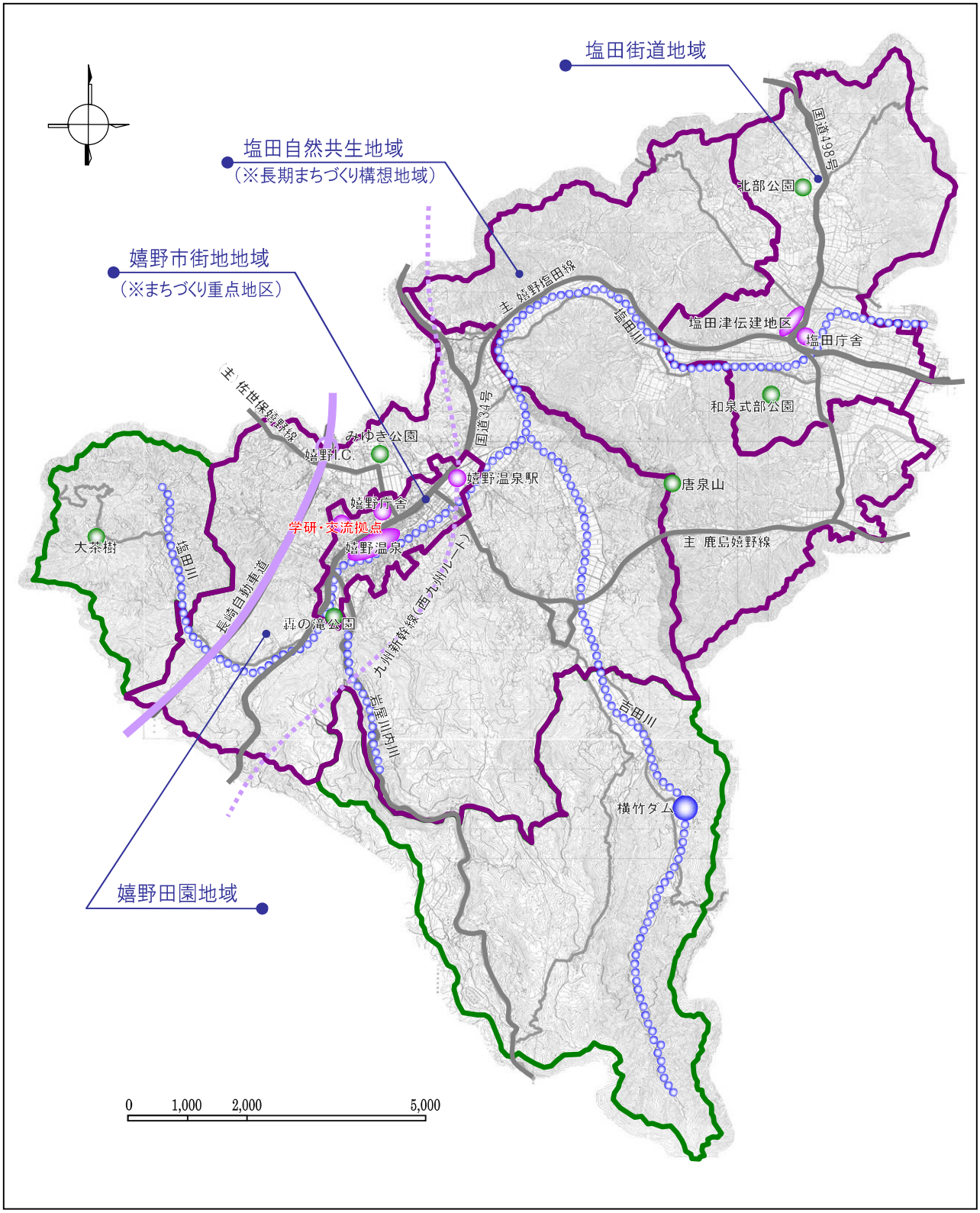

5-2 地域別まちづくり方針

地域別まちづくり方針は、前項で区分した各地域について、その将来像（将来の地域のまちの姿）と、その実現に向けたまちづくりの基本的な考え方（基本目標、方針）を示すものであり、全体構想における都市の将来像や基本目標、都市構造を踏まえながら設定します。

地　域	地域の将来像・地域づくりの方針等
 嬉野市街地地域	**地域の生活文化と非日常の都市魅力が融合し、社会的・文化的価値を生み出す広域交流のまち** ■ 交流を軸とした嬉野の発展の核となるまちづくり ■ 文化的・知的好奇心に応える観光のまちづくり ■ 温泉街に息づく生活文化を育てるまちづくり
 嬉野田園地域	**自然と都市を結び、四季の豊かさを実感できる、風土を活かし地域の魅力を創造・発信するまち** ■ 彩りある風土を住環境と観光に活かすまちづくり ■ 自然と文化が織り成す魅力を活かしたまちづくり ■ 自然と共生した豊かな暮らしを実感できるまちづくり
 塩田街道地域	**歴史・伝統と生活文化を詰め込み、出会い、体験し、感動できるふれあいのまち** ■ 魅力ある地域文化を磨き発信するまちづくり ■ 歴史をめぐり、文化とふれ合えるまちづくり ■ 独自性のある文化的な生活環境のまちづくり
 塩田自然共生地域	**水と緑が育む豊かな田舎の環境を背景とし、人と物、多様な文化が往来する“結い”のまち** ■ 交流の歴史資源を再生・発信するまちづくり ■ 地域の自然・歴史資源の価値を創生するまちづくり ■ 塩田川と共生する文化的生活創造のまちづくり

5-2-1 嬉野市街地地域

1．嬉野市街地地域の概要

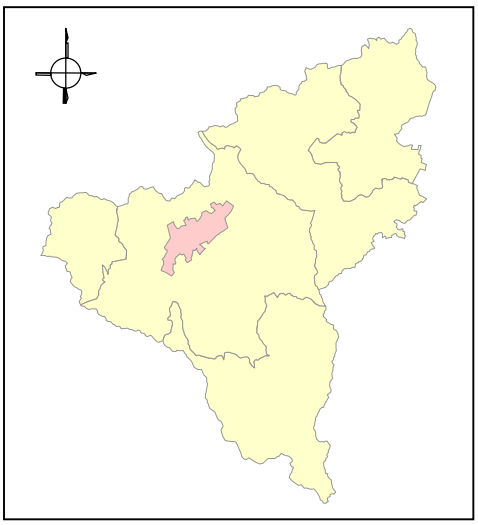

本地域は、嬉野市嬉野町の中心部に位置する市街地を中心に形成され、温泉街や、嬉野温泉駅の設置が予定される区域など、本市の拠点的な地区で構成されます。

北東から南西に長い区域には、国道34号と(主)佐世保嬉野線、(主)鹿島嬉野線が走っているほか、嬉野温泉駅の設置が予定されているなど、交通の利便性に恵まれています。また、地域外になっているものの、嬉野Ｉ.Ｃ.の交通機能の恩恵を受けています。

全域が市街地であり、都市機能が集積する一方で、塩田川が区域の中心を流れ、社寺林や民家、温泉旅館の敷地林といった緑に恵まれるなど、環境面も優れています。

2．嬉野市街地地域の現状・特性

本地域は、温泉街（嬉野温泉）と嬉野温泉駅（予定）を中心に市街地の構造が形成され、主要な都市機能・基盤が集積しています。

位置づけ	広域都市交流拠点エリア、市街地形成ゾーン、都市活動拠点、広域連携拠点
自然・緑	○地域中央を塩田川が東西に流れており、市街地内において同河川沿いや社寺林を含めた敷地林等が残っている。
歴史・文化	○長崎街道の嬉野宿や歴史ある嬉野温泉を基盤としており、宿場町の本陣として利用された瑞光寺や、豊玉姫神社をはじめ多くの史跡が残っている。
産業	○嬉野温泉の宿泊業を中心に、商業・サービス業が集積している。
土地利用	○塩田川沿いの温泉街や国道34号沿いなどに商業地が形成されている。 ○温泉街の周辺部では低層住宅中心の住宅地が形成されている。 ○嬉野温泉駅周辺部は現在のところ農地として利用されている。 ○市街地内において、空き地・空き家が増加している。
都市基盤	○国道34号、(主)佐世保嬉野線、(主)鹿島嬉野線が結節している。 ○都市計画道路として主要道路の整備が進んでいる。 ○土地区画整理事業によって、道路、公園や雨水排水施設の整備が進んでいる。
都市基盤施設	嬉野庁舎、嬉野消防署、嬉野警察署、嬉野市文化センター、嬉野市公会堂、嬉野図書館、嬉野交流センター、嬉野公民館、嬉野医療センター、老人福祉センター、保健センター、嬉野保育所、嬉野市体育館、嬉野高校、嬉野温泉バスセンター、轟の滝公園、西公園、嬉野温泉駅(予定)、嬉野Ｉ.Ｃ.（機能のみ）
地域資源	嬉野温泉、瑞光寺など長崎街道・嬉野宿の名残、塩田川（親水空間）

３．嬉野市街地地域の課題

〈地域の役割〉

生活行動・都市活動の広域圏化が進む大交流時代に、嬉野市が広域圏において重要な位置を占めるための、多様なニーズに対応した広域交流拠点の形成。

〈基本的課題〉

○行政、商業、医療、教育、文化・交流などの既存の都市機能の活用

○市域を越えた広域圏の社会的ニーズを対象とした都市活動機会の創造

○市外から人や財・サービスの流入を促す社会的条件と独自性のある生活文化の創出

○地球環境と調和し持続発展した潤いのある都市環境の形成

〈分野別課題〉

課題の分野	課題の内容
土地利用	○嬉野温泉駅周辺における機能立地に向けた適正な土地利用の規制・誘導 ○既成市街地の実情に見合った土地利用誘導の見直し ○嬉野Ｉ.C.周辺における適正な土地利用誘導 ○嬉野温泉の新たな展開に向けた土地利用の促進
市街地整備	○嬉野温泉駅周辺における嬉野医療センターを核としたまちづくり ○嬉野医療センター跡地や大型温泉施設跡地の再開発 ○既成市街地内の空き地や空き家対策 ○観光客が街を楽しめる知的・文化的な市街地環境の形成
道路・交通体系	○広域交流促進に向けた幹線道路（国道34号、(主)佐世保嬉野線、(主)鹿島嬉野線、嬉野温泉駅アクセス道路）の円滑な通行機能の確保 ○既成市街地内における安全で快適な交通環境の確保 ○嬉野温泉駅における交通結節点機能の確保 ○嬉野温泉バスセンターの維持・利便性の強化 ○地域公共交通体系における拠点性の確保
水・緑の整備	○変化・多様化する公園利用ニーズへの対応 ○観光客の利用を想定した公園の再構築 ○温泉街の中心を流れる塩田川における親水空間の確保
自然環境・都市環境	○塩田川を活かした潤いのある都市環境の創出 ○既成市街地内に残る緑の確保 ○生活行動・都市活動環境における緑の確保（※緑のネットワーク）
景観形成	○都市の玄関口としての嬉野温泉駅周辺における景観形成 ○温泉街を散策してもらうための街並み形成 ○嬉野温泉駅前や既成市街地内における唐泉山眺望の確保
安全・安心	○地域住民だけでなく、来訪者の安全も鑑みた総合的な自然災害への対応 ○観光客などが安心して歩ける安全な　歩行者空間の確保 ○生活空間（市街地）における防犯環境の強化

4．嬉野市街地地域のまちづくり目標

（1）地域の将来像

地域の生活文化と非日常の都市魅力が融合し、社会的・文化的価値を生み出す広域交流のまち

嬉野市街地地域は観光交流都市･嬉野の中心となる地域であり、九州新幹線嬉野温泉駅の開業を見据え、観光客など外部からの人や財の流入を促すと同時に、嬉野の地域資源や市民の生活文化を基盤とし、新たな社会的・文化的価値を発信する広域的な都市活動の拠点を目指します。

（2）地域づくりの目標

交流を軸とした嬉野の発展の核となるまちづくり

多方面における都市活動機会の創出と、嬉野市外からの人・財・サービスの流入を促し、新たな社会的・文化的価値を創造・発信する、佐賀南部地域における都市文化の創造拠点を目指します。

□嬉野温泉駅、嬉野Ｉ.C.などの交通結節点機能を活かした拠点地区づくり

□既存の機能集積と温泉地の都市魅力を活かした新たな都市活動機会の創造と維持

文化的・知的好奇心に応える観光のまちづくり

個人・小グループ旅行、女性・外国人観光客をターゲットの中心に据え、地域の生活文化に触れられる機会を提供し、文化的・知的刺激に満ちた観光地を目指します。

□歓楽型観光地からの転換と新たなニーズをターゲットとした観光地づくり

□市外からの人・財・サービスの流入を促し、新たな社会的・文化的価値を創造・発信する仕掛けづくり

温泉街に息づく生活文化を育てるまちづくり

外部からの刺激を受け、時代とともに進化を続けながら、市民が快適かつ文化的水準の高い暮らしを営むことができる生活の場を目指します。

□温泉観光地ならではの生活様式と嬉野らしさを活かした生活文化の継承・創造

□地域が主役となって嬉野温泉ブランドを磨き、多角的に活用・展開させる仕掛けづくり

５．嬉野市街地地域のまちづくり基本方針

本地域では、九州新幹線嬉野温泉駅の開業を見据え、佐賀南部地域における都市文化の創造拠点を目指し、広域生活圏機能（拠点的な都市機能）の整備と、都市活動機会の創出を柱に、住民・事業者・地権者等による社会的地域組織が主体となって、まち（地域）の開発・維持管理・運営を一体的に推進します。

（１）交流を軸とした嬉野の発展の核となるまちづくり

目　　標	基本方針（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
嬉野温泉駅、嬉野Ｉ.Ｃ.などの交通結節点機能を活かした拠点地区づくり	【嬉野温泉駅周辺地区；広域生活圏の拠点地区の形成・運営】 □土地区画整理事業によって都市施設・基盤の整備を推進する。 □都市計画によって計画的な土地利用誘導を図るとともに、嬉野医療センターの立地を踏まえた企業誘致活動を推進する。 □交通結節点としての機能強化に向け、嬉野Ｉ.Ｃ.との連絡道路（新規幹線道路）の整備を推進する。 □新幹線利用者の温泉街や塩田津などへの連絡強化に向けた多様な二次交通手段の整備に取り組む。 ■地区計画や景観計画、まちづくり協定等に基づき、都市の顔に相応しい開発・土地利用等と街並み環境づくりに努める。 ■行政に代わって社会的地域組織が公共施設・空間の活用・維持管理などのまちづくり活動を一体的に運営する。 【嬉野Ｉ.Ｃ.周辺部地区；産業（生産機能＋就業機会）集積地の形成】 □地区整備計画や景観計画によって周辺環境に配慮した土地利用誘導を図りながら、企業誘致活動を推進する。 □広域ネットワークとの結節点として関連する道路（市街地環状線等）の整備を推進する。 ■都市の玄関口（嬉野Ｉ.Ｃ.周辺）における土地活用の促進を踏まえ、地域と立地事業者、ＮＰＯ等による環境美化活動を推進する。
既存の機能集積と温泉地の都市魅力を活かした新たな都市活動機会の創造と維持	【嬉野医療センター跡地；広域交流拠点の形成・地域組織づくり】 □地区整備計画に基づき、跡地の計画的な都市施設・基盤の再整備を推進する（併せて西公園の拡張・機能充実を図る）。 □拠点機能立地に向け、必要に応じた都市計画の見直しを検討する。 □交流系の広域生活圏機能の強化（広域交流拠点施設の整備）を図るとともに、ＭＩＣＥ誘致活動を推進する。 □嬉野Ｉ.Ｃ.との連絡道路の再整備（狭隘区間の解消、歩車道分離等）を推進する。 ■総合型地域スポーツ/文化クラブ（地域組織）を立ち上げ、行政に代わり、広域交流拠点施設の自主事業開発と管理運営を行う。

（2）文化的・知的好奇心に応える観光のまちづくり

目　　標	基本方針（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
歓楽型観光地からの転換と新たなニーズをターゲットとした観光地づくり	【嬉野温泉中心部；ユニバーサルデザイン化＋災害対応力強化】 □歩行者中心の回遊性の確保に向け、歩行者の安全性に配慮した道路やポケットパーク等の整備を推進する。 □都市活動・交流機会の拡大・多様化に備え、都市防災機能の強化を図る（防災センターとして消防署の建替え・機能強化を図る）。 □避難情報（マニュアル）を含めた多角的・多様な観光情報の発信手段の整備に取り組む。 □嬉野市体育館、中央広場等の再整備・再構築を推進する。 ■防災・福祉・美化活動や企業誘致（空き店舗対策等）、公共施設・空間の活用・維持管理などの一体的なまちづくりを運営する。
市外からの人・財・サービスの流入を促し、新たな社会的・文化的価値を創造・発信する仕掛けづくり	【嬉野温泉中心部；広域生活圏機能の再構築＋都市魅力の連携強化】 □公共性の高い民間施設や大規模未利用地の再整備を促進する。 □観光回遊の経路に合わせ、地域の街並みと道路整備を推進する。 □嬉野市街地の縦貫線・環状線となる都市計画道路の整備未着手・未改良区間の整備を推進する。 ■嬉野温泉バスセンターの機能更新・強化や嬉野温泉センター跡地の活用など、都市活力の創出に取り組む。 ■地区計画や景観計画、まちづくり協定等を踏まえた開発・土地利用等と街並み環境づくりに努める。 ■新たな生活文化を創造する地域資源の活用活動に取り組む。

（3）温泉街に息づく生活文化を育てるまちづくり

目　　標	基本方針（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
温泉観光地ならではの生活様式と嬉野らしさを活かした生活文化の継承・創造	【街並み環境整備＋地域組織づくり】 □都市計画と景観計画によって街並み環境の整備を推進する。 □観光機能を含む都市機能の配置や住民の生活行動・動線を踏まえた歩行者に配慮した道路整備を推進する。 ■地区計画や景観計画、まちづくり協定等を踏まえた開発・土地利用等と街並み環境づくりに努める。 ■学校教育などを通じて地域独自の災害対応力を備える。 ■スポーツ・文化の総合型地域組織が主体となった調査研究・活用事業等などを通じて地域の生活文化の創造を図る。
地域が主役となって嬉野温泉ブランドを磨き、多角的に活用・展開させる仕掛けづくり	【嬉野温泉中心部；地域イメージの向上＋地域ビジネスモデル構築】 □地区計画や景観計画、まちづくり協定等を踏まえた開発・土地利用等と街並み環境づくりに努める。 ■社会的地域組織による地域資源を活用した自立型経済システムモデルの構築とブランド化活動を推進する。

６．嬉野市街地地域の分野別まちづくり方針

地域の基本方針を踏まえ、必要な都市計画の施策や都市施設の整備、並びにまちづくりの運用についての方針を、以下のとおり設定します。

（１）交通施設等整備

本地域は、九州新幹線嬉野温泉駅や長崎自動車道嬉野Ｉ.C.を中心に都市幹線道路が結節する環境・立地条件と、市民生活の中心地と九州有数の温泉街が重なる複合的な都市機能の構成を踏まえ、都市活力の創出に向けた交通機能の充実と、市民や観光客の安全かつ負担の少ない通行に配慮した交通空間・散策ルートの確保に努めます。

対象施設	具体的施策（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
都市幹線道路 国道34号 (主)佐世保嬉野線 (主)鹿島嬉野線	□未整備区間を中心に計画幅員の確保や歩道の設置などの整備に取り組み、円滑な通行機能の確保に努める。 □沿道の街並み環境に合わせ植栽、無電柱化（電柱の撤去）などに取り組み、良好な道路空間の維持・形成に努める。 □歩道のバリアフリー化や、歩行者と自転車の安全性確保に努める。 ■植栽の維持管理や清掃など来街者のもてなし活動に取り組む。
市街地幹線道路 (都)中井手線 (都)嬉野環状線 (都)下宿大通り線 (主)大村嬉野線 (一)嬉野下宿塩田線 (都)旧本通り線 (都)川端通り線	□都市計画道路の未着手・未改良区間の事業化や新規路線整備に取り組み、市街地の横断・縦貫線及び環状線の形成に努める。 □温泉街と周辺の観光資源を結ぶ道路は、狭隘区間の拡幅・歩道確保などの整備に取り組み、観光ネットワークの形成に努める。 □嬉野温泉駅と嬉野Ｉ.C.を結ぶ新規道路の整備に取り組む。 □沿道の街並み環境の整備等と合わせ、美装化や歩車共存の道路整備を推進する。 ■植栽の維持管理や清掃など来街者のもてなし活動に取り組む。
まちなか生活道路	□嬉野市街地中心部の街並み環境の整備、観光スポットを結ぶ散策ルートの整備等と合わせ、美装化や歩車共存の道路整備を推進する。 □区画整理地区外にみられる市街地内の狭隘区間については、災害対策も踏まえ拡幅などの整備に努める。 ■植栽の維持管理や清掃など来街者のもてなし活動に取り組む。
嬉野温泉駅	□新幹線利用者の二次交通手段の円滑な処理に向けた整備を図るとともに、駅の多面的活用が図られるような整備に努める。 ■社会的地域組織が主体となって、民間の視点を活かした駅の公共空間利用に取り組む。
嬉野温泉バスセンター	□バスセンターとしての機能・施設更新や利用促進を支援し、公共交通手段の維持に努める。 ■バスの待合い･乗降等の本体施設の更新やバリアフリー化に努める。 ■物販・サービス等の副次的機能の付加や、交流機能との複合化などを図り、まちなかの賑わい創出に努める。

（2）水と緑の環境施設整備

本地域における公園緑地は、地域住民の生活に定着した憩い・レクリエーション・防災・環境等の機能の維持・強化とともに、新幹線利用客や嬉野温泉の観光客、医療機関に訪れる患者等の利用も踏まえ、交流・観光・保養を用途とする機能・空間の充実を目指します。

また、地域を貫く塩田川については、生活・都市活動が営まれる市街地や公園などの都市施設との関係・関連性を踏まえ、親水性の高い空間創出に取り組みます。

対象施設	具体的施策（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
轟の滝公園	□観光公園として位置づけ、休憩所や駐車場等の既存施設の維持・充実とともに、集客強化に向けた新たな施設整備に努める。
鷹ノ巣公園	□地域住民の・交流を促す施設の整備に取り組むとともに、植栽・緑化など来訪者を迎えるための修景整備に努める。 ■小学校や保育所に近い立地条件を踏まえ、遊具等の定期点検や清掃など地域のボランティア活動を推進する。
西公園	□地域住民の憩いの空間として、散策路や庭園、休憩所など回遊性を高める施設整備に努める。 □嬉野医療センター跡地への拡張と防災機能の整備に取り組み、地域の多目的な利用の促進に向けた施設の充実に努める。 ■嬉野医療センター跡地での広域生活圏機能の拠点施設の整備に合わせ、社会的地域組織による運営を検討する。
嬉野温泉公園　及び シーボルトの湯・足湯	□温泉街の集客・賑わい効果を高めるため、商店街や観光施設との回遊性を踏まえた施設（トイレ・休憩所など）の整備に努める。 ■社会的地域組織が主体となって、イベント等への活用や清掃等の維持管理などの施設運営に取り組む。
駅前交流広場 （※土地区画整理事業による街区公園の整備）	□本市の玄関口となる嬉野温泉駅前に、広域都市交流の拠点として、観光客などの来訪者をもてなし、多様な主体が多目的に利用する賑わい創出空間としての広場（公園・緑地）を整備する。 ■社会的地域組織が主体となって、イベント等への活用や清掃等の維持管理などの施設運営に取り組む。
観光交流広場 （※中央広場の再整備）	□中央広場を市民活動の拠点として再整備する。 ■自治会や商店街等の地域が主体となって自主事業（イベント）の実施や管理・運営を行う。
小公園・ポケットパーク	□嬉野市街地中心部では、観光客の回遊ルートや市民の生活行動に合わせ、空き地等を活用した小公園・休憩所の整備に努める。 ■社会的地域組織が主体となって、イベント等への活用や清掃等の維持管理などの施設運営に取り組む。
塩田川	□既存の遊歩道や河川沿いの公園を活用し、温泉街の観光・回遊ルートを踏まえたネットワーク型の親水空間を整備する。

（３）環境形成

瑞光寺や豊玉姫神社に代表される社寺林や温泉旅館の敷地林といった市街地内緑地の保全と育成を図るとともに、鉢植えなどの軒先の緑化といった市民ひとりひとりの取り組みによって、緑豊かな都市環境形成を目指します。

また、下水道については順次整備を進めるとともに、供給開始区域における普及促進を図り、良好な居住環境の形成と塩田川などの親水環境の改善に努めます。

（４）景観形成

温泉街が形成され、新幹線の駅（嬉野温泉駅）の設置が予定される本市の都市活動と都市文化創造の中心地であり、長崎街道の歴史性や、周辺の自然・人為的自然景観との調和を図りながら、市民の生活行動や都市活動によって創出される地域の文化性を活かし、幅広く訪れる人々をもてなす、嬉野のアイデンティティを示し、都市活力が表現された景観づくりに努めます。

景観形成方針	具体的施策（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
都市景観の創造	□嬉野温泉駅周辺や温泉街などを景観計画の重点地区として位置づけ、良好な景観形成に向けた景観行政に努める。 ■駅前の市街地整備に合わせ、地区計画やまちづくり協定等の指針・基準に基づいた土地利用・開発に取り組む。 ■情緒があり界隈性が高い温泉街の再生に向け、まちづくり協定等の指針・基準に基づいた土地利用・開発に努める。 ■社会的地域組織が主体となって、各所に残る社寺や嬉野宿の史跡を活かし、街並み形成活動や緑化活動に努める。
自然景観の醸成	□塩田川の親水性を活かし、市民や観光客が河川に親しむ行動自体が賑わいと安らぎの光景となるよう、景観形成に配慮した河川整備・修景整備に努める。 ■観光地の生活や観光客の行動そのものが観光地の風景となることを踏まえ、社会的地域組織が主体となって、観光スポットを活かした絵になるまちづくり活動に取り組む。
眺望景観の保全	□市街地内に観光スポットや散策ルートの設定と合わせ、唐泉山など眺望の視対象とそれを望む視点場を設定し、建築物等の構造や意匠を適正に規制・誘導して眺望景観の保全に努める。 ■地域住民が主体となって眺望の視対象・視点場を設定し、社会的地域組織による観光スポットの整備に取り組む。

（5）安心・安全のまちづくりの方針

温泉旅館や店舗などの商業施設をはじめ、多くの人が集まる市街地として、学校、行政施設といった公共建築物の耐震化や、公園・広場、幹線道路等の空間機能の充実を図り、安全な避難場所や避難経路、緊急輸送経路を確保します。

また、地域外から多くの人が訪れ、不特定多数の人々が地域内に流入することを踏まえ、地域住民と観光客などの来訪者が安心して生活・滞在できるよう、防犯体制と施設・設備の整備に努めます。特に温泉街を核とする中心部については、住宅地と娯楽・歓楽街が隣接する環境を鑑み、防犯カメラの設置についても検討します。

さらに、国道34号などの幹線道路が地域を縦貫・横断し、多くの通過交通が市街地内に流入することから、交差点箇所の見通しの改良など、交通安全の確保に努めます。

	具体的施策（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
都市防災機能の強化	□地域内全ての公共建築物の耐震化を図るとともに、民間建築物の耐震化を支援する。 □避難路や緊急輸送道路の確保、一次避難地の確保に向けた道路、公園等の公共施設の整備に努める。 □消防署を改築、防災センターとして整備し、都市防災機能や防災教育機能の充実を図る。 ■住宅など所有建築物の耐火・耐震化に努める。 ■消防団など自主防災組織の運営と、地域住民との協力体制の構築に努め、都市の防災機能強化に向けたまちづくりを支援する。
災害対応力の強化	□地域の災害対応方針を踏まえた避難路の確保と避難場所の整備に努める。 □災害発生時への迅速な対応に向け、都市情報システムの構築と合わせ、公共施設において避難に支障を来たす箇所の改善に努める。 □誰もが解かりやすいサイン計画によって、避難・誘導サインの整備に努める。 ■小学校や自治会等の社会的単位で、地域の視点に基づいたハザードマップと避難マニュアルを作成し、地域が主体となってまちづくりへの反映に努める。 ■小学校や自治会等の社会的単位で避難訓練の実施に取り組む。
犯罪抑止の環境づくり	□公園などの公共空間における死角の解消に向けた整備に努める。 ■小学校や自治会等の社会的単位で、犯罪危険箇所の確認作業を実施し、地域の視点に基づいた防犯マニュアルを作成し、地域が主体となってまちづくりへの反映に努める。

図　まちづくり方針図（嬉野市街地地域）

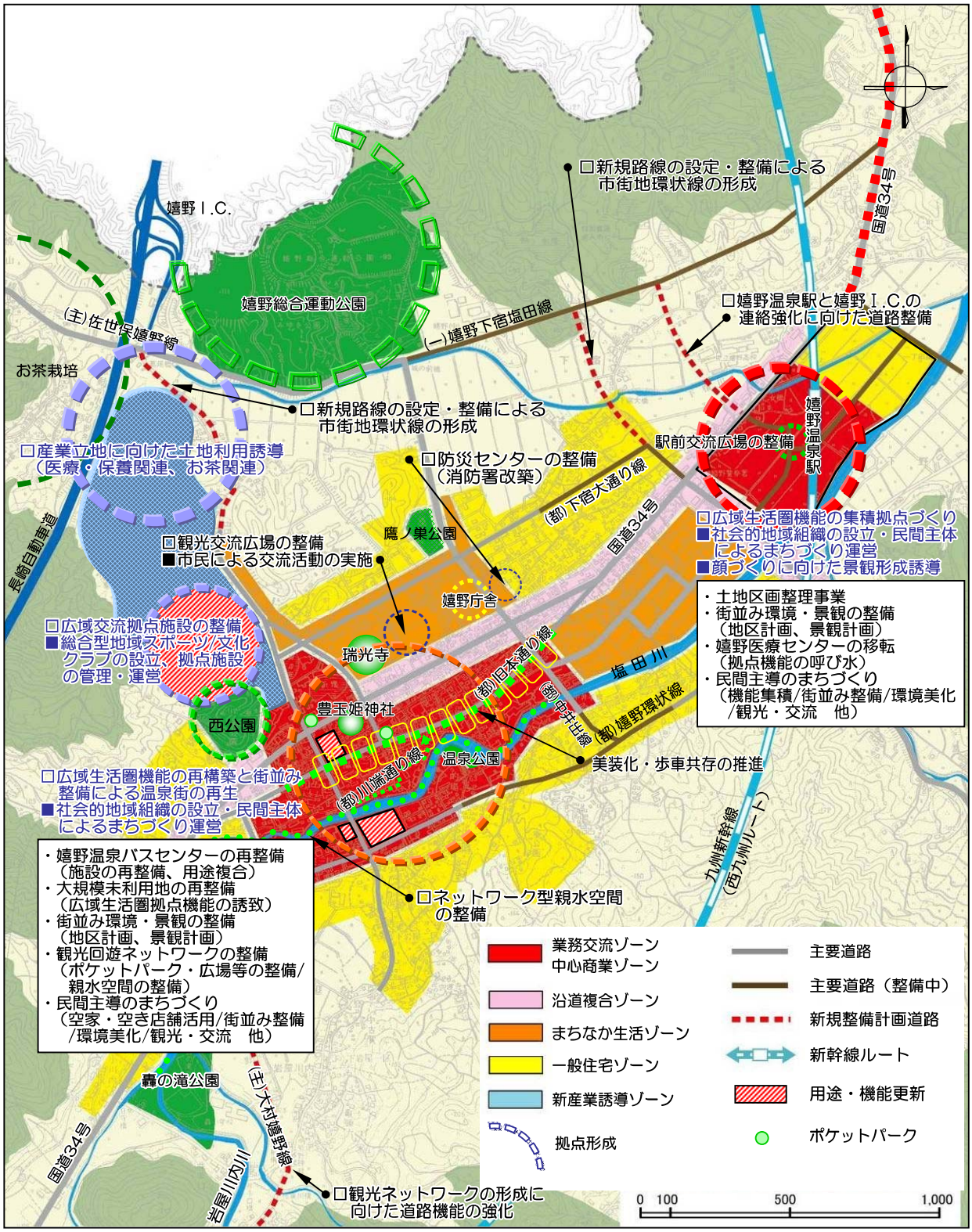

5-2-2 嬉野田園地域

1．嬉野田園地域の概要

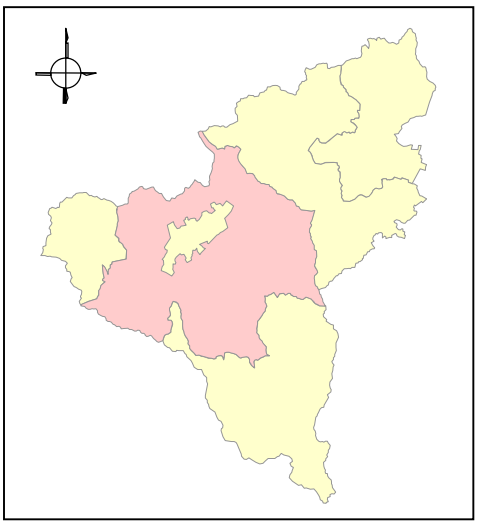

本地域は、嬉野市嬉野町の中央に広がる盆地に位置し、全域が都市計画区域となっています（大字大草野の国道34号の一部を区域編入する）。

盆地の中心に位置する用途地域指定区域（嬉野温泉駅周辺部含む）を除いており、平野部や傾斜地に農地が拓かれる一方で、嬉野市街地地域周辺や幹線道路沿道などに集落が点在し、宅地化が進行しています。

嬉野市街地地域に隣接することで、都市機能等の恩恵を受けつつ、これまで用途地域の指定がなされてこなかったことから、開発が容易な地域となり、その結果、地域別で最も人口が多い地域となっています。

2．嬉野田園地域の現状・特性

本地域は、本市の中心部を囲み、主要な都市機能・基盤の補完を受けながら、良好な自然環境と、その恩恵を受ける生活環境が形成されています。

位置づけ	田園環境共生ゾーン、自然環境保全ゾーン、広域連携拠点、自然共生拠点
自然・緑	○地域中央を流れる塩田川を軸として、農地利用を中心とした平野部が広がり、丘陵地・山地が取り囲んでいる。
歴史・文化	○塩田通を含む長崎街道を軸として社寺が点在し集落が形成されてきた。
産業	○お茶栽培を特徴とした農業と農業加工品の産業がみられる。
土地利用	○塩田川沿いに平坦地が広がり、農地利用されている。 ○国道34号などの主要道路沿道に住居系土地利用がみられる。 ○市街地の背後や岩屋川内川沿いなどの丘陵地・傾斜地に茶畑や棚田が広がっている。
都市基盤	○国道34号、(主)佐世保嬉野線、(主)鹿島嬉野線が結節している。 ○長崎自動車道が縦断し、嬉野Ｉ.C.が設置されている。
都市基盤施設	嬉野中学校、吉田中学校、嬉野小学校、轟小学校、吉田小学校、大草野小学校、嬉野デイサービスセンター、嬉野総合運動公園、嬉野Ｉ.C.
地域資源	茶畑（大茶樹、岩屋川内地区他）、棚田（兎鹿野地区など）、塩田川（親水空間）

３．嬉野田園地域の課題

〈地域の役割〉

地域間競争が拡大する時代において、拡大型から拡充型への発展の質的変化に的確に対応し、嬉野市の特長を伸ばし、魅力を高める多様性のある地域の形成。

〈基本的課題〉

○都市機能が集積する嬉野市街地地域を囲み隣接する都市構造上の条件の活用

○嬉野温泉やうれしの茶などの地域ブランド力強化に向けた地域の環境・景観の魅力向上

○中山間地域などの生活文化や歴史・伝統を活かした多面的な魅力を有する地域の形成

〈分野別課題〉

課題の分野	課題の内容
土地利用	○田園地域における無秩序な宅地化の防止 ○田園地域に点在する集落における適正な土地利用誘導 ○既成市街地周辺部における適正な土地利用誘導 ○嬉野Ｉ.C.周辺における適正な土地利用誘導 ○平坦地の水田や、傾斜地の棚田、茶畑など地域の特徴的な農地の保全
市街地整備	○集落内の住環境改善 ○嬉野Ｉ.C.周辺の活用に向けた計画的な開発誘導
道路・交通体系	○幹線道路（国道34号、(主)佐世保嬉野線、(主)鹿島嬉野線）の円滑な通行機能の確保 ○嬉野Ｉ.C.と嬉野市街地地域の主要都市施設（嬉野温泉駅、嬉野医療センターなど）を結ぶ円滑な道路網の強化 ○集落内における安全な自動車交通処理 ○バス路線網における利用利便性の向上
水・緑の整備	○人口分布に見合った適正な公園・緑地の配置 ○嬉野総合運動公園の機能強化 ○塩田川の親水性の充実 ○集落内における雨水・生活排水の適正な処理
自然環境・都市環境	○塩田川を活かした潤いのある都市環境の創出 ○塩田川、吉田川、岩屋川内川における生態系に配慮した自然環境の保全 ○社寺林など地域に憩いと潤いをもたらす緑の保全 ○生活行動・都市活動環境における緑の確保（※緑のネットワーク）
景観形成	○生活の背景としての田園風景の保全 ○棚田や茶畑など嬉野市の特徴である景観の保全 ○塩田川（吉田川、岩屋川内川）の河川景観の保全 ○唐泉山の眺望の確保
安全・安心	○地震、水害やがけ崩れなど自然災害への総合的な対応 ○安心して歩ける歩行者空間の確保 ○生活空間（集落）における防犯環境の強化

4．嬉野田園地域のまちづくり目標

（1）地域の将来像

自然と都市を結び、四季の豊かさを実感できる、風土を活かし地域の魅力を創造・発信するまち

嬉野田園地域は都市と自然が融合･共生する地域であり、豊かな自然・田園と、中心部に位置する嬉野市街地地域の機能を活かし､利便性と快適性を備えた潤いのある暮らしが実感できる地域形成を目指します。

（2）地域づくりの目標

彩りある風土を住生活と観光に活かすまちづくり

観光・レクリエーション等の交流機会と、利便性を有した田舎暮らしの魅力的な生活空間の創出を図り、新たな定住・観光ニーズの関心を惹きつける独自の生活文化を有した地域を目指します。

□田園・里山地域の自然と共生した人間性に訴えかける豊かな生活文化づくり

□新たな観光ニーズを開拓する自然・田舎風観光レクリエーションゾーンづくり

自然と文化が織り成す魅力を活かしたまちづくり

昔からの四季折々の自然や文化など地域の風土を守り育てることによって、旅行・観光スタイルの変化に対応した魅力的な郷土を目指します。

□稀少動植物の棲息する自然環境や生態系が残る魅力的な自然共生の実現

□茶畑や棚田など自然と共生した文化的な景観を継承させる地域社会づくり

自然と共生した豊かな暮らしを実感できるまちづくり

潤いのある田舎暮らしの生活を営むことができる田園環境の創出を図り、市民（住民）が充実かつ安心して住み続けられる生活の場を目指します。

□利便性と田舎暮らしの魅力が共存した牧歌的な生活環境づくり

□周辺の田園や自然と調和し、基礎的生活コミュニティを維持する機能を備えた拠点地区づくり

５．嬉野田園地域のまちづくり基本方針

本地域では、嬉野市街地地域の周辺や塩田川・吉田川沿いにおける農業経営と、住民の日常生活と地域コミュニティの維持に必要な最低限度の生活機能の確保、並びに新たな田園居住ニーズの受入れを図り、豊かな地域づくりを推進します。

また、丘陵地や山間部に広がる自然保全ゾーンについては、自然環境の保護だけでなく、観光などの新たな視点から、森林の保全や棚田・茶畑等の維持に努めます。

（１）彩りある風土を住生活と観光に活かすまちづくり

目　　標	基本方針（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
田園・里山地域の自然と共生した人間性に訴えかける豊かな生活文化づくり	【自然共生を基本とした土地利用・景観形成誘導】 □特定用途制限地域など都市計画を活用し、田園・自然と調和した土地利用誘導を図る。 □塩田川流域（吉田川、岩屋川内川等）では、多自然型河川整備に努める。 ■まちづくり協定等に基づき、良好な景観・環境の形成に努める。 ■社会的地域組織による河川・親水空間の観光・レクリエーション利用に取り組む。
新たな観光ニーズを開拓する自然・田舎風観光レクリエーションゾーンづくり	【自然共生を基本とした土地利用誘導＋観光交流促進】 □都市計画や景観計画によって適正な土地利用誘導と景観形成を図り、棚田、茶畑などの人為的自然や里山集落の保全に努める。 □観光客を迎えるための事前の災害対策と緊急体制の整備を図り、新たな観光交流を促進する。 ■社会的地域組織を設立し、行政に代わって休耕田や耕作放棄地を活用した市民農園・菜園の管理・運営を行う。

（２）自然と文化が織り成す魅力を活かしたまちづくり

目　　標	基本方針（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
稀少動植物の棲息する自然環境や生態系が残る魅力的な自然共生の実現	【吉田川・岩屋川内川の多自然型整備＋地域ビジネスモデル構築】 □保全と多自然型開発の併用による生態系に配慮した公共事業に努め、自然環境に影響を及ぼす開発の抑制に取り組む。 ■自然環境や生態系に配慮した農業の促進・多角化による自立型経済システムの構築などに取り組み、地域ブランドの向上を図る。
茶畑や棚田など自然と共生した文化的な景観を継承させる地域社会づくり	【農業の新たな活用＋景観形成誘導】 □地域の文化的資源として観光など多面的な価値がある茶畑や棚田などの農業景観は、景観計画の運用と農業の支援によって、その保全に努める。 ■景観計画やまちづくり協定等により、無秩序な開発・土地利用等を抑制し、人為的自然と調和した景観の保全・形成に努める。

（3）自然と共生した豊かな暮らしを実感できるまちづくり

目　　標	基本方針（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
利便性と田舎暮らしの魅力が共存した牧歌的な生活環境づくり	【農村集落の環境改善・農業の維持】 □自然環境や農地に配慮した農村集落の基盤整備を推進する。 □嬉野の魅力的な田舎環境を活かした新定住・半定住（週末滞在等）の促進・支援に取り組む。 □新規就農者に対し、居住など生活面での支援を行う。 ■棚田、茶畑など地域特有の農業の維持に向け、農地の共同管理に取り組む。 ■休耕田や耕作放棄地などを地域で一体的に管理し、新規就農者への貸付・指導などの営農支援を行う。
周辺の田園や自然と調和し、基礎的生活コミュニティを維持する機能を備えた拠点地区づくり	【地域生活拠点（地域連携拠点）の都市機能・街並み環境整備】 □特定用途制限地域の弾力的活用によって、基礎生活圏機能の立地誘導を図る。 □国道34号と連結する幹線道路の整備を推進し、都市拠点への交通ネットワークの形成を図る。 □地区整備計画を策定し、計画的な都市施設・基盤の整備に努める。 ■まちづくり協定等による開発・土地利用の計画的な誘導に基づき、既存集落を核とした住機能の集約と良好な住環境の維持・形成に努める。

６．嬉野田園地域の分野別まちづくり方針

地域の基本方針を踏まえ、必要な都市計画の施策や都市施設の整備、並びにまちづくりの運用についての方針を、以下のとおり設定します。

（１）交通施設等整備

嬉野温泉駅と嬉野Ｉ.C.を基点とし、国道34号をはじめとする都市間・地域間を連絡する都市幹線道路網の整備・改良を促進するとともに、集落内の生活道路の整備に努めます。

対象施設	具体的施策（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
都市幹線道路 国道34号 (主)佐世保嬉野線 (主)鹿島嬉野線	□通行機能の強化に向け、幅員拡幅や線形改良、交差点改良など交通処理能力と安全性の強化に努める。 □歩道設置などの安全性の確保、及び植栽など沿道環境の維持・形成に努める。 ■植栽の維持管理や清掃など沿道環境の向上に取り組む。
地域幹線道路 (主)大村嬉野線 (一)嬉野川棚線 (一)嬉野下宿塩田線	□茶畑を活かした観光ルートの確立に向け、大型車の円滑な交互通行と沿道集落内の安全性の確保に努める。 □塩田川右岸地域など集落が連担する地域のネットワーク形成と、沿道集落における安全な歩行者空間の確保に努める。 □観光周遊性の向上、災害時における都市幹線道路の代替機能の確保に向け、新たな地域幹線道路の整備に取り組む。 ■植栽の維持管理や清掃など沿道環境の向上に取り組む。
生活道路	□集落内の道路や橋梁については、歩行者や自転車の安全確保に向けた整備に努める。 ■清掃など沿道環境の向上に取り組む。
路線バス関連施設	□利用者の利便性向上と利用促進に努め、既存バス路線の維持を図る。 ■清掃など沿道環境の向上に取り組む。

（２）水と緑の環境施設整備

既存の公園や緑地の維持･充実を図るとともに、山間部などの緑豊かな環境を活かしつつ、防災や交流等の役割を目的とした集落住民のための公園・緑地の整備を推進します。

また、地域を貫く塩田川や吉田川、岩屋川内川については、市民や観光客などの来訪者に対し親水性の高い空間として整備に取り組みます。

対象施設	具体的施策（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
嬉野総合運動公園	□運動施設としての機能拡張・施設整備を推進するとともに嬉野温泉などと連携を踏まえた広域交流機能充実・施設強化を図る。 ■総合型地域スポーツ/文化クラブ（地域組織）を立ち上げ、行政に代わり、公園の自主事業開発と管理運営を行う。

地区公園	□小学校区など小単位の自立的圏域を形成に合わせ、住民の交流・レクリエーション、環境保全、防災など多角的な公園整備に取り組む。 ■ワークショップ等に参加し、住民の視点を公園整備に反映させる。
小公園	□人口の高齢化や低密度の集落が点在する地域を踏まえ、徒歩圏を基本に住民の日常的な利用を目的とした公園の整備を検討する。 ■地域住民を主体に新規整備・リニューアル・管理計画を作成し、行政に代わる多様な主体による緑地整備と維持･管理体制を検討する。
塩田川、岩屋川内川、吉田川	□水害に対する防災機能等の確保を基本としつつ、観光・レクリエーション活用に向けた多自然型の河川整備に取り組む。
水路・灌漑	□丘陵地におけるスプリンクラーなど局所灌漑の整備を図り、茶畑・果樹園・棚田など、地域の特徴的な農業の維持に努める。 ■安定した農業経営や耕作放棄地における農業の回復に向け、平野部に広がる田園に張り巡らされる水路の維持管理に努める。

（3）環境形成

地域内の平野部や山裾の傾斜地に広がる農地は、環境、景観上の貴重な地域資源となる空間として、その保全に努めます。

また、塩田川や吉田川、岩屋川内川等の河川や、農地に張り巡らされた用水については、排水施設の整備や農薬使用の抑制に努め、生物多様性の保全を図ります。

（4）景観形成

周囲を山々に囲まれた平地が広がる盆地特有の田園景観、並びに立岩展望台から嬉野温泉市街地を望むパノラマ景観の整備・保全に努めます。

また、山裾、山腹などの傾斜地や山間に拓かれた棚田・茶畑がつくる農業と里山の風景は地域の財産であり、農地の保全･管理体制の整備を含め、地域主体で維持･継承に努めます。

景観形成方針	具体的施策（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
農業景観の保全	■市街地背後の斜面地や、塩田川沿い、岩屋川内川沿いなどに残る茶畑や棚田を維持し、嬉野らしい農業の風景の保全に努める。 ■棚田・茶畑における耕作放棄地を活用した体験農業等の着地型観光に取り組む。
自然景観の醸成	□岩屋川内川、吉田川などは、河川整備・修景整備と一体となって周辺の山間の風景と調和した景観形成に努める。
眺望景観の保全	□山林や傾斜地における森林の伐採、樹種の変更等を抑制し、斜面地の茶畑・棚田と山林が調和した景観構成の確保に努める。 ■地域住民が主体となって眺望の視点場を設定し、社会的地域組織が主体となって観光スポットとして整備に取り組む。

（5）安心・安全のまちづくりの方針

本地域では市街地周辺の平野部だけでなく、山間部が区域の広範囲を占めており、定住地域及び人々の生活が吉田川、岩屋川内川、(主)鹿島嬉野線沿いに広く分布し、嬉野市街地地域を介して形成された生活圏の形態を踏まえ、学校などの公共建築物の耐震化や、公園・広場、道路の充実を図り、避難経路や緊急輸送経路を確保します。

また、山間の狭い平坦地の集落などは、背後に急傾斜地が迫り、大雨等によるがけ崩れの危険性が高いことから、「急傾斜地崩壊対策事業」の対象地区において、擁壁工・のり面保護工・水抜き工などのさまざまな対策工事を実施するとともに、土砂災害の発生に対し、住民への迅速な警戒・避難勧告等の実施や、地域の自主防災組織の育成に努めます。

	具体的施策（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
防災機能の強化	□がけ崩れ等の危険箇所からの住宅移転の促進に努める。 □避難路や緊急輸送道路の確保、一次避難地の確保に向けた道路、公園等の公共施設の整備に努める。 ■住宅など所有建築物の耐火・耐震化に努める。 ■消防団など自主防災組織の運営と、地域住民との協力体制の構築に努め、都市の防災機能強化に向けたまちづくりを支援する。
災害対応力の強化	□地域の災害対応方針を踏まえた避難路の確保と避難場所の整備に努める。 □災害発生時への迅速な対応に向け、都市情報システムの構築と合わせ、公共施設において避難に支障をきたす箇所の改善に努める。 ■小学校や自治会等の社会的単位で、地域の視点に基づいたハザードマップと避難マニュアルの作成など、地域が主体となったまちづくり活動への反映に努める。 ■小学校や自治会等の社会的単位で避難訓練の実施に取り組む。
犯罪抑止の環境づくり	□公園などの公共空間における死角の解消に向けた整備に努める。 ■小学校や自治会等の社会的単位で、犯罪危険箇所の確認作業を実施し、地域の視点に基づいた防犯マニュアルの作成など、地域が主体となったまちづくり活動への反映に努める。

図　まちづくり方針図（嬉野田園地域）

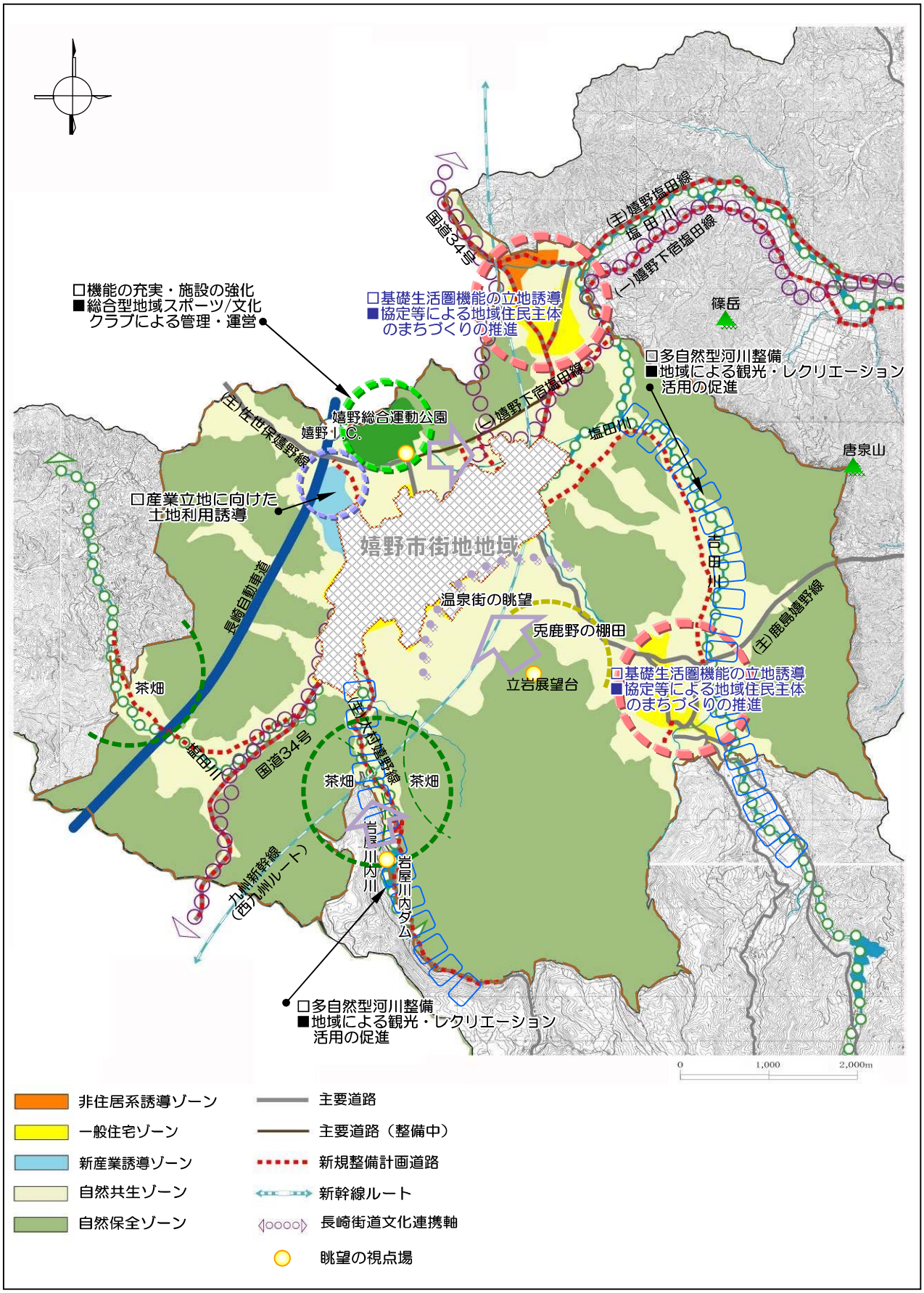

5-2-3 塩田街道地域

１．地域の概要

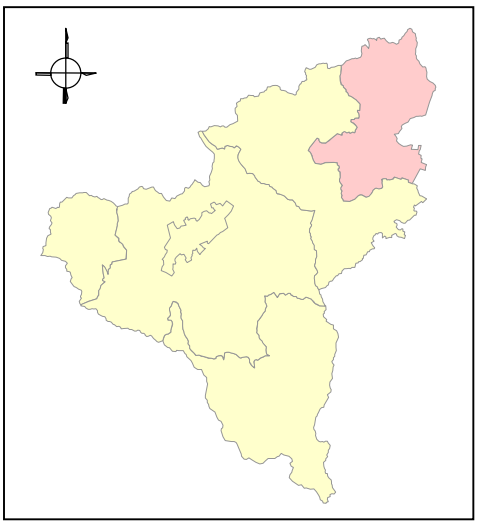

本地域は、国道498号を軸とした久間（乙、甲、丁）、馬場下甲、五町田甲、真崎で形成され、武雄市、鹿島市、白石町と隣接しています。

本地域は、これまで都市計画区域外にあったものの、中央部には塩田宿の古い町並みが残り、塩田庁舎など公共施設が集まる地域生活の中心地が形成されており、農地の中に集落が点在し、国道498号沿いでは宅地化が進行しています。

嬉野市の人口減少が進む中、本地域の人口は横ばいを維持しています。

２．塩田街道地域の現状・特性

本地域は、国道498号と塩田川が接近する塩田宿付近に塩田庁舎をはじめとする主要な都市機能・施設が集積し、旧長崎街道のルートに沿って生活環境が形成されています。

位置づけ	地域文化創造拠点エリア、市街地形成ゾーン、田園環境共生ゾーン、自然環境保全ゾーン、都市活動拠点、産業振興拠点
自然・緑	○塩田川を軸として有明海側に開ける平野部に稲作を中心とした農地が広がっており、その南北に配置する丘陵地・山地に森林が保たれている。
歴史・文化	○長崎街道を軸に、塩田宿や志田焼の倉庫群、社寺、集落が点在しており、塩田津伝建地区をはじめ、歴史的町並みが残っている。 ○塩田津の川湊の海運業が発達したほか、焼き物や酒造りが営まれてきた。
産業	○焼き物や日本酒づくりなど地場に根ざした産業が発達してきた。 ○久間工業団地が整備され、製造業などの立地がみられる。
土地利用	○全域が都市計画区域外にあるが、国道498号や(主)嬉野塩田線を軸とし都市的土地利用が進んでいる。 ○有明海側に開けた平野部に農地が広がっている。 ○国道498号沿道の平野部の東西を山林が取り囲んでいる。
都市基盤	○国道498号、(主)嬉野塩田線、(一)大木庭武雄線が結節している。 ○塩田津伝建地区では、舗装の美装化や無電柱化など修景整備が進められている。 ○農業集落排水事業が進められている。
都市基盤施設	塩田庁舎、嬉野市中央公民館、塩田図書館、志田焼の里博物館、和泉式部公園、北部公園、久間工業団地
地域資源	塩田津伝建地区、志田焼の倉庫群、塩田川（親水空間）

3．塩田街道地域の課題

〈地域の役割〉

価値観が多様化する時代において、地域の歴史と生活文化を活かし、独創的な生活様式を創出・発信する魅力的な交流拠点の形成。

〈基本的課題〉

○地域の独創的な生活様式に対応した都市機能の維持・充実

○塩田津伝建地区をはじめとする長崎街道時代の歴史・文化資源の活用

○広域的な集客力を高める魅力的な都市環境と独自性のある生活文化の創造

〈分野別課題〉

課題の分野	課題の内容
土地利用	○田園地域における無秩序な宅地化の防止 ○長崎街道沿いに点在する集落における適正な土地利用誘導 ○塩田庁舎周辺における計画的な都市機能の立地誘導 ○塩田庁舎周辺における適正な土地利用誘導 ○平坦地に広がる水田の保全
市街地整備	○塩田津伝建地区の整備促進と周辺部における良好な街なみ環境の形成 ○久間工業団地周辺における新規工業用地の確保
道路・交通体系	○幹線道路（国道498号、(主)嬉野塩田線、(一)大木庭武雄線）の円滑な通行機能の確保 ○塩田庁舎周辺における安全な自動車交通処理 ○塩田津伝建地区などの長崎街道に関連した区間の道路整備 ○バス路線網における利用利便性の向上 ○乗合タクシーの利用促進
水・緑の整備	○和泉式部公園や北部公園の維持管理 ○人口分布に見合った適正な公園・緑地の配置 ○塩田川の親水性の充実 ○集落内における雨水・生活排水の適正な処理
自然環境・都市環境	○塩田川を活かした潤いのある都市環境の創出 ○社寺林など地域に憩いと潤いをもたらす緑の保全 ○生活行動・都市活動環境における緑の確保（※緑のネットワーク）
景観形成	○生活の背景としての田園風景の保全 ○地域の特徴である茶畑や果樹園などの斜面地景観の保全 ○塩田川の流域に広がる田園風景と調和した河川景観の保全 ○唐泉山の眺望の確保
安全・安心	○塩田川流域における水害への総合的な対応 ○安心して歩ける歩行者空間の確保 ○生活空間（集落）における防犯環境の強化

４．塩田街道地域のまちづくり目標

（１）地域の将来像

歴史・伝統と生活文化を詰め込み、
出会い、体験し、感動できるふれあいのまち

塩田街道地域は、人や物の往来で発展した長崎街道と、その宿場町や塩田川の川湊の歴史を有しており、長年にわたって培われてきた有形無形の地域資源を活かし、文化的な空間・雰囲気を備えた魅力ある地域の形成を目指します。

（２）地域づくりの目標

魅力ある地域文化を磨き発信するまちづくり

歴史的町並みと地域の産業文化、並びに田園と背後の山々で構成された自然と調和したパノラマの風景を活かし、北部九州観光における来訪目的となる文化創造・発信の拠点を目指します。

□長崎街道の歴史的町並みの保全・再生・創生による価値創造型の地域づくり

□地域資源・特性を活かした地元就業型の自立型経済システムづくり

歴史をめぐり、文化とふれ合えるまちづくり

嬉野温泉と連携し、窯業場や造り酒屋など地域の文化を開放し、地域の生活様式や風土を体感できる観光地を目指します。

□新たな観光需要の取り込みに向けた体験型観光地づくり

□訪れる人が安心して滞在・観光できる都市基盤・環境の整備

独自性のある文化的な生活環境のまちづくり

魅力的なまちの雰囲気と、地域のアイデンティティ、地域資源を活かし、地域住民が主体となって、その歴史・文化を守り育てていく生活の場を目指します。

□地域の生活・習慣・行事などの生活文化を大切にした「他とは違う」拠点地区づくり

□地域の生活文化の背景となる自然との共生・共存に向けた生活維持の基盤づくり

5．塩田街道地域のまちづくり基本方針

本地域は国道498号を軸として開発や施設立地が進み、塩田津伝建地区など長崎街道の歴史・文化資源が点在する状況を踏まえ、地域自らが主体となって旧街道の記憶（地域性）を活かしながら生活文化を育て・発信するまちづくりを推進します。

（1）魅力ある地域文化を磨き発信するまちづくり

目　　標	基本方針（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
長崎街道の歴史的町並みの保全・再生・創生による価値創造型の地域づくり	【塩田庁舎周辺地区；都市機能の再整備＋街並み環境整備】 □都市計画や関連法制度等を活用し、土地利用や開発・建築行為等の規制誘導と都市施設整備等を図る。 □文化体育館の建設によって、住民交流と文化創造の促進を図る。 □景観計画に基づき、長崎街道に関連した街並みを重点地区に指定し、地区独自の基準に基づいた形態・意匠の適正誘導を図る。 ■まちづくり協定等を活用し、長崎街道の歴史資源を活かした街並み環境の整備に努める。 ■塩田津伝建地区の保全・整備に努める。 ■総合型地域スポーツ/文化クラブ（地域組織）を立ち上げ、行政に代わり、文化体育館の管理運営を行う。 【国道498号沿道；長崎街道街並み環境整備＋地域組織づくり】 □都市計画や関連法制度等を活用し、土地利用や開発・建築行為等の規制誘導と都市施設整備等を図る。 □景観計画に基づき、長崎街道に関連した街並みを重点地区に指定し、地区の歴史性・文化性を活かした基準により形態・意匠の適正誘導を図る。 ■まちづくり協定等を活用し、長崎街道の歴史資源を活かした街並み環境の整備に努める。
地域資源・特性を活かした地元就業型の自立型経済システムづくり	【地場産業の多角化・観光的価値の創造＋地域組織づくり】 □長崎街道を軸とした観光回遊の形成に向け、民間支援を含む観光関連施設の整備を推進する。 □特別用途制限地域の弾力的活用によって、地域活力の創造に向けた機能の立地誘導を図る。 □久間工業団地を拡張整備し、新たな企業誘致に取り組む。 ■社会的地域組織が主体となって、農林業や地場産業と観光を融合した自立型経済システムの構築と就業機会の創出に取り組む。 ■社会的地域組織が旅行者と観光関連施設をつなぐ観光コンシェルジュ（総合的な世話係）となり、地域資源を活かした各種観光施策を推進する。

（2）歴史をめぐり、文化とふれ合えるまちづくり

目　　標	基本方針（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
新たな観光需要の取り込みに向けた体験型観光地づくり	【地場産業の多角化・観光的価値の創造】 □都市計画による土地利用誘導と農村集落の基盤整備により、農業の維持・農業従事者の生活環境向上を図る。 ■農業や窯業場や造り酒屋など地場産業・伝統の観光的価値化と多角的展開に取り組む。
訪れる人が安心して滞在・観光できる都市基盤・環境の整備	【観光のユニバーサルデザイン化＋災害対応力強化】 □災害時行動情報・誘導案内を含めた多角的な観光情報の多様な発信手段の整備に取り組む。 □河川整備など治水機能の強化を図りつつ、塩田津の歴史や塩田川の親水性を活かした観光を促進する。 □改築する塩田中学校を地域に開放し、学校教育を含む地域の防災学習活動を推進する。 ■社会的地域組織が主体となって防災・福祉・美化活動のまちづくりを一体的に運営する。 ■地域によるハザード・バリア情報等の構築・更新活動に取り組む。

（3）独自性のある文化的な生活環境のまちづくり

目　　標	基本方針（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
地域の生活・習慣・行事などの生活文化を大切にした「他とは違う」拠点地区づくり	【景観形成誘導＋地域交流拠点の整備・生活文化継承活動】 □景観計画に基づき、長崎街道に関連した街並みを重点地区に指定し、地区の歴史性・文化性を活かした基準により形態・意匠の適正誘導を図る。 □塩田中学校を改築するとともに、地域コミュニティ（中学校区）を活用した地域交流の促進を図る。 ■地区計画やまちづくり協定などによる用途・街並み環境を誘導するまちづくりの推進
地域の生活文化の背景となる自然との共生・共存に向けた生活維持の基盤づくり	【持続可能な生活環境形成＋地域コミュニティ維持】 □特定用途制限地域の弾力的活用による基礎生活圏機能の立地誘導と都市拠点への交通ネットワークの整備 □地区整備計画による基盤整備と用途地域の指定による適正な土地利用誘導、宅地の嵩上げ整備を図り、塩田庁舎周辺に安全で利便性の高い市街地形成を図る。 □田園や里山を保全する適切な土地利用誘導を図る。 ■地区計画、まちづくり協定等による周辺環境に配慮した土地利用誘導と街並み環境の整備を推進する。 ■既存集落において、集落地区の骨格となる公共施設整備と生活環境の整備に取り組む。

6．塩田街道地域の分野別まちづくり方針

地域の基本方針を踏まえ、必要な都市計画の施策や都市施設の整備、並びにまちづくりの運用についての方針を、以下のとおり設定します。

（1）交通施設等整備

嬉野地区や、鹿島市、武雄市との連携強化に向け、国道498号をはじめとする都市間・地域間を連絡する幹線道路網の充実を図るとともに、集落内の生活道路の整備に努めます。

対象施設	具体的施策（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
都市幹線道路 国道498号	□国に対し幅員拡幅や歩道設置などの改良整備を働きかけ、円滑な通行機能の確保に努める。 □観光上重要な区間では、無電柱化や歩道のバリアフリー化に取り組む。 □伝統的な街並みが広がる区間では、街並みを守りつつ、円滑な交流促進を図るため、国・県に対しバイパス建設を働きかける。 ■植栽の維持管理や清掃など来街者のもてなし活動に取り組む。
地域幹線道路 (主)嬉野塩田線 (一)大木庭武雄線 (一)嬉野下宿塩田線	□塩田と嬉野を結ぶ地域連携軸の円滑な通行の確保に向け、道路機能の強化を図る。 □沿道に点在する集落内における安全な歩行者空間の確保を図る。 ■植栽の維持管理や清掃など来街者のもてなし活動に取り組む。
生活道路 (一)大木庭武雄線	□塩田庁舎周辺の主要施設の集積と地域住民の生活行動を踏まえ、塩田川両岸の回遊性と、歩行者や自転車の安全確保に努める。 □塩田津伝建地区などでは観光客の動線を踏まえ、沿道の街並みと合わせた美装化に努める。 □塩田津伝建地区の街並みを保全しつつ、周辺における市街地形成を計画的に誘導する主要生活道路の整備に努める。 □集落内では、緊急輸送や避難路確保などの災害対策も踏まえ拡幅などの整備に努める。 ■植栽の維持管理や清掃など来街者のもてなし活動に取り組む。
公共交通関連施設	□バスによる地域の公共交通網の整備・維持に向け、公共交通需要の集約と利用促進に向けた施設整備等に努める。

（２）水と緑の環境施設整備

既存の公園・緑地の維持を図るとともに、地域内の各地区や点在する集落における地域住民のための公園・緑地の整備を推進します。

また、地域を貫く塩田川については、洪水対策など防災面での河川整備とともに、市民や観光客などの来訪者に対し親水性の高い空間として整備に取り組みます。

対象施設	方　針
和泉式部公園	□和泉式部公園について、観光と住民の交流・レクリエーション、環境保全を目的とした機能更新・再構築に取り組む。
中央公園	□塩田庁舎周辺に集中する文化・交流施設と連携した交流機能強化、並びに塩田川と一体となった空間整備を検討する。 □文化体育館など近隣の主要施設との連携を図りながら、運営（利用）や維持管理の社会的地域組織など民間への移管を進める。 ■社会的地域組織を設立し、地域が主体となって隣接する文化体育館と一体的な管理運営を行う。
北部公園	□地域北部における近隣の住民サービスを目的とした公園として、北部公園の拡張・機能更新を検討する。
イカダ記念公園	□地域住民の身近な余暇空間としての利用を想定し、近隣公園程度の規模・機能の確保に向けた再整備を検討する。 □塩田川や長崎街道のルートを回遊ネットワークとして活用し、塩田津伝建地区や拠点施設などとの連携強化を図る。
小公園	□既存の農村公園の都市公園への転換・機能更新を図る。 □高齢化に配慮し、徒歩圏に基づいた地域生活に身近な公園の新設整備を検討する。 ■地域（受益者）が主体となって、清掃等の維持管理などの施設運営に取り組む。
塩田川	□親水性の高い水辺空間の創出を伴った河川整備を推進する。 □破堤・越水氾濫などの水害に対する防災機能の強化を図りつつ、自然環境や景観の保全など、多自然型の河川改修に取り組む。 □塩田川流域における越水氾濫は、有明海の潮位変化が大きく影響することから、満潮時における増水に対応するための施設整備を検討する。
塩田川支流（八幡川・入江川・浦田川）	□塩田川の支流河川は、河川改修や排水施設の整備を促進し、水害に強い地域の実現に努める。 □塩田津伝建地区の集客強化に向け、みなと広場の利用利便性の強化に努める。 ■浦田川・みなと広場の親水空間を活用し、地域交流や塩田津伝建地区の観光誘客イベントに取り組む。
水路・灌漑	□平野部に広がる田園に張り巡らされる水路は、安定した農業経営に向け、その維持管理に努める。

（3）環境形成

塩田津伝建地区及び周辺集落における社寺林や屋敷林などの緑地の保全・育成を図るとともに、鉢植えなどの軒先の緑化といった市民主体の取り組みを促し、緑豊かな都市環境形成を目指します。

また、農業集落排水施設の整備によって、農地や塩田川への汚水の流入を防ぎ、良好な田園集落環境の形成を図ります。

（4）景観形成

塩田津伝建地区をはじめとする塩田通沿いの集落は、市内でも特に長崎街道の雰囲気・面影が残っており、これらの地域資源を活かしつつ地域の生活文化を育てながら、良好な景観形成を図ります。

景観形成方針	具体的施策（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
都市景観の創造	□塩田津伝建地区と、同地区周辺の区域を景観計画の重点地区として位置づけ、良好な景観形成に向けた景観行政に努める。 ■地区計画やまちづくり協定等の指針・基準に基づいた土地利用・開発に取り組む。 ■まちづくり協定等の指針・基準に基づいた土地利用・開発に努める。
自然景観の醸成	□塩田川の親水性を活かし、市民や観光客が河川に親しむ行動自体が賑わいと安らぎの光景となるよう、景観形成に配慮した河川整備・修景整備に努める。
眺望景観の保全	□市街地内に観光スポットや散策ルートの設定と合わせ、唐泉山など眺望の視対象とそれを望む視点場を設定し、建築物等の構造や意匠を適正に規制・誘導して眺望景観の保全に努める。 ■地域住民が主体となって眺望の視対象・視点場を設定し、社会的地域組織による観光スポットの整備に取り組む。

（5）安心・安全のまちづくりの方針

本地域では、これまで塩田川については河川改修が進められてきましたが、塩田川が流れ込む有明海の満潮と大雨による河川の増水が重なった場合、八幡川や入江川などの支流河川が塩田川との合流地点付近で越水氾濫を起こし洪水被害が発生する危険性が高いことから、これら支流河川の改修を河川管理者に働きかけるとともに、洪水発生に対する警戒・避難勧告区域を設定し、防災無線の整備やハザードマップ等による地域住民への啓発に努めます。

図　まちづくり方針図（塩田街道地域）

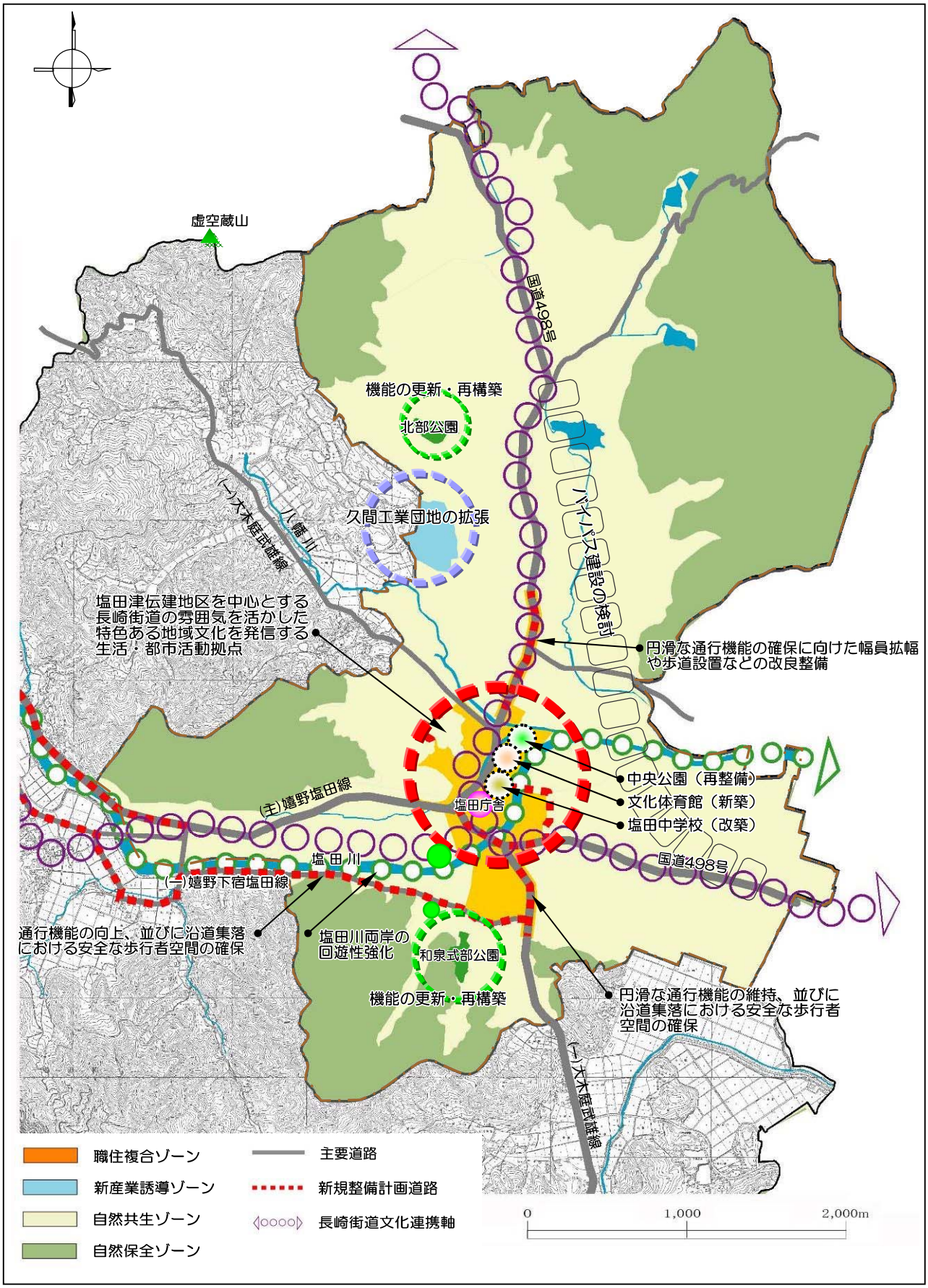

図　まちづくり方針図（塩田街道地域中心部）

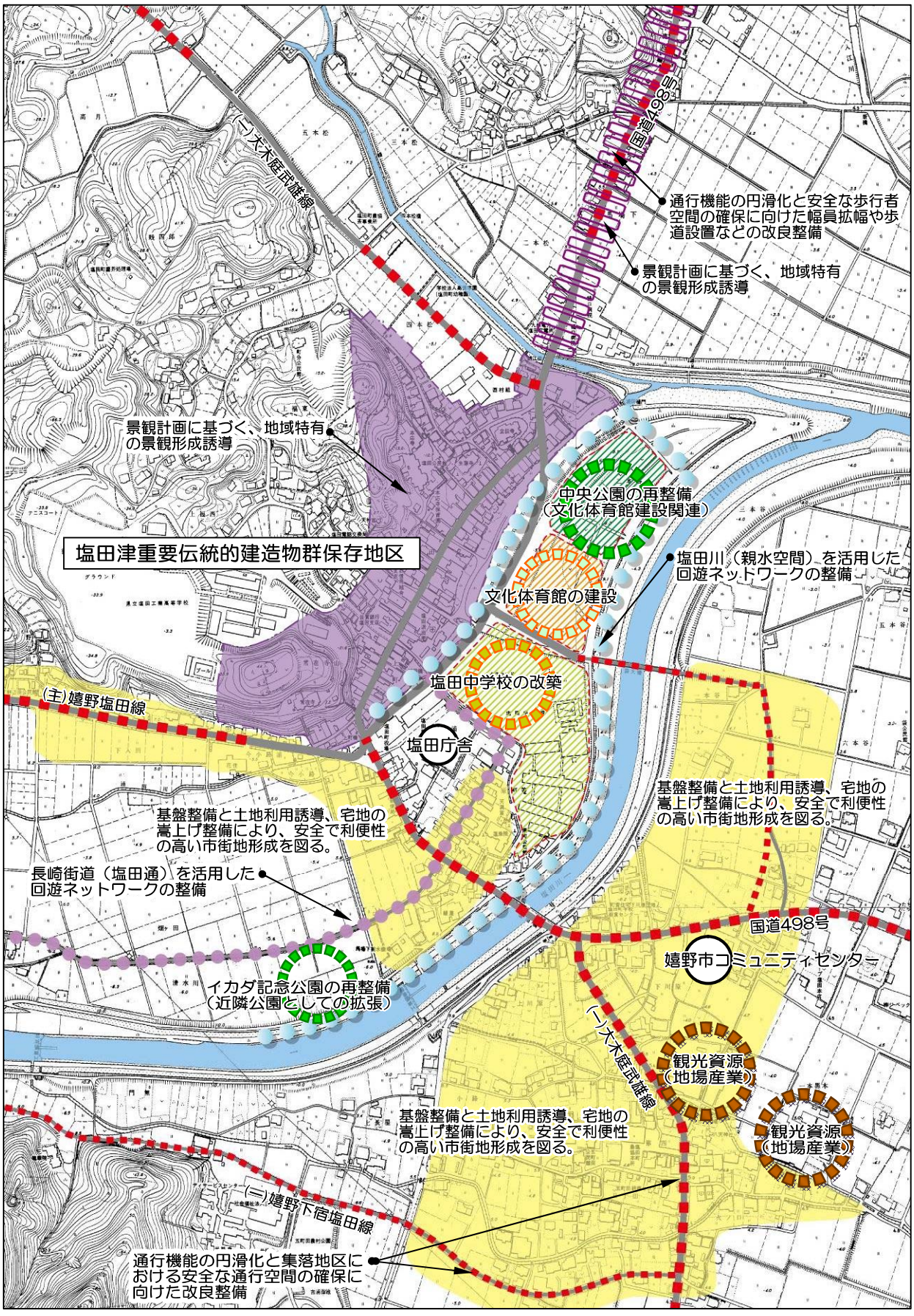

5-2-4 塩田自然共生地域

１．地域の概要

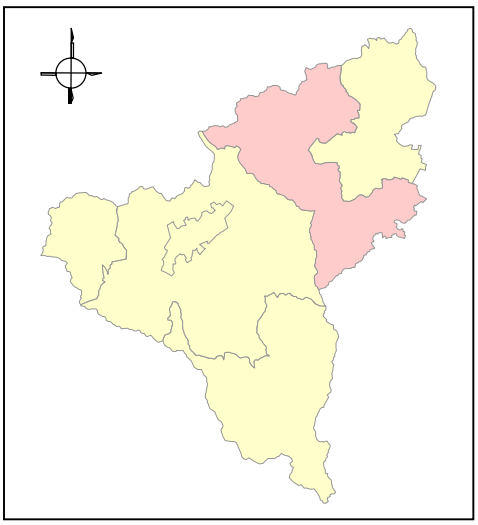

本地域は、塩田町西部の大草野（甲、丙）、馬場下（乙、丙）、久間丙、五町田乙、谷所（甲、乙、丙）で形成され、嬉野田園地域と塩田街道地域に挟まれ、北を武雄市、南を鹿島市と隣接しています。

本地域は塩田川や鹿島川沿いに狭い平野部を有し、農地が拓かれています。塩田川沿いの平野部では、左岸に(主)嬉野塩田線、右岸に長崎街道跡を辿る(一)嬉野下宿塩田線が走り、嬉野町と塩田町を結ぶとともに、その沿道に点在して社寺が建立され集落が形づくられてきました。一方、狭い谷間を流れる鹿島川沿いには、(主)鹿島嬉野線沿いに集落が点在するとともに、棚田など特有の農業の風景が続きます。

本地域は他地域に比べ最も人口が少なく、また、その減少率や高齢者率は高く、少子高齢化と過疎化が進行しています。

２．地域の現状・特性

本地域は、嬉野・塩田両地区を結ぶ地域間連携軸を骨格とし、塩田川や(主)嬉野塩田線、(一)嬉野下宿塩田線などの幹線道路沿いに集落が点在し、その背後に山間部が広がっています。

位置づけ	田園環境共生ゾーン、自然環境保全ゾーン
自然・緑	○地域中央を流れる塩田川を軸として、農地利用を中心とした平野部が広がり、南北の山々が取り囲んでいる。
歴史・文化	○塩田川に沿った長崎街道跡を軸とし、社寺や集落が点在している。 ○肥前電気鉄道の軌道跡が残っている。
産業	○農業が中心であり、稲作のほか、お茶栽培やみかん栽培が多くみられる。
土地利用	○塩田川沿いに平坦地が広がり、水田等の農地として利用されている。 ○(主)嬉野塩田線に沿って集落が点在し、住宅のほか一部に店舗や産業施設の立地もみられる。 ○平野部に接した斜面地では、茶畑や果樹園などの耕作がみられる。
都市基盤	○(主)嬉野塩田線、(一)大木庭武雄線 ○農業集落排水事業が進められている。
都市基盤施設	―
地域資源	○肥前電気鉄道跡、塩田川（親水空間）

3．地域の課題

〈地域の役割〉

環境問題への意識が高まる時代において、嬉野・塩田両町を物理的・精神的に結ぶ、地域の自然と生活文化を活かした環境共生型の地域の形成。

〈基本的課題〉

○隣接地域との連携・機能分担による、地域の生活サービス水準の維持・充実

○多自然居住地域の創造に向けた、塩田川と地域との関係性の強化

○地域の魅力創造に向けた自然、歴史資源の発掘と修復・活用

〈分野別課題〉

課題の分野	課題の内容
土地利用	○田園地域における無秩序な宅地化の防止 ○旧長崎街道沿いに点在する集落における適正な土地利用誘導 ○塩田川沿いに広がる水田の保全
市街地整備	―
道路・交通体系	○幹線道路（国道34号、(主)鹿島嬉野線、(主)嬉野塩田線、(一)大木庭武雄線）の円滑な通行機能の確保 ○旧長崎街道沿いの集落が連なる塩田川右岸地域における交通処理の骨格となる道路の確保 ○バス路線網における利用利便性の向上 ○乗合タクシーの利用促進
水・緑の整備	○塩田川の親水性の充実と誘客への活用 ○塩田川沿いに整備された公園・緑地の維持と利用促進
自然環境・都市環境	○塩田川における生態系に配慮した自然環境の保全 ○社寺林など地域に憩いと潤いをもたらす緑の保全 ○生活行動・都市活動環境における緑の確保（※緑のネットワーク）
景観形成	○塩田川の流域に広がる田園風景や背後の山々と調和した河川景観の保全 ○唐泉山の眺望の確保
安全・安心	○地震、水害やがけ崩れなど自然災害への総合的な対応 ○生活空間（集落）における防犯環境の強化

４．地域のまちづくり目標

（１）地域の将来像

水と緑が育む豊かな田舎の環境を背景とし、
人と物、多様な文化が往来する“結い”のまち

塩田川、並びに(主)嬉野塩田線や(一)大木庭武雄線を軸とし、広域交流による都市・地域間の機能補完の中で、地域の生活利便性を維持しつつ、長崎街道の歴史や地域の生活文化を活かしながら、唐泉山の眺望を守り、自然と共生した地域の形成を目指します。

（２）地域づくりの目標

交流の歴史資源を再生・発信するまちづくり

歴史的町並みと地域の産業文化、並びに田園と背後の山々で構成された自然と調和したパノラマの風景を活かし、北部九州観光における来訪目的となる文化創造・発信の拠点を目指します。

□長崎街道の歴史資源・資産の発掘・融合によるまちづくり

□地域の潜在的資源の再評価による魅力あるまちづくり

地域の自然・歴史資源の価値を創生するまちづくり

塩田川と旧長崎街道沿いに連担する集落や地域資源の連携・活用を図り、塩田川の水辺環境と共生した魅力ある生活文化を育て、新たな交流機会の創出を目指します。

□塩田川の恵を享受する田園と、自然と共存・共生した豊かな環境づくり

□自然と共生した生活文化から地域資源を掘り起こす観光的価値創造のまちづくり

塩田川と共生する文化的生活創造のまちづくり

文化的側面から地域のアイデンティティを構築し、地域住民が主体的に取り組み、田舎暮らしを楽しむことができる地域の形成を目指します。

□田園や里山など人為的自然を活かした文化的景観の創造・保全

□既存集落の維持に向けた持続可能な地域社会づくり

5．塩田自然共生地域のまちづくり基本方針

本地域は、大半を森林が広がる自然的土地利用の保全を図りながら、農業を基幹産業とした生活圏の形成に向け、自然と共生した土地利用誘導を推進します。

（1）交流の歴史資源を再生・発信するまちづくり

目　　標	基本方針（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
長崎街道の歴史資源・資産の発掘・融合によるまちづくり	【土地利用誘導・街並み環境整備＋まちづくり協定】 □土地利用や開発等の規制誘導を図り、長崎街道の歴史資源と保全と活用に配慮した集落環境整備に努める。 ■まちづくり協定等を活用し、長崎街道の歴史資源を活かした集落の街並み環境整備に努める。
地域の潜在的資源の再評価による魅力あるまちづくり	【歴史資源活用と環境共生活動の連携】 □肥前電気鉄道の軌道跡の整備（公共空間として活用）を図る。 ■肥前電気鉄道軌道跡を活用し、環境まちづくり活動を推進する。

（2）地域の自然・歴史資源の価値を創生するまちづくり

目　　標	基本方針（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
塩田川の恵を享受する田園と、自然と共存・共生した豊かな環境づくり	【自然的資源・人為的自然資源の保全と活用】 □土地利用や開発等の規制誘導と、多自然型河川整備に努める。 ■塩田川を活用した地域交流活動を推進する。
自然と共生した生活文化から地域資源を掘り起こす観光的価値創造のまちづくり	【地場産業の多角化・観光的価値の創造＋地域組織づくり】 □農業基盤整備と農村集落の生活環境整備に努める。 ■自然体験型レクリエーションを通じた誘客活動に取り組む。 ■地域が主体となって、組織的に農林業や地場産業を活用した自立型経済システムの構築に取り組む。

（3）塩田川と共生する文化的生活創造のまちづくり

目　　標	基本方針（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
田園や里山など人為的自然を活かした文化的景観の創造・保全	【文化的景観づくり・農林業の維持】 □景観計画に基づき、地域内の棚田、茶畑の風景の保全に取り組む。 ■地域農業のブランド化に取り組むことで茶畑、棚田などの維持に努め、地域の特徴的な景観の保全を図る。
既存集落の維持に向けた持続可能な地域社会づくり	【生活機能の確保・生活環境の整備】 □特別用途制限地域の弾力的活用によって、基礎的な生活機能の立地誘導を図る。 ■まちづくり協定等を活用し、住民自らが暮らしやすい生活環境の整備に努める。

６．塩田自然共生地域の分野別まちづくり方針

地域の基本方針を踏まえ、必要な都市計画の施策や都市施設の整備、並びにまちづくりの運用についての方針を、以下のとおり設定します。

（１）交通施設等整備

嬉野市の地域資源を結び新たな交流の創造に向け、嬉野地区と塩田地区の連携強化と観光ネットワークの形成を推進します。

対象施設	方　針
都市幹線道路 (主)鹿島嬉野線	□円滑な通行機能や安全性の確保、及び沿道環境の維持・形成に努める。 ■集落沿道区間では、地域による清掃などの美化活動に取り組む。
地域幹線道路 (主)嬉野塩田線 (一)大木庭武雄線	□塩田と嬉野を結ぶ地域連携の軸として、管理者と協力して拡幅や歩道設置を図り、安全な歩行者空間の確保と円滑な通行機能の確保に努める。 ■集落沿道区間では、地域による清掃などの美化活動に取り組む。
地域幹線道路 (一)嬉野下宿塩田線	□嬉野と塩田を結ぶ塩田川右岸の地域連携の軸として、通行機能の向上を図るとともに、沿道の集落内における安全性確保に努める。 ■集落沿道区間では、地域による清掃などの美化活動に取り組む。
生活道路	□塩田川右岸・左岸地域に形成・分布する集落内は、災害対策も踏まえ拡幅などの整備に努める。 ■集落内では、地域による清掃などの美化活動に取り組む。
公共交通関連施設	□バスによる地域の公共交通網の整備・維持に向け、公共交通需要の集約と利用促進に向けた施設整備等に努める。

（２）水と緑の環境施設整備

本地域では、集落の分布・形成状況を踏まえ、「ふるさとの川モデル事業」で進めてきた親水緑地整備の方針を継承し、塩田川沿いに河川と一体となった公園の配置・整備を推進するとともに、同河川に沿って遊歩道やサイクリングロードを整備するなど、嬉野地区と塩田地区を結ぶ緑ネットワークの形成に努めます。

また、嬉野市全体による観光振興への取り組みとして、長崎街道や肥前電気鉄道の遺構を観光資源として活用し、地域の歴史・文化を発信する集客力の高い公園整備の検討を進めます。

対象施設	方　針
西部公園	□越水氾濫に対する遊水機能だけでなく、地域における近隣の住民サービスを目的とした公園として機能・施設の充実に努める。

小公園	□人口の高齢化に配慮した徒歩圏に基づく新規の公園整備と、既存の農村公園の都市公園への転換・機能更新による、地域生活に身近な公園の再編・再構築を検討する。 ■地域（受益者）が主体となって、清掃等の維持管理などの施設運営に取り組む。
塩田川	□親水性の高い水辺空間の創出を伴った河川整備を推進する。 □河川の多様な機能の増進と活用に向け、破堤・越水氾濫などの水害に対する防災機能の強化を図りつつ、自然環境や景観の保全など、多自然型の河川改修に取り組む。 □塩田川流域における越水氾濫は、有明海の潮位変化が大きく影響することから、満潮時における増水に対応するための施設整備を検討する。
水路・灌漑	□平野部に広がる田園に張り巡らされる水路は、安定した農業経営に向け、その維持管理に努める。 □丘陵地や麓付近の傾斜地で営まれている果樹園や茶畑の維持に向け、スプリンクラーなどの局所灌漑の整備・維持に取り組む。

（3）環境形成

塩田川を軸とした狭い平坦地や、山裾の傾斜地で営まれる農業を維持することで、自然と共生した環境を守り続けます。

また、唐泉山などの山間部に広がる森林において樹林地の保全や、伐採跡地の回復に努めるとともに、林道・遊歩道の整備等を推進し、市民や観光客が親しめる自然体験型レクリエーション空間としての活用を図ります。

（4）景観形成

塩田川を軸として山間地に挟まれた水田中心の農地と、緑豊かな森林を背後に社寺等を核として点在する集落で構成した田園景観の保全に努めます。

また、森林伐採跡地や耕作放棄地の回復に努め、本市の自然景観の骨格を成す唐泉山と地域内各視点場との相互の眺望を大切にします。

景観形成方針	具体的施策（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
自然景観の醸成	□塩田川の親水性を活かし、地域の安らぎの光景となるよう、景観形成に配慮した河川整備・修景整備に努める。
眺望景観の保全	□唐泉山や棚田など眺望の視対象とそれを望む視点場を設定し、山林や傾斜地における森林の伐採、樹種の変更等を抑制し、斜面地の茶畑・棚田と山林が調和した眺望景観の保全に努める。 ■地域住民が主体となって眺望の視対象・視点場を設定し、社会的地域組織による観光スポットの整備に取り組む。

（５）安心・安全のまちづくりの方針

本地域の塩田川沿いに形成される平坦地は、塩田川が氾濫した場合、溢れ出た水の逃げ場が少ないことから、河川改修や遊水地の整備を推進するほか、破堤・越水氾濫時における住民の速やかな避難体制の構築に取り組みます。

一方、山間の集落などは、背後に急傾斜地が迫り、大雨等によるがけ崩れの危険性が高いことから、土砂災害の発生に対し、住民への迅速な警戒・避難勧告等の実施や、地域の自主防災組織の育成に努めます。

また、本地域は消防署から離れており、地域の防犯力の維持・強化に向け、消防団の維持や地域の自主防犯活動の取り組み等に対し行政の積極的な支援を検討します。

	具体的施策（□：行政主体／■地域・社会的地域組織等主体）
防災機能の強化	□がけ崩れ等の危険箇所からの住宅移転の促進に努める。 ■消防団など自主防災組織の運営と、地域住民との協力体制の構築に努め、都市の防災機能強化に向けたまちづくりを支援する。
災害対応力の強化	□地域の災害対応方針を踏まえた避難路の確保と避難場所の整備に努める。 □災害発生時への迅速な対応に向け、都市情報システムの構築と合わせ、公共施設において避難に支障をきたす箇所の改善に努める。 ■小学校や自治会等の社会的単位で、地域の視点に基づいたハザードマップと避難マニュアルの作成など、地域が主体となったまちづくり活動への反映に努める。 ■小学校や自治会等の社会的単位で避難訓練の実施に取り組む。
犯罪抑止の環境づくり	■小学校や自治会等の社会的単位で、犯罪危険箇所の確認作業を実施し、地域の視点に基づいた防犯マニュアルの作成など、地域が主体となったまちづくり活動への反映に努める。

図　まちづくり方針図（塩田自然共生地域）

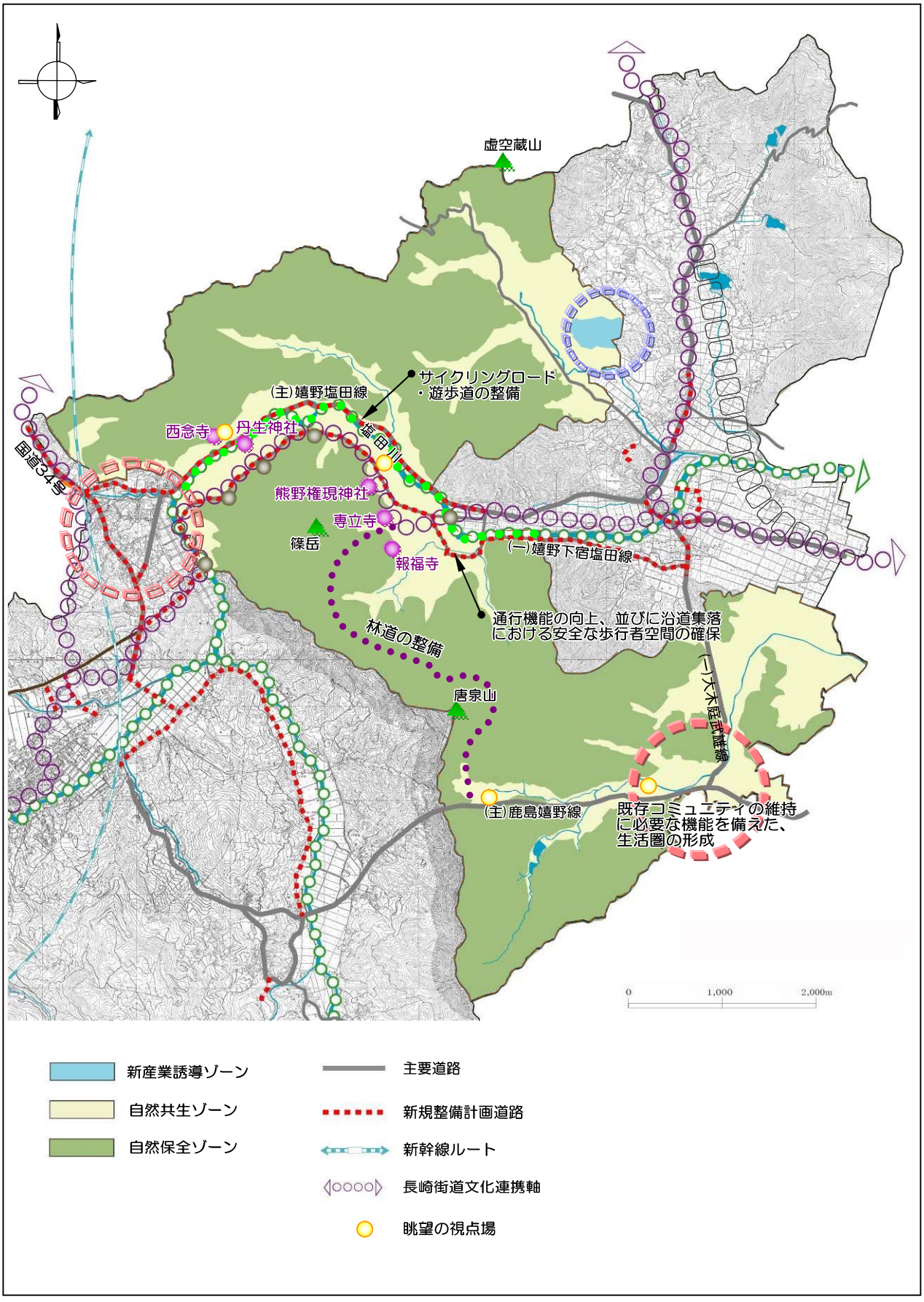

第６章 計画実現に向けた管理方針

6-1 協働・協同のまちづくりによる計画実現

これからのまちづくりでは、厳しい地方財政状況により行政のスリム化が求められる中で、多様化する市民ニーズを踏まえ、行政とともに市民や企業などさまざまな主体が、お互いの理解と信頼の下、対等な立場で、それぞれの役割を果たし、相互補完・協力しながら取り組む「協働」が重要となります。

嬉野市都市計画マスタープランに掲げる施策等において、公共事業や都市計画決定など公権力を行使する行為、予算執行の最終判断などは、今後も行政が担っていきますが、それ以外のまちづくり事業については、社会的地域組織を立ち上げ、市民や企業など地域・民間主体の活動領域を拡げることで、その実効性を高めます。

１．市民・地域主体のまちづくり組織の整備

（１）(仮称)嬉野まちづくりセンターの設立

嬉野温泉を核とした嬉野市街地の中心地区と、新たな拠点となる嬉野温泉駅周辺地区、塩田津伝建地区を含む塩田の中心地区の３地区では、企業の営利活動の結果としてのまちづくり効果が期待できることから、その受益者となる住民、事業者、各種団体等が自ら地区のまちづくりを企画・立案し、その実施主体として、行政サービスを除く地域経営を行うこととします。

そこで、既存のまちづくり団体等を母体として(仮称)嬉野まちづくりセンターを設立し、行政から委託・移管を受けて３地区を中心とした各種まちづくりを推進するとともに、公的資金だけでなく民間市場からも資金・技術を集め、観光協会など他の公益的組織と連携しながら、民間主体でまちづくり事業を推進します。

また、行政は、(仮称)嬉野まちづくりセンターに対し、都市計画マスタープランなど各種行政計画に掲げるまちづくり施策等を委託・移管し、技術的・資金的サポート等を行いながら、民間だけでは対応できない公共施設整備等の公共事業を推進します。

図　(仮称)嬉野まちづくりセンターの位置づけ・役割

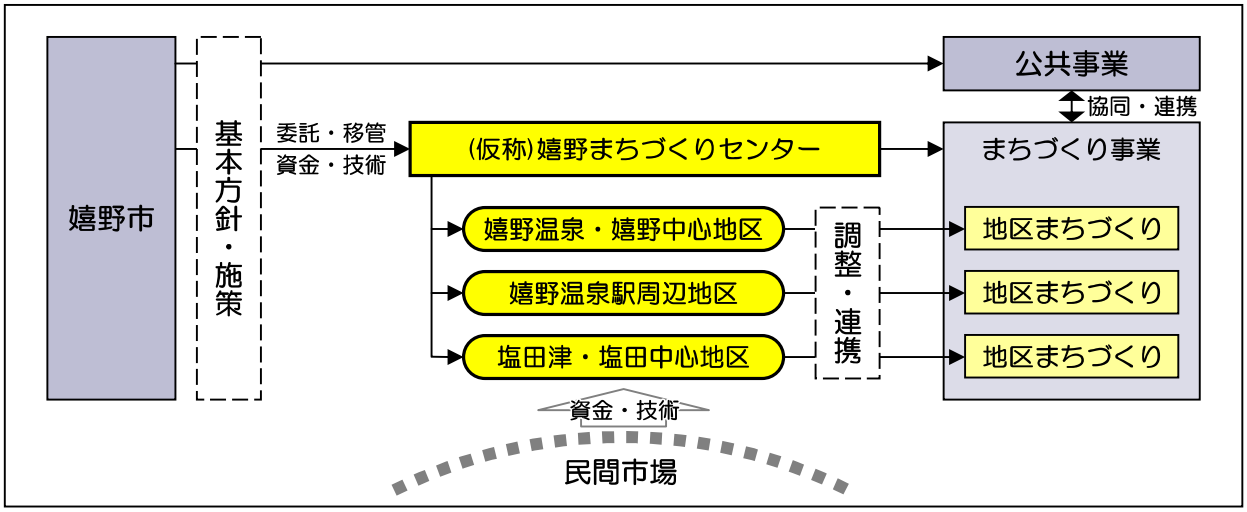

（2）地域コミュニティセンターの活用

都市計画・公共事業とともに推進する各種まちづくり事業の中でも、福祉、子育て、文化、防災、環境など生活に身近な分野については、住民に真に必要な公益的サービスを効率的・効果的に提供するため、地域の特性や多様性を踏まえた実施体制の整備を進めます。

嬉野市では、地域住民の主体的なまちづくり組織として、小学校区単位を基本とした地域コミュニティセンターの設置を進めており、都市計画マスタープランに掲げる各種事業等についても同組織をまちづくりの社会的地域組織として位置づけ、各種施策の主体を移管し、基礎的地域社会としての結びつきやまちづくりの受益の共通性を踏まえた都市空間・環境等の整備を推進することとします。

（3）総合型地域スポーツ/文化クラブの設立

嬉野医療センター跡地に整備する新たな広域交流拠点（施設）や嬉野総合運動公園、体育館、文化施設については、民間の視点とネットワークを活用し、高い稼働率と効率的な運営が求められます。

そこで、スポーツと文化活動に関する総合的な地域組織を置き、施設利用者・活動主体である市民が参加して、新たな広域交流拠点（施設）をはじめ市内のスポーツ・文化施設の統合的な管理・運営や、市民がスポーツ・文化活動に参加できる環境づくり、スポーツをテーマとした各種交流イベント事業の企画・運営を行うとともに、学校体育・芸術教育（音楽・美術等）との連携推進を図ります。

図　総合型地域スポーツ/文化クラブ

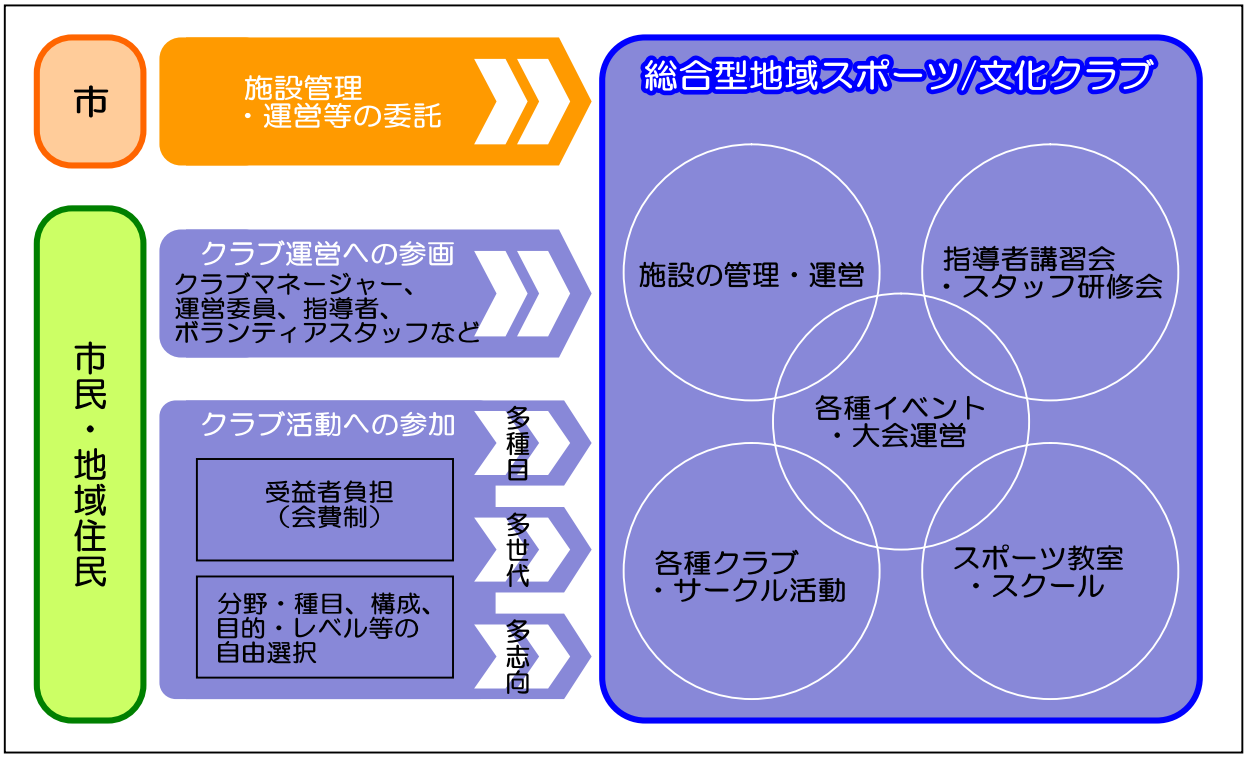

２．行政の役割と協働のまちづくり推進に向けた体制づくり

本計画は、嬉野市の将来像を描き、都市計画・まちづくりに関する目標、主要方針を定めるものですが、まちづくりの分野は広範囲に及び、行政組織として都市計画と関連する行政分野の連携強化を図ります。

また、昨今の厳しい財政状況の下で本計画の各施策を実現するために、行政だけでなく、市民や事業者などが参画した民間主体のまちづくり組織の設置と、官民協働のまちづくり体制の構築を進めます。

さらに、医療や福祉、子育て、文化、防災、環境等の生活に身近な分野では、これまで行政が担ってきた業務や、行政だけでは困難であった公共的サービス業務を、ＮＰＯなど民間非営利組織や企業等が主体となって提案・提供する「新しい公共」の可能性が広がってきました。

したがって、行政における統合的なまちづくり推進体制を整備するとともに、社会的地域組織やＮＰＯ等の育成・活動支援、拠点地区におけるタウンマネジメント手法の導入、事業者とのまちづくり協定の締結など「協働のまちづくり」の仕組みを構築します。

民間非営利組織：特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合など

（１）行政内における推進体制の構築

都市計画・まちづくり分野の施策は長期的な取り組みとなるものが多く、都市計画や土木・建築だけでなく、環境、福祉等のさまざまな分野が関連することから、行政内部において、各部門の施策を横断的に調整する統合的な推進体制を構築します。

また、市民（地域）が主体となったまちづくりの領域を拡げるため、これら「新しい公共」の担い手（並びに各種主体のまちづくり活動）と行政（公共事業等）との調整に向けたコミュニケーション（協議・検討）の機会・制度等の整備に努めます。

（２）まちづくり組織等の支援

地域の主体性と民間活力を最大限に活かした官民協働によるまちづくりの実現に向け、まちづくりの社会的地域組織に対し、その組織立ち上げを支援するとともに、各種制度を活用して、まちづくりの各種活動や担い手づくりに対し様々な支援を行います。

特に、(仮称)嬉野まちづくりセンターや総合型地域スポーツ/文化クラブについては、その活動が都市活動拠点の形成やまちの活性化と密接に結びつくことから、補助金・交付金・助成等の資金的支援や、学術機関（学識）・まちづくりの専門家・技術者等の紹介並びに派遣といった技術的支援だけでなく、指定管理者制度等によって活動領域の拡大を図るなど、自立した組織運営の環境整備に努めます。

（3）協働まちづくりの計画体系

まちづくりには、行政が主体となって推進するものから、行政の事業に市民の協力を求めるもの、市民と行政が協同で推進するもの、市民が主体となって行政が支援するもの、市民が主体となって推進するものまで、様々な役割分担と枠組みが考えられます。

これに対し、嬉野市には広範囲にわたって都市計画制度の効力が弱い地域が広がっており、都市計画マスタープランに示す土地利用誘導や環境形成、景観づくりなど、都市空間・生活環境に関わるまちづくりの取り組みにおいて、市民（地域）の自主性・主体性に委ねる領域が大きくなります。

そこで、市民が主体的に取り組む福祉、子育て、文化、防災、環境、観光等の生活に身近な分野に、土地利用や地区整備、景観形成等の分野を加え、都市計画マスタープランや景観計画等の施策を市民・社会的地域組織と行政が協働で進めるための規定等について、地域の「まちづくり計画」として体系的に整理し、これに基づいた市民の主体的な活動を促すことで、まちづくりの実現を目指します。

図　地域の主体性を取り込む計画体系

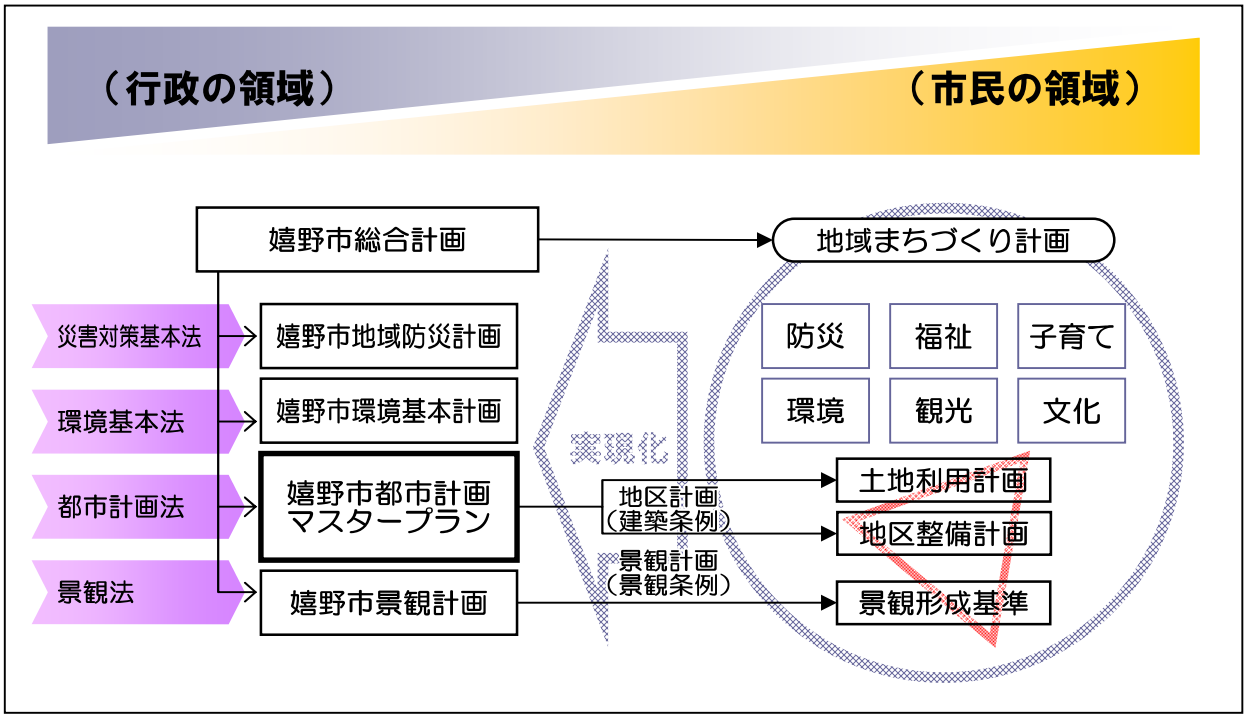

6-2 都市計画マスタープランの管理方針

１．都市計画マスタープランの管理

都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めたものであり、個々の都市計画事業や都市づくりに関する施策は、この都市計画マスタープランの方針に基づいて検討、企画・立案、決定、実施されます。

したがって、都市計画マスタープランを適切に運用するとともに、社会経済情勢の変化や地域の実情などに応じて柔軟に見直し・変更を行うものとし、効果的なまちづくりを推進します。

（１）都市計画マスタープランの管理・運用

嬉野市都市計画マスタープランは概ね20年後の2030年（平成42年）を目標とするものですが、計画が長期にわたるため、その間に社会経済情勢の変化し、計画が時代や市民のニーズにそぐわなくなるなど、新たな課題が発生する可能性があります。

したがって、計画期間中における各種施策の実施に対しては、まちづくりの目標に示す社会成果に基づいて指標・目標値を設定し、ＰＤＣＡサイクルによって、その進捗や成果について定期的に点検・把握するとともに、社会的評価を行い、必要に応じて見直します。

図　ＰＤＣＡサイクルとまちづくりの管理イメージ

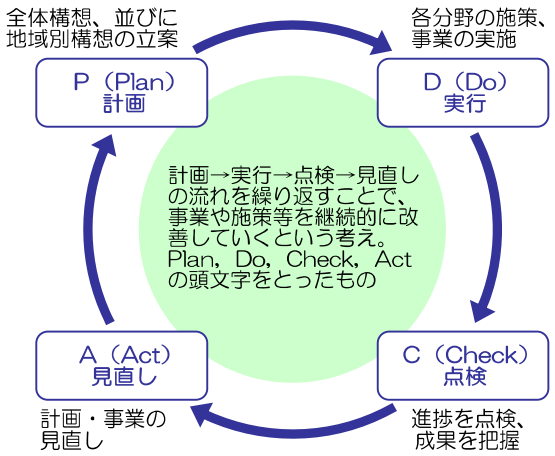

（２）都市計画マスタープランの見直し

本計画は、2030年（平成42年）を目標としていますが、近年の目まぐるしい社会経済情勢の変化を踏まえ、概ね5年を基本として事業や施策の進捗状況について点検し、その成果を見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行うものとし、中間段階である概ね10年後に全体の改訂を実施することとします。

図　都市計画関連・まちづくり事業スケジュール（当初計画）

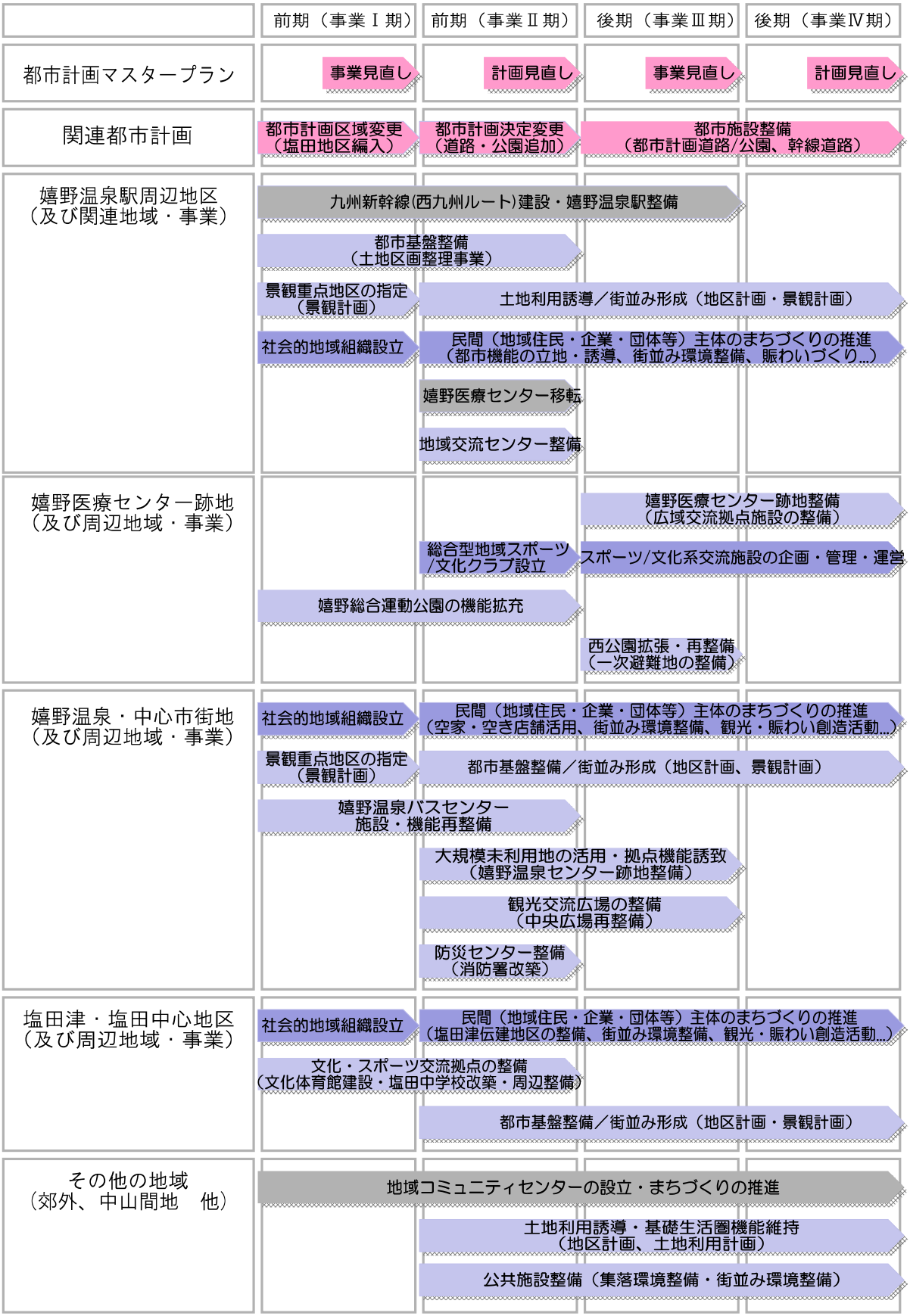

図　前期（2012～2020）推進施策・目標像

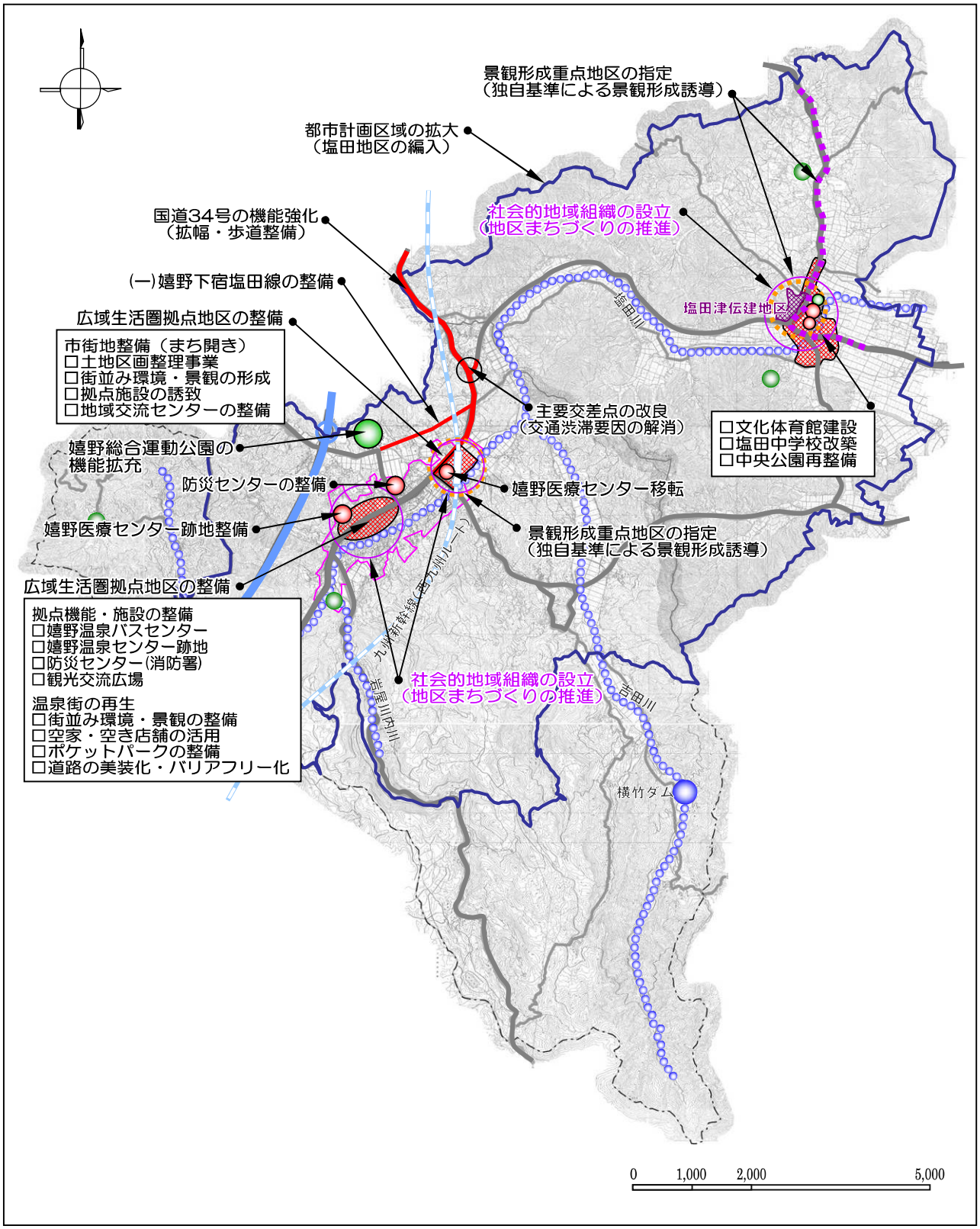

資料編

URESHINO-CITY Master Plan Concerning City Planning / 2012-2030

資料編

用　語　集

【あ行】	
アイデンティティ	主体性。環境や時間の変化に関係なく他と差別化を図るための独自性。
アウトカム指標	ある政策等によりサービス等（ある施策等の対象者に直接に提供された金銭、モノ、またはサービス）を提供した結果としてもたらせる成果を指標としたもの。
アクセス	目的地へ到達すること。または、その経路・手段。
アクセシビリティ	目的地への到達性（到達のしやすさ）。
アメダス（AMeDAS）	気象庁の地域気象観測システム。
アメニティ	環境などの快適性。
移動制約者	さまざまな移動・交通行動において介助や機器を必要としたり，困難や身体的苦痛を伴ったり，安全な移動が困難であるなどの制約を受ける人。高齢者・障がい者だけでなく、妊産婦、幼児連れの人、荷物を持つ人など広い枠組みで捉える。本計画では、子供など車社会において移動手段に自家用車を用いない人を指す。
インフラ	インフラストラクチャーの略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。
温室効果ガス（ＧＨＧ）	地球に温室効果をもたらすガス。二酸化炭素、メタン、亜鉛化窒素、フロンなど。

【か行】	
外郭	そとまわり、外側のもの
開発許可制度	切盛土などの造成によって土地の区画形質を変え、農地や山林など宅地以外の土地を宅地にする開発行為を規制・誘導し、計画的なまちづくりを図ることを目的とした都市計画法における許可制度。
開発行為	建築物の建築又は特定工作物を建設する目的で土地の区画形質を変更すること。
買回品	婦人服・呉服・靴といった、消費者が価格・品質・色・デザインなどを比較検討したうえで購入する商品。⇔最寄品
改良済	計画路線が計画通りに整備されている状態。
概成済	計画路線上、あるいは、隣接して供用している道路があり、かつ、その道路の幅員が計画幅員の３分の２以上ある状態。
界隈	そのあたり一帯。付近
狭隘道路	車の通行に支障のある道幅の狭い道路。幅員4m未満の道路のこと。
郷土	故郷。その地方・土地。
共同体	家族や村落など、血縁や地縁に基づいて自然的に発生した閉鎖的な社会関係、または社会集団。協同体。
クオリティ･オブ･ライフ（ＱＯＬ）	生活の質。人間らしい望みどおりの生活を送ることができるかを図る尺度として働く概念。単に質が高い生活というだけでなく、充実感や満足感のある生き方ができるかの視点で判断される。

グローバル化	社会的、経済的な連関が国家や地域などの圏域を越え、地球規模に拡大する現象。
工業統計	製造業の民間事業所の活動を把握するために、経済産業省が毎年行うセンサス。
工業立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるよう、敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力・地熱発電所を除く）の工場の新設・変更等に対し、生産施設を敷地の一定割合以下に制限するとともに、敷地内に一定割合以上の緑地等を設置し届け出ることを義務付ける法律。
交通結節点	鉄道駅、インターチェンジ、バスターミナルなど複数の交通手段（徒歩を含む）が集中的に結節し乗り継ぎが行われる場所。
交通鎮静化	走行路の蛇行や凹凸の設置など道路構造上の工夫による自動車の走行速度の抑制と、必ず元の位置に戻らなければならない道路網などによる通り抜けの防止、歩行者空間や生活空間が違法駐車に占領されないように駐車可能な空間を花壇などで減らすなどの取り組み。
国勢調査	全国都道府県及び市町村の人口等明らかにし、各種施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的に、国内全居住者を対象に、総務省統計局が５年ごとに行う調査。
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
コンセンサス	意見の一致。合意。
コンパクトなまちづくり	人口の少子高齢化や環境問題、財政状況の悪化等をふまえ、拡大・拡散を伴う都市化社会から、都市型社会への移行をめざし、消費や生産、公共サービスなどさまざまな機能をコンパクトに集中させることで都市の活力を持続させるまちづくり。
コンベンション	集会。大会。

【さ行】

社会的地域組織	本計画では、住民・地権者・事業者等で構成した、行政サービス以外の地域のまちづくりを主体的に企画・開発・運営する組織を指す。街並み環境の整備や地域の公共物（公園など）の維持管理、防犯・防災活動、イベント開催など活動は多岐にわたる。
集客	客を集めること。または、客が集まること。
集約型都市構造	都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携した都市構造。
商業統計	商業の実態を調査するために、経済産業省が３年ごとに行う商業を営む事業所の全数調査。
新エネルギー	太陽、風力、地熱等の自然エネルギー、メタノール等の合成燃料、並びに燃料電池やゴミ発電等の新しいシステムを含めたエネルギー。
親水空間	河川などの水に親しむ、または、水との親和性がある空間。
ストロー効果	交通網の開通・発達により、交通基盤の「口」として経済活動が集中する都市・地域と、消費などの都市活動が流出する都市・地域に分かれ、発展したり衰退したりする現象。
センサス	すべてを対象に行う調査。
線引き制度	区域区分。都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。
総合型地域スポーツ/文化クラブ	総合型地域スポーツクラブ（多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブで、内輪で楽しむ「私益」ではなく、地域住民に開かれた「公益」を

目指した、経営意識を有する非営利的な組織）を文化系活動にまで拡げたもの。

【た行】	
ターミナル	鉄道・バスなどの終着駅。また、交通路線が集中し、発着する所。
耐久消費財	自動車、家電、家具など長期に渡って使用される商品。
ダウンサイジング	規模を縮小すること。コストダウンや効率化のために小型化すること。
多自然居住地域	中小都市と中山間地域を含む農山漁村等の豊かな自然に恵まれた地域。
種地	開発等に利用し、将来役に立つ土地。
地区計画	都市計画法の制度で、住民の意見を反映させて地区単位でつくる、地区独自のまちづくりのルールとなる計画。
知識集約型産業	研究開発、デザイン、専門的知識など、高度で多面的な知的労働や高度な組立て技術を必要とする産業。
着地型観光	旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する観光の形態。 ⇔発地型観光（旅行会社などが企画、手配、販売・集客、実施を行い、出発地から旅行客を観光地に送り込む旅行パターン）。
伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第143条第1項または第2項の規定により、市町村が、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの、及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、地域地区として都市計画決定、または条例で定めた地区。特に我が国にとって価値が高いと判断された地区は、日本の文化財保護法第144条の規定に基づき、市町村からの申出を受けて，国が重要伝統的建造物群保存地区に選定する。
道路交通センサス	道路交通の現況を把握し、将来の道路整備計画の立案資料とするため、国土交通省や関係機関が実施している全国規模の交通量及び道路現況調査。
特別用途制限地域	用途地域が定められていない都市計画区域内又は準都市計画区域内において、良好な環境の形成、保持を図る観点から必要な土地利用規制を行う地域。
都市機能	都市において活動する主体（住民・生活者、企業・事業者、行政体など）の多様なニーズに対応する機能。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、「土地利用」、「都市施設」、及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定める計画。
都市計画区域	「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」として都道府県が指定する区域。
都市計画基礎調査	都市計画に関する基礎調査。都市計画法に基づき、概ね５年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。
都市構造	都市を形成する上で骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成。
都市施設	道路、公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保する上で必要な施設。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内において、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更や道路、公園、広場などの公共施設の新設又は変更を図る事業。

土地利用基本計画	国土利用計画法に基づき都道府県が定めるもので、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然閑居保全法などの個別規制法に基づく各種土地利用計画の上位計画にあたり、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本に策定する。

【な行】

ニーズ	要求。需要。
農地転用	農地として登記してある土地を、他の用途に転用すること。

【は行】

バリアフリー	社会生活における物理的・制度的な障害・障壁を取り除き、高齢者や障害者にも使いやすいような状態。
ピクトグラム	情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）
ビジット・ジャパン・キャンペーン	外国人旅行者の訪日を飛躍的に拡大し、2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にするという目標を達成するため、国、地方公共団体及び民間が共同して取り組んでいる戦略的訪日促進キャンペーン。
ホスピタリティ	心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待の精神。
牧歌的	田舎風の、穏やかで素朴なさま。
ポテンシャル	可能性としての力。潜在的な力。立地ポテンシャルは、その土地（場所）が各種施設や機能を立地する可能性という意で使用。

【ま行】

まちづくり三法	改正都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地における市街地の整備改善および商業等の活性化の一体的推進に関する法律。1998年制定、2006年改正。
マニフェスト	宣言書。声明書。政党や候補者が政権獲得後に実施する政策を具体的に挙げ、実施時期と予算措置について明確に有権者に提示した文書（政権公約。政策宣言）。
モビリティ・マネジメント	ひとり一人の住民や一つ一つの職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促すことで「過度な自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」への変えていく一連の取り組みで ・環境や健康などに配慮した交通行動を大規模かつ個人的に呼びかけていくコミュニケーション施策 ・交通システム運用改善等の交通需要マネジメント（TDM）施策 ・交通システムそのものの改善や新規導入 ・前記のお諸施策の実施主体の「組織の改変」や「新たな組織の構築」 等の各種施策を実施する。
最寄品	食料品・日用雑貨・タバコといった消費者が近くの小売店で頻繁に購入するような商品。⇔買回品

【や行】

山裾	山の地形を高低差に基づき相対的に分類する空間属性の一。本計画では、ひとつの山

	に対し、「山麓」→「山裾」→「山腹」→「山頂」と分類する。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍・居住地の違いや、身体障害の有無、能力の如何、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの人が使いやすいように、施設、環境、製品などをデザイン（設計）すること。または、そのデザイン（設計）
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地のそれぞれの地域において好ましい土地利用誘導や環境形成の方針に応じて12種類に分類し、建物の種類や大きさ、高さなどを定める。

【ら行】

ライフスタイル	生活様式。衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含む。
ランドマーク	その土地の目印や象徴となるような建造物や山などの地形。
リーシング	商業施設の企画開発、運営、物件やマーケットニーズ、テナントニーズ等を見極め、マーケティング財務などの経営判断に基づき、適切なテナント誘致計画を立案し、実行する業務。
緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。
レクリエーション	仕事・勉学などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽。
連担	それぞれが拡大することで、連なり、相互に融合すること。

【わ行】

【アルファベット】

ＭＩＣＥ	企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨･研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention)、イベント、展示会・見本市（Event/Exhibition）の頭文字（※マイスと呼称)。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。
ＮＰＯ	Non Profit Organizationの略。社会的活動を行う非営利民間団体。特定非営利活動促進法（平成10年制定）により、認定団体には法人格が与えられる。